

第86号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(長崎市あぐりの丘)

	ページ
1 施設の概要	1～3
2 指定管理者候補者の概要	3～4
3 指定の期間	4
4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由	4～6
5 位置図等	7～11

【参考】

1 事業計画書	12～209
2 指定管理者候補者選定審査会審査報告書(写)	210～216
3 募集要項、仕様書	217～263

こども部

令和4年6月



1 施設の概要

- (1) 名称 長崎市あぐりの丘
- (2) 所在地 長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町 (P7参照)
- (3) 施設の範囲 23.0ha (区域図 (P8参照)、施設図 (P9参照))
- (4) 設置年月日 令和4年10月28日 (金)
- (5) あぐりの丘の概要

ア 設置目的

本市は、子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資するため、長崎市あぐりの丘を長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町に設ける。

具体的には、次に掲げる場を提供する。

- 自然環境や全天候型子ども遊戯施設等を活かした遊び・体験ができる場
- 子どもを中心として、すべての世代が集い、楽しみながら世代を超えた交流の輪が広がる場
- 自然の風や光、季節を体感するとともに、施設を活用しながら心身のリフレッシュを醸成する場

イ 開園時間及び休園日

(7) 開園時間の承認の基準

午前8時から午後6時までの時間帯を基本とし、1日10時間以上

(4) 休園日の承認の基準

なし

ウ 入園料及び駐車場使用料 (全天候型子ども遊戯施設を除く。)

無料

エ 行為の制限に係る使用料

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円
	1月	1,613円
興行	1平方メートルにつき1日	18円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円

※全天候型子ども遊戯施設を除く。

(6) 全天候型子ども遊戯施設の概要

ア 設置目的

あぐりの丘に、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる施設として、全天候型子ども遊戯施設を置く。

具体的には、次に掲げる場を提供する。

- 天候や年齢、障害の有無等に関わらず、子どもが安全・安心に遊べる場
- 子どもがのびのびと遊びながら健やかに成長できる場
- 子ども同士の交流の輪が広がる場

イ 構造 鉄骨造平家建

ウ 延床面積 1,753.67㎡

エ 開館時間及び休館日

(7) 開館時間の承認の基準

午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上

(イ) 休館日の承認の基準

毎週水曜日(学校の休業期間(夏休み等)を除く。水曜日が休日の場合は翌営業日)及び年末年始

オ 入館料

入 館 者	入館料(1人1回につき)	
	個 人	団 体 (1-5人以上)
子ども※1(小学生まで) *子どもの保護者等が同伴する者	※2 250円	※2 200円
子どもの保護者等(保護者又は、満18歳以上の付添人) *子どもを同伴する者	100円	80円
子どもの保護者等が同伴する満18歳未満の者 (中高生等)*子どもを除く。	100円	80円

※1「子ども」とは、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

※2 1歳未満の者の入館料は無料。

カ 全天候型子ども遊戯施設の内容

室名等	面積 (㎡)	主な内容・設備
子どもの遊び場	1,067.76	乳児、3-5歳、小学校低学年、小学校高学年用の遊び場スペース
畳スペース	14.97	乳児の遊び場として使用
多目的スペース	72.99	保護者等の休憩・見守りスペースとして使用
授乳室 (1、2)	18.11	入館者の授乳スペースとして使用
多目的トイレ (1、2、3、4)	29.16	子どもの遊び場付近のトイレ
エントランス	51.92	受付、券売機
トイレ	69.56	入口付近の多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレ
ロッカー室	24.12	入館者の荷物の保管場所
回廊	174.45	エントランスから各遊び場や多目的スペースを回廊するスペース
事務室	78.76	指定管理者の事務室として使用 ※給湯室、更衣室 (男子・女子)、会議室を含む
救護室	14.58	体調が悪くなった入館者の休憩スペースとして使用
機械室 (1、2、3)	87.68	機械設備の設置場所
倉庫 (1、2)	28.20	
廊下	8.84	

2 指定管理者候補者の概要

- (1) 名称 グロウスピア共同事業体
- (2) 所在地 長崎市金屋町1番7号
- (3) 代表者 (①代表団体) 株式会社KTNソサエティ
代表取締役社長 東島 尚志
- (4) 設立年月日 昭和62年11月2日
- (5) 主な事業内容 ア 広告代理店業務
イ プロダクション業務
ウ 催事事業業務
エ ビル総合管理業務
オ 人材派遣業 など
- (6) 指定管理の状況 なし

(7) 他の構成団体

	②構成団体	③構成団体	④構成団体
名称 (代表取締役)	株式会社 大和総業 (代表取締役 尾本 久男)	株式会社 松田久花園 (代表取締役 松田 英明)	株式会社 森谷商会 (代表取締役 森谷 八郎)
所在地	長崎市淵町3番9号	長崎市畝刈町1613番地 251	長崎市平間町1361番地
設立年月日	昭和61年3月31日	昭和49年4月15日	昭和33年1月27日
主な事業内容	ア 建築物環境衛生管 理技術者の選任・届 出・業務の代行 イ 建築物空気環境測 定 ウ 水質検査測定及び 代行 エ 建築物等設備管理 オ 建築物清掃業務	ア 造園工事(全般) イ 土木工事一式	ア 建設機械・産業用 機械・土木資材の販 売修理 イ 建設機械全般のレ ンタルリース ウ イベント式典関係 資材レンタル、会場 設営
指定管理の状況	なし	長崎公園 (R2. 4. 1~R7. 3. 31)	なし

3 指定の期間

令和4年10月28日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由

(1) 選定の経過

ア 応募団体数 3団体

イ 提案の概要

(7) 提案内容 ※参考1「事業計画書」参照

(イ) 管理運営体制

職 務	業務内容	人数
施設長	現地責任者、管理・運営統括	1人
施設統括	主催・自主事業に関する統括、広報・宣伝・事務・営業に関する統括、利用許可に関する統括	1人
施設管理主任	施設・設備の保守・修繕・その他委託業務統括、物品管理に関すること	1人
窓口主任	現地経理・庶務に関すること、料金徴収所・自主事業各部署の管理統括	1人
子ども主任	子ども遊戯施設運営	1人
窓口スタッフ	窓口業務、料金徴収	3人
子ども遊戯施設スタッフ	子ども遊戯施設運営	6人
清掃スタッフ	日常清掃	5人
動物飼育スタッフ	動物飼育に関すること、除草・灌水・花ガラ摘み	3人
計		22人

(ウ) 提案金額(指定管理料)

(単位:千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	金額
72,645	160,205	154,760	150,479	151,391	147,939	837,419

※委託料上限額: 868,431千円(約5年5ヵ月分)

(エ) 提案金額(指定管理料)の積算内訳

(単位:千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
支出	人件費	14,838	35,609	36,351	37,029	37,720	38,429	199,976
	需用費	16,772	38,748	38,801	38,354	38,373	37,995	209,043
	修繕料	3,690	9,245	9,245	9,245	9,245	9,245	49,915
	役務費	11,521	24,348	20,650	16,648	15,350	13,040	101,557
	事業費	23,682	48,138	45,640	45,140	46,640	45,167	254,407
	使用料・賃借料	1,431	3,433	3,433	3,433	3,433	3,433	18,596
	その他	711	684	640	630	630	630	3,925
	合計	72,645	160,205	154,760	150,479	151,391	147,939	837,419

ウ 指定管理者候補者選定審査会による審査

(7) 審査会の人数及び構成 5人

会 長 鎌田 英一郎（長崎大学教育学部）
職務代理人 中村 重遠（長崎青年会議所）
委 員 小幡 覚（九州北部税理士会長崎支部）
委 員 田崎 飛鳥（長崎市PTA連合会）
委 員 吉村 正春（長崎市レクリエーション協議会）

(4) 審査経過

回数	開催日	内容
第1回	令和3年12月13日	・会長及び職務代理人の選出 ・あぐりの丘の概要説明 ・募集要項等の説明及び協議 ・選考方法、選定基準の説明及び協議
第2回	令和4年3月23日	・現地視察
第3回	令和4年4月25日	・書類及び面接審査 ・採点、指定管理者候補者の選定 ・審査報告書の協議

(5) 審査報告書の概要

業務が多岐にわたるあぐりの丘の管理運営を行ううえで、グループを組み、各専門分野のノウハウやアイデアを活用し、業務の効率化が図られるとともに、確実な管理体制の構築が期待される。

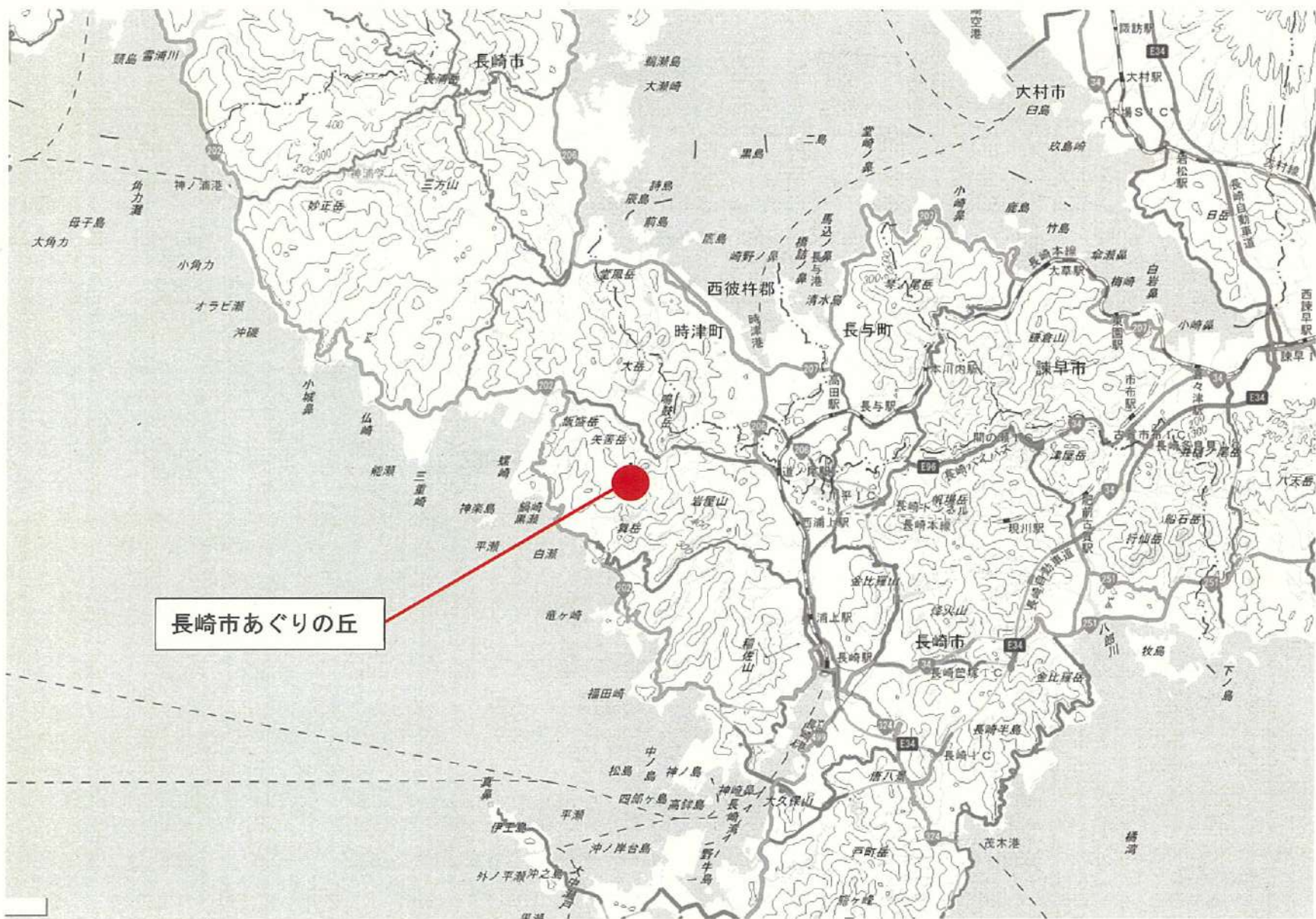
各応募団体から、基本事項、事業計画、管理運営体制の具体的な取り組みが提案されたが、第一順位の団体の提案が、第二順位及び第三順位の団体と比較して全ての取り組みにおいて評価が高い又は同じであり、また、価格においても、最も経費の縮減努力が見込まれることから、第一順位の団体である「グロウスピア 共同事業体」をあぐりの丘の指定管理者候補者に選定する。

※参考2「あぐりの丘指定管理者候補者選定審査会審査報告書（写）」参照

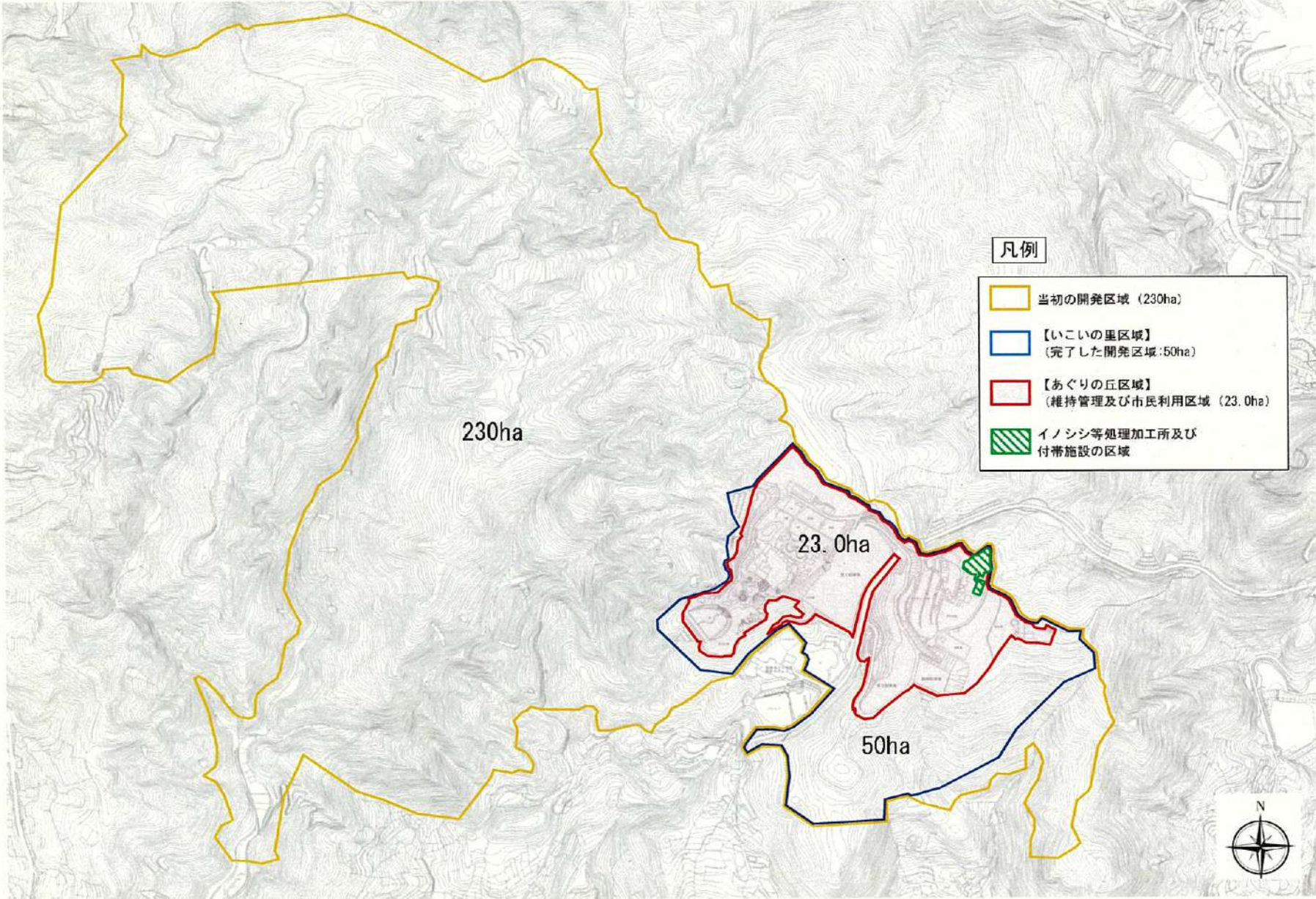
エ 選定理由

あぐりの丘指定管理者候補者選定審査会において、事業計画書等の内容や面接に基づき審査を行い、第一順位となった団体であるため。

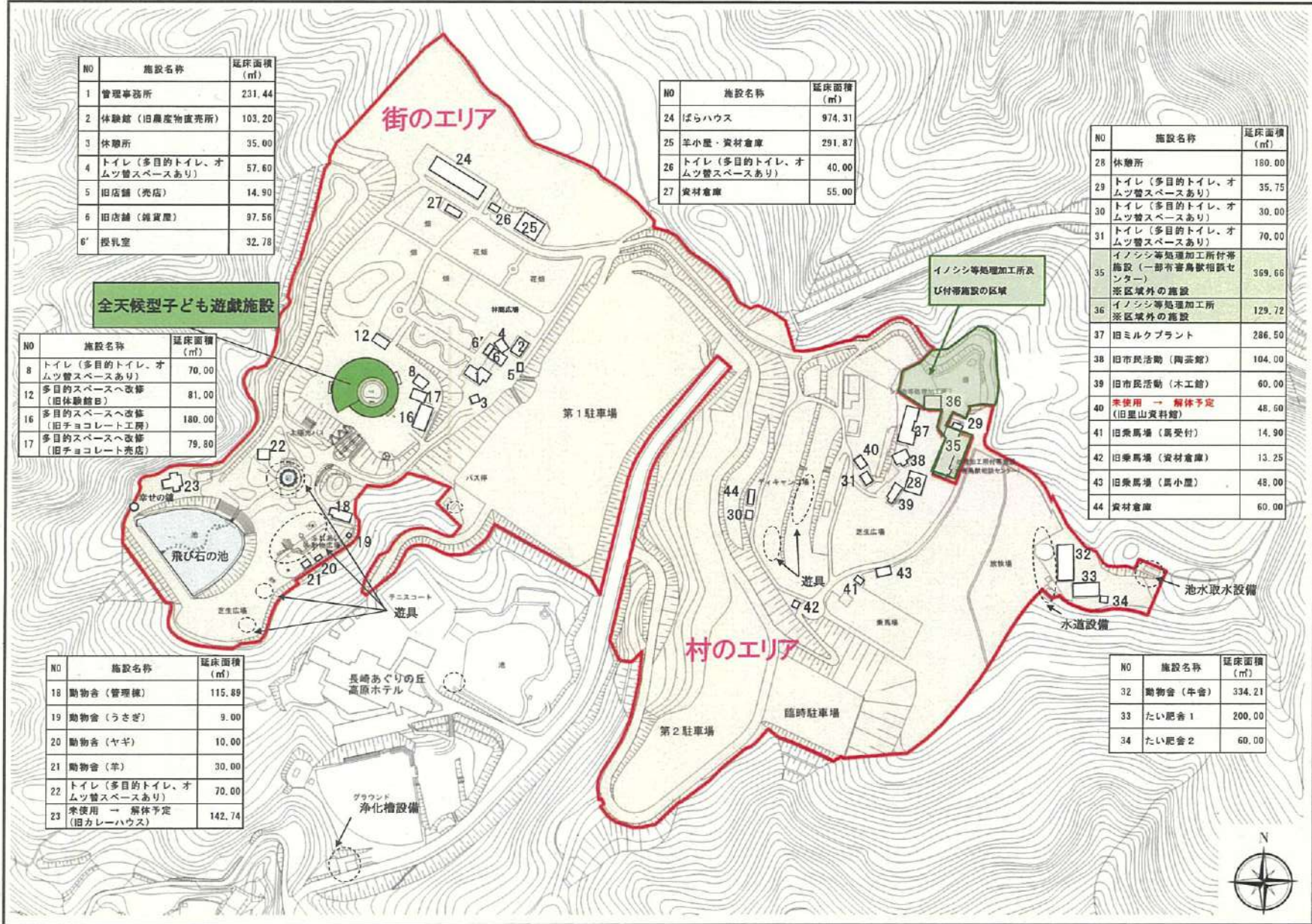
5 位置図等
(1) 所在地



(2) 区域図



(3) 施設図



NO	施設名称	延床面積 (㎡)
1	管理事務所	231.44
2	体験館 (旧農産物直売所)	103.20
3	休憩所	35.00
4	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	57.60
5	旧店舗 (売店)	14.90
6	旧店舗 (雑貨屋)	97.56
6'	授乳室	32.78

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
24	ばらハウス	974.31
25	羊小屋・資材倉庫	291.87
26	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	40.00
27	資材倉庫	55.00

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
28	休憩所	180.00
29	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	35.75
30	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	30.00
31	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	70.00
35	イノシシ等処理加工所付帯施設 (一部有害鳥獣相談センター) 茶区域外の施設	369.66
36	イノシシ等処理加工所 茶区域外の施設	129.72
37	旧ミルクプラント	286.50
38	旧市民活動 (陶芸館)	104.00
39	旧市民活動 (木工館)	60.00
40	未使用 → 解体予定 (旧墨山資料館)	48.60
41	旧乗馬場 (馬受付)	14.90
42	旧乗馬場 (資材倉庫)	13.25
43	旧乗馬場 (馬小屋)	48.00
44	資材倉庫	60.00

全天候型子ども遊戯施設

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
8	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	70.00
12	多目的スペースへ改修 (旧体験館B)	81.00
16	多目的スペースへ改修 (旧チョコレート工房)	180.00
17	多目的スペースへ改修 (旧チョコレート売店)	79.80

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
18	動物舎 (管理棟)	115.89
19	動物舎 (うさぎ)	9.00
20	動物舎 (ヤギ)	10.00
21	動物舎 (羊)	30.00
22	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	70.00
23	未使用 → 解体予定 (旧カレールーハウス)	142.74

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
32	動物舎 (牛舎)	334.21
33	たい肥舎 1	200.00
34	たい肥舎 2	60.00

【参考】 全天候型子ども遊戯施設新築工事の進捗状況

1 進捗率 75.0% (令和4年4月末現在)

2 施工状況の写真 (令和4年5月)

(1)全天候型子ども遊戯施設 (正面入り口から)



(2)全天候型子ども遊戯施設 遠景 (村のエリアから)



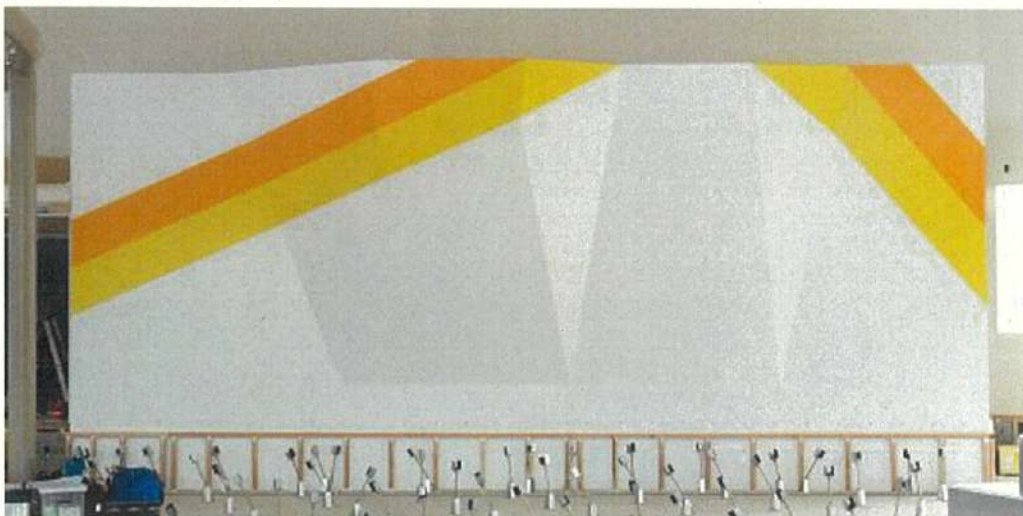
(3)全天候型子ども遊戯施設 遠景（ばらハウス周辺から）



(4)大型ネット遊具



(5)ボルダリングウォール





事業計画書

申請年月日 令和 4年 4月 15日			
施設名	長崎市あぐりの丘		
団体名	グロウスピア共同事業体		
代表者氏名	株式会社KTNソサエティ 代表取締役社長 東島 尚志		
所在地	長崎県長崎市金屋町1番7号	電話番号	095-822-1266
E-mail	ktns@ktns.co.jp	FAX番号	095-822-1267
現在運営している施設	所在地	主な業務内容	運営期間
長崎公園	長崎市上西山町	公園施設管理・動物飼育管理	自 H27年4月
			至 R7年3月
長崎市あぐりの丘	長崎市四杖町	受付・案内・体験実施等業務委託	自 H30年4月
			至 R4年10月
占勝閣緑地保全工事	長崎市飽の浦	緑地管理(樹木剪定、除草)	自 R4年3月
			至 R5年3月
長崎外国語大学緑地管理	長崎市横尾	緑地管理(樹木剪定、除草)	自 R4年4月
			至 R5年3月

事業計画（別紙可）

基本事項 1	<p>【基本方針】</p> <p>※あぐりの丘の管理、運営についての基本方針、理念を記載してください。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止策に対する考えについて記載してください。</p> <p>様式5 事業計画書 別紙</p> <p>長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P3～P35 参照</p>
基本事項 2	<p>【平等利用の確保】</p> <p>※施設の運営において、利用者の公平性を確保するための方策などについて記載してください。</p> <p>様式5 事業計画書 別紙</p> <p>長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P36～P42 参照</p>
基本事項 3	<p>【個人情報の保護】</p> <p>※施設利用者の個人情報の漏洩や滅失などの防止策や適切な情報管理のための方策などについて記載してください。</p> <p>様式5 事業計画書 別紙</p> <p>長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P43～P49 参照</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業計画 1</p>	<p>【施設の設置目的と計画】</p> <p>※施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるような事業計画について具体的に記載してください。</p> <p>※施設の現状認識や将来像、あぐりの丘の開園時間及び休館日、全天候型子ども遊戯施設の開館時間及び休園日についても記載してください。</p> <p>※施設の設置目的を達成するための、あぐりの丘及び全天候型子ども遊戯施設におけるプログラムの内容について記載してください。</p> <p>様式5 事業計画書 別紙 長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P50～P97 参照</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業計画 2</p>	<p>【サービスの向上】</p> <p>※利用者が快適に施設を利用できる取組み、情報発信（広告・宣伝）の取組み、自主事業など、年間を通じて施設利用者の増加や利便性を高めるための具体的なアイデアや計画などについて記載してください。</p> <p>様式5 事業計画書 別紙 長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P98～P113 参照</p>

事業計画 3	<p>【評価と改善】</p> <p>※事業の創意工夫や評価・改善をどのように行っていくか具体的な体制・方策について具体的に記載してください。</p> <p>様式5 事業計画書 別紙 長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P114～P116 参照</p>
管理運営体制 1	<p>【人員配置】</p> <p>※施設の運営を行うための職員の配置（配置人数、管理組織の構成、施設管理に必要な知識・経験を有する者、全天候型子ども遊戯施設に子どもの遊びに精通したスタッフの配置など）について記載してください。</p> <p>※指揮命令系統、組織図も記載してください。</p> <p>様式5 事業計画書 別紙 長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P117～P124 参照</p>
管理運営体制 2	<p>【収支計画】</p> <p>※あぐりの丘の管理・運営に係る収支計画を記載してください。</p> <p>※併せて、経費縮減の取り組みについて記載してください。</p> <p>様式5 事業計画書 別紙 長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P125～P129 参照</p>

<p>管理運営体制 3</p>	<p>【施設管理】 ※施設（花壇・花木、ばらハウス、動物など）や設備（清掃、点検業務、備品管理など）の維持・管理、職員研修などについての実施方針、実施計画などについて記載してください。 ※警備・保安計画についての考え方などを記載してください。</p> <p>様式5 事業計画書 別紙 長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P130～P155 参照</p>
<p>管理運営体制 4</p>	<p>【救急時の対応】 ※防犯、防災及び緊急時の対応・対策、連絡体制、人員配置などについて記載してください。 ※事故防止のための研修（訓練）の実施計画について記載してください。</p> <p>様式5 事業計画書 別紙 長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P156～P181 参照</p>
<p>その他</p>	<p>※上記の項目以外に特徴的な取組みや具体的な計画等があれば記載してください。 （地域との連携、他施設との連携等）</p> <p>様式5 事業計画書 別紙 長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書 P182～P189 参照</p>

※欄が不足する場合は、ページを追加してください。（書類には下部に連番をふること）
 また、別紙（任意様式）で提出することも可能です。

長崎市あぐりの丘 管理運営業務企画提案書

人と自然を育み、未来を描く!!



私たちの風、
『グロウスピア』長崎あぐりの丘



2022年4月

グロウスピア共同事業体
Growth Pia joint enterprise group

もくじ

基本事項

基本事項1

基本方針		P 3
経営理念と基本方針について		
はじめに		P 4
基本的な考え方		P 5
1. これまでの長崎市いこいの風「あぐりの丘」	P 6	P 9
2. リニューアルするこれからの「あぐりの丘」	P 9	P 13
3. 新たな時代に対応した公園緑地のあり方	P 13	P 15
次期戦略の考え方		
1. 利用する側の視点について	P 15	P 20
2. 施設を管理する側の視点について	P 21	P 25
私たちの管理運営の基本コンセプトについて		
1) 「魅力ある組織体制づくりと強みを活かした管理運営」	P 26	P 27
2) 「利用者促進に向けた実効性あるプログラムの達成」		P 28
3) 「スタッフ育成におけるプログラム研修の充実」		P 28
4) 「集客・収益に繋がる広告戦略と自主事業立案」		P 29
5) 「あぐりネットワークをはじめ市民活動団体・大学・幼稚園・地域の各種団体との連携・協働への取組」	P 30	P 34
次期5か年計画の方向性		P 35

基本事項2

平等利用の確保	P 36	P 42
---------	------	------

基本事項3

個人情報保護	P 43	P 49
--------	------	------

事業計画

事業計画1

施設の設置目的と計画		P 50
1) 基本的な考え方	P 51	P 52
2) 施設の現状把握と将来像について	P 53	P 58
3) 設置目的と事業計画に沿ったグループ構成	P 59	P 63
4) 設置目的と事業計画に沿ったグループ構成		P 64
5) 事業計画の策定にあたって		P 65
6) 全天候型子ども遊戯施設の設置目的と計画	P 66	P 73
7) 開園時間及び休館日について		P 74
8) 各種利用料金について		P 75
9) 主催事業及び、自主事業の考え方		P 76
10) 主催事業	P 77	P 85
11) 自主事業について (5か年計画)	P 86	P 97

事業計画2

サービスの向上		P 98
サービス向上の方策について		
基本的な考え方		P 99
1) Wi-Fi環境整備、ユニバーサルデザインによる園内環境整備・サイン計画	P 100	P 101
2) インフォメーションコーナーの充実 (案内所や休憩所の環境整備)		P 102
3) 各種サービス		P 102
4) 季節、天候に左右されない快適な回遊性を確保するサービス		P 103
5) 施設利用促進	P 104	P 105
6) 防犯の強化		P 105
7) 広告宣伝・情報発信	P 106	P 110
8) その他	P 111	P 113

事業計画3

評価と改善		P 114
1) 評価方法と改善の取り組みについて		P 115
2) 業務水準の維持・向上の方策について		P 116

管理運営体制

管理運営体制1

人員配置	P 117
1) 組織体制	P 118
2) 現地スタッフの採用及び配置について	
(1) 採用と配置について	P 119
(2) 現地組織図	P 120
(3) 雇用について	P 121
(4) スタッフ研修について	P 121 ~ P 122
(5) 職場環境の改善について	P 123
(6) 経費事務について	P 124

管理運営体制2

収支計画	P 125
1) 主催事業の収支計画のについて	
主催事業の収支計画の考え方	P 126
経費繰渡の考え方	P 127
修繕について	P 128
2) 自主事業の収支計画について	
考え方	P 129

管理運営体制3

施設管理	P 130
施設管理についての考えかた	P 131
1) 施設管理（花壇・花木、ばらハウス、動物飼育）について	
基本理念	P 132
(1) 花壇・花類管理	P 133
(2) 芝管理	P 134
(3) 樹木管理	P 135 ~ P 137
(4) ばらハウス管理	P 138
花ごよみ	P 139
花マップ	P 140
(5) 動物飼育管理	P 141
(6) 安全管理について	P 142 ~ P 143
(7) 残々がめざすもの	P 144
2) 施設管理（設備の維持管理）について	
考え方	P 145
(1) 保守・点検について	
基本理念	P 146
施設の設備点検	P 146 ~ P 147
(2) 清掃について	
衛生管理	P 148
基本理念	P 149
清掃基準	P 149 ~ P 150
(3) 衛生管理について	P 151 ~ P 153
3) 備品管理について	P 154
4) 遺物・その他施設管理について	P 154
5) 警備・保安計画について	P 155
6) スタッフ研修について	P 155

管理運営体制4

緊急時の対応	P 156
危機管理体制について	P 157 ~ P 176
1) 緊急時の連絡体制について	P 177
2) 緊急時の組織体制について	P 178
3) 緊急事態の区分と対応方針	P 179
4) 緊急時の対応について	P 180 ~ P 181

その他

その他	P 182
1) あぐりの丘「公式アプリ」と公式Webサイトの併用型運用	P 183 ~ P 184
2) SDGsへの取組み	P 185 ~ P 189

基本事項

基本方針

経営理念と基本方針について

《はじめに》

今回の指定管理者公募にあたり、「あぐりの丘」が新たに生まれ変わります。

長崎市では、第2期総合戦略において、子育て環境の充実を図る「こども元気プロジェクト」を掲げております。豊かな自然環境の中で、次世代を担う子ども達に遊びを通じて多様な体験・交流などを提供できる親子の遊び場をつくることも取組みの一つであります。そして、地域再生計画「あぐりの丘」の新たな魅力向上事業として、全天候型子ども遊戯施設をオープンいたします。「子連れでも出かけやすく楽しめる、天候に左右されない子供の遊び場」として、子育て世代への高いニーズに応えるとともに、「あぐりの丘」のコンセプトを「農業体験施設」から「子供を中心とした全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流の場を提供する施設」へとリニューアルいたします。

「あぐりの丘」が屋内・屋外の遊びや自然体験などができる魅力的な場所となることで、WITHコロナにも対応したマイクロツーリズムの場となり、子育て世代を中心とした多くの人が訪れ、交流する新たな賑わいの場としての期待が寄せられます。

長崎市民、そして長崎市の大きな期待を背に指定管理者に求められること。施設を安全に維持管理するスキルは当然持ち合わせたくえで、長崎市の地方創生として目指す将来像を、この「あぐりの丘」のコンセプトに沿って具現化する必要があります。

私たち共同事業体は、各社ともに地域に根ざした企業活動の促進による安定的な雇用と地域の活性化に取り組んでおります。また、これまで「あぐりの丘」の委託業務をはじめ、公園管理や施設管理など様々なスキルを有するほか、イベントや企画立案による集客力、各種ソースによる情報発信力、今まだ続く感染症対策の管理能力など各分野において県下の中でもトップクラスのスキルを有しております。私たちは「施設管理能力」と「事業運営能力」を持って、リニューアルした施設の魅力を最大限に活かし、多くの人が訪れ、交流する賑わいの創出へと取り組んでまいります。さらに、リニューアルを契機として、市民活動団体、大学、教育機関圏域の各種団体との連携による子育てを応援する場の創出や観光・産業振興による交流人口の拡大など、実現性のある事業計画の策定を行い実践してまいります。

基本方針

経営理念と基本方針について

Growth Pia

『グロウスピーア』長崎あぐりの丘

グロウスピーアとは、

長崎あぐりの丘の自然豊かな環境のもと、
親子の体験や遊びを通して成長できる場所であり、
多世代の交流や仲間が集い、楽しむ、そして、喜びに溢れる理想郷

「グロウス」(Growth) = 「成長」「発達」「発展」と
「ピア」(Pia) = 「ユートピア(理想郷)」を合わせた造語。

また、カタカナで「ピア」と表記することで、「仲間」「支援」「楽しさ」「嬉しさ」を表現。

また、私たち指定管理者も訪れる人とともに
「成長」「発展」する。

学びの場・体験の場・遊びの場など、携わるスタッフもまた日々成長し子育て世代の支援に取組み、

市民活動団体や大学、圏域の各種団体との連携・協働による交流を深める場を創出。

広域的な利用促進に向け発展し、施設が成長し続ける。





基本方針

経営理念と基本方針について

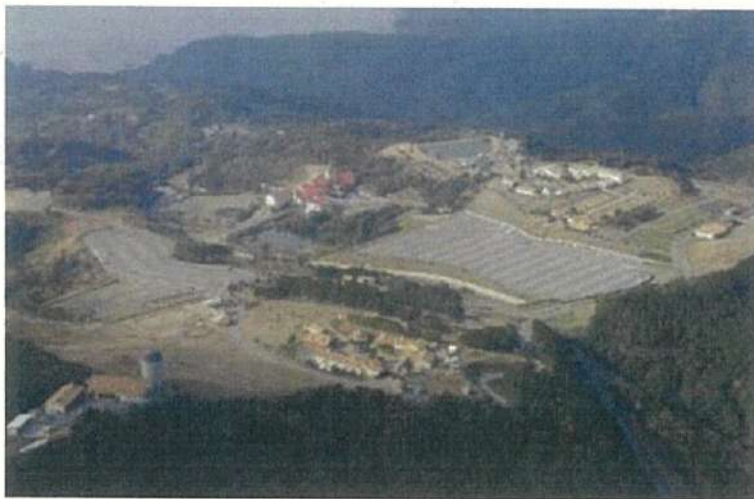
❖ 基本的な考え方

1. これまでの長崎市いこいの里「あぐりの丘」

平成10年7月18日にオープンした長崎市いこいの里「あぐりの丘」は、長崎市の北西部に位置した緑と自然、そして海を見渡せる眺望の中で、子どもを中心に家族や各世代が土や動物に触れ合う、農業公園型レジャー施設として、長年、市民に親しまれてきました。

《「あぐりの丘」事業は以下の目的に沿って施行された》

- ①長崎市の地形制約から不足しがちであった公共的憩いの場を、遊休公有地を活用して、広く市民に提供する。
- ②土に親しむ機会、自然を満喫する機会に恵まれない都市生活者に自然や動物との触れ合いを通じて、農業の理解や体験などのほか、家族のレクリエーションなど交流の場を提供する。
- ③新たな雇用創出として、就業機会の増大を図るとともに、若者の地元への定着化を推進する。



【オープン当時のあぐりの丘】



【開園当時のゴーカート】

《「あぐりの丘」事業の経緯》

【平成10年7月】 農業体験型レジャー施設「あぐりの丘」を開園

農畜産物加工施設(ミルクプラント・ソーセージ工房)、レストラン、ビール工房、ミニ遊園地など整備して運営。(維持管理は(株)長崎ファミリーリゾート、運営は(株)ファームの共同運営)

【平成18年度】 施設管理に加え運営も長崎市が直営

(株)長崎ファミリーリゾートの解散(平成13年)、(株)ファームの撤退(平成18年)

※開園当初は、約47万人の来園者があったが、約16万人まで落ち込む

基本方針

経営理念と基本方針について

【平成21年度】 いこいの里再整備計画を策定

農業体験型施設としての運営強化(水産農林部へ移管)、「市民参加で創る、人と自然のつながりを思いだし体感する場」及び、「食農教育」という具体的なコンセプトを掲げ施設整備を行う。



【平成25年度】 市民協働の取組みを始める

市民団体数や活動プログラム数の増加により、平成27年度以降からの来園者数が毎年30万人前後と推移している。



【平成30年度】 施設の方向性を変更

「土と自然に親しむレクリエーション場」から「遊びを通して子どもの成長をみんなで育む施設」へと施設のコンセプトの変更



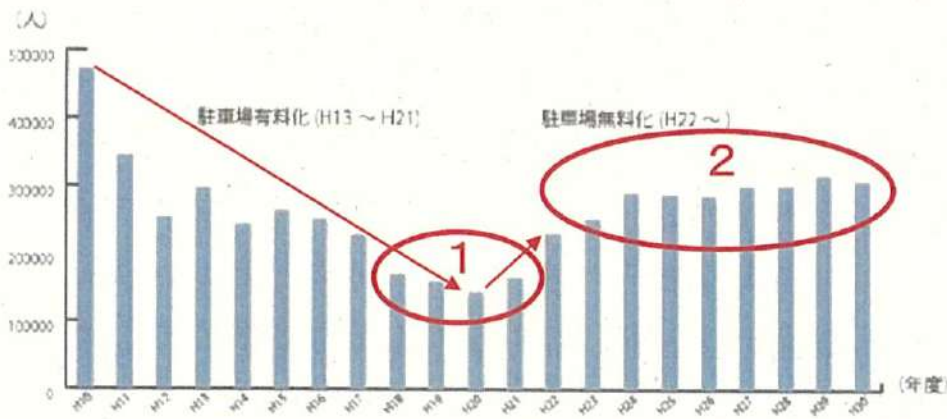
〈令和2年度に「全天候型子ども遊戯施設の実施設設計を実施」〉

〈令和3年度に「全天候型子ども遊戯施設」の建設工事に着手〉

基本方針

経営理念と基本方針について

■年度別の推移 (H10～H30)



年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
来園者 (人)	472,694	343,887	235,354	257,894	244,841	263,940	251,278	228,523	171,833	160,363
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
来園者 (人)	145,417	181,618	232,686	252,704	291,563	289,191	285,920	300,714	301,516	318,313
年度	H30									
来園者 (人)	329,342									

〈来園者数の年度別推移〉

開園当初は、約47万人の来園者があったが、運営母体企業の撤退や駐車場を有料化したのも要因となり、平成20年度には約16万人まで落ち込む(グラフ①)

平成22年度以降は、長崎市直営のもと、ふれあい動物広場や親水広場の整備、駐車場の無料化により来園者の回復を図る(グラフ②)

平成25年度から、市民団体との協働の取り組みや市主催の体験プログラム「食育系」「自然系」「福祉系」「どうぶつふれあい系」「ものづくり系」など体験・学びなどプログラムの充実を図り、安定した集客を確保(グラフ③)

《施設の現状と課題》

開園して20年あまりが経過し、建物の外壁・屋根・窓など施設の老朽化が進むとともに、初期の飲食産物加工の整備などもほぼそのままの状態で使用されず残っている。



基本方針

経営理念と基本方針について

現在、多くの市民団体が独自の活動を展開し、また、充実した体験プログラムの実施により、市民に親しまれる場所として安定した集客を維持している一方で、施設の老朽化や施設全体に対する魅力の低下など指摘する声が多く、現状のままでは、更なる来園者の増加は厳しいのが現状である。

しかし、施設として荒廃感が漂う現在においても来園していただける方が年間約30万人いるのも事実。その約7割がリピーターであり、「あぐりの丘」の自然環境や年間を通じた体験プログラムなどを楽しみに訪れています。また、市民団体の活動も大きな役割を果たしております。

このことから、新たな子どもの施設「全天候型子ども遊戯施設」の機能に加え、これまで継続してきた市民団体との協働事業や体験プログラムの強化を図るとともに、自然豊かな里山の魅力を活かし、「あぐりの丘」全体を楽しめるブランディングが必要である。

◆基本的な考え方

2. リニューアルするこれからの「あぐりの丘」

《基本構想》

「全天候型子ども遊戯施設」がオープンすることを契機として、「あぐりの丘」のコンセプトを「農業体験施設」から、「子どもを中心とした全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供する施設」にリニューアル

「あぐりの丘」の再生・活性化することと、雨天時や気候条件が厳しい時期でも、子ども達が遊べる場としての市民の要望に応える施設であり、何度でも行きたくなる「高揚感」「期待感」がもてる施設となる。

- ◆ 子どもたちが「ワクワク」し、何度でも挑戦したくなる遊戯空間
- ◆ 風や光を感じ、季節を体感できる里山の遊戯空間



基本方針

経営理念と基本方針について

《期待》

- ・子どもが思いっきり遊びながら成長できる施設となる。
- ・「あぐりの丘」でなければ体験できない施設という差別化された価値を持つ施設となる。
- ・リニューアルを契機に、施設の老朽化や施設全体の荒廃感を払拭し、新たな魅力を創出する施設となる。
- ・「全天候型子ども遊戯施設」の開設は、「あぐりの丘」のブランディングのリーディングプロジェクトとして位置付け、その後の展開を視野にハード面としての施設のみならず、運営や開設後のイベント・催事などソフト面にも期待が持てる施設である。

《効果》

【指定管理者制度の導入による効果】

「あぐりの丘」全体の新たな魅力を創出するため、民間のノウハウを活かした事業を展開させ、民間事業者から収益事業の提案を求め、新たな雇用の場が生まれる。

【市民活動団体と連携した子育て支援】

当該施設を整備するあぐりの丘は、平成25年度から市民協働との取組みを開始し、竹細工や陶芸体験、自然素材や羊毛などを使った「ものづくり体験プログラム」や布の絵本とおもちゃあそびなどの「子どものまなびプログラム」などが実施されていることから、今後も、市民活動団体と連携した子育て支援プログラムを実施することにより、市民活動団体と協働した子育て支援の充実や多世代交流の場が創出され、子育てをみんなで応援する場所となることが期待できる。

【大学・保育所等と連携した子育て支援】

市内大学の保育系学部と市内保育所等とが協働し、大学生の実習の場としての活用や、共同イベントを開催するなど、学生が子育てを学び・支援する場を創出し、子どもはみんなで育てるという本市の方針を体現する施設とするとともに、地元就職の促進に繋がる。

【周辺の宿泊施設との連携】

当該施設近隣に、民間が運営する宿泊施設がある環境を活かし、双方の情報発信や共同イベントを開催し、集客力の向上や宿泊者の増加など相乗効果に繋がる。

基本方針

経営理念と基本方針について

【交通事業者との連携】

アクセスについては、市内中心部から路線バスが運行されておりマイカーを利用しなくても来場が可能であるが、更なる利用者が来場しやすく、集客力の向上につなげるため、バスの増便について交通事業者と連携を図る。

【圏域との連携】

圏域(長与町及び時津町など)と連携し、施設の情報発信や子ども・子育て世代向けのイベントの周知等を行い、利用促進を図るとともに、連携した物産展の開催や観光情報の発信を行い、圏域で更なる賑わいを創出し、市外からの交流人口・定住人口の拡大や広域的な観光振興に繋がる。

また、子どもの屋内遊び場がない同様の課題を抱える長与町及び時津町にとっても、近隣に全天候型子ども遊戯施設ができることから、長崎市と2町の保育所や幼稚園等との合同での遠足やイベント開催など、施設を積極的に利用できるプログラムを実施し、交流を深める場を創出するなど、施設の広域的な利用促進を図ることで、広域における子育てしやすい環境の充実に寄与できる。

【子育てしやすい環境の充実】

子育て世代のニーズに応える、天候に左右されない全天候型子ども遊戯施設を整備し、子どもの遊び場や親同士の交流・子育て情報交換の場などを提供することで、子連れでも出かけやすく楽しめる場所が増え、親子の絆が深まり、親同士や年齢が異なる子ども同士、世代を超えた交流の場が広がり、子どもが遊びを通じて成長するとともに、親にとっても子育ての学び、交流、憩う場となることで、子育てしやすい環境の充実に繋がる。

また、市民活動団体、大学、近隣自治体等と連携した子ども・子育て世代向けのイベント等を実施し、みんなで子育てを応援する場が創出できる。当該施設を活用して、子育て中や子育て後の就職支援セミナーを開催するなど、女性の活躍のためのキャリア支援の場としての活用にも期待がもてる。

【多世代交流の場】

異なる年齢、多世代との遊びや体験ができる場を提供することで、子どもたちが様々な人と関わり、多様な遊びのモデルをたくさん見ること、子どもたちが多くのことを学び社会性を育まれる。また、保護者にとっても様々な年齢の子ども達の遊ぶ様子を見ることで、子育てのよい学びの場になるとともに、施設と一緒に遊び・交流することで、新たなつながりが生まれ、地域でのつながりづくりに寄与できる。

基本方針

経営理念と基本方針について

【食農教育の推進】

あぐりの丘への利用者が増加することで、現在あぐりの丘で実施している野菜の収穫体験や収穫物を使った料理体験などへの参加者も増加し、食農教育の推進が図れる。

【観光・産業振興】

観光・産業振興分野とも連携し、地元特産品などの物産展の開催による地域製品の消費拡大、販路拡大の機会を提供するとともに、豊かな自然環境の中で、屋内・屋外遊びや自然体験等ができる場として魅力を高め、エリア周辺への経済効果の波及も期待される。

基本方針

経営理念と基本方針について

❖基本的な考え方

3. 新たな時代に対応した公園緑地のあり方

ここでは、公園緑地、都市公園に求められる考え方を理解することで、「あぐりの丘」の施設管理運営の考え方として参考となる部分において取組んでいきたいと考えます。

公園緑地は子どもの遊び場やスポーツ・レクリエーション空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間等の多様な機能を有する根幹的な施設であり、これまで多くの公園が整備されてきた。

これらの公園については、少子高齢化や施設の長寿命化等、社会情勢の変化もあり、公園に求められる役割・機能についても徐々に変化しつつあります。このような中、変化に対応しどのような機能が求められ必要であるかを見極め、新たな発想をもって事業を進めて行くことが求められています。新たな手法を積極的に取り入れ、市民、民間事業者など多様な主体とともに分担や連携を図りながら、将来にわたりその機能を継続させて行かなければなりません。

○多様な主体による公園緑地事業の推進

緑地公園の事業については、行政主導によるものだけでなく、まちづくりとして取組むよう行政が市民や民間事業者との協働が必要である。

指定管理者制度、Park-PKI (公募設置管理制度) の導入

佐世保中央公園〈 Park-PKI 〉

新たな官民連携の手法を取り入れ、民間事業者の資金やノウハウを活用して整備し、今後の管理・運営は「庭建パークマネジメント（株）」が行い、YOSAKOIささぼ祭りをはじめとした様々なイベントも開催され、市民の皆さんが「憩い、親しみ、楽しめる公園」を目指してリニューアルオープン



基本方針

経営理念と基本方針について

○市民や民間事業者が主体となる管理運営の仕組み

利用効果や施設の魅力を高めるには、市民や民間事業者が、積極的に公園緑地の維持管理や利用に参画すること、教育機関などと連携を密にして、子どもの自由な遊び場づくりを行うことが望まれる。

携わる人材の育成や市民への意識醸成などソフト面の強化を図るとともに、活動については評価制度設けるなど、質の高い管理を目指していく体制づくりが必要である。

○立地特性や地域のニーズを踏まえた取組み

施設の重視すべき機能の評価する方針を定めるとともに、地域の特性やニーズに沿った機能を見極め、自然・歴史・文化等のポテンシャルを活かし将来の姿を見据えた事業の展開が必要である。

事業の必要性については、客観的評価に加えて、立地特性や地域のポテンシャルについてもきめ細かく評価する必要がある。地域の魅力を向上させることで、地域の更なる活性化を図ることに期待できる。

○実現性のある事業計画

事業費、時間などの事業コストの選択と集中により優先順位を定め、着実な事業推進を図る必要がある。市民や地域の要望、社会情勢の変化など勘案し、適宜内容を精査する仕組みづくりが必要である。

○貴重な樹林地等の自然環境について

四季折々の景観を演出し、市民の憩いの場となるだけでなく、都市環境の改善や生物多様性の保全にも効果を発揮します。将来に向け、積極的に保全していく取組みが必要であり、その手法を検討しなければなりません。

○「新しい生活様式」のなかで

緑豊かで開放的な環境の下で、遊び・休息・散策・スポーツなど、健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる貴重な緑のオープンスペースです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染対策防止策として公園全体や園内の施設を閉鎖せざるを得ない状況も生じました。今後、感染状況等が変化する中においても、誰もが安心して利用できるよう、感染症対策は必須です。しっかりとした対策と安全・安心を発信して、利用できる環境を整い、新型コロナウイルスに負けない健康的なライフスタイルを支えるためにも、今こそ公園の活用が求められている。



むつ市の取組み

基本方針

次期戦略の考え方

❖利用する側の視点と施設を管理する側の視点

1. 利用する側の視点について

ここでは、実際に施設を利用する側、長崎市民の皆さんにヒアリング調査を実施し、「あぐりの丘」の管理運営における次期戦略に活かしたいと考えます。

○市民ワークショップの実施

【対象】長崎市内在住の子育て世代男女

【参加者数】 6名

【実施日時】 令和4年3月上旬に実施



【ヒアリング内容を踏まえて】

まず、参加者全員が「全天候型子ども遊戯施設」ができることに大きな期待を寄せていました。是非、オープンしたら子供を連れていきたいとの声があがりました。しかし、現在の「あぐりの丘」に対するイメージをお聞きしたところ、最初に挙げたのは自然が豊かで、子どもを外で伸び伸びと遊ばせるには最高の場所ではあるが、屋外遊具があまりなく長時間楽しめない。「全天候型子ども遊戯施設」は雨の日も関係なく遊べるが、やはり外でも伸び伸びと遊ばせたい。屋内遊戯施設はありがたいが外で遊ぶ遊具や遊戯が欲しい。また、ペット同伴で利用できれば嬉しい。キャンプがしたい。飲食できる施設があれば嬉しい。遊びだけでなく、自然を活かした体験がしてみたいなど。

皆さんが、あぐりの丘のリニューアルに対する要望がほとんど同じだということ。このことから、「全天候型子ども遊戯施設」の運営と同時に、あぐりの丘全体の運営、屋外での遊び・癒し・体験のコンテンツの充実を図れば、滞在時間も長く利用していただけるのではないのでしょうか。そして、リピートに繋がるのではないのでしょうか。

基本方針

次期戦略の考え方

○施設利用者、子育て世代へのアンケート調査実施

指定管理業務を行うにあたり、次のとおりアンケート調査を実施しました。

【対象】 市内保育園の保護者、市内企業の子育て世代、あぐりの丘利用者
市民活動団体（ワイヤーママ長崎）

【調査数】 289

【アンケート内容】 次のとおり（様々な意見・要望をヒアリングするため、自由記載の項目多）

「あぐりの丘」の利用に関するアンケート

性別：（ 男性・女性 ） 年齢：（ 20代・30代・40代・50代以上 ）
家族構成：（ ） ・ 独身

1. 「あぐりの丘」を利用されたことがありますか。
（ 利用したことがない ） （ 一度 利用したことがある ）
（ 数回 利用したことがある ） （ 何度も 利用したことがある ）
2. （利用したことがない）に回答された方へ、お聞きします。なぜ、利用したことがないので
すか。思いつく限り簡条書きでお答えください。

3. （一度もしくは数回、利用したことがある）に回答された方へ、お聞きします。どんな施設
だったら、何度も利用したくなりますか。思いつく限り簡条書きでお答えください。

【例えば、トイレが汚いから、子供が遊ぶ遊具が少ないから】

4. （何度も 利用したことがある）に回答された方へ、お聞きします。今の施設に足りないも
の、あったら便利なもの、あったら嬉しいもの、継続して利用したいもの、など思いつく限り
簡条書きでお答えください。

5. 今年の10月に「全天候型子ども遊技施設」が「あぐりの丘」にできます。
（ ぜひ、利用したい ） （ あまり、魅力を感じない ）

6. （ぜひ、利用したい）に回答された方へ、お聞きします。利用にあたって、施設に求め
ることは何ですか。
【例えば、安全面に関してなど】

7. 「あぐりの丘」のリニューアルを計画しております。以下、施設内で利用したい項目にチ
ェックをお願いします。（複数回答可）

- 飲食店
- 屋外で遊べる遊具
- ペットの同伴
- アトラクションなどの遊具
- ジップライン
- 屋外で過ごせる備品（ハンモック・テントなど）
- 体験教室
- 体験学習
- 個人農園
- ドッグラン
- キャンプ場
- オートキャンプ場
- イベント（フェス）
- イベント（マルシェ）
- イベント（バザー）
- イベント（野菜直売会）
- イベント（県産品直売会）
- イベント（県外品直売会）
- イベント（市内イベントなどのサテライト会場）

アンケートへのご協力、ありがとうございました。

基本方針

次期戦略の考え方

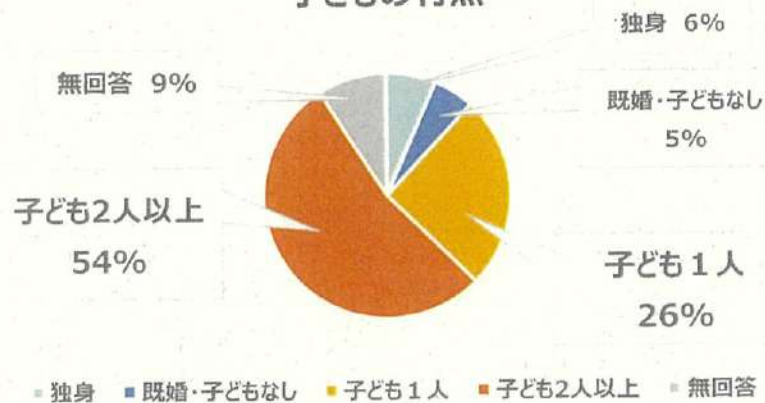
○施設利用者、子育て世代へのアンケート調査実施

【アンケート結果】

●子育て中の30代～40代の女性（母親）からの回答を多く得ることができた。

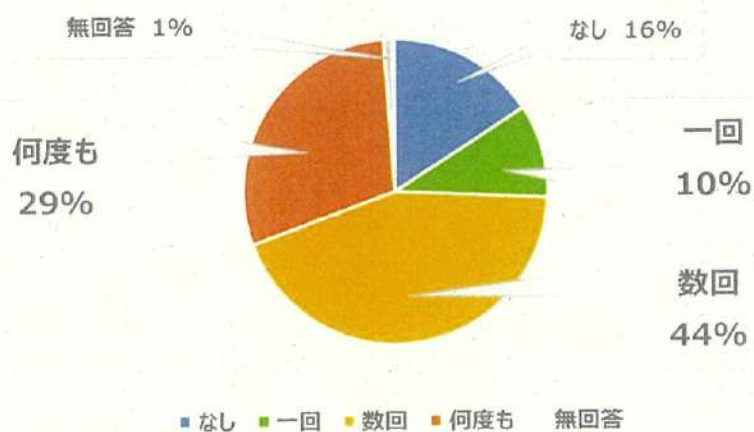


子どもの有無



●現あぐりの丘の利用頻度は「数回」が44%、「何度も」が29%と7割以上がリピーターであることが分かった。

あぐりの丘利用頻度



基本方針

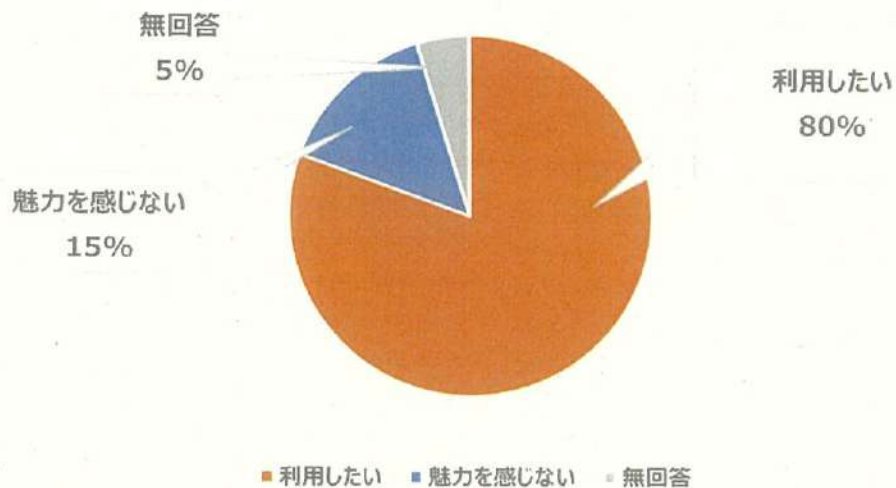
次期戦略の考え方

○施設利用者、子育て世代へのアンケート調査実施

【アンケート結果】

- 全天候型子ども遊戯施設への利用意欲は高く、期待も大きい。

全天候型子ども遊戯施設について



- 今回のアンケートで子育て世代から全天候型子ども遊戯施設について求める内容は、感染症対策と安全対策への要望が50%を超え、次いで乳児・未就学児・小学生のすみわけ（一緒に走り回るとぶつかって危ないなど）が31%、その他は概ね次の項目への要望が多かった。

感染症対策	53%
安全対策	50%
乳児・未就学児・小学生のすみわけ	31%
混雑しない工夫（入場制限・入換制）	19%
監視・遊び相手スタッフの配置	19%
子どもと一緒に飲食できるスペース	13%
遊具の充実	13%
トイレ・手洗い場の拡充	13%
施設内ルール・マナーの周知	9%
親の休憩所・見守りスペース	9%
衛生面・清潔感	3%

※その他の要望等は別ページに記載

基本方針

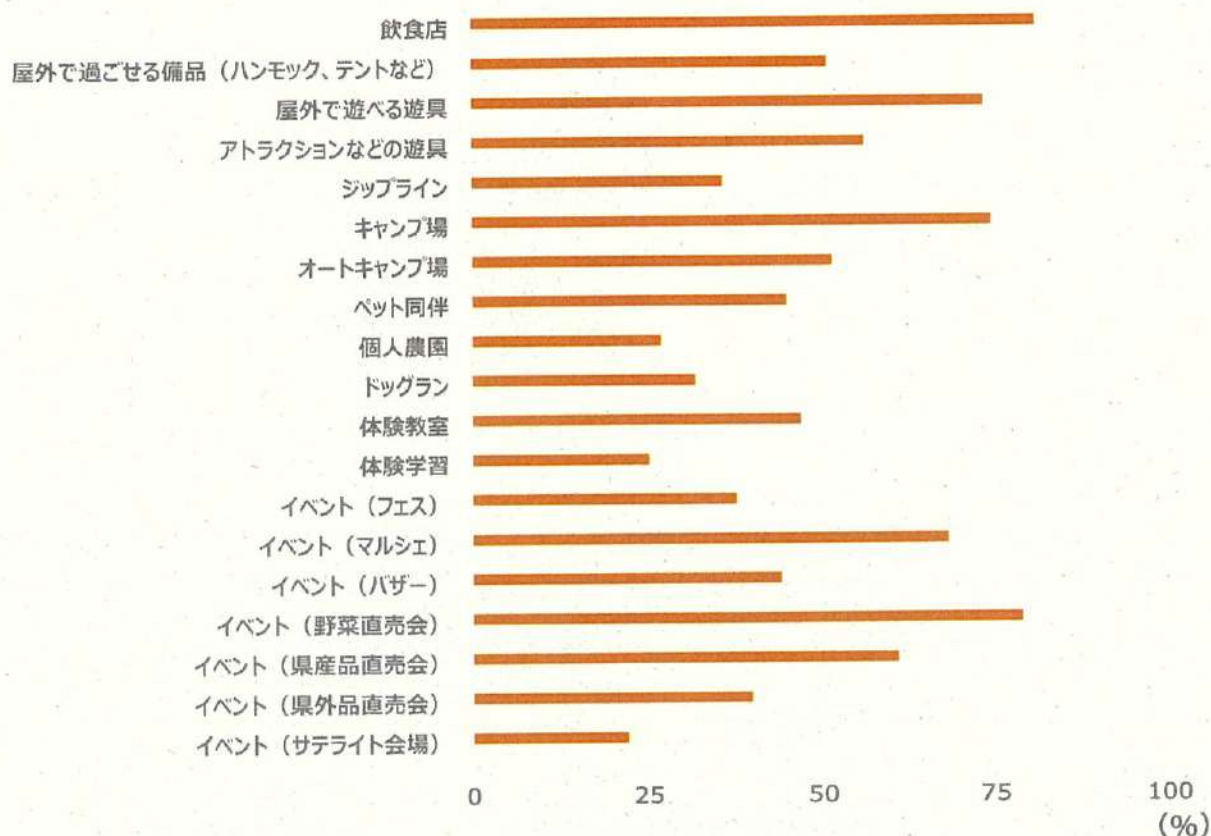
次期戦略の考え方

○施設利用者、子育て世代へのアンケート調査実施

【アンケート結果】

- 今回のアンケートでは、あぐりの丘全体について、あったらいいもの、今後必要なものとしては次の結果となった。

あぐりの丘で利用したいもの（今後必要なもの）



【アンケート結果を踏まえて】

自由回答の項目を多くしたことから、様々な意見や要望を聞き取ることができました。次期指定管理者として、市民の声を反映し、あぐりの丘が魅力ある施設としてどう運営していくのか。多くのヒントがここにあります。

市民が何度も訪れたいくなる、愛される施設にするには、市民が求める施設の環境やコンテンツの造成、賑わいの創出を作り出す必要があります。

長崎市が行ったヒアリング調査結果（市民・有識者会議）でのご意見を踏まえ、今回、私たちが実施した市民ワークショップ、市民アンケート調査結果に基づき、事業計画書の策定あたってまいります。

基本方針

次期戦略の考え方

○施設利用者、子育て世代へのアンケート調査実施

【参考 要望等の抜粋】

利用したくない理由	何度も利用したくなるためには	今の施設に不足なもの	全天候型子ども遊戯施設に求めるもの
遠い 家族で休日も過ごす遊具のある公園 市街在住	キャンプ場 食事処 交通利便性の向上（バス）	屋外で遊べる遊具 長い滑り台 駐車場からの距離	感染症対策の徹底 遊具の充実 食事面の充実
遠い 家族で休日も過ごす遊具のある公園 大人が遊ぶ設備が無い	ペット同伴 飲食店の充実 飲食店の充実 飲食店の拡充 飲食店	ペット同伴 収穫体験（いちご狩り・トマト狩り） 旬の長崎産品の販売 食事処	ルール決め（グループ分けなど） 乳児・未就学児・小学生のすみわけ 感染症対策の徹底 子どもが口にしても安全なもの・遊具 感染症対策の徹底
機会がなかった 予約ができる 予約ができる よく知らない あまり知らない キャンプ施設	カップルでも遊べるなにか 季節感 美味しい飲食物 季節感	ペットの同伴 農産物・花内の販売 毎日の買物ができる場所 キャンプ場	食事面の充実 安全性 窃盗などのトラブル防止 全天候型はありがたい
イベントの充実 おしゃれな店 イベントの充実 トイレの清潔感	手洗い場の拡充 美味しいもの 遊具の充実 食事処	飲食店（軽食） 舗装道路の除草 草スキー 飲食可能なベンチ	園内美化（舗装道路の整備・植栽・植栽美化） 安い 料金を安く 安全面
食事処 開いているお店 アミューズメント施設 料金がかからない	大人向け施設 感染症リスクの低い屋外体験イベント 休憩場所の充実 野菜直売所 高学年用遊具	食べ物以外の特産品販売 買い物 屋内プール ドッグラン パン屋さん（広げて） 飲食店店員の対応が良かった 日陰で休める場所	空き地が多い 一日過ごせる環境 乳児専用スペース 一日過ごせる環境 人数制限（事前と当日の予約制） 駐車場からの距離 とびついている感の払拭 感染症対策の徹底
遠い 高学年が遊ぶところ 靴入したばかり	楽しい動物 食事処 雑貨屋 大人が楽しめる設備 買い物スペース お土産店 おしゃれなカフェ 椅子・木陰がたくさんある 対象年齢の広いイベント・体験 温泉 ファミリーイベント カフェ 食事処 イベントの充実 食事処 広告・CM イベントの充実 遊園地 屋外バスターゴルフ トイレの充実（綺麗、子ども用、おむつ交換台授乳室） 除草 バットゴルフ 美味しいパン屋さん 限定品販売 子どもが長時間遊べる遊具 ウォーキングコース 草スキー 施設までの看板の充実 ゴルフ練習場 大人や若い女性が楽しめる 遊具の分散設置 独自性 清潔感 釣り感 動物と触れ合える施設 子どもが遊べる場所 子どもが来ると来る 飲食店 大人と子供と一緒に遊べる遊具 店舗の拡充 雨でも遊べる 全天候型施設 広いおむつ交換所 綺麗なトイレ 授乳室等の備置 遊具の拡充 有料でも常設のイベント ボルダリング 小さい子どもが遊べる遊具 明るくてきれいなトイレ 子どもが遊べる遊具 体験型を増やす 雑貨店 カフェ ハウステンボスのような夜を楽しめるイベント 綺麗な芝生 休憩スペースの拡充 手洗い場の拡充 幅広い子供世代が遊べる 便座の冷たさ 遊具を増やす 気軽に楽しめるBBQ フードコート グラウンドの整備 交通手段（バスが少ない） シャトルバス 軽食	「あぐりの丘」カステラなどの商品開発 ちっと農業感を 立体迷路 トロコ キャンプ場は必須 綺麗なトイレ 安価な軽食販売 遊具近くに授乳スペース 綺麗なトイレ 雨の日に遊べる場所・遊具 自転車 綺麗なトイレ トイレの数 駐車場と遊具の距離 木陰 PR看板 シャップライン ブランコ きれいな炊事場 フェアリングスポット お弁当販売 コンビニ 飲食店 乗り物 乳児用遊具の取 綺麗なトイレ 整備されたトイレ BGM アスレチック 子ども料理教室 AC電源 ゴーカートやバギー 高学年でも楽しめる 長いスライダー 個人園遊（有機栽培用） 生音楽 ゴーカート 綺麗なトイレ 焼き芋体験 アスレチック 遊具 交通手段の充実 園内の移動手段 トランポリン 映ススポット 軽食 オクトーバーフェスト 動物とのふれあい ペット同伴 自然の中での教育	監視員年齢が離れた子どもでも楽しめる場所 乳幼児用の遊具 もっと明るい場所に 年齢が離れた子どもでも楽しめる場所 遊具の増設 親の休憩場所 自転車・ローラースケート場 分煙対策 大人も一緒に遊べる 安全面に配慮した遊具 子どもが行きたかった遊具は必ず行く 安全 トイレ・手洗い場の拡充 安全面 衛生面 きれい 衛生面 家族風呂 感染症対策 中高学年も利用しやすい 安全面 小さい子からお年寄りまで利用できる 時間制限 雨の日に大勢が集まると遊びにくい 安心して使える 高学年対応 安全 子どもと食事できる場所 綺麗なトイレ 大人も楽しめる 屋外で小さい子が遊べる場所 見守れる ゲーム 遊具 遊具がいっぱい 夏の水遊び場の拡充 事故防止 ジャネットスタジアムとの連携 高学年でも楽しめる 安価 時間入換制 赤ちゃんでも安心して利用できる 人数制限 施設の遊べる箇所 アウトドア 広い SASUKE 子ども用トイレ フードコート 食べ物 遊具の充実 長時間滞在できる キャンプ 無料 清潔感 ゲーム 火起こし体験 小さい子が口に入れても安心な遊具 BTS

●元データのままの為、重複あり

基本方針

次期戦略の考え方

❖ 利用する側の視点と施設を管理する側の視点

2. 施設を管理する側の視点について

ここでは、「あぐりの丘」との類似施設の事例や先進的な施設へのヒアリング調査を実施し、「あぐりの丘」の管理運営における次期戦略に活かしたいと考えます。

○ 先進的な施設へのヒアリング調査の実施

長崎県諫早市「こどもの城」

- ・諫早市白木峰827番地2
- ・平成21年3月開館
- ・鉄骨造3階建、床面積2,800㎡
- ・入館者：年間平均約10万人



こどもの城は、恵まれた自然環境の中で、子どもたちの主体的な活動、子ども相互の交流、家族その他子どもたちを見守る人々との交流等を通して、子どもたちの「生きる力」を培うことを目的としています。



【主な事業】

① 子どものための体験活動事業

児童生徒を主な対象に、表現力の向上や、人と人とのつながりの体感などを育むことを目的とする

- ・森のじかん（幼児期自然体験促進）
- ・アドベンチャーワールド
- ・学校等と協働して育む生きる力
- ・屋外活動（周辺の森への散歩、焚き火など）
- ・屋内活動（体操、絵本の読み語りなど）



② 大人の学び啓発事業

大人と子ども、大人同士のコミュニケーション、子どもに関わる指導者と効果的な子育てや教育について、コミュニケーションに関するワークショップを通してともに考えることを目的とする

- ・親のコミュニケーション・ワークショップ
- ・指導者のコミュニケーション・ワークショップ

基本方針

次期戦略の考え方

③ 大人のための子育て応援事業

市内の関係機関と連携しながら、市民が人とのつながりや温もりを再発見できるような、自然や他者とふれる楽しさを体験できるこどもの城のプログラムを提供することで、市民に子育てや教育に関する課題等を啓発する

- ・こどもの城出前講座
- ・子育てワンポイント・コーナー
- ・何でも相談コーナー



④ こどもの城スタッフ・ボランティア研修事業

自らの意志でボランティアとして活動したい方が、スタッフとともに、企画力や対応力、子どもたちの力を引き出す支援力などの向上を図るとともに、自然環境に関する知識や安全に関する知識を習得することを目的とする

- ・企画研修
- ・ファシリテーション研修
- ・周辺自然環境研修
- ・リスクマネジメント研修
- ・自然体験活動研修



⑤ 主な実習・視察受入れ、講師派遣先（市外）

- ・実習受入れ
- ・保育園、高等学校、大学など
- ・視察受入れ
- ・各種行政、各種議会、幼稚園・保育園など(5)
- ・講師派遣先 国内各地学校、PTA、関連施設など



【白木峰高原】

こどもの城の側には、白木峰高原が隣接しており、春は菜の花や桜、秋にはコスモスが咲き乱れ、その景色の素晴らしさや心地よさを求め、1年を通じて諫早市内外からハイキングや写真撮影などにたくさんの人が訪れます。また、道の駅(物産店)も敷地内にあり、訪れた方が利用しております。



基本方針

次期戦略の考え方

【「こどもの城」の取組みを参考にした考え方】

(学ぶべき点)

自然にも恵まれた環境の中、人との交流の場を提供し、低年齢児だけでなく、中高生や大学生、退職された方々まで幅広い世代が利用し、子育て支援をはじめ、青少年の育成、人生相談に至るまで、多くの市民の声や思いを受け止めてくれる「あたたかい施設」である。

また、施設運営に携わるスタッフは体を張って全力で子どもと一緒に遊び、側に寄り添う保護者も笑顔に溢れたアットホームな雰囲気のある施設でもある。諫早市周辺の人々から大きな支持を受けているこどもの城は、「すべての人の癒しの城」と言える施設であり、その取組みを学びに、PTAや行政など全国各地から視察に訪れています。

「あぐりの丘」の運営において、「こどもの城」と同様に自然に恵まれた環境を活かした、多世代のレクリエーションの場、人との交流の場を提供する。その為には、エリア全体で体感する場の創出が必要である。

また、「全天候型子ども遊戯施設」の創設により、子育て支援・青少年の育成・子育て世代のカウンセリングなどの人生相談に至るまで、施設スタッフが子どもや保護者との距離を縮め、関与度を深める接遇が必要である。

「こどもの城」に学ぶべきものが多く、スタッフの育成やスキルアップには、「こどもの城」の協力を仰ぎながら、プログラム研修を重ねて、「あぐりの丘」も多くの市民の声や思いを受け止める「あたたかい施設」として成長したいと考えます。

基本方針

次期戦略の考え方

○類似施設へのヒアリング調査の実施

長崎県佐世保市
「佐世保中央公園」

・長崎県佐世保市熊野町

・令和4年4月(屋内遊び場)オープン

バーベキュー・キャンプ施設は4月末以降開設



【屋内遊び場】

遊び場の面積は約千平方メートル。九州最大級の船舶遊具や童話「ジャックと豆の木」をイメージした高さ5メートルのクライミングなど11種類のアトラクションを用意

【コンセプト】

佐世保市・中央公園の歴史と現状を踏まえ、「つくる」に加え「そだてる」に着目し、未来に向けた公園管理を目指しています。

- 何度も訪れたいくなる居心地の良い環境を育てます
- 自然を守りながら市民参加で公園を育てます
- まちの回遊性、賑わいを創出する場に育てます
- 集客に繋がる特色ある魅力を育てます
- 幅広い世代が遊び学べる場を育てます
- 中心市街地の防火力を育てます
- 市の緑・文化・交流を象徴する場に育てます



基本方針

次期戦略の考え方

【「佐世保中央公園」の取組みを参考にした考え方】

(学ぶべき点)

都市公園としての機能を持たせた、「育てる公園 市民とともに作るフロンティアパーク」のコンセプトのもと、「屋内遊び場」「屋外遊び場」「飲食店」「地域物産展」「キャンプ場」「売店」など立地を有効活用しゾーニングしたエリア毎の楽しみを提供しています。また、隣接する図書館や地域周辺との連携も図り、まちとの回遊性・滞在性を高め、賑わいの相乗効果として集客を図っております。また、広域からの集客に向けた施策も計画した事業運営を目指しております。

「あぐりの丘」の運営において、「佐世保中央公園」と同様に、施設エリア全体の立地を活かした事業展開が必要である。「あぐりの丘」の街のエリアは、「全天候型子ども遊戯施設」の創設により、施設を中心に動物との触れ合いや屋外遊具など、滞在性が比較的担保できるゾーンではあるものの、今の現状では、村エリアに至っては利用できる施設も限定され、ほとんど活かされず利用者が足を運ばないことが予想されます。

このことから、「佐世保中央公園」の取組みから学ぶ、回遊性・滞在性を高め賑わいの効果を図る施策の提案が重要となります。また、市民参加の関与度を高め、一緒になって「あぐりの丘」の公園づくりに携わっていくことも継続的な運営には重要ではないでしょうか。

「佐世保中央公園」とは、魅力ある公園づくりをともに目指して連携を図り、市民サービス、広域からも集客が図れる魅力的な施設の整備に取組みたいと考えます。

基本方針

次期戦略の考え方

❖ 私たちの管理運営の基本コンセプトについて

基本的な考え方をもとに、利用する側の視点と施設を管理する側の視点に沿って、私たちは次期5カ年における管理運営の基本コンセプトを5つの柱を軸に取組んでまいります。

《私たちの管理運営の5つの基本コンセプト》

- 1) 「魅力ある組織体制づくりと強みを活かした管理運営」
- 2) 「利用者促進に向けた実効性あるプログラムの造成」
- 3) 「スタッフ育成におけるプログラム研修の充実」
- 4) 「集客・収益に繋がる広告戦略と自主事業立案」
- 5) 「あぐりネットワークをはじめ市民活動団体・大学・幼稚園等や圏域の各種団体との連携・協働」

1) 「魅力ある組織体制づくりと強みを活かした管理運営」

募集要項の仕様書に沿った施設の管理運営において、当然の如く私たち共同体は、これまでの経験から既に取得している多岐に渡る知識と経験があります。また、集客や情報発信においても私たちの専門分野として活かす施策を展開いたします。更に、ウイズコロナにおける安全・安心な環境整備と対策の実施、集客に向けた営業活動の強化、市民活動団体との協働や自主事業における専門的な知見を活かした組織体制のもと、私たちが持つ施設管理能力と事業運営能力により安定した経営計画のもと取組んで参ります。

◇ 一括した包括管理

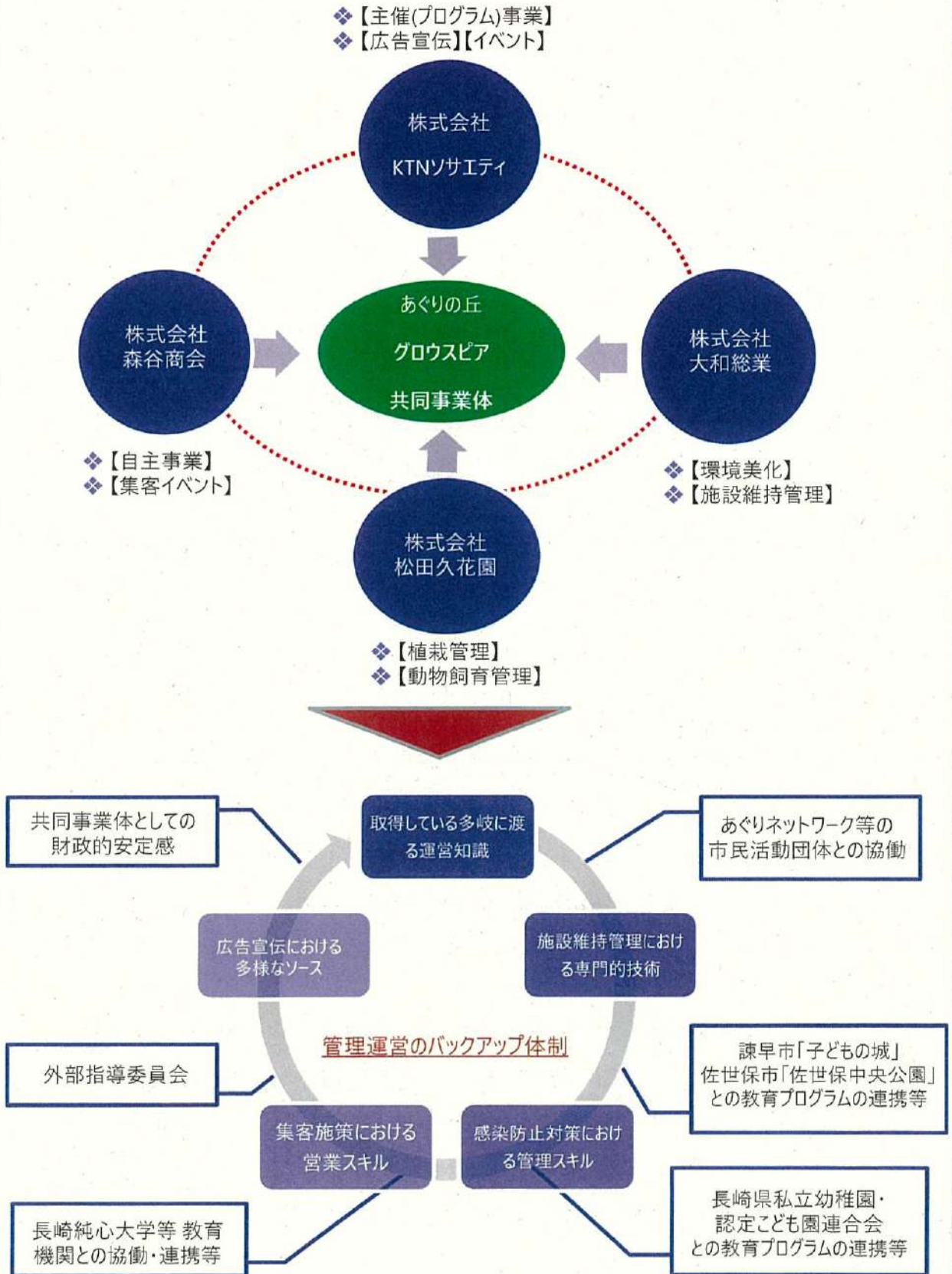
運営に必要なノウハウとスキルを有する企業による共同体を組織することで、施設を一括に管理し、管理運営協力体制を構築することにより、効率的で将来性のある施設の管理運営を実現します。

- ❖ 【施設管理】 ・長年に渡る「あぐりの丘」の委託管理、公園指定管理者の経験を活かした管理
・統制がとれた危機管理対応・緊急時対応
- ❖ 【植栽管理】 ・技術力・専門性が高く、公園指定管理者の経験を活かした事業計画のコンセプトに沿った植栽管理
- ❖ 【飼育管理】 ・他施設との連携したネットワーク、経験に沿った飼育管理
- ❖ 【環境美化】 ・日常清掃・特別清掃に加え、ペストコントロール・衛生面の包括管理
- ❖ 【広 報】 ・マスメディアとしての情報発信力と市民サークルのプログラム造成のスキルを活かした集客力、積極的なプロモーションセール
- ❖ 【自主事業】 ・イベント・展示会誘致などの企画立案から実施に至るワンストップの運営ノウハウ
・企業とのタイアップやサテライト運営実績を活かした収益性・集客性の実現

基本方針

次期戦略の考え方

当グループの強みを活かした管理業務・事業運営



基本方針

次期戦略の考え方

2) 「利用者促進に向けた実効性あるプログラムの造成」

現在の「あぐりの丘」利用者の7割がリピーターであり、多くの利用者が「あぐりの丘」で実施している体験型イベントに参加しております。

私たちは、これまで長年にわたる委託業務において、利用者促進に向けた取組み、リピーターの継続に向けた取組みとして、市民からのヒアリングを通じて体験・学習プログラムの造成を図り、継続して実施してまいりました。

時期5カ年における取組においても、これまでの実績から主催事業として年間を通じたプロモーションシートを作成し実施してまいります。

さらに、市民からの要望にも応えて、魅力ある新たな体験プログラムの造成を図ってまいります。



3) 「スタッフ育成におけるプログラム研修の充実」

「あぐりの丘」の概要として、子どもの健やかな成長を育む、「全天候型子ども遊戯施設」の概要として、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育み子ども同士の交流の輪が広がる場としており、親にとっても、子育てに関する情報交換や交流を通じて、子育ての学びや新たなつながり、憩いの場の創出となります。

私たち指定管理者は、子育てしやすい環境を充実させる場の提供、ハードだけではなくソフトの提供も不可欠と考えます。

そこで、私たちは直接親子さんの対応に当たるスタッフの育成にも強化いたします。先進的にスタッフ育成の充実を図っている施設から派遣していただき、年間を通じてのプログラム研修を行い、来園される親子さんが信頼し、安心していただける環境づくりの中、私たちも親子さんとともに日々成長していきたいと考えます。

プログラム研修においては、「諫早市こどもの城」のスタッフ派遣を依頼しております。また、「佐世保中央公園」とのスタッフを中心とした施設間交流など、年間を通じた取組みを行ってまいります。スタッフの教育・研修も含め、様々なノウハウを学ばせていただいき、利用促進に向けた連携を図ってまいります。

基本方針

次期戦略の考え方

4) 「集客・収益に繋がる広告戦略と自主事業立案」

広告の目的は「ブランド認知度向上」「サービス/商品の購入」のいずれかである。「あぐりの丘」においては、「施設の認知度の向上に繋げる」「集客に繋げる」「サービス（イベントや園内利用促進に繋げる）」である。文字通り、広告媒体を用いて発信しないと誰も認知してもらえないことになります。近年は通信デバイスにより、受け手側はSNSを通して情報を得ています。情報発信においてはSNSは不可欠であるが、利用者は子どもからシニアまで、健常者から身障者まで様々であり、各種媒体ツールを効果的に用いて発信する必要があります。そこで私たちは、メディア戦略チームによる広告戦略を行います。マスメディアを中心とした広告媒体に対するパイプとノウハウを活かし、また、各種イベントをはじめとした企画から施工・運営までをワンストップで行う、実績と経験を有した企業で構成しております。私たちは、その強みを活かして、効果的な広報から自主事業における集客・収益へと展開いたします。

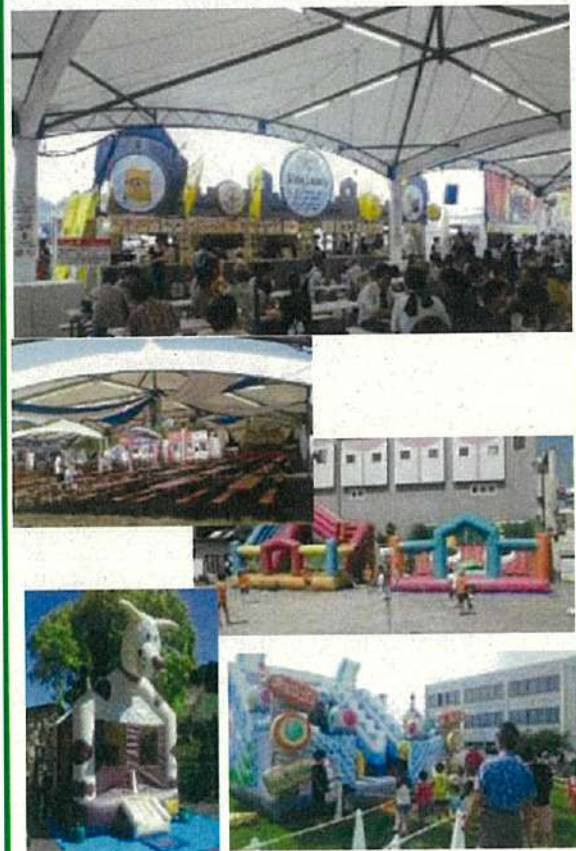
株式会社KTNソサエティ

- ・多様なイベント開催、効果的なイベントの**企画立案**
- ・マスメディアとの**連携スキル**
- ・市民サークルとのコミュニケーションスキル
- ・各**広告媒体を活用したプロモーション活動**
- ・顧客満足度調査・モニタリングスキル



株式会社森谷商会

- ・各種イベントの**企画・施工・運営のワンストップ**
- ・**イベント・展示会誘致スキル**
- ・地域とのコミュニケーションスキル
- ・**自主事業の運営スキル(屋外遊具・会場設営)**



基本方針

次期戦略の考え方

【あぐりの丘活動の手引き】

1 あぐりの丘の市民協働

あぐりの丘では平成25年度から、その魅力を多くの人に知ってもらい、新たな魅力を創出するため、市民のみならずともあぐりの丘の未来を考えて活動していく取り組みを進めています。その中で、あぐりの丘で活動する市民が学びながら活動を体験する「あぐりの学校」や「あぐりの学校」を卒業した市民が継続してあぐりの丘で活動できる「活動プラン」や活動者の集いイベント「あぐりの丘でやってみよう!」など新たな仕組みが生まれました。

また、令和2年7月には、あぐりの丘で活動する市民が集まった団体「あぐりネットワーク」が設立され、活動者同士の繋がりが活動の主体性がより強くなってきています。

そのようなこれまでの取り組みを踏まえ、活動する上で大切にしたい思いや活動する上でルールをみんなで話し合い、あぐりの丘市民協働の具体的な目標や活動方法をわかりやすくまとめたのがこの「あぐりの丘活動の手引き」です。

この手引きは、今後活動者が活動しやすい場（環境）づくりを進めるため、随時改定していきます。

2 あぐりの丘のコンセプト

①.『市民参加で創る、人と自然のつながりを思いだし体感する場』

いこいの里はスローライフの発信地～楽しみながら人と自然のつながりを創り出そう～



②.『食農教育』

『いこいの里』に直結つながる食や農業について、体験や交流、学習ができる施設



4 あぐりの学校

「あぐりの学校」とは、市民が活動をおして交流したり、あぐりの丘のフィールドや資源、活動のルールなどを学びだりするワークショップのことです。

この「あぐりの学校」では、フィールドワークによる資源の把握や仲間との協働、プログラムの企画や情報発信、チラシのデザイン、といった活動に不可欠なスキルを学ぶだけでなく、あぐりの丘で活動するためのルールや仲間と接するときのマナーなども含まれたプログラムとなっています。

また、実際に「あぐりの丘でやってみよう!」で自分のやりたい企画を実施し、活動を振り返りながらあぐりの丘で活動していくのに必要なスキルを習得していき、「あぐりの学校」を卒業し、「あぐりネットワーク」に入会すると、定期的な活動（活動プラン）が出来るようになります。



あぐりの学校開催中。

あぐりの学校の様子

3 市民活動の目標

平成28年度に、活動者、長崎市、市民協働事務局が参加する連絡調整会議の中で、あぐりの丘の市民活動の目指す姿について話し合い、目標を決めました。

市民活動の目標:『元気に、楽しく、つながるあぐりの丘へ!』

(活動のイメージ)



・活動者が元気に活動している
・来園者があぐりの丘にくると元気になる
・あぐりの丘を元気にする



・活動者が楽しく活動している
・来園者(大人、子供、障害者)が楽しむ



・あぐりの丘で活動する活動者同士がつながる
・来園者が仲間となってつながる
・自然とつながる



7 市民活動集會祭り(あぐりの丘でやってみよう!)

あぐりの丘では、活動者同士が交流・連携し、より多くのプログラムを集合して実施することで、市民活動を効果的にPRすることを目的に、年に2回程度、市民活動集會祭り「あぐりの丘でやってみよう!」を実施しています。

この祭りの企画・運営は市民活動団体「あぐりネットワーク」が主体となって、実施日やプログラムの内容、広報や当日の案内、祭りつけなどを楽しみながら行っており、新たな仲間の発掘や各活動家のプログラムのPRに大きく貢献しています。

また、この祭りでは、あぐりの丘をより活動しやすい場とするため、実際にプログラムを実施しながら新たな施設の活用方法を検証しており、社会実験を兼ねた取り組みとなっています。



やってみよう!祭りの様子



基本方針

【年間プログラム】

回数	時期	イベント	団体	想定参加人数
1	4月	自然の中でドレスアップ体験&手作り雑貨	かざり部	50人
2	5月	オリーブ体験	長崎オリーブ研究会	30人
3	5月	ネイチャーゲーム&自然さるく	自然案内人まいまい/早川	20人
4	5月	森林ヨガ	山口桜子	10人
5	6月	自然物を使った手作り雑貨	あぐりの丘ハンドメイドクラブ	30人
6	6月	手作り雑貨づくり	手作り雑貨づくり	20人
7	7月	ネイチャーゲーム&自然さるく	自然案内人まいまい/早川	20人
8	8月	流星観察会（ペルセウス座）	ノマド	1000人
9	8月	夏休み陶芸体験教室	冬いちごの会	20人
10	9月	防災キャンプ	長崎県ガールスカウト	20人
11	9月	森林ヨガ	山口桜子	10人
12	10月	ネイチャーゲーム&自然さるく	自然案内人まいまい/早川	20人
13	10月	竹灯籠づくり	ノマド	20人
14	11月	自然の中でドレスアップ体験&手作り雑貨	かざり部	50人
15	12月	流星観察会（ふたご座）	ノマド	20人
16	12月	門松づくり	ノマド	30人
17	3月	鶴の北帰行観測会	あぐりネットワーク	30人
18	通年（月1回）	竹細工教室(12月～2月お休み)	ノマド	10人
19	通年（月1回）	陶芸体験教室	冬いちご	10人
20				

あぐりの丘ハンド
メイドクラブ



あぐりの丘自然を使った手作り体験



エコバック作り

エコカゴ作り

自然の香り

かざり部



かざり部の皆さん



夏祭はお手の物

リースづくり

おぼりづくり

ノマド



村のエリアでの流星観察会



流星観察会の様子

門松づくり

人形紙の作成体験

長崎オリーブ研究会



オリーブの体験会



体験の様子

オリーブの葉

オリーブ園

アロマで遊ぼう！



夏祭を使ったアロマキャンドル



体験の様子

お土産のイメージ

実際に立ちまわると

北部ゆりの会



おで作ったケーキ



お作りのケーキ

体験の様子

お作りのケーキ

基本方針

次期戦略の考え方

長崎純心大学

こどもの教育・保育を担う、専門知識と豊かな人間性を養う「こども教育保育学科」を中心に連携・協力体制を構築し、最新の保育・教育についてご教示頂くほか、あぐりの丘及び全天候型子ども遊戯施設に特化した「遊び」プログラムの検討・提案から学生の皆様によるプログラム実施までを行い、学生の体験・研修の場としてもご活用頂きます。



長崎県私立幼稚園・認定こども園連合会



長崎県下112の私立幼稚園・認定こども園が加盟しており（長崎市内は39施設）、「遊び」プログラムの検討・提案、プログラムのモニタリングへの参加施設の募集、アンケート等によるご意見の収集など、あぐり丘及び全天候型子ども遊戯施設の管理運営についての連携・協力に取り組みます。また、加盟施設への案内等の利用促進へ向けた取り組みも行ってまいります。

※会長である中央こども園園長の渡辺様より、「あぐりの丘は芋ほりなどの土いじりが一番の魅力。今後の継続と発展を期待します。」とのお言葉も頂戴し、畑ゾーンの整備を検討致します



基本方針

次期戦略の考え方

やってみゅーでスク

やってみゅーでスクとの協力体制の元、実働の学生ボランティア募集をはじめ、各種プログラムの企画・提案・実施を行います。

やってみゅーでスクとは・・・

長崎大学の学生の皆さんが社会のフィールドにおいて、さまざまな体験を積み、豊かなコミュニケーション力を育むため、地域の皆様のご協力をいただきながら運営する社会活動支援プログラムです。課外活動として積極的に関わり、子どもたちや高齢者、障がいをもつ方々との関わりや、自然環境に触れること、地域の季節行事や文化・スポーツ・学術に関わるイベントサポート、平和について考えることなど、日常から一歩抜け出し、様々な世界に接することで、多くの体験とともに自らについて考えることです。

私たちは、学生の取り組みを通して地域に貢献し、また、地域の皆様と一緒に未来を担う学生たちを育てていきたいと思ひます。



ワイヤーママ長崎



出産から子どもの病気、しつけや習い事・進学に関することから美容・ファッション・貯蓄術まで、幅広い分野でお役立ち情報を発信するフリーペーパーの発行をはじめ地域密着型の主婦サイトを運営。

創刊以来、多くのママさんたちに愛読・愛用されています。

その他にも、お子様向けのイベントや趣味を活かした雑貨販売など、各種イベントも企画・開催。

あぐりの丘ではイベント開催やフリーペーパーへの掲載のほか、全天候型子ども遊戯施設での各種プログラムの企画・提案、アンケート等のモニタリングでのご協力を賜ります。



- 発行部数
30,000部
- 発行日
毎月27日
- 配布場所
長崎県下の幼稚園・
保育園、児童館・図書館
医療機関など

基本方針

≪「あぐりの丘」管理運營業務次期5ヶ年計画の方向性≫

《あぐりの丘の次期戦略》

子どもの健やかな成長を育む

子どもの成長を育むとともに、子育てを応援する場の創出

あぐりの丘ブランディング

市民団体との協働事業や体験プログラムの強化を図るとともに、自然豊かな里山の魅力を活かし、「あぐりの丘」全体を楽しめる

- ① 自然環境や全天候型子ども遊戯施設を活かした遊びや体験ができる場の創出
- ② 憩いや遊び、飲食など高いアメニティ空間の確保、展示会場やイベント、また、キャンプ施設など広域からの来園目的となる魅力ある施設
- ③ 子どもを中心として、すべての世代が集い、楽しみながら世代を超えた交流の場の提供
- ④ 自然の風や光、季節を体感できるとともに、施設を活用しながら心身のリフレッシュを醸成する場の提供
- ⑤ ウイズコロナ時代の施設運営の新たな取組みを、施設等における感染症対策の徹底により安心・安全の提供

5つの基本コンセプト

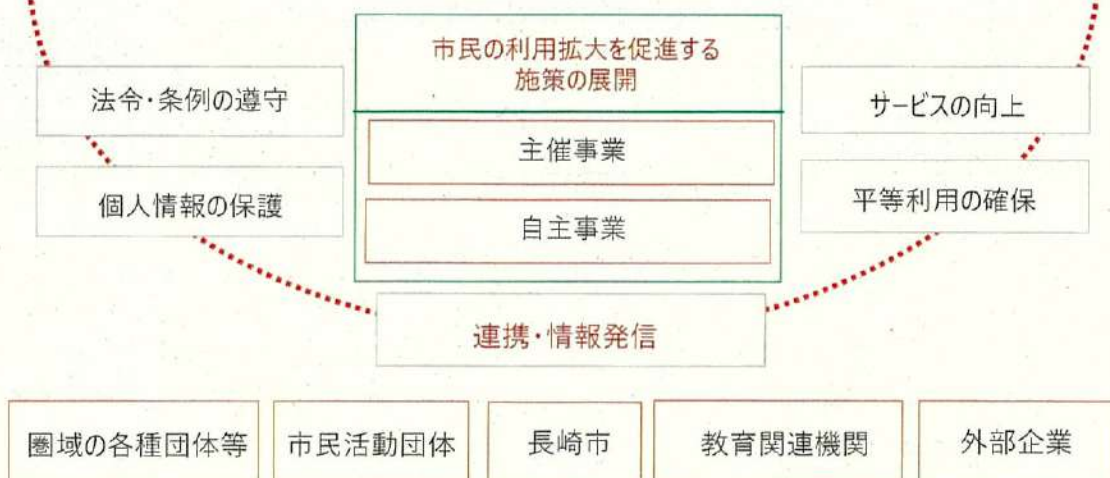
魅力ある組織体制づくりと強みを活かした管理運営

利用者促進に向けた実効性のあるプログラムの造成

スタッフ育成におけるプログラム研修の充実

集客・収益に繋がる広告戦略と自主事業立案

「あぐりネットワーク」をはじめとした市民活動団体・大学・幼稚園・園域との連携・協働



平等利用の確保

平等利用の確保

1) 合理的な理由なく利用を制限しない平等・公平な施設運営とサービスの提供

<考え方>

公の施設は地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義され、同条第2項では、「指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」、同条第3項では「指定管理者は住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱をしてはならない」とされています。これらのことを鑑み、合理的な理由もなく利用を制限することなく、平等・公平な施設運営が求められています。

公の施設として管理運営は、公平性・透明性が求められます。設置目的を理解し公平・公正の原則の考えにもとづいて対応いたします。「公の事業であるという自覚」「公平性を確保したうえで、平等利用を確保」、「行政業務の代行であるという認識」この3点を基本とし、施設の有効活用と利便性の向上を図り、公平性、透明性を持って事業の運営に取り組み、誰もが利用できるサービスの提供に努めます。委託業務に関しても、長崎市の有資格業者である地元業者に委託し、特定の業者に偏らないように、公平に行います。



公の事業であることを当然、私たち全員が理解し、担当するスタッフは業務を遂行しなければなりません。スタッフには常に意識して業務を行ってもらう為に、日々の意識づけは勿論、スタッフ研修などを通して取り組みます。全ての業務において公平性を保って実施いたします。利用者のみならず委託等の関係業者へも平等及び公平性を保ちながら接することが重要と考えます。



- ①法令・関係条例等を遵守し、運営を遂行致します。
- ②先着順での利用受付とし、優先すべき利用については予め公表することとします。
- ②国籍、性別、年齢や障害の有無に関わらず平等と公正・公平を意識して運営にあたります。
- ③入園者・利用者が不平等と感じる事が無いように、スタッフの対応はマニュアルに沿って行います。

(対応マニュアルを作成します)

- ④国民の誰もが追及することのできる幸福の一助となれるサービスの提供に努め、もって公共の福祉の増進に寄与します。



平等利用の確保

2) 平等利用への取組み

① 利用促進のためのアナウンス活動

私たち指定管理者は、長崎市の代行者として、常に平等かつ公平・公正な取扱いによる安全で快適な利用を提供する管理運営を責務とします。

施設の設置目的を踏まえた営業・広報活動、利用促進のためのアナウンス活動を行います。

② 平等・公平な施設提供

入園、施設の使用に伴う利用申請・許可は、長崎市条例を遵守して行うことで、平等・公平な施設提供を図ります。

③ 利用料金の設定

- ・使用料・施設の利用料金は条例に則った料金設定とします。
- ・減免についても条例に則り、適正に減額・免除を行います。

④ 利用の許可基準・利用規則の周知

- ・施設の利用にあたり、条例等に定められた許可基準を徹底することで、公平・平等な施設利用を促し、特定の利用者や団体に偏った利用を防止します。
- ・許可基準、利用規則やルールについて、webサイトやリーフレット、施設での掲示により利用者に対して周知を図ります。
- ・先着順での利用受付とし、公平性を保ちます。
- ・長崎市や関連団体等による施設利用の優先については、目的を十分に理解し、優先的な利用に協力します。

⑤ 施設利用のルールやマナーの啓発・普及、改善活動

日々の管理運営業務において、平等な利用の観点で問題・課題が生じた場合は、その検証に必要な改善を行い、平等利用の確保に努めるとともに、スタッフ等の研修や入園者・利用者への施設利用のルールやマナーの遵守などに関する掲示・広報等による啓発により意識向上を図ります。

また、状況に応じて長崎市に報告し、その**検証と必要な改善**を継続的に行い、平等利用の確保に努めます。

さらに、スタッフの研修やお客様への入園・施設利用のルールやマナーの遵守などに関する掲示・広報等による啓発により意識向上を図ります。

また、状況に応じて県に報告し、その**検証と必要な改善**を継続的に行い平等利用の確保に努めます。管理業務を円滑に進めるため、

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すPDCAサイクルの実施により、業務を継続的に改善していきます。



平等利用の確保

⑥ 情報格差に配慮した情報提供

今日、スマートフォンの普及により、インターネットやブロードバンドといった情報発信が一般化し、主流になっている一方、インターネットやPC等の情報通信技術を「利用できる者」と「できない者」との間に生じる「情報格差」の解消が求められています。

この情報格差に配慮し、市民の皆様をはじめ、全てのお客様に対して公平な情報提供が行えるよう、パンフレット、チラシ、新聞を含めた各種パブリシティ媒体等の紙媒体による情報提供を行います。



SNSの普及

SNSの時代だけど・・・紙媒体も必要！

(例)



あぐりの丘味噌作り教室チラシ



長崎県運動公園チラシ



長崎原爆資料館パンフレット

⑦ 公共サービスに係る研修

全スタッフが子どもやその親、高齢者や障がいの有無など、すべての利用者に安全・安心・快適な施設サービスを提供できるよう、教育・研修を年間をとおして実施します。

⑧ ホスピタリティあふれる親切丁寧な対応・接遇

高齢者を含め、障害者や外国人など、あらゆる人々の利用を考慮した施設運営を図ります。苦情、ご意見ご要望等への対応として、あらゆる場面において平等・公平・公正な判断や対応に努め、お客様の**尊厳**を最大限に尊重し、**ホスピタリティ・マインドがあふれる親切丁寧な対応・接遇**を行います。

平等利用の確保

3) 平等・公平を確保した運営

①多様な利用者に対応できる知識の習得

- ・平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、障害者に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」は禁止となりました。そこで、私たちは、障害を持つ方が必要とするサポートを適切に提供できるよう各種教育・研修を実施します。
- ・また、公益財団法人人権教育啓発推進センターが配布している人権啓発冊子(CSRと人権)を活用した研修を実施することで、人権問題の理解と配慮の定着を図ります。

②「耳マーク」や筆談ボード、老眼鏡の設置

- ・耳や言葉の不自由な方が気軽に筆談を申し出ることができるように「耳マーク (※)」を受付等に表示します。
- ・筆談ボードを準備することで、筆談によりコミュニケーションがとれるようにします。



耳の不自由な方は
筆談等しますので
お申し出ください

耳マーク

※「耳マーク」は、社団法人日本全難聴・中途失聴者団体連合会が普及しているマークで、公共施設の窓口などで広く使用されています。



筆談ボード

③ユニバーサルデザイン・ノーマライゼーションへの配慮

- ・私たちは、「ユニバーサルデザインの7原則」を踏まえた環境の整備を推進し、年齢、性別、障がい、国籍等を問わず、全ての利用者が安全かつ安心して施設利用できるようノーマライゼーションに配慮した施設の管理・整備を進めてまいります。



平等利用の確保

④ユニバーサルフォント、ピクトグラムの活用

- ・掲示物やホームページ等で用いる文字は、だれでも正しく内容が読み取れるように、ユニバーサルデザイン(UD)フォント(※1)やイラストの活用などに配慮します。
- ・施設案内図についても、ピクトグラム(※2)やイラストも活用することで、視覚的な図で表現することで、言語に制約されずに内容を伝達することができます。

※1 UDフォントは、文字の分かりやすさと、読みやすさをコンセプトに開発された書体です。

※2 ピクトグラムは、「絵文字」や「絵単語」を表し、情報や注意を示すために用いられる視覚記号を指します。

■まぎらわしい画線をなくしてシンプルなデザインに



UDフォント



ピクトグラムの例

⑤指さしコミュニケーションシート

- ・受付などでは「指さしコミュニケーションシート」を常備し、言葉をしゃべることが困難な利用者をサポートします。
- ・また、外国語用のシートも準備し、外国人の対応も行えるようにします。
- ・受付・園内等へ「指さしコミュニケーションシート」を準備していることを掲出します。

指さしコミュニケーションシートイメージ

平等利用の確保

⑥ 身体障害者補助犬とその利用に対する対応

- ・「身体障害者補助犬法」により身体障害者補助犬の同伴受け入れが義務化されました。そのため、補助犬の待機場所を整備したり、他の利用者への理解を図るなどの取り組みを実行し、身体障害者補助犬とその利用者が、安全かつ安心して施設を用できる環境を整えます。
- ・次の身体障害者補助犬への対応策を本施設にもその取り組みを導入することで、安心して利用できる施設を提供します。

【身体障害者補助犬について、本施設に導入できる他施設の取組】

- ・身体障害者補助犬の待機場所を整備する
- ・身体障害者補助犬の待機場所を利用者に周知する
- ・身体障害者補助犬に触れたりすることは控える
- ・犬が嫌いな方やアレルギーを持つ方は、スタッフに知らせてもらう
- ・身体障害者補助犬の体調が優れない場合は、入園・施設の利用を控えてもらう
- ・身体障害者補助犬の排泄は事前に済ませてからの入園・利用に協力してもらう



身体障害者補助犬
同伴啓発マーク

4) 利用者の視点に立った取組について

① 利用料金の設定

- ・使用料、入館料はもとより、減免についても条例に則り、適正に減額・免除を行います。
- ・企画商品についても、事前に長崎市と協議し、承認を得たうえで実施します。
- ・自主事業における料金設定に関しては、長崎市と協議の上、適正な価格設定を設けます。

② 開園・閉園時間、休園日の設定

<考え方>

開閉園・開閉館の時間並びに休園・休館日は、原則として条例に則ったものとし、公共性を確保します。開閉園・開閉館の時間の変更及び休園日の設定に関しては、利用者の利便性を考慮し、事前に長崎市と相談・承認を得たうえで実施します。

③ 利用の予約受付

- ・先着順での利用予約受付とし、公平性を確保します。
- ・利用許可基準に則り、特定の理由での予約受付拒否は行いません。

その他、イベントや長崎市への協力催事についても、早めの事前告知や広報により、公平性を確保した上で実施します。

個人情報の保護

個人情報の保護

1) 個人情報の保護についての取組み

●スタッフ全員の個人情報保護方針の理解の徹底

- ・個人情報を保護し適切に扱うことは、事業活動の基本となる「安心と信頼」を保持するうえで重要な社会的責務と認識しております。
- ・適切に個人情報保護をするため、スタッフひとりひとりが個人情報保護の重要性を認識し、当社の個人情報保護方針を理解し、実施することを努めてまいります。

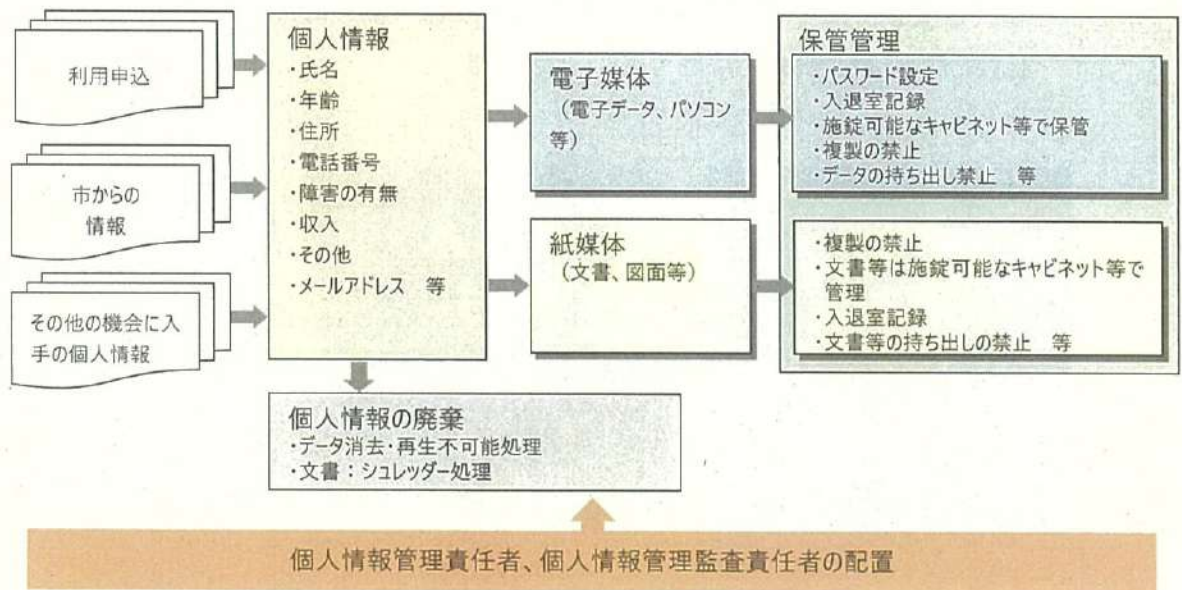
●「個人情報保護規定」に基づいた個人情報保護マネジメントシステム

- ・個人情報保護法をはじめとする個人情報の取り扱いに関する法令およびその他の規範を遵守するとともに、「個人情報保護規程」に準拠して行動します。本規定は、現地スタッフを含め、事業の用に供するすべての個人情報に対し適用しています。

「個人情報保護マネジメントシステム」に基づき、個人情報保護を徹底します。

私たちは、お客様のプライバシー・個人特定内容などを保護することは、事業活動を行う上での責務と考えております。個人情報保護には長崎県が定める個人情報保護条例、長崎市が定める個人情報保護条例、当事業体各企業の社内規定を併用して個人情報保護に取り組み、個人情報を扱う部門は、情報管理を徹底するとともに、全スタッフの研修の充実、「個人情報保護規定」に基づいた各種マニュアルの作成・継続的改善を進めるとともに、万が一の場合に備えて加入する賠償保険に個人情報補償の特約を付加し、対応します。

【個人情報保護マネジメントシステム】



個人情報の保護

●個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

- ・個人情報保護法、長崎県・長崎市の個人情報保護条例、業界団体のガイドライン、その他法令および規格を遵守するとともに、当社において配置する個人情報管理責任者は少なくとも年に一度、法令等の改正の有無を確認し、個人情報保護マネジメントシステムの見直しを行いスタッフに周知します。これにより、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善を図ります。

●お客様（利用者）、取引先関係者等の権利の尊重

- ・お客様（利用者）、取引先関係者等の事業の用に供するすべての個人情報に関するご本人の権利を尊重し、ご本人から自己情報の開示、訂正もしくは削除、または利用もしくは提供の拒否を求められたときは、合理的な範囲でこれに応じます。
- ・お客様（利用者）、お取引先関係者等からの個人情報を取得させていただく場合は、利用目的、問い合わせ窓口を明示し、法的な要請等によらない限り、ご本人の事前承諾なく第三者に開示・提供することはありません。
- ・また、お客様（利用者）、取引先関係者等の個人情報を業務委託先に提供する場合は、守秘契約等によって業務委託先に個人情報保護を義務づけるとともに文書を取り交わし、業務委託先が適切に個人情報を取り扱うように管理いたします。
- ・個人情報をお客様（利用者）、取引先関係者等の意思に反して取得、利用、提供、委託することは権利の侵害になるとともに、事業者としての信頼を失うことになります。そのため、個人情報の取得、利用、提供、委託等の管理、ルールを明文化し、個人情報の適切な管理を行います。

●賠償保険への対応

- ・個人情報の取り扱いについて厳重に対処しますが、万一個人情報が流出した場合は、加入する賠償保険に個人情報補償の特約を付加し、対応します。



個人情報の保護

2) 個人情報管理対策について

(1) 正確性の確保

- ・利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報を正確かつ最新の状態で管理します。このために、個人情報を取り扱う場合には、例えばPCに入力する場合や転記する場合の入力・転記の確認を行い、個人情報の誤入力や内容の取り違えの防止に努めるとともに、誤りがあった場合は真正性を確認した上で訂正を行うなどの手順を定めています。
- ・個人情報の利用目的や法令で定められている保存年数等を考慮して適切な保存期間を設定し、保存期間満了後には速やかに適切な手段により削除、廃棄します。

(2) 安全管理

●入退管理

- ・利用者等の訪問目的を確認し、必要に応じて受付票に記録し、立ち入る場合は許可証を着用させるほか、スタッフが立ち会うこととします。
- ・担当部は取得した受付票を毎月1回点検し、不審な入退が行われた形跡がないかチェックします。また、室の鍵は所定の場所に保管し、解錠、施錠はスタッフがを行い、その記録を点検表に記録し毎月1回点検します。

●記録媒体の管理

- ・個人情報を取得した場合、また取り扱い業務終了後は個人情報を記した書類、媒体は所定の場所に速やかに保管し施錠します。また、長時間離席する場合など個人情報が第三者の目に触れないよう収納します。
- ・USBメモリ等の媒体に個人情報を記録し、取り扱いを行う場合は「電子媒体利用申請書」を個人情報保護管理者に提出し、承認を得た後に利用します。また、ノートPCや情報媒体を社外に持ち出す場合は、事前に「個人情報持ち出し申請書」を個人情報保護管理者に提出し承認を得ることとしています。
(ただし、定期的に金融機関へ提供する情報媒体については例外とする。また、ノートPCや個人情報が登録された電子媒体の自宅への持ち帰りは原則禁止しています)
- ・個人情報の一部、または全部を取り扱う業務を委託する場合、個人情報の受渡しには、「個人情報受渡し確認書」を用いて授受の記録を行います。
- ・ノートPCの持ち出しや個人情報を媒体で移送する場合の手順を別途定めています。
- ・紙媒体の情報については、すべて鍵付きのキャビネットへ保管し、その鍵は、館長が管理をします。

個人情報保護

- ・コピーは、原則禁止とし、業務上やむを得ずコピーの必要性がある場合は、業務終了後、確実にシュレッダーにて破棄いたします。管理台帳は専用鍵付きキャビネットに収納し、施設長が管理します。
- ・個人情報は端末機のみで扱い、印刷・コピーは行いません。やむを得ず印刷を行った場合は、迅速かつ確実にシュレッダーにて廃棄します。
- ・業務上、長崎市とのデータ交換が必要な場合は、窓口となる端末を指定し、施設長が管理するパスワード機能付きメモリースティックにてデータ交換を行います。

●情報機器、システムの管理

- ・個人情報を取り扱うPCなどの機器や装置、設備を盗難、破壊、破損等の脅威や災害などから保護するための規定、その他の技術的なセキュリティ対策は以下のとおりです。

盗難、破壊、破損等の脅威や災害などからの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・CD、DVD等の外部記憶媒体は、裁断又は破断し廃棄 ・PC等ハードディスクはパーパーライトソフトウェアにて消去、又はハードディスクを取り外し物理的に破壊して廃棄 ・外部業者に委託する場合は安全に処分されたことを証明する記録を取得
PC	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワード付きスクリーンセーバーの設定
WEB	<ul style="list-style-type: none"> ・SSLの実装及び入力フォームへの入力データの無害化処理
電子メール	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の暗号化又はファイルへのパスワードロックの実施。送受信結果の電話等での確認など。
FAX	<ul style="list-style-type: none"> ・宛先、内容確認による誤送信防止、受領結果の確認、送受信文書の速やかな回収
無線LAN	<ul style="list-style-type: none"> ・SSIDの設定及びMACアドレスによる接続端末の制限 ・共通の暗号化キー(WPA)による送受信データの暗号化
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・会社貸与の携帯電話のパスワード設定

●プライバシーマーク

プライバシーマークとは、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。当団体では、代表企業及び構成員企業がこのプライバシーマーク取得に向けた準備を進めています。



個人情報の保護

●アクセス管理

- ・個人情報の紛失、破壊、改ざん、及び漏洩等を防止するため、不正アクセス対策、ウイルス対策等の情報セキュリティ対策を行います。また、社会情勢や新たなる立法、環境の変化に合わせて定期的に見直しを行い、是正します。
- ・個人情報を扱うPCへのアクセスは、ユーザーIDにより制限するとともに、情報システム管理者は「アクセス記録点検表」に記録します。
- ・パスワード認証によるアクセス管理を行います。IDについては台帳にて管理し、パスワードはセキュリティの確保された手段でスタッフに連絡し、半角アルファベットと数字の組合せ（6文字以上）とする、180日以内にパスワードを定期的に変更するものとし過去に使用したものを使わないなどの規定を設けています。



●ソフトウェア管理

- ・個人情報を取り扱う全てのPCにウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定期ファイルは常に最新版が適用されるよう維持します。
- ・インターネットを利用した p2p 方式のファイル交換ソフトウェア（Winny、Share等）をインストールしてはならないなどの規定を設けています。
- ・電子媒体、電子メール等によりデータの交換を行う場合は、送信前及び受信前に必ずウイルス感染チェックを行い、安全性を確保します。
- ・ウイルスに感染または感染を予見した場合は、直ちにPCのネットワークケーブルを外し、電源を切って二次感染の防止を図るとともに、情報システム管理者に報告し指示に従うなど、適切に対応いたします。

個人情報の保護

3) 情報公開について

公の施設であることを関係者全員が認識し、地方自治の本旨及び「長崎市情報公開条例」の趣旨に則り、県民・市民の知る権利を尊重した情報の公開を図ります。

◆情報公開規定の策定

情報の「公開」に関する規定を策定し、全スタッフの共通認識とすることにより、文書等の公開を申し出る権利を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されないことがないように最大の配慮を致します。

情報公開規程（案） 抜粋

【その他、関連様式の例】
 公開申出書
 公開決定通知書
 一部公開決定通知書
 非公開決定通知書
 公開申出拒否決定通知書
 公開決定等期間延長通知書
 意見照会書
 公開決定に係る通知書 など

施設の設置目的と計画

施設の設置目的と計画

1) 基本的な考え方

私たちは、法律及び条例等の関係法令遵守のもと、「あぐりの丘」「全天候型子ども遊戯施設」の設置目的を理解し、その運営方針に沿った事業計画を策定し、管理運営を行います。

<主な関係法令等>

地方自治法、地方自治法施行令	浄化槽法	長崎市あぐりの丘条例及び施行規則
個人情報保護に関する法律	電気事業法	長崎市個人情報保護条例
消防法	廃棄物処理法	長崎市特定個人情報保護条例
労働基準法	建築基準法	長崎市情報公開条例
労働安全衛生法その他労働関係法令	食品衛生法	長崎市暴力団排除条例
水道法		長崎市契約規則
		等

このほか、「新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る業種別ガイドライン」、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を遵守した上で業務にあたります。

<設置目的>

【あぐりの丘】

子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資するため。具体的には、

- 自然環境や全天候型子ども遊戯施設等を活かした遊び・体験ができる場
- 子供を中心として、全ての世代が集い、楽しみながら世代を超えた交流の輪が広がる場
- 自然の風や光、季節を体感するとともに、施設を活用しながら心身のリフレッシュを醸成する場



【全天候型子ども遊戯施設】

あぐりの丘の敷地内に、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子供が安心して自由に遊び、交流等ができる施設として、全天候型子ども遊戯施設を置く。

具体的には、

- 天候や年齢、障がいの有無等に関わらず、子どもが安全・安心に遊べる場
- 子どもがのびのびと遊びながら健やかに成長できる場
- 子ども同士の交流の輪が広がる場



施設の設置目的と計画

1) 基本的な考え方

〈主な関係法令等〉〈設置目的〉を踏まえ、

●公の施設であるということを再認識・再確認

私たちは、長崎市所有の施設であり、市民の財産である「あぐりの丘」「全天候型子ども遊戯施設」は、公の施設であることを再認識し、共同事業体の企業はもとより全ての関係者と再確認した上で、「公平性を確保したうえで、平等利用を確保」を基本に、指定管理者としての責務を全うすべく堅実な管理運営に臨みます。

●長崎市の行政業務の代行であるという自覚

私たちは、「あぐりの丘」「全天候型子ども遊戯施設」が公の施設であるという認識の関連する長崎市条例及び施行規則並びに関係法令を遵守し、「業務仕様書」にもとづき管理運営を行います。適切な業務が出来るようスタッフの教育を行い周知徹底致します。利用者からの要望・苦情などの対応は、法令遵守の上で適切に行い、諸問題の解決は長崎市と協力しながら改善を図ります。

●市民活動団体・大学・幼稚園等の教育関連機関や圏域の各種団体協力・連携

「あぐりの丘」「全天候型子ども遊戯施設」の管理運営にあたっては、市民活動団体・大学・幼稚園等の教育関連機関や地元地域の住民の方々のご理解とご協力が欠かせません。私たちには、これまで積み上げてきた信頼と実績があると自負しております。今後も協力・連携関係を深め、地域の活性化に努めてまいります。

●市民の福祉

私たちは、あぐりの丘が市民の憩いの場・交流の場となり、自然や生き物に触れることで心身のリフレッシュを醸成に繋がると考えます。施設の利便性の向上や教育への取組みなど、市民の福祉の増進への一助となる管理運営を目指します。

施設の設置目的と計画

2) 施設の現状把握と将来像について

「施設の現状と課題について」「新たな将来像について」は前項の基本方針にて述べております。

◆施設の現状と課題について

平成10年7月18日にオープンした長崎市いこいの里「あぐりの丘」は、長崎市の北西部に位置した緑と自然、そして海を見渡せる眺望の中で、子どもを中心に家族や各世代が土や動物に触れ合う、農業公園型レジャー施設として、長年、市民に親しまれてきました。

《「あぐりの丘」事業は以下の目的に沿って施行された》

- ①長崎市の地形制約から不足しがちであった公共的憩いの場を、遊休公有地を利活用して、広く市民に提供する。
- ②土に親しむ機会、自然を満喫する機会に恵まれない都市生活者に自然や動物との触れ合いを通じて、農業の理解や体験などのほか、家族のレクリエーションなど交流の場を提供する。
- ③新たな雇用創出として、就業機会の増大を図るとともに、若者の地元への定着化を推進する。

■年度別の推移 (H10～H30)



〈来園者数の年度別推移〉

開園当初は、約47万人の来園者があったが、運営母体企業の撤退や駐車場を有料化したのも要因となり、平成20年度には約16万人まで落ち込む(グラフ①)

平成22年度以降は、長崎市直営のもと、ふれあい動物広場や親水広場の整備、駐車場の無料化により来園者の回復を図る(グラフ②)

平成25年度から、市民団体との協働の取組みや市主催の体験プログラム「食育系」「自然系」「福祉系」「どうぶつふれあい系」「ものづくり系」など体験・学びなどプログラムの充実を図り、安定した集客を確保(グラフ③)

施設の設置目的と計画

2) 施設の現状把握と将来像について

〈時代の変化に沿ったコンセプトによる運営継続〉

農業体験型施設としてスタートした「あぐりの丘」は、当初47万人程あった来園者数も年々減少し、運営母体の撤退に伴い長崎市直営による運営を契機に、「市民参加で創る、人と自然のつながりを思いだし体感する場」及び、「食農教育」という具体的なコンセプトを掲げ施設再整備に取り組む。あぐりネットワークを中心に市民団体数や活動プログラム数の増加により、平成27年度以降からの来園者数が毎年30万人前後と推移している。

長崎市では、第2期総合戦略において、子育て環境の充実を図る「こども元気プロジェクト」を掲げ、豊かな自然環境の中で、次世代を担う子ども達に遊びを通じて多様な体験・交流などを提供できる親子の遊び場をつくることも取組みの一つであります。そして、地域再生計画「あぐりの丘」の新たな魅力向上事業として、「子連れでも出かけやすく楽しめる、天候に左右されない子供の遊び場」として、全天候型子ども遊戯施設を創設し、子育て世代への高いニーズに応えます。

「あぐりの丘」のコンセプトを「農業体験施設」から「子供を中心とした全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流の場を提供する施設」として再整備されます。

しかしながら、全天候型子ども遊戯施設の創設だけでは、他の類似施設に比べると見劣りします。施設エリア内は、20年あまりが経過した建物の外壁・屋根・窓など施設の老朽化が進むとともに、初期の食産物加工の整備などもほぼそのままの状態で使用されず残っているのが現状です。

施設全体に対する魅力の低下など指摘する声が多く、現状のままでは、更なる来園者の増加は全天候型子ども遊戯施設の利用者のみに留まってしまいます。

- ①「あぐりの丘」が持つポテンシャルを活かし、自然豊かなロケーションの中での「遊び」「体験」「レクリエーション」が必要である。
- ②荒廃感漂う施設の整備によるエリア全体での賑わいが必要である。
- ③市民団体の活動による充実した体験プログラムの実施、市民に親しまれる場所として安定した集客を維持していることから、市民活動をサポートし協働で取り組む必要がある。

新たな子どもの施設「全天候型子ども遊戯施設」の機能に加え、これまで継続してきた市民団体との協働事業や体験プログラムの強化を図るとともに、自然豊かな里山の魅力を活かした、「遊び」「体験」「レクリエーション」を「あぐりの丘」全体で楽しめるブランディングが必要である。

施設の設置目的と計画

2) 施設の現状把握と将来像について

❖施設の新たな将来像について

- ・子どもが思いっきり遊びながら成長できる施設となる。
- ・「あぐりの丘」でなければ体験できない施設という差別化された価値を持つ施設となる。
- ・リニューアルを契機に、施設の老朽化や施設全体の荒廃感を払拭し、新たな魅力を創出する施設となる。
- ・「全天候型子ども遊戯施設」の開設は、「あぐりの丘」のブランディングのリーディングプロジェクトとして位置付け、その後の展開を視野にハード面としての施設のみならず、運営や開設後のイベント・催事などソフト面にも期待が持てる施設である。

①指定管理者制度の導入による効果

「あぐりの丘」全体の新たな魅力を創出するため、民間のノウハウを活かした事業を展開させ、民間事業者から収益事業の提案を求め、新たな雇用の場が生まれる。

- ・自主事業による、集客・収益を図り雇用拡大と施設の改善に係る経費を捻出
- ・利用者の利便性を考えた企画提案を実行し、サービスの向上を図る
- ・指定管理者の裁量による事業推進のスピードアップを図る

②市民活動団体と連携した子育て支援

当該施設を整備するあぐりの丘は、平成25年度から市民協働との取組みを開始し、竹細工や陶芸体験、自然素材や羊毛などを使った「ものづくり体験プログラム」や布の絵本とおもちゃあそびなどの「子どものまなびプログラム」などが実施されていることから、今後も、市民活動団体と連携した子育て支援プログラムを実施することにより、市民活動団体と協働した子育て支援の充実や多世代交流の場が創出され、子育てをみんなで応援する場所となることが期待できる。

- ・「あぐりネットワーク協議会」に対し活動支援を行う
- ・「あぐりネットワーク協議会」との協働による年間を通じた体験プログラムの造成を図る
- ・子育て支援市民団体、「ワイヤーママ」との共催事業や子育てに関するワークショップ、研修等を開催
- ・広報力・イベント立案力を活かした市民参加型の事業展開と活動支援

施設の設置目的と計画

③大学・幼稚園・認定こども園等と連携した子育て支援

市内大学の保育系学部と市内保育所等とが協働し、大学生の実習の場としての活用や、共同イベントを開催するなど、学生が子育てを学び・支援する場を創出し、子どもはみんなで育てるといふ本市の方針を体現する施設とするとともに、地元就職の促進に繋がる。

- ・長崎純心大学「こども教育保育学科」を中心に連携・協力体制のもと「遊び」「体験」プログラムの検討・提案から、学生の実習の場として活用

(長崎純心大学をはじめとする県下大学に対し同等の協力体制の構築に努める)

- ・長崎県私立幼稚園・認定こども園連合会を中心に連携・協力体制のもと「遊び」「体験」プログラムの検討・提案、プログラム参加、ヒアリング実施等の協力

(長崎市内保育園へも同等の協力体制の構築に努める)

④周辺の宿泊施設との連携

当該施設近隣に、民間が運営する宿泊施設がある環境を活かし、双方の情報発信や共同イベントを開催し、集客力の向上や宿泊者の増加など相乗効果に繋がる。

- ・あぐりの丘隣接の「長崎あぐりの丘高原ホテル」との連携・協力体制のもと、相互間の情報共有・共同イベント・回遊性を図り、双方の集客力の向上を図る

- ・長崎県旅館ホテル衛生協同組合、長崎市宿泊協議会との連携・協力体制のもと、あぐりの丘集客の増加や宿泊客の増加に繋がるプロモーションセールスを行う

⑤交通事業者との連携

アクセスについては、市内中心部から路線バスが運行されておりマイカーを利用しなくても来場が可能であるが、更なる利用者が来場しやすく、集客力の向上につなげるため、バスの増便について交通事業者と連携を図る。

- ・イベント開催時や展示会開催・サテライト会場時など、集客状況に応じて対応を図る

(マイクロバスの運行や長崎バス観光との送客連携)

- ・バスの増便(夕方便の増便)については、長崎バスに要望し協議を行う

施設の設置目的と計画

経営理念と基本方針について

⑥ 圏域との連携が期待

圏域(長与町及び時津町など)と連携し、施設の情報発信や子ども・子育て世代向けのイベントの周知等を行い、利用促進を図るとともに、連携した物産展の開催や観光情報の発信を行い、圏域で更なる賑わいを創出し、市外からの交流人口・定住人口の拡大や広域的な観光振興に繋がる。

また、子どもの屋内遊び場がない同様の課題を抱える長与町及び時津町にとっても、近隣に全天候型子ども遊戯施設ができることから、長崎市と2町の保育所や幼稚園等との合同での遠足やイベント開催など、施設を積極的に利用できるプログラムを実施し、交流を深める場を創出するなど、施設の広域的な利用促進を図ることで、広域における子育てしやすい環境の充実に寄与できる

⑦ 子育てしやすい環境の充実に期待

子育て世代のニーズに応える、天候に左右されない全天候型子ども遊戯施設を整備し、子どもの遊び場や親同士の交流・子育て情報交換の場などを提供することで、子連れでも出かけやすく楽しめる場所が増え、親子の絆が深まり、親同士や年齢が異なる子ども同士、世代を超えた交流の場が広がり、子どもが遊びを通じて成長するとともに、親にとっても子育ての学び、交流、憩う場となることで、子育てしやすい環境の充実に図る。

また、市民活動団体、大学、近隣自治体等と連携した子ども・子育て世代向けのイベント等を実施し、みんなで子育てを応援する場が創出できる。当該施設を活用して、子育て中や子育て後の就職支援セミナーを開催するなど、女性の活躍のためのキャリア支援の場としての活用にも期待がもてる。

⑧ 多世代交流の場に期待

異なる年齢、多世代との遊びや体験ができる場を提供することで、子どもたちが様々な人と関わり、多様な遊びのモデルをたくさん見ること、子どもたちが多くのことを学び社会性を育まれる。また、保護者にとっても様々な年齢の子ども達の遊ぶ様子を見ることで、子育てのよい学びの場になるとともに、施設で一緒に遊び・交流することで、新たなつながりが生まれ、地域でのつながりづくりに寄与できる。

施設の設置目的と計画

⑨食農教育の推進

あぐりの丘への利用者が増加することで、現在あぐりの丘で実施している野菜の収穫体験や収穫物を使った料理体験などへの参加者も増加し、食農教育の推進が図れる。

- ・体験プログラム「収穫祭」の実施や市民農園、収穫した野菜などを扱った「マルシェ」「バル」の開催

⑩観光・産業振興

観光・産業振興分野とも連携し、地元特産品などの物産展の開催による地域製品の消費拡大、販路拡大の機会を提供するとともに、豊かな自然環境の中で、屋内・屋外遊びや自然体験等ができる場として魅力を高め、エリア周辺への経済効果の波及も期待される。

- ・地産地消の物産展や飲食ブースの創設
- ・長崎市国際観光コンベンション協会や長崎県観光連盟との協力体制のもと、「あぐりの丘」プロモーション活動を実施し、広域に向けた集客を行う

3) 設置目的と事業計画に沿ったグループ構成

「あぐりの丘」「全天候型子ども遊戯施設」の管理運営にあたり、必要な雇用・環境美化・植栽・施設管理・感染症対策・広報・イベントを専門とした企業による共同事業体の構成により、すべての施策を効果的・効率化させることで質の高い管理運営と伴に、包括管理が実現できる為、指定管理者の意義である、経費削減にも繋がります。さらに外部指導委員会を導入し、各施策のP D C Aを行い形骸化しない戦略・戦術を行います。年間の目標集客数・収益に対し効果的なプログラムを造成し、それをもとに円滑な実施、その評価や結果を改善し、次に活かすスキームを実践して時間・費用共にロスの少ないコンセプトの体現、それに伴う集客・自主事業の収益アップなど実現性のある取組みを行います。

■運営委員会の設置

「あぐりの丘」「全天候型子ども遊戯施設」の管理運営において、共同事業体グロウスピア運営委員会を設置いたします。最高意思決定会議として、事業計画立案、主催事業・自主事業の計画立案を含め重要な案件の意思決定を行います。また、関係諸団体との意見交換の場としても随時開催いたします。各業界の有識者の方々にご参加・ご協力頂くことで様々な施策・案件において、独自のネットワークやコネクションを活かし、ワンストップで対応していただくことができ、横断的な答えが期待できます。

■外部指導委員会

事業計画立案・イベント計画案などの方向性を、より専門的・広域的・公平の見地から指導します。委員構成に関しては、あぐりの丘に係る基本協定書に基づき、学識経験者など専門的な分野、地域連携といった各諸団体など、それぞれの立場を活かし、あぐりの丘の管理運営に必要な情報の提供と地域連携・広域連携に役立て、専門的な技術指導や助言を行うことで、円滑な運営に繋がります。外部指導委員会開催は年2回としますが、必要に応じて随時開催いたします。

施設の設置目的と計画

3) 設置目的と事業計画に沿ったグループ構成

《指定管理者団体》

Growth Pia joint enterprise group **グロウスピア共同事業体**



外部指導委員会

市民協働関連団体

長崎市所管課

《管理運営協力団体》



●管理運営委員会	最高意思決定会議として、事業計画立案、イベント計画立案を含め重要な案件の意思決定を行います。 【出席者：指定管理者の代表者及び構成員、施設長、※内容により各現場責任者を招集】
●外部指導委員会	有識者による第三者委員会。独善的な管理運営とならないよう、意見やご指導を賜ります。 【出席者：指定管理者の代表者及び構成員、施設長、※内容により各現場責任者を招集】
●市民協働関連団体	これまで長年にわたり「あくりの丘」の運営に携わって頂いている市民団体の方々との連携により、より地域に根ざした施設運営を図ります。
●管理運営協力団体	指定管理業務に係る持続的事業展開、啓発活動及び県内外への周知・誘致活動への助言と協力を賜ります。

施設の設置目的と計画

《グループ構成団体》



管理運営団体 代表団体
株式会社 KTNソサエティ



商号	株式会社 K T Nソサエティ
所在地	長崎市金屋町1番7号 テレビ長崎 本館内
経営理念	<p>【経営理念】 地域の課題をビジネスとして解決し、社会に貢献できる企業をめざす。</p> <p>【経営コンセプト】 企業は、企業それ自身のために存在するのではなく、企業に関わる人々のために、社会のために存在する。このことを心に刻み「五方良しの経営」を実践していく。 五方とは、以下のことを意味する。 第1は、社員と家族 第2は、取引先・協力企業の社員と家族 第3は、現在顧客と未来顧客 第4は、地域の人たち 第5は、株主・支援機関</p>
創業	昭和62年11月
代表者	代表取締役社長 東島 尚志
資本金	3,000万円
従業員数	149名 パート、アルバイトを含む (役員を除く)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広告代理店業務 (広告計画の立案) ■ プロダクション業務 (放送番組・広報・CM等の企画、制作・ホームページ制作) ■ 催事事業業務 (各種イベントの企画・実施ならびに司会業務) ■ 人材派遣業・有料職業紹介事業 ■ ビル総合管理業務 (警備、設備管理、清掃、受付案内) ■ 花の宅配業 (フジテレビフラワーネット) ■ 貸ビル業
許認可	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警備業認定 (長崎県公安委員会第43号) ■ 一般労働者派遣業許可取得 (派42-01-0031) ■ 有料職業紹介事業許可取得 (42-ユ-300095)
主要加入団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般社団法人長崎県警備業協会 ■ 一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会 ■ 一般社団法人長崎県観光連盟 ■ 長崎広告協会 ■ 長崎広告業協会



施設の設置目的と計画

《グループ構成団体》



管理運営団体 構成員
株式会社 大和総業



商号	株式会社大和総業
所在地	長崎市淵町3番9号
経営理念	株式会社大和総業は、1981年の設立以来、経営理念として「高い品質・信頼サービス」をモットーにしながら、ビルメンテナンス業の仕事を通じ、お客様へ快適な環境づくりのお手伝いを致します。 弊社は、長崎県内の業界でも企業基盤がしっかりしたトップクラスの企業として、今後とも精進し、サービス精神に徹していく覚悟であります。
設立	1981年12月
代表者	代表取締役 尾本久男
資本金	1,000万円
従業員数	200名 (パート含む)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ ISO 9001-2008 品質マネジメントシステム認証取得 ■ 建築物環境衛生管理技術者の選任・届出・業務の代行 ■ 建築物空気環境測定 ■ 水質検査測定及び代行 ■ 建築物等設備管理 (消防設備等含む) ■ 建築物等清掃 ■ 貯水槽清掃及び消毒 ■ ねずみ・昆虫等防除 ■ 白蟻駆除・防除業務 ■ 空調ダクトクリーニング ■ 工業薬品の販売 ■ その他、環境衛生に係わる全ての業務
許認可	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物環境衛生総合管理業 (長崎県 1 8 総第 4 号) ■ 建築物ねずみ昆虫防除業 (長崎県 2 8 ね第 3 号) ■ 建築物飲料水貯水槽清掃業 (長崎県 2 8 貯第 2 号) ■ 劇物毒物一般販売業 (登録番号第 1 0 8 号)
主要加入団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ (社) 日本ペストコントロール協会 ■ (社) 長崎県害虫防除管理業協会 ■ (社) 長崎県ビルメンテナンス協会 ■ (社) 長崎県ビルメンテナンス事業協同組合 ■ (社) 長崎県貯水槽管理協会

有資格者一覧

資格の名称	員数	資格の名称	員数
建築物環境衛生管理技術者	4	高所作業車作業技能講習修了	2
清掃作業監督者	2	刈払機安全衛生教育講習修了	1
貯水槽清掃作業監督者	1	フルハーネス型墜落防止用器具特別教育修了	2
防除作業監督者	2	甲種防火管理者	2
空調給排水管理監督者	1	第1種消防設備点検資格者	1
空気環境測定実施者	2	第2種消防設備点検資格者	1
統括管理者	1	消防設備士 乙種4類・乙種7類	1
毒物劇物取扱者	1	酸素欠乏症・硫化水素危険作業主任者	1
建築物清掃管理評価資格者	1	第二種電気工事士	1
安全管理者	1	製造保安責任者免状・第三種冷凍機	1
第一種衛生管理者	1	二級ボイラー技士	1

施設の設置目的と計画

《グループ構成団体》



管理運営団体 構成員
株式会社 松田久花園



商号	株式会社 松田久花園
所在地	長崎市畝刈町1613番地251
経営理念	人と自然との関わりに重きを置き、「自然を生かせる街づくり」そして「花と緑であふれる新しいライフスタイル」をこれからもご提案し続けたいと思います。また当社は、地域社会への取り組みとして、地域社会の発展と子供達が健全で安心して生活できるまちづくりをテーマに「人ココロねっこ運動（声かけ、あいさつ）」、こども110番の家、地元公園などの管理作業他ボランティア活動をとおり、地域社会への貢献を大切にしています。
創業	昭和30年 3月
代表者	取締役社長 松田英明
資本金	2,000万円
従業員数	36名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設造園作業 ■ 造園・植栽 ■ エクステリア ■ 植栽管理 ■ 樹木医
許認可	長崎県知事許可（特-8）第908号 取得（土）（と）（石）（綱）（ほ）（しゅ）（塗）（水）
主要加入団体	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 日本造園建設業協会 一般社団法人 日本造園組合連合会 一般社団法人 長崎県造園建設業協会 一般社団法人 長崎市造園建設業協同組合 一般社団法人 日本樹木医会 一般社団法人 街路樹診断協会 一般社団法人 公園管理運営士会

有資格者一覧

資格等名称	員数	資格等名称	員数	資格等名称	員数
樹木医	1	ランドスケープアーキテクト	1	街路樹剪定士	11
公園管理運営士	2	車両系建設機械	10	刈払機取扱作業員	19
1級造園技能士	3	小型車両系建設機械(3t未満)	4	伐木等の業務(チェーンソー)	10
2級造園技能士	3	車両系建設機械(解体)	5	地山掘削	4
1級造園施工管理技士	9	不整地運搬車	2	土止め支保工	4
2級造園施工管理技士	2	小型移動式クレーン	11	型枠支保工の組立	1
1級土木施工管理技士	4	玉掛け	11	アーク溶接	1
農薬管理指導士	4	高所作業車	10	職長・安全衛生責任者	8
植栽基礎診断士	1	普通救命講習修了	7	甲種防火施設管理者	1
監理技術者	9	締固め機械	8	街路樹剪定士指導員	1

施設の設置目的と計画

《グループ構成団体》



管理運営団体 構成員
株式会社 森谷商会



商号	株式会社 森谷商会
所在地	長崎市平間町1361番地
経営理念	長崎の未来をサポートしたい。 それが私たちの願いです。 あなたの夢がみんなの夢に。 みんなの夢が街の力に。 街の力が長崎の未来に。 ハード・ソフト両面から、 長崎の未来をサポートいたします。
創業	昭和23年09月
代表者	代表取締役社長 森谷 八郎
資本金	3,000万円
従業員数	135名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設機械・産業用機械・土木資材の販売・修理・並びに建設機械全般のレンタル ■ 上記に付帯又は関連する一切の業務
許認可	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設業（特-19）第9679号 土木工事業・建築工事業・とび・土工工事業・舗装工事業 ■ 高度管理医療機器等販売業・貸与 第201NM0356号

支店・出張所



施設の設置目的と計画

4) 設置目的と事業計画に沿ったグループ編成

■メディア戦略

広告の目的は「ブランド認知度向上」「サービス/商品の購入」のいずれかである。「あぐりの丘」においては、「施設の認知度の向上に繋げる」「集客に繋げる」「サービス（イベントや園内利用促進に繋げる）」である。文字通り、広告媒体を用いて発信しないと誰も認知してもらえないことになります。近年は通信デバイスにより、受け手側はSNSを通して情報を得ています。情報発信においてはSNSは不可欠であるが、利用者は子どもからシニアまで、健常者から身障者まで様々であり、各種媒体ツールを効果的に用いて発信する必要があります。

そこで私たちは、メディア戦略チームによる広告戦略を行います。マスメディアを中心とした広告媒体に対するパイプとノウハウを活かし、また、各種イベントをはじめとした企画から施工・運営までをワンストップで行う、実績と経験を有した企業で構成しております。私たちは、その強みを活かして、効果的な広報から自主事業における集客・収益へと展開いたします。

【メディア戦略概要】



広告展開におけるマーケティング戦略から
企画立案といった、あぐりの丘の主催事業・
自主事業の運営サポート

あぐりの丘のブランディングや
地域連携における提案から
企画立案と実現可能な取組み

※あぐりの丘公式アプリによるマーケティング戦略

利用者の利便性・サービス向上を目的として制作する公式アプリは、会員情報を得ることができます。個人情報保護に沿って管理運営は当然として、入園者動向や年間を通じたアンケート調査、利用者の行動分析などによるデータ蓄積をもとにシーズン毎の集客に向けた営業戦略・メディア広告戦略へと展開、実効性・実現性のある企画立案へと導き集客に繋げる効果が期待できます。

施設の設置目的と計画

5) 事業計画の策定にあたって

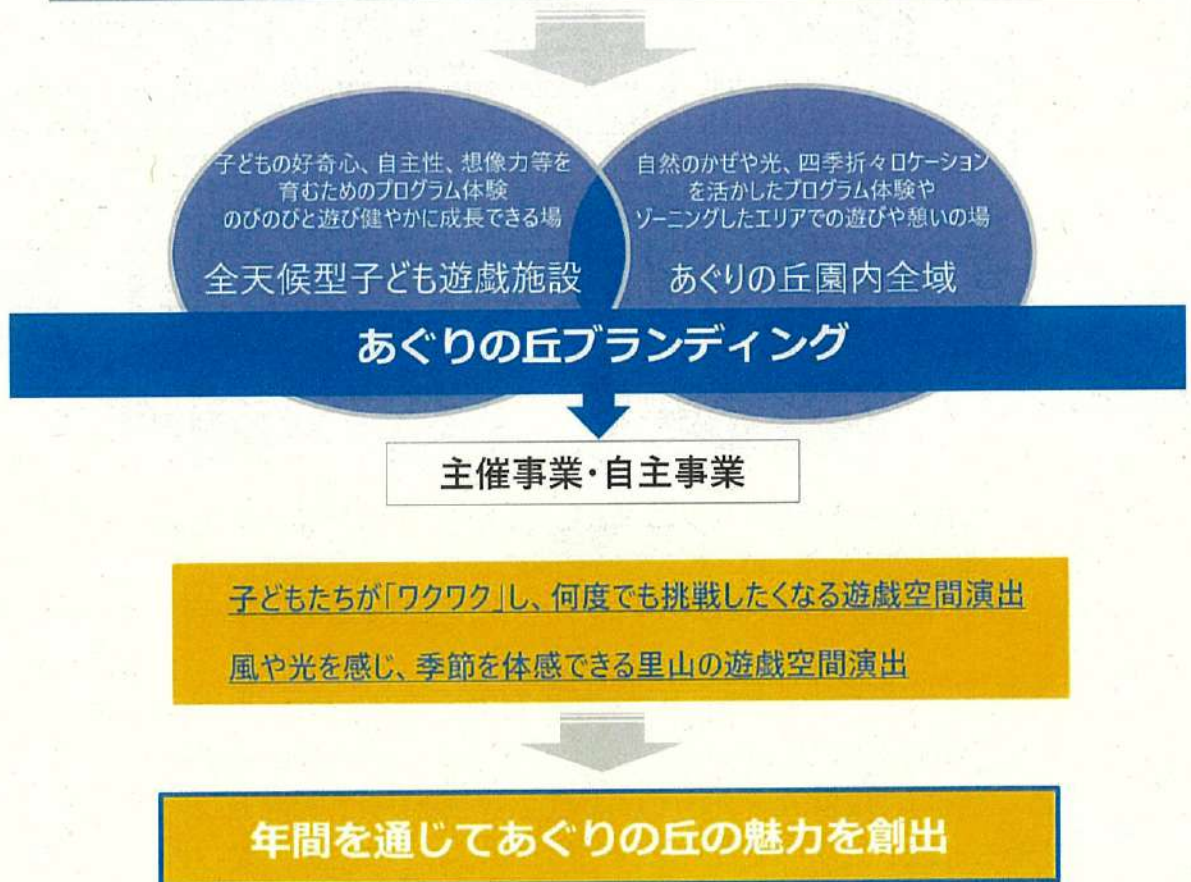
本事業計画書に記載の計画を含め、今後、あぐりの丘の指定管理者として実施する事業は、設置の目的に沿った内容で計画し、長崎市と協議した上で実施します。



多世代交流や仲間が集い、楽しみ、ともに成長する理想郷

「あぐりの丘は、自然の中で伸び伸びと楽しく遊び・学び・体験する」

- ❖ 全天候型子ども遊戯施設施設の利用者の利便性やサービスの向上を図る
- ❖ あぐりの丘全エリアの利用者の利便性やサービスの向上を図る
- ❖ 子どもを中心に多世代が交流する場の創出
- ❖ 市民の憩いの場、市民が活動する場、市民が楽しむ場
- ❖ 1年を通じて、体験プログラムや園内遊びの空間を創設し、賑わいと魅力を創出
- ❖ 市民に愛される施設運営



施設の設置目的と計画

6) 全天候型子ども遊戯施設の設置目的と計画

子どもは遊びを通じて発達します。

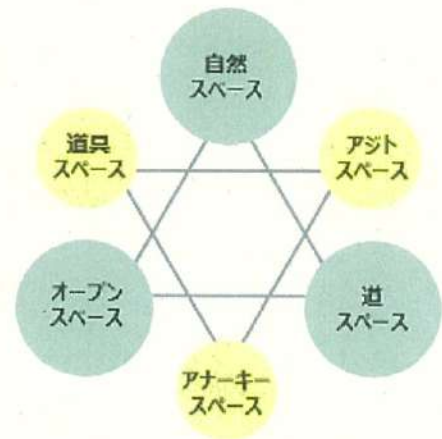
現代では遊び環境の3要素である「遊び空間」、「遊び時間」、「遊び仲間」、いわゆるサンマ（三間）が一昔前に比べて減少していると言われています。



●遊び空間の減少

子どもたちが遊びができる空間（あそびやすい空間）は以下の6つの原空間があると言われますが、都市化の進む現代では公園ですら減少しています。

- ①自然スペース（自然の生命のいるところ）
- ②オープンスペース（走り回れる広場のようなどころ）
- ③道スペース（車の危険のない路地空間）
- ④アナーキーペース（廃材置き場のようなちょっと危険な場所）
- ⑤アジトスペース（秘密基地のようなどころ）
- ⑥遊具スペース（児童公園）



●遊び時間の減少

最近の子どもたちは多忙です。園や学校が終わると毎日のように習い事がある子たちも少なくありません。もちろんスポーツや芸術を習うことは、身体機能を向上させ、豊かな感性育むことに大きく貢献しますが、ある程度形式が決まった中で先生に教えてもらう「習い事」と、子ども同士が自由に展開する「遊び」では本質的に異なります。

●遊び仲間の減少

少子高齢化の現代、「出生数の減少＝子どもの絶対数の減少」は言うまでもありません。

また、現在ではこれら3要素に加え、遊びの方法の減少も挙げられています。

当施設へ来場されたお客様自身で遊具等を使って自由に遊んで頂くことは当然のことですが、私たちは、長崎市あぐりの丘条例に記載の設置目的を理解した上で、その目的の達成と併せ、当施設でこれら現代社会で減少している要素を補い、子どもの各発育期に応じた発達・発育の一助となるべく、また、保護者である親の方々とも一緒に育っていける施設運営を目指したいと考えます。



施設の設置目的と計画

6) 全天候型子ども遊戯施設の設置目的と計画

私たちは、施設の設置目的の達成と、この施設の効用を最大限に発揮するため、次のテーマと管理運営体制で全天候型子ども遊戯施設の業務にあたります。

●全天候型子ども遊戯施設の運営テーマ

遊びは学び



●実践する施策

子どもたちが「ワクワク」し、何度でも挑戦したくなる遊戯空間と環境の創造・提供

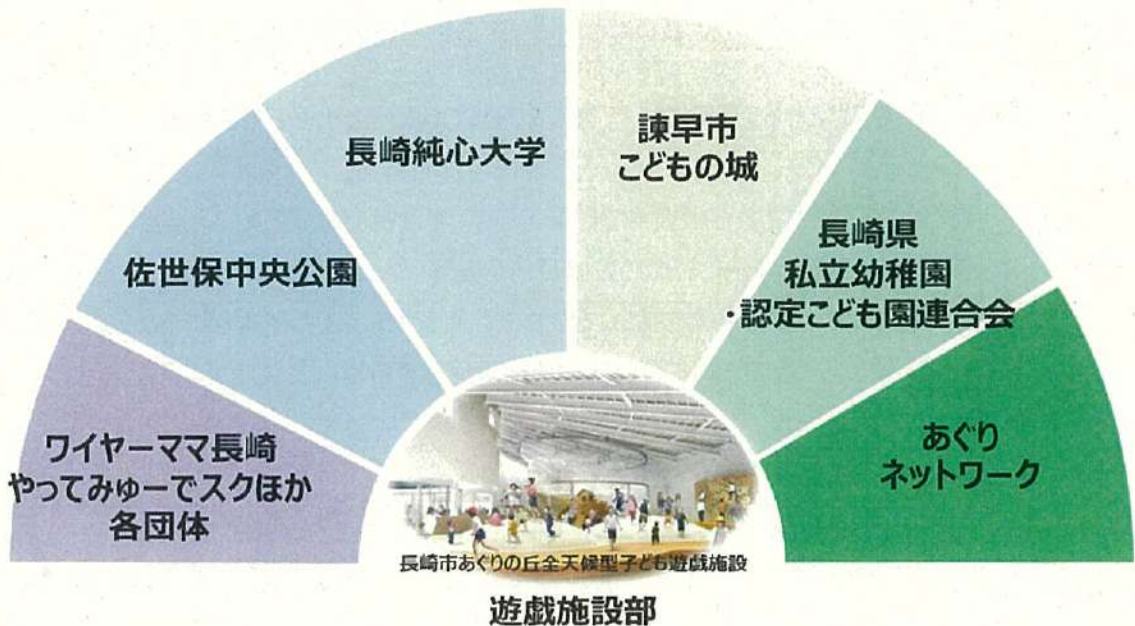
① **プレイフル・ラーニングの推進**

子どもの好奇心、自主性、想像力を等を育むプログラム

② **非認知能力の向上に資するプログラムの積極的導入**



●実現するための協力・連携体制



施設の設置目的と計画

6) 全天候型子ども遊戯施設の設置目的と計画

① プレイフル・ラーニングの推進

「遊びの中で学びを見つける（＝プレイフルラーニング）」

『遊び』と『まなび』に境界線はなく、楽しさのなかにこそ学びがある」という考えのもと、幼児期の「楽しい」、「わくわく」する体験が「意欲」や「集中力」といった学びの基礎力を育むと言われています。私たちは、幼児期における子どもの「遊び」が重要性を理解し、遊ばせ方・遊び道具を検討し、わくわくしながら夢中になって何かをする中でまなびが得られる状態が得られるようなプログラムの導入を推進します。

●プログラムへの取組み例 ～ 幼児期 ～

例① 遊び方が決まっていなようなおもちゃ・素材の用意

遊ぶ目的や遊び方、完成形が決まっていな自由で遊ぶおもちゃ、自分なりの工夫ができるおもちゃを使った遊び。積み木やブロックもありますが、思い切り遊ぶには新聞紙やダンボール、空き容器などで安全面が確保しつつ、ある程度自由に遊ばせてあげる。



例② 子どもの気持ちに寄り添って見守る

子どもが困った時以外には極力口出しせず、子ども自身に考えさせるよう働きかけることが、子どもが自律的に考える力や、創造力・想像力に繋がるとされています。子どもが遊びに熱中できる環境づくりのためにも、危険な場合やルールを大きく逸れるような場合を除いては、子どもの遊びに細かく口出ししない姿勢で見守る。



例③ 少し難しいあそびも用意

大人もそうですが、簡単にできることにはあまりワクワクしません。ワクワク感を持ってあそびに取り組めるためにも、できることよりも少し難しいあそびに挑戦させてみる。「できた！」の積み重ねが、自己肯定感に繋がります。



【重要ポイント】

- 子どもの興味で遊び道具を選ばせる 「押しつけない」
- 子どもに考える余地を与え、サポートすることを心掛ける 「共有型しつけ」

施設の設置目的と計画

6) 全天候型子ども遊戯施設の設置目的と計画

② 非認知能力の向上に資するプログラムの積極的導入

「非認知能力」とは、「社会情緒的能力」とも言われるIQやテストなどの読み書き・計算などの数値では測れない能力・スキルを指します。生きる力、人間力などの土台とも言われ、具体的には「目標を決めて取り組む」「意欲を見せる」「新しい発想をする」「周りの人と円滑なコミュニケーションをとる」といった力のことで、子どもが人生を豊かにする上でとても大切な能力であり、幼児期から学童期に育ちやすいと言われていています。私たちは、これら非認知能力の向上に資するプログラムを諫早市こどもの城、長崎純心大学との連携・協力のもと検討し、室内に留まらず、施設の中庭又はあぐりの丘全域の施設を対象にして積極的に導入致します。

●非認知能力の一例

非認知能力の名前	具体的な能力
自己認識	やり抜く力、自分を信じる力、自己肯定感
意欲	学習志向性、やる気、集中力
忍耐力	ねばり強く頑張る力
セルフコントロール	自制心、理性、精神力
メタ認知	客観的思考力、判断力、行動力
社会的能力	リーダーシップ、協調性、思いやり
対応力	応用力、楽観性、失敗から学ぶ力
クリエイティビティ	創造力、工夫をする力

●プログラムへの取り組み例

プログラム例	ターゲット
積み木を使った遊び	創造力、想像力、忍耐力、集中力、夢中力
泥んこ遊び	想像性、好奇心、自ら考えて遊ぶ力
水を使った遊び	知的好奇心、創造性
空き箱や洗濯ばさみで工作	想像力、創造性、自信、集中力
遊具で遊ぶ	忍耐力、自信、自己肯定感
自然の中での遊び	想像力、創造性、表現力
歌やリズム遊び	集中力、協調性
本の読み聞かせ	想像力、創造性、好奇心、新しい興味、道徳観、倫理観、共感する力、リーダーシップ
鬼ごっこ遊び	社会性、規律性、協調性、コミュニケーション能力、自制力
造形遊び	創造力、想像力、忍耐力、集中力、夢中力

様々な非認知能力を伸ばすことで自発的な問題解決力が身に付きます。問題解決へのアプローチの仕方を学ぶ力を身に付けることは、学校教育（学習指導要領）の『知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」』へと繋がると考えます。

施設の設置目的と計画

6) 全天候型子ども遊戯施設の設置目的と計画

③ プログラムの具体例

これらプログラムの具体例を運営開始にあわせ、諫早市こどもの城、長崎県私立幼稚園・認定こども園連合会、長崎純心大学こども教育保育学科及び各市民団体と連携を図り、更新致します。また、新規プログラムも随時導入していきます。

尚、内容・時季により、プログラム実施会場を施設の中庭又はあぐりの丘全域の施設での実施を計画致します。

●アートに遊ぼう

壁に自由にお絵描したり、新聞紙や空き箱を使って自由造形で遊びます。



●安部まりあミニコンサートとピアノ体験

ピアニストの安部 まりあ氏によるミニコンサートと実際のピアノに触れる体験プログラム



●音楽で遊ぼう

自分の手で音を作り出す楽しみ、集団で音を鳴らしたり、踊った時に得られる楽しみ、音楽を聴く楽しみなど、音楽を素材にして“楽しむ”ことに重点をおいたプログラム。



施設の設置目的と計画

6) 全天候型子ども遊戯施設の設置目的と計画

③ プログラムの具体例

●知育玩具で遊ぼう

幼児や児童が知的発達を促進する玩具、または幼児や児童の学習の助けになる玩具も導入したプログラム



●アナウンサーによる読み聞かせ

一般的な読み聞かせに加え、当事業体代表企業のグループ企業アナウンサー読み聞かせを実施します。プロの発音とイントネーションで実施するプログラムです。



●親子味噌作り教室

親子で一緒に作業をすることで、より一層関係性を深めるプログラム。実績のあるプログラムであり、お手伝いも非認知能力を高めるには良い経験です。



また、工作プログラムとして、次を実施致します。

●不思議コマづくり



●一銭八タ作り



これらのプログラムは体験プログラムの一環として、年間12日以上（令和4年度は5日以上）実施致します。

施設の設置目的と計画

6) 全天候型子ども遊戯施設の設置目的と計画

④ 実現するための協力・連携体制

次の協力・連携体制を軸として、あぐりの丘遊戯施設部を中心に施設内及びプログラム運営の基盤とし、全天候型子ども遊戯施設の運営計画の基本として業務を遂行して参ります。

● 諫早市 こどもの城

県内では先進的な施設。当事業体との密な連携が可能であり、情報共有の上、各種プログラムの提供・講習・指導、遊戯施設部スタッフへの研修・講習・指導を行って頂きます。

● 長崎純心大学

人文学部 子ども教育保育学科と連携・協力をを行い、各種プログラムの検討・提案を頂くほか、学生の実習も含め、現地でのプログラム実施を行って頂きます。

● 長崎県私立幼稚園・認定子ども園連合会

長崎県下112の私立幼稚園・認定子ども園が加盟する団体であり、連合会との協力・連携への取組みを通じて加盟各施設との協力体制の構築が可能となり、これまで以上の利用促進を可能にします。各種プログラムの検討・提案のほか、保護者からのご意見も賜り、評価・再検討に生かします。

● 佐世保中央公園

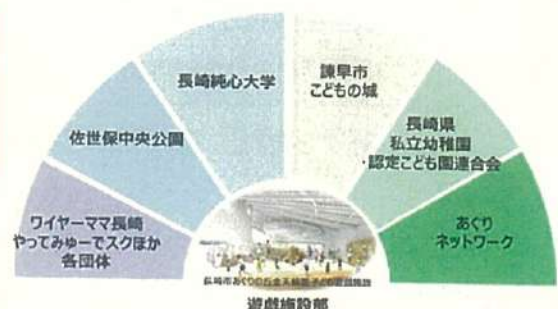
幅広い世代が遊び学べる場と魅力ある公園づくりをともに目指して連携を図り、市民サービス向上と広域からの集客が図れる魅力的な施設の運営に取り組めます。

● ワイヤーママ長崎、やってみゅでスクほか各団体

子育て中の多くのママさんたちに愛されるワイヤーママ長崎の協力によるプログラム企画やモニタリング、学生の自主的社会的活動支援プログラム「やってみゅでスク」との連携により、学生ボランティアやプログラムの提案を行って頂きます。このほか事業体構成企業の関連団体等との協力体制も構築していきます。

● あぐりネットワーク

各団体が実施する催物等と連携したプログラムの検討・提案を行います。また、プログラムへのモニタリングを実施し、評価・再検討に生かします。



施設の設置目的と計画

6) 全天候型子ども遊戯施設の設置目的と計画

⑤ 利用についての考え方

公の施設である全天候型子ども遊戯施設の利用については、関係法令及び条例に則り、平等かつ公平な利用を念頭に置いた上で、子ども遊戯施設の特性を考慮し、類似施設で13年余りの長きにわたり運営を続ける先進の諫早市こどもの城の利用案内を参考にし、また、諫早市こどもの城からの助言と指導の元、利用促進を図ってまいります。

こどもの城 ご利用案内

こどもの城は、子どもだけで遊べる施設ではありません。子どもが安全に遊ぶことができるように、施設内には、安全な遊具や遊具の配置、遊具の点検・保守などを行っています。

遊ぶと「危ない」ところです
 遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。

「人」と触れ合うところがです
 遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。

「自然」と遊ぶところがです
 こどもの城には、自然の恵みを感じながら遊ぶことができます。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。

安全に遊ぶためのポイント

こどもの城は、遊ぶときは遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。

遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。

利用前に、安全について定席で話し合おう

こどもの城には、遊ぶときは遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。

「自分の身を守る」ことが、他の人も守りほす

遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。

緊急時はスタッフに連絡を

遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。遊ぶときは、遊具のルールを守ることが大切です。

いろいろな利用方法

自由遊技	プログラム参加	乳児・幼児	小学生低学年	小学生高学年
自由遊技	プログラム参加	乳児・幼児	小学生低学年	小学生高学年

- 全天候型子ども遊戯施設で「遊ぶ」とは・・・
- 施設内（屋内外）でのルールや取り決め
- 自由遊技とプログラム参加等の利用形態のほか、乳児・幼児・小学生低学年・小学生高学年など生育期に分けた利用時間

等々を検討し、明文化した独自利用案内を作成し、事前にご理解頂いてからご利用頂くよう努めます。

※運営体制については「人員配置」で記載

施設の設置目的と計画

7) 開園時間及び休館日について

あぐりの丘の開園日及び休館日、全天候型子ども遊戯施設の開園時間及び休館日については、募集要項に記載の時間帯を基本にお客様の利便性を考慮し、当面は現行の期間での実施とします。

開園時間及び休館日については、条例に則り、長崎市と協議の上、承認を得てからの実施と致します。

●あぐりの丘の開園時間及び休園日

期間	開園時間	休園日
3月1日から11月30日まで	午前8時から午後6時まで	なし
12月1日から翌年2月末日まで	午前8時から午後6時まで	なし

●全天候型子ども遊戯施設の開館時間及び休館日

期間	開館時間	休館日
3月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで	毎週水曜日
12月1日から翌年2月末日まで	午前9時から午後5時まで	・毎週水曜日 ・12/29~1/3

※毎週水曜日の休館日は、学校の休業期間（夏休み等）を除きます。

※水曜日が休日の場合は、その休日以降の最初の休日でない日を休館日とします。

このほか、悪天候（台風、積雪等）の臨時休園及び休館については、長崎市と協議の後、所定の手続き及び周知を行った上での実施とします。

また、自主事業の実施にあたり、「フルキャンプ」「オートキャンプ」の運用期間においてはエリア限定で24H開園とします。その際、対応スタッフの配置・夜間監視業務の管理体制を図り行ってまいります。

施設の設置目的と計画

8) 各種利用料金について

各種使用料、全天候型子ども遊戯施設の入館料の徴収及び減免については、条例に則り実施致します。長崎市と協議の上、承認を得てからの実施と致します。

使用の許可、使用料及び入館料の徴収、減免については、公の施設であることを自覚し、平等・公平に業務遂行致します。

●あぐりの丘 使用料

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円
	1月	1,613円
発行	1平方メートルにつき1日	18円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613円
集會、展示會その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円

備考

- 1 使用料を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。
- 3 1件の使用料が100円に満たないものは、100円とする。
- 4 使用料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

●全天候型子ども遊戯施設入館料

入館者	入館料(1人1回につき)	
	個人	団体 (15人以上)
子ども ^{※1} (小学生まで) *子どもの保護者等が同伴する者	250円	200円
子どもの保護者等(保護者又は、満18歳以上の付添人) *子どもを同伴する者	100円	80円
子どもの保護者等が同伴する満18歳未満の者 (中高生等)*子どもを除く	100円	80円

※1 「子ども」とは、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。
 ※2 1歳未満の者の入館料は無料。

●全天候型子ども遊戯施設入館料の減免基準

区分	居住地	減免割合
(1) 次のいずれかに該当するもの ア 身体障害者手帳を所持する者 イ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者 ウ 療育手帳を所持する者 エ ア、イ又はウに掲げる者を介護する者(1人に限る。) オ 60歳以上の者	市内	10割
(2) 前号アからエまでのいずれかに該当するもの	市外	5割
(3) 長崎市に所在する次に掲げる施設等における子ども及びその引率者(その活動のための行幸に利用するとき(平日の利用に限る。)に限る。) ア 保育所 イ 認定こども園 ウ 幼稚園 エ 小規模保育事業を行う施設 オ 認可外保育施設 カ 放課後児童クラブ キ 子ども会	—	2割
(4) 市長が発行した割引券を所持する者	—	割引券に記載した額等
(5) その他市長が特別の理由があると認める者	—	市長が別に定める額

施設の設置目的と計画

9) 主催事業及び、自主事業の考え方

あぐりの丘の魅力向上と市民協働

あぐりの丘の自然を体感したプログラムやあぐりネットワークをはじめとした市民団体との協働事業を主催事業として、子どもからシニアまで多世代が、個人から団体・子育て世代が体験や学びを得ることができるプログラムを年間を通じてプロモートします。また、あぐりの丘、園内全域において遊びや体験ができる楽しいエリアを自主事業として実施し、集客・収益に向けて取り組んでまいります。

< 主催事業 >
多世代が楽しく体験や学びを得るプログラムを市民協働とともに展開

年間を通じた楽しく体験や学びができるプログラムのプロモーションシートの作成。さらに、市民の関与度を高めるために、市民・団体の参画による魅力的なプログラムの支援やイベントの開催により、市民の新たなムーブメントになるイベントの実現。あぐりの丘から発信する新しい子育て支援・ひとづくり・まちづくりをテーマに展開します。

< 自主事業 >
あぐりの丘の自然を活かした楽しく遊び、体験できるコンテンツの展開

集客・収益に繋がる計画、広告効果を持つコンテンツの展開。単なる一過性の集客にとどまらない持続性の高い魅力的なプレゼンテーションできる価値あるコンテンツプロモーションを実現していきます。さらに情報発信時、PR効果を高めるためにニュースリリースなどの切り口など考慮して、より広域へ情報が波及するスキームを実現する

< 施設利用・サービス施策 >
公平で快適な利用を実現するサービス機能の向上施策の展開

期間	共同事業体の主な体験プログラム	市民団体の主な体験プログラム
Spring Garden 春園 3-5月	<ul style="list-style-type: none"> ツルの北帰行(2月~3月) 壁に落書き(3月) 里山自然観察会(3月) スポーツ大会(3月)・知的玩具で遊ぼう(4月) 一銭はた折り(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> フリマ(3月) 自然の中でドレスアップ(4月) ワイヤーママオープンマルシェ(5月) オリーブ体験(5月)・森林ヨガ(5月) ネイチャーゲーム(5月)
Summer Garden 夏園 6-8月	<ul style="list-style-type: none"> ガーデニング(6月) ミニコンサート(6月) 夏休み工作(7月) 里山自然観察会(7月) ナイター昆虫観察会(7月) 夏休み工作(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 自然を使った手作り雑貨(6月) ネイチャーゲーム(7月)・流星観測会(8月) 夏休み陶芸体験教室(8月)
Autum Garden 秋園 9-11月	<ul style="list-style-type: none"> 音楽で遊ぼう(9月)・読み聞かせ(10月) 落ち葉アート(10月) 焼いも体験(10月) 壁に落書き(11月) 味噌づくり(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> フリマ(9月)・防災キャンプ(9月) 森林ヨガ(9月) ネイチャーゲーム(10月) 灯籠づくり(10月) 自然の中でドレスアップ(11月)
Winter Garden 冬園 12-2月	<ul style="list-style-type: none"> クリスマスづくり体験(12月) 餅つき(12月) ガーデニング(1月) 知的玩具で遊ぼう(1月) 親子味噌づくり(2月) ツルの北帰行(2月~3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 流星観測会(12月) 門松づくり(12月)

※ ・陶芸体験教室(毎月開催) ・竹細工教室(1月~2月を除いて毎月開催)
 ・あぐりネットアーク主催の春のやってみよう(4月)、秋のやってみよう(11月)のイベント開催

施設の設置目的と計画

10) 主催事業

■全天候型遊具施設以外 春イベント

4月

自然の中でドレスアップ



5月

ワイヤーママ オープンマルシェ



5月

オリーブ体験



5月

ネイチャーゲーム&自然さるく



5月

森林ヨガ



6月

ガーデニング



6月

自然物を使った手作り雑貨



6月

自然物を使った手作り雑貨



4~6月

竹細工教室



4~6月

陶芸体験教室



施設の設置目的と計画

10) 主催事業

■全天候型遊具施設以外 夏イベント

<p style="text-align: right;">7月</p> <p style="text-align: center;">ナイター昆虫観察会</p> 	<p style="text-align: right;">7月</p> <p style="text-align: center;">里山自然観察会</p> 	<p style="text-align: right;">7月</p> <p style="text-align: center;">ネイチャーゲーム&自然さるく</p> 
<p style="text-align: right;">8月</p> <p style="text-align: center;">夏休み工作</p> 	<p style="text-align: right;">8月</p> <p style="text-align: center;">流星観察会 ペルセウス星座</p> 	<p style="text-align: right;">8月</p> <p style="text-align: center;">夏休み陶芸体験教室</p> 
<p style="text-align: right;">9月</p> <p style="text-align: center;">フリマ</p> 		<p style="text-align: right;">9月</p> <p style="text-align: center;">防災キャンプ</p> 
<p style="text-align: right;">9月</p> <p style="text-align: center;">森林ヨガ</p> 	<p style="text-align: right;">7~9月</p> <p style="text-align: center;">竹細工教室</p> 	<p style="text-align: right;">7~9月</p> <p style="text-align: center;">陶芸体験教室</p> 

施設の設置目的と計画

10) 主催事業

■全天候型遊具施設以外 秋イベント

<p>10月</p> <p><u>アグリピック</u></p> 	<p>10月</p> <p><u>落ち葉アート</u></p> 	<p>10月</p> <p><u>やきいも体験</u></p> 
<p>10月</p> <p><u>ネイチャーゲーム&自然さるく</u></p> 	<p>10月</p> <p><u>灯笼づくり</u></p> 	<p>11月</p> <p><u>ワイヤーママ オープンマルシェ</u></p> 
<p>11月</p> <p><u>味噌作り</u></p> 	<p>11月</p> <p><u>自然の中でドレスアップ</u></p> 	<p>12月</p> <p><u>餅つき</u></p> 
<p>12月</p> <p><u>流星観察会 ふたご座</u></p> 	<p>12月</p> <p><u>門松づくり</u></p> 	<p>竹細工教室 10~11月</p> <p>陶芸体験教室 10~12月</p> 

施設の設置目的と計画

10) 主催事業

■全天候型遊具施設以外 冬イベント

1月

3月



ガーデニング



里山自然観察会



3月

3月

スポーツ体験



フリマ



3月

3月

1~3月

つるの北帰行



竹細工教室



陶芸体験教室



施設の設置目的と計画

10) 主催事業

■全天候型遊具施設 イベント

4、8、1月

知育玩具で遊ぼう



5月

一銭ハタ作り



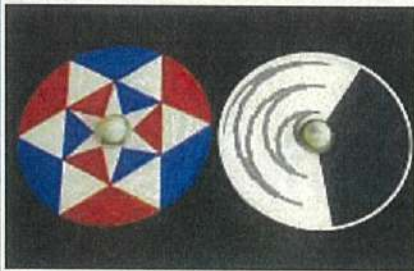
6月

安部 まりあミニコンサートとピアノ体験



7月

夏休み工作 不思議コマ作り



9月

音楽で遊ぼう



10月

アナウンサーによる読み聞かせ



11、3月

壁にらくがきしよう!



12月

クリスマス飾り制作体験教室



2月

親子味噌作り教室



施設の設置目的と計画

ビジュアルイメージ

森の中で
森林ヨガ

同時開催
春の体験イベント

親子で集まれ!!

フリーマーケット
in あぐりの丘

今年も、大好評のあぐりの丘フリーマーケットの開催です!!
雑貨やワークショップ、家族みんなが楽しめる催し物も盛りだくさん!
ケータリングカーやテイクアウトも数多く出店します!

.....

2022.5.22.SUN
あぐりの丘 第1駐車場 10:00~15:00

親子で挑戦!
竹細工・陶芸
教室

大自然を満喫!
ネイチャー
ゲーム

地元農家さんの
とれたて
お野菜
マーケット

オリーブの木
植樹体験

グロウスピア 長崎市 いこいの里
あぐりの丘

〒851-1123長崎市四杖町2671-1 TEL 095-841-1911 FAX 095-841-0899
<https://aguri-hill.com/>



施設の設置目的と計画

ビジュアルイメージ

グロウスピア 長崎市 いこいの里

あぐりの丘

夏の体験イベント



あぐりの丘に住むさまざまな昆虫を探して観察します

ナイター-昆虫観察会

7/23^土・24^日

10:00~16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所
●体験料/無料



夏休みの工作は、あぐりの丘にお任せ!!

夏休み工作

8/13^土・14^日

10:00~16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所
●体験料/500円



あぐりの丘の里山にはどんな生物が住んでいるかな?

里山自然観察会

7/23^土・24^日

10:00~16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所
●体験料/無料



大感動のペルセウス座流星群をみよう!!

流星観察会

8/13^土・14^日

10:00~16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所
●体験料/無料



ゲーム形式であぐりの丘の大自然を満喫!!

ネイチャーゲーム&自然さるく

7/23^土・24^日

10:00~16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所
●体験料/無料



世界で一つの自分のお皿を作ろう!

夏休み陶芸教室

8/13^土・14^日

10:00~16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所
●体験料/500円



常時開催
体験コーナー

竹細工教室

10:00~16:00/常時開催
●村のエリア/村の休憩所



陶芸体験教室

10:00~16:00/常時開催
●村のエリア/陶芸ハウス



グロウスピア 長崎市 いこいの里

あぐりの丘

〒851-1123長崎市四杖町2671-1 TEL 095-841-1911 FAX 095-841-0899

<https://aguri-hill.com/>



施設の設置目的と計画

ビジュアルイメージ



グロウスピア 長崎市 いこいの里
あぐりの丘

秋の体験イベント

収穫の秋に、親子で楽しむ農業体験してみませんか？

2022 あぐりの丘 アグリピック



参加
無料

10/2日

10:00～16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所

- 稲刈り競争
- お野菜じゃんけん大会
- さつまいも早採り競争
- 稲刈り競争
- お野菜じゃんけん大会



カラフルな落ち葉を使って芸術作品を作ろう！

落ち葉アート

10/8日・9日

10:00～16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所
●体験料/500円



採れたてのさつまいもで、ホクホクのやきいも体験！

やきいも体験

10/15日・16日

10:00～16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所
●体験料/無料



ゲーム形式であぐりの丘の大自然を満喫！！

ネイチャーゲーム&自然さるく

10/23日

10:00～16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所
●体験料/無料



竹に穴を開けて作ろう！！

灯籠づくり

10/30日

10:00～16:00/定員:30名
●村のエリア/村の休憩所
●体験料/500円



常時開催
体験コーナー

竹細工教室

10:00～16:00/常時開催
●村のエリア/村の休憩所



陶芸体験教室

10:00～16:00/常時開催
●村のエリア/陶芸ハウス



グロウスピア 長崎市 いこいの里

あぐりの丘

〒851-1123長崎市西杖町2671-1 TEL 095-841-1911 FAX 095-841-0899

<https://aguri-hill.com/>





施設の設置目的と計画

1 1) 自主事業について(5カ年計画)



■ばらハウスガーデニングマルシェ (ばらハウス開放期)

バラハウスの開放（現状年4回）に合わせて実施する、切り花の販売を継続するほか、お客様のニーズにあわせた季節の草花や花木、寄せ植え等の販売も実施

また、バラをはじめとする花卉やガーデニング植物の基礎知識講座の開催など、付加価値を高める施策を交えて実施致します。



■ハンモック・テントの貸出し (オールシーズン)

あぐりの丘の自然を満喫いただくために、テントやハンモックを貸出します。気軽にレンタルできるアイテムで、忙しい日常を離れ、気分転換できる時間を提供し、利用者のストレス解消の場所となることを目指します。



施設の設置目的と計画



■屋外遊具貸出サービス (オールシーズン)

あぐりの丘の広大な敷地を利用し、浮き輪型カヤック・モルック (木でできた遊具) ・グランドゴルフ・バトミントンなど、元気いっぱい屋外で遊べる遊具を充実させ、手ぶらでいっても楽しめる施設を目指します。夏場は、水鉄砲レンタルなど季節に応じたアイテムの貸出しも行います。



■羊とお散歩 (オールシーズン)

あぐりの丘で飼育されている羊とお散歩ができます。かわいい羊とお散歩体験で、子どもたちにとって忘れられない経験・思い出ができます。



施設の設置目的と計画

**■ゴーカート (オールシーズン)**

あぐりの丘ゴーカート事業を再開いたします。

県内でも少ないゴーカートを利用できる施設となりますので、ゴーカートをきっかけに来園いただけるお客様も増えるのではないかと予想しております。



施設の設置目的と計画



■ラジコンカー・おもしろ自転車乗遊び

イベント広場の広大な敷地を利用し、子どもたちも普段目にする事が出来ない、変わった形の自転車を体験できるコーナーや子どもが乗れるラジコンカーを楽しめるコースを創設。小さいお子様は親がラジコンカーを操作できる乗り物です。



■イベント展示会誘致

あぐりの丘の賑わい、また無料駐車場を武器に様々なイベント展示会などを誘致いたします。またイベント展示のお客様もあぐりの丘での体験のきっかけとなりますので、さらなる賑わいの相乗効果となることを目指します。



■イベント展示例 -オート展示場-

レトロ



施設の設置目的と計画



■ イベント展示例 -キャンプ展示場-

実際にキャンプ体験ができるあぐりの丘現地で、キャンプ用品の展示会も開催できます。実際にキャンプ体験ができ、自然に囲まれたこの地での展示会は、お店の中とは違う視点で商品を見ることが出来ます。



■ ふわふわ遊具

みんな大好きなふわふわ遊具もイベント広場に配置いたします。適正人数や遊ぶ子供の体格差などに注意して安全に運営いたします。



■ ドライブインシアター

あぐりの丘イベント広場でドライブインシアターを開催いたします。完全なプライベート空間で、映画を鑑賞しながらの飲食や会話も自由にお楽しみいただけます。



施設の設置目的と計画



■デイキャンプ場を終日フルキャンプ場へ移行 (春～秋)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、風通しがよい環境下でのレジャー活動に注目が集まるなか、昨今のキャンピングブームと相まって、キャンプ場のニーズが非常に高まっています。あぐりの丘でも豊かな自然に囲まれた中でキャンプを楽しめるよう整備いたします。また、バーベキューセットの貸出しや食材も提供サービスにも力を入れていきます。

〈食材は、あぐりの丘高原ホテルからのデリバリーを検討〉



■薪割り体験・炭・薪販売 (春～秋)

「薪割り体験」は、なかなか体験できない貴重なチャンス。大きな丸太を豪快に割って、ストレスも発散！キャンプ・バーベキュー利用のために薪や炭も販売いたします。



施設の設置目的と計画



■青空図書館

芝生広場にハンモックやパラソル、椅子やテーブルを設置し
のんびり読書したり、グループや家族でボードゲームをしたり出
来る場所を作る。

《ハンモック・パラソル・椅子、本(絵本)、ボードゲームなどの貸
出》

既存建物を利用してドリンクや軽食（パン）などの販売



施設の設置目的と計画



■アスレチック・ジップライン (オールシーズン)

あぐりの丘に屋外のアスレチックゾーンを創設。自然豊かなロケーションのもと、アスレチックで元気に遊ぶことで、子どもたちのバランス感覚や体感など運動能力を遊びの中で高めることができます。また知らないお友達と一緒に遊ぶことで、マナーやコミュニケーションを身に着ける場ともなります。

市民の要望も多いジップラインを斜面地を活かし創設します



■ドッグラン創設 (オールシーズン)

アンケートで多数回答いただいた、あぐりの丘にペット同伴で楽しみたいとお声に応えるために、ドッグラン施設を創設いたします。あぐりの丘内で飼育している他の動物への影響を考え、ペット同伴できるエリアは限定して運営いたします。



施設の設置目的と計画



■ 飲食関連新規出店 (オールシーズン)

生産者直売所に隣接して、飲食ができるスペースを設け
食事やカフェができるコーナー



■ ビアガーデン開業 (夏)

夏季期間限定で、あぐりの丘の豊かな自然の中で楽しめる
ビアガーデンを実施いたします。緑と風を感じながら味わえるビ
アガーデンの味は格別です。もちろんアルコールを伴いますの
で、送迎バスなどの計画をいたします。



施設の設置目的と計画



■オートキャンプ場創設 (オールシーズン)

第1駐車場のフルキャンプ場に続き、第2駐車場の一部にオートキャンプ場を創設いたします。テントを張る場所まで車を乗り入れられるオートキャンプは、荷物の運搬や急な雨など急な避難にも便利です。お客様同士のトラブルを避けるために、ルール作りを徹底し、運営してまいります。



【その他、エリア内や「いこいの里」エリアでの展開】

実施に当たっては、有料・無料の検討のほか、「いこいの里」エリアでの実施に関しては、長崎市との協議や連携が必要と思われる。

※「いこいの里」の利用や活用においては、「あぐりの丘」の運営において将来的には必要であり、5カ年の運営期間内から積極的な利用促進を図ってまいります。

■収穫体験農場

子供連れの家族でも楽しく行うことができることを前提とする「収穫のみ」を体験できる事業をおこないます。



施設の設置目的と計画

■ 農業者のマルシェ

農業者が作っている「規格外野菜」「流通できない野菜」など販売を行えるイベントを開催します。



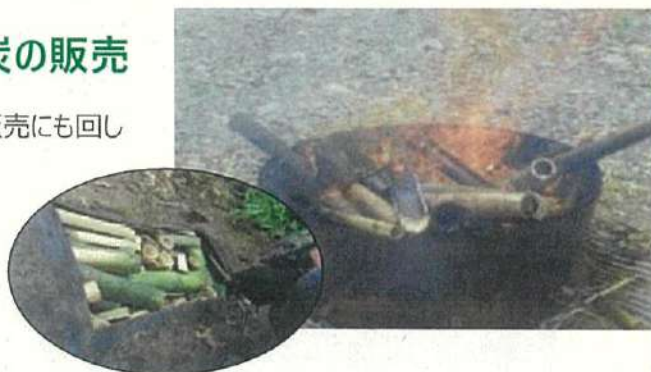
■ カブトムシの販売

カブトムシの自然繁殖環境を整備し、カブトムシのつがいの捕獲、販売を行います。



■ 竹炭の制作イベント開催、竹炭の販売

竹炭の制作イベントを行います。作った炭は、販売にも回します。



■ ひまわりの油の生産販売

ひまわりを生産し、その種から油を生産販売いたします。



施設の設置目的と計画

■ 僕たちの秘密基地づくり

「いこいの里」エリアの自然の中で、自分だけの秘密基地をつくるイベントを開催します。



■ 夏休みサマーキャンプ

子どもたちの心身を育むキャンプ体験（仮称）
都市部や郊外に関係なく、スマホやインドア遊びが中心である現状において、政府の中央教育審議会では、現在の子どもの課題として、対人関係が希薄で異年齢や異世代との交流がないこと、自然体験や生活体験等が不足していること。また、基本的な生活習慣が身につけていないことなどがあげられてきました。また、体力や運動能力の低下も問題となっています。

これらの問題を解決する一つとして、「生きるちから」を育てる共同生活体験や自然体験の経験を増やす機会が必要と考え、この「あぐりの丘」で野外宿泊体験（キャンプ）を実施します。



サービスの向上

サービスの向上

サービス向上の方策について

基本的な考え方

1年を通して施設利用者が快適に過ごせる空間づくりを基本とし、実施される主催事業・自主事業コンテンツのすべてを十分に楽しんでいただくために、利用者の目線に立ったサービスを提供し、利用促進を図ります。

快適に過ごせる空間づくり

- 1) Wi-Fi環境整備、ユニバーサルデザインによる園内環境整備・サイン計画
- 2) インフォメーションコーナーの充実(案内所や休憩所の環境整備)
- 3) 各種サービス
 - ・コンシェルジュガイド・手荷物入れロッカー設置・車椅子貸出しサービス・ベビーカー貸出しサービス
- 4) 季節、天候に左右されない快適な回遊性を確保するサービス
 - ・園内憩いの空間・夏場の屋外対策・「街エリア」と「村エリア」の回遊性確保
- 5) 施設利用促進
 - ・各種パーティー・アフターコンベンション
 - ・プライダル前撮りや成人式前撮りなど記念写真ロケーション
 - ・小学校・中学校の職場体験や学習カリキュラム
- 6) 防犯
- 7) 広告宣伝・情報発信
 - ・情報発信スキーム
 - ・公式アプリ制作・リーフレットの制作・公式Webサイトの制作・予約システム・混雑状況配信
- 8) その他
 - ・市民農園・ケータリングカー

サービスの向上

サービス向上の方策について

1) Wi-Fi環境整備、ユニバーサルデザインによる園内環境整備・サイン計画

① Wi-Fi環境整備

フリーWi-Fiの整備に関しては、施設エリア全体で利用可能とするため、5ヵ年計画の沿って随時利用エリアを拡大いたします。

初年度スタートは、全天候型子ども遊戯施設がある周辺エリアへの利用可能となります。



ピクトグラム

②ユニバーサルデザインによる園内環境整備とサイン計画

ピクトグラムを用いた案内サインなど、ユニバーサルデザインを強化していきます。

園内導線の案内板など綺麗なものに、わかりやすく見やすいように整備します。

■ハード面のバリアフリー（段差解消など）と誰もが楽しめる環境整備

園内は段差が比較的少ないですが、快適な移動が可能な空間づくりとして園内のバリアフリーポイントの整備をおこないます。



園内サイン計画

サービスの向上

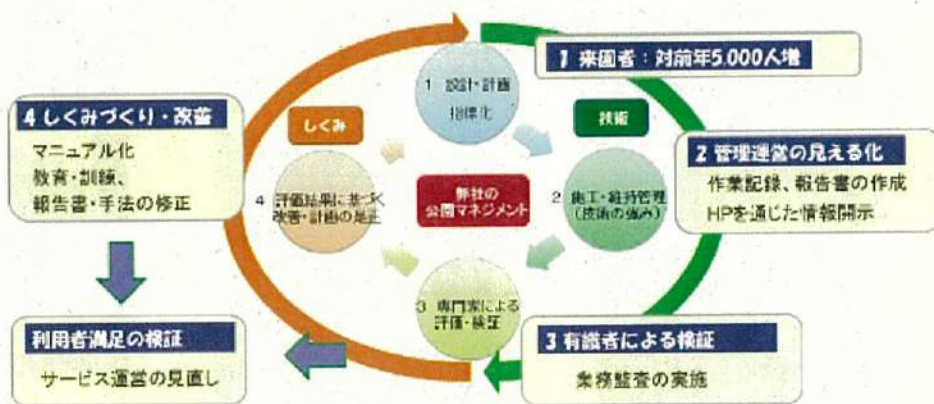
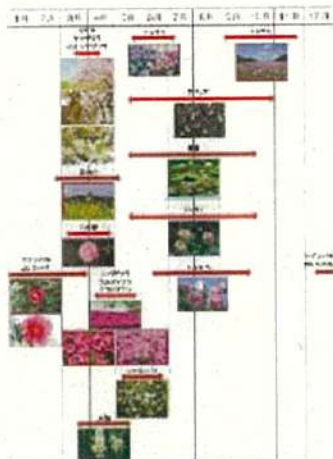
③市民の憩いや交流、利便性の向上

あぐりの丘が持つ景観的な魅力をさらに高めるために、環境の再整備や積極的な活用を行い、市民の憩いの場、交流を促進します。



一年を通して楽しめる花ごよみと花マップ

既存の花木・草花に加え、スイレンやブーゲンビリアといった花を追加し、花を楽しむ期間を更新。花ごよみに合わせた散策ルートのご提案も行い、いつまでも美しい花が楽しめる施設とすることで、新規お客様に加え、リピート率の向上を図ります。



サービスの向上

2) インフォメーションコーナーの充実 (案内所や休憩所の環境整備)

案内所は「あぐりの丘」施設に最初に訪れる場所でもあり、外観が殺風景だと残念な印象を与えます。

案内所の側には休憩所もあり、外観や内観の整備を行うことで、明るく清潔感のあるイメージを作ります。



案内所・バラ園ゲートの外観の整備



休憩所の外観の整備



休憩所の内観
コンクリートの床を人口芝に

3) 各種サービス

① コンシェルジュガイド

受付スタッフには、施設利用案内の業務に留まらず、観光案内への対応や周辺地域の情報など常に新鮮な情報を提供する、所謂、ホテルコンシェルジュの機能を有します。スタッフの接遇においては、協力団体の長崎県旅館ホテル衛生協同組合にお願いし研修を実施いたします。



② 手荷物入れロッカー設置・車椅子貸出しサービス・ベビーカー貸出しサービス等

・全天候型子ども遊戯施設にはロッカーが設置されますが、屋外を利用する来園者に対するサービスとしてロッカーを多目的施設内と休憩所に設置いたします。

・無料の電動アシスト付き車椅子貸出しサービス

・無料ベビーカー貸出サービス



無料電動車椅子貸出サービス
無料ベビーカー貸出サービス



多目的スペース・休憩所にロッカー設置

サービスの向上

4) 季節、天候に左右されない快適な回遊性を確保するサービス

①園内憩いの空間

園内でリラックスして過ごせる癒しのスポットを提供します。



木々の木漏れ日の中で、ハンモックに揺られる



眼下に広がる海を眺めながら、風を感じる

②夏季の屋外対策と雨天時対応

- ・夏季には屋外にミストを設置して夏の暑さを癒します。
- ・雨天時は傘、レインコートなどの販売を実施いたします。



レインコートや傘の販売



エリア内導線にミストを設置

③「街エリア」と「村エリア」の回遊性確保

施設エリア内は大きく分けて「街エリア」と「村エリア」に分かれて距離もあります。小さなお子様連れのファミリーや足の不自由な方などにもエリア全体を楽しんでいただくために、定期運行のエリア移動カートを用意して利用していただきます。



ランドカートで移動

サービスの向上

5) 施設利用促進

①各種パーティー・アフターコンベンション・ブライダル前撮りや成人式前撮りなど記念写真ロケーション

アフターコンベンションのパーティや各自個人団体のパーティ、婚礼前撮り、成人式、個人記念日の撮影の利用促進に努めます。



※「あぐりの丘高原ホテル」との連携によるパーティー・イベントの誘致活動を展開します。

②小学校・中学校の職場体験や学習カリキュラム

学校教育の活動の場として

地元小学校、中学校でのカリキュラム展開

小学校、中学校に向けた、農業・里山・SDG sを含むアクティブラーニング授業の展開。あぐりの丘訪問前、訪問、訪問後のカリキュラムをつくり、市民学習として展開。

里山のシステムこそ私たち日本人が築き上げた持続可能な生態系であり、その考え方やその価値を確実に正確に次の世代へ継承することがいかに大切であるかを学ぶ機会とします。

市内学校の職場体験学習受入れ

市内学校の職場体験学習の受入れを積極的に行います。

「職場体験」「インターンシップ」など、若者たちの社会性を育む教育に参画することにより、未来を担う「子どもたち・若者たち」の勤労観・職業観の育成は、地域の発展をもたらし、私たちの未来をも明るいものに変えます。



サービスの向上

修学旅行生の体験プログラムの展開

修学旅行生の小学校、中学校に向けた誘致活動を展開いたします。

あぐりの丘の村エリアにある多目的スペース・未使用の建物を活用し、修学旅行生の地域産業や地域文化の体験学習の場として実施いたします。

《カステラづくり体験・ちゃんぽんづくり体験・龍踊体験など》

《施設を利用し楽しみながら、あぐりの丘で体験できる自然観察や農業体験、動物との触れ合いなど》

誘致活動においては、共同事業体の協力団体や長崎国際観光コンベンション協会、長崎県観光連盟と連携を図りながら、国内修学旅行誘致にも同行しプロモーションいたします。



村エリアで体験プログラムを実施する施設



※修学旅行の昼食会場としての利用価値も見込めます。

6) 防犯の強化

繁忙期など多くの来園者が訪れる場合やフルキャンプの夜間開園時など、トラブルや事故などの防犯対策が必要となります。キャンプ場対応などはスタッフを配置しますが、施設エリア内の死角になる場所などには防犯カメラを設置して、利用者の安全・安心に努めます。5カ年計画のもと設置個所の優先順位に沿って設置いたします。



利用者の安全・安心を見守る防犯カメラの設置

サービスの向上

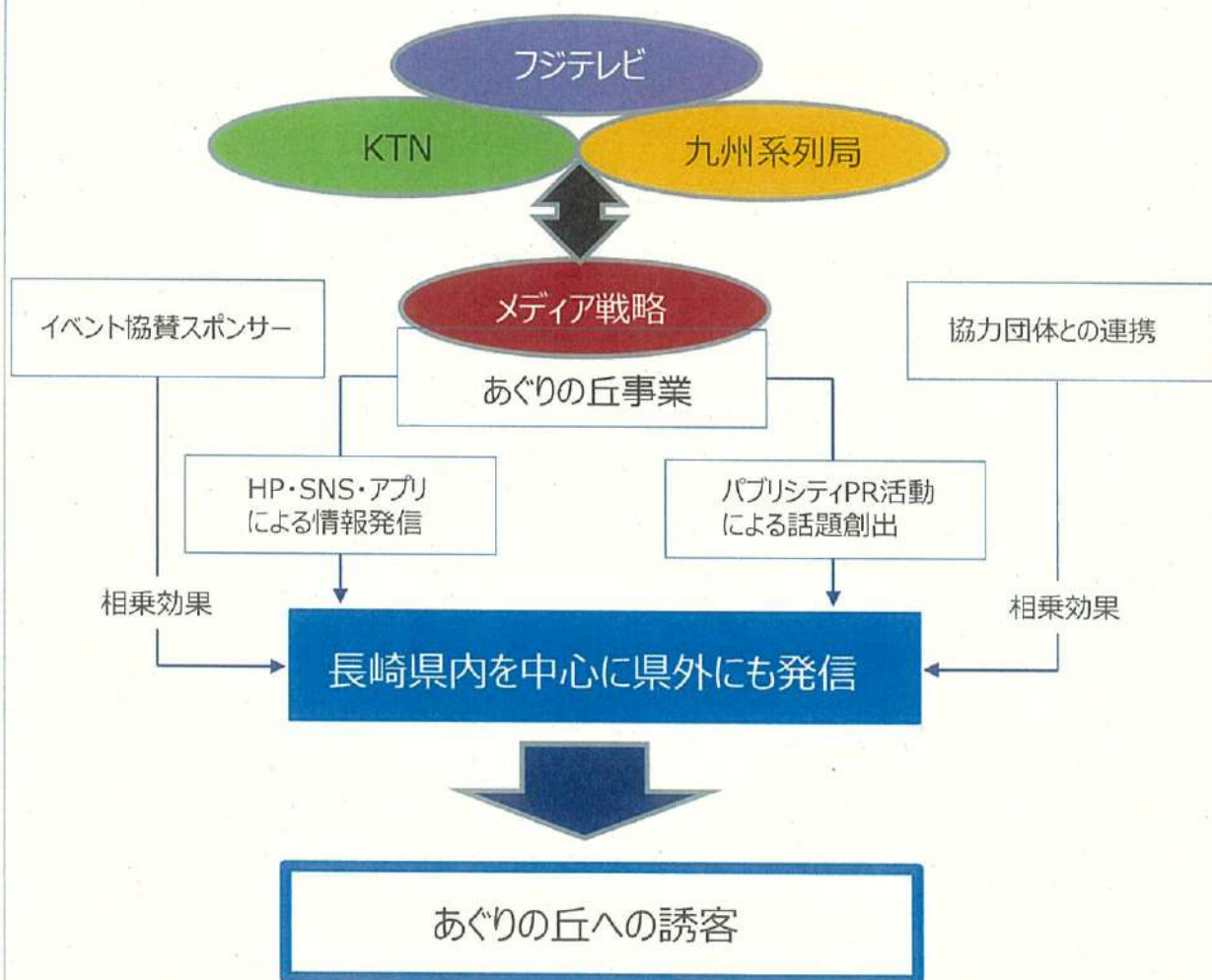
7) 広告宣伝・情報発信

①情報発信スキーム

私たち、共同事業体はKTNグループとして、キー局のフジテレビとの共有が図れ九州一円の系列局への情報伝達や全国への情報発信に優れております。また、地元タレントや局のアナウンサーによる体験プログラムなど実施することで集客にも繋がります。

さらに、マスメディアにおける情報拡散やSNSを用いた情報発信についても熟知しており、あらゆるソースを用いた施策を展開いたします。

コミュニケーションフロー(イメージ)



サービスの向上

発信	発信ツール	発信媒体・パブリシティ等
市内 県内	TV	❖テレビCM ❖放送局の自社制作番組スポット告知
	ラジオ	❖FMラジオCM ❖放送局の自社制作番組スポット告知
	雑誌	❖ワイヤーママ ❖ながさきプレス ❖ととって ❖地元型フリーペーパー
	広報誌	❖広報ながさき
県外	TV	❖テレビ番組ロケ企画
	雑誌	❖観光雑誌「るるぶ」「まっぷる」等
	Web (HP・SNS)	❖ネットパブリシティの活用 ❖YouTube動画配信 ❖Instagram・Twitter配信 ❖HPにて情報発信
施設外	屋外広告 交通広告	❖随時検討
会員向け	公式アプリ	❖会員向け情報配信

◇発信スケジュール

集客を図るためのイベント告知については、広告期間の1か月前をプレシーズンとして捉え投下していきます。

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
春	広告 投下	← 事業期間 →										
夏				広告 投下	← 事業期間 →							
秋							広告 投下	← 事業期間 →				
冬										広告 投下	← 事業期間 →	
	発信・パブリシティ活動			発信・パブリシティ活動			発信・パブリシティ活動			発信・パブリシティ活動		

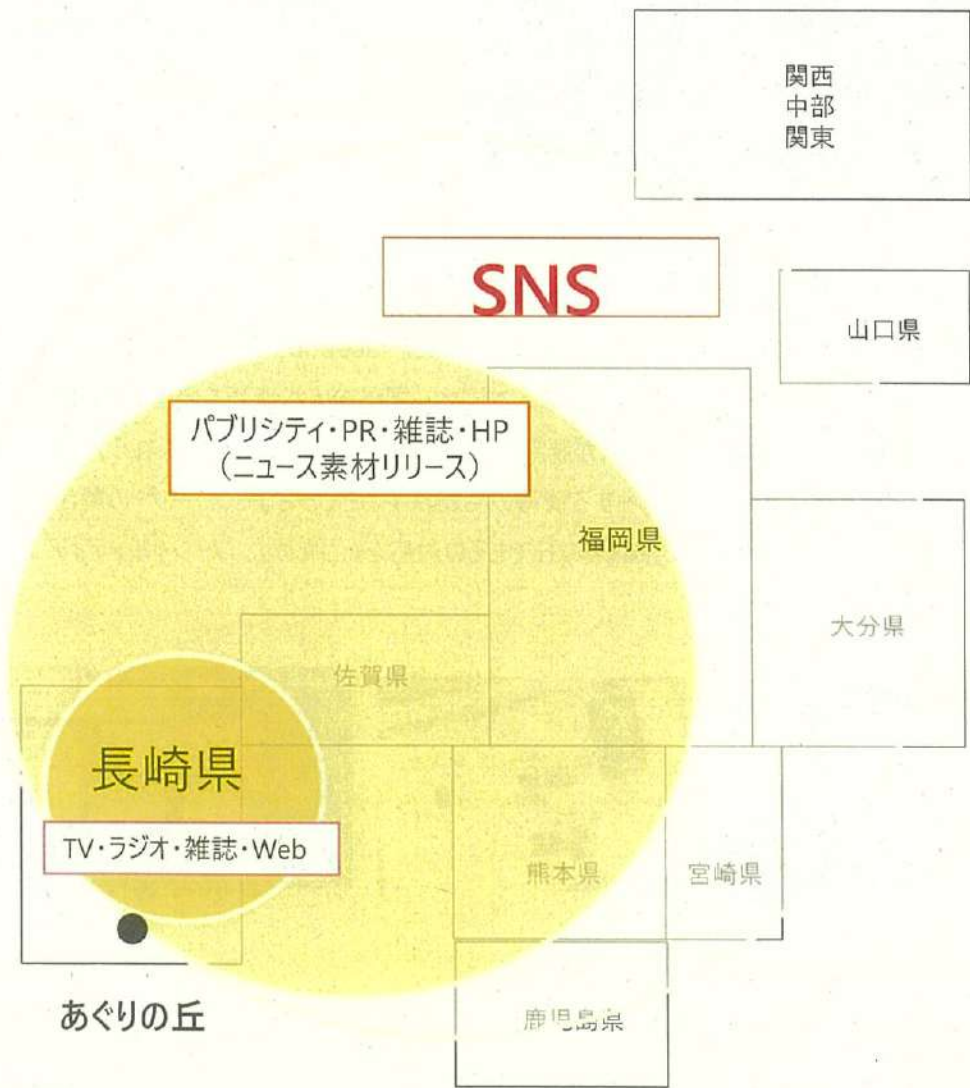
サービスの向上

<広告展開・PRについて<イメージ図>

体験プログラムやイベントの頻度化で実施そのものを発信
県内外に広報・宣伝効果をもたらすという発想を重視して展開

+

従来の広報・広告計画をさらに戦略的に改良し展開



サービスの向上

②公式Webサイトの制作・予約システム・混雑状況配信・公式アプリ制作・リーフレットの制作

【公式Webサイトについて】

❖情報の充実質を保つ

日進月歩で変化するHPの世界、現状のHPにおいてもそのニーズに対応すべく、デザイン面と操作面にこだわったページづくり。プログラム体験の内容やイベント内容、あぐりの丘の自然豊かな景観美など、新鮮な情報を配信し、積極的に見て見たいと思う導線づくりを実現します。



❖広がるソーシャルメディアに対応した新たな話題づくり

スマートフォンの普及によってInstagram・twitter・facebookがスタンダードな情報発信となりました。個人が友人知人はもちろん、同じ趣味の人へ国内、国外の人へ情報を発信するコンテンツであり、企業側が広告費を投下しなくても、個人が勝手に広域にわたり情報を発信してくれるツールです。その効果を最大限に引き出すためには、接触する情報の話題性やおもしろさなど、ユーザーの驚きや共感を提供することが重要なカギになってきます。あぐりの丘でもその対応を行うために、ソーシャルメディアユーザーを喚起するプロモーションを実施します。



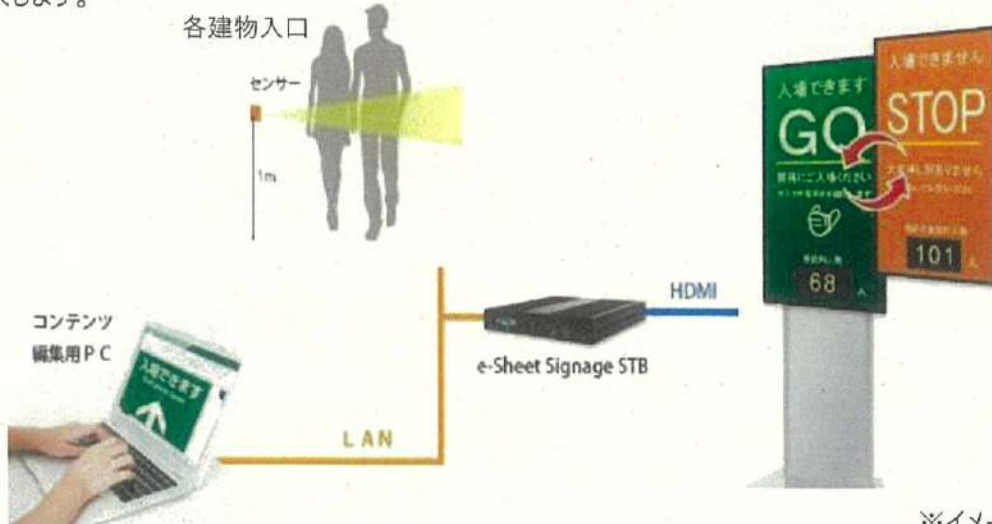
❖予約システムの導入

予約に関する対応については、個人・団体に分けた予約受付を行います。予約操作が簡単なHPやアプリでの予約を推進していきますが、電話予約での対応も行います。

サービスの向上

❖ 混雑状況の配信システムの導入

新型コロナウイルス等の感染症対策や土日祝日の混雑を利用者が事前に確認できる配信システムを導入します。



※イメージ

❖ 公式アプリの制作

情報発信として施設の公式HPの運用は必須であり、HPを通してSNS上で情報発信・拡散を行っております。HPでは、利用案内や予約システム、施設のインフォメーションやニュースフラッシュなどユーザーに対して常に最新の情報提供が行えます。

しかし、近年、スマートフォンの普及で女性やシニア世代、10代のインターネットユーザーが増えたことで、PCからスマートフォンへとデバイスが切り替わり、スマートフォンに対応した情報発信、コミュニケーションツールが必要だと考えます。

私たちは、「あぐりの丘」の公式アプリケーションソフトを制作し運用することで、今の時代にあったSNSへの取り組みを行います。

《利用者側ができること》

 ネット予約	 いつでも予約	 予約確認メールが届く	 必要最小限の情報提供
 個別対応可能	 併発メール対応	 年中営業	 親子公園

《管理者側ができること》

 予約状況の把握	 休日設定	 予約変更
 商品登録・管理	 チャットボット	 来園者分析

※他にも、利用回数による「マイレージポイント」の贈呈による各種サービスの特典

サービスの向上

8) その他



■市民農園 (オールシーズン)

長崎あぐりの丘農園を市民の皆様とシェアいたします。
市民の皆様は、担当する畑の中で種をまいて、日々手入れをし、収穫までの一連の体験ができます。収穫する喜びを感じると共に、土と親しみながら健康づくりにも繋がります。
もちろん収穫した作物は、持ち帰りいただけます。

市民農園を通じて、あぐりの丘が特別な体験ができる場所となります。



■ケータリングカー (オールシーズン)

多くのファミリー層で賑わうことが想定される癒しのゾーンにケータリングカーを配置し、休憩時間も楽しい時間を創出します。様々なケータリングカーを配置することで、常連のお客様にも飽きのこないサービスを提供できます。



サービスの向上



■ 学校や子どもたちが飼育員として関与 (オールシーズン)

施設内で飼育している動物に名前をつけて、その動物の飼育員になってもらう。動物との触れ合いを通じて生き物の命の大切さを学び・体験する取組み。動物に対する愛着が生まれ、あぐりの丘に対する愛着も生まれ、あぐりの丘と子どもたちの関与度を高める。



■ 生産者直売所創設 (オールシーズン)

あぐりの丘内で収穫された作物や近隣から持ち寄られた商品を販売する「あぐり市場」を開設。遊びに来たついでに、新鮮な食材を購入できます。場所も駐車場近くに配置し、便利にお買い物いただけます。



サービスの向上

■あぐりの丘環境美化推進

あぐりの丘全エリアの環境美化に努めゴミゼロ活動を推進して、園内を常に清潔に保つことで、利用者が気持ち良く過ごせる環境を確保します。

❖ IoTスマートリサイクルボックスの導入

現在、敷地内において取組んでいる「ゴミを出さない！増やさない！ゴミを持ち帰る」を継続し実践して参ります。しかし、イベント実施など多くの集客が見込める事業を展開する中で環境美化を保つために、ゴミ箱の設置も検討する必要があります。新たにゴミ箱の設置となると、清掃スタッフの業務がゴミ箱のゴミ回収に追われ、他の業務に支障をきたします。そこで、IoTスマートリサイクルボックスの活躍です。



● SmaGOの3つの特徴

- 1 環境にやさしい **ソーラーで発電し蓄電**
- 2 ゴミが溜まらない **ゴミが溜まると自動で5-6倍圧縮**
※圧縮圧力567kg
- 3 回収コスト削減 **3G通信機能でリアルタイムにゴミの堆積状況を管理・分析**
※詳細は次ページ

3G通信機能：マネジメントコンソール詳細

マネジメントコンソールによる管理・分析で、効率的なゴミ回収が可能に！



※ブラウザ版・アプリ版あり

ラッピングすることで、**企業とのタイアップ**
(広告収入が可能)



- 1 **マッピング機能**
地図上で各ゴミ箱のゴミ堆積状況をリアルタイムで確認可能。
- 2 **堆積状況分析・予測機能**
ゴミの蓄積予測により回収頻度を削減が可能。
- 3 **エリア別分析機能**
地域ごとにゴミの種類・蓄積状況の指標を表示。地域特性の把握が可能。
- 4 **アラート機能**
ゴミ箱が満杯になる前にアラートでお知らせ。溢れる前の回収が可能。

○世界46か国(7,000台以上)もの導入

・各分野において、最先端のデジタル技術を導入する流れは加速する中、私たちも、施設運営においては、環境改善・労働改善・サービスなどに用いてまいります。

この、「SmaGO」の導入により、あぐりオリジナルキャラクターと企業タイアップで広告収入を見込んでおります。

● SmaGOの設置は、SDGsの17のゴールのうち、6つのゴールに対応しています。



SDGsは2030年までに達成可能なよりよい世界を目指す国際目標です。

6 安全な水と衛生	別のプラスチックゴミを回収することで、海に流れるプラスチックゴミを減らします。	7 エネルギー	ゴミを排出させず、物の再利用と廃棄を減らすことで、温室効果ガスを削減し、気候変動を抑制します。	12 持続可能な消費と生産	減量とリサイクルを促し、廃棄物の削減を促進しています。
11 持続可能な都市とコミュニティ	ゴミの分別を徹底し、ゴミを減らすことで、都市の清潔さを保ちます。	13 気候変動への対応	ゴミの分別とリサイクルを徹底し、温室効果ガスを削減し、気候変動を抑制します。	17 パートナーシップ	地域やパートナー企業と連携して、より良い社会を実現するための取り組みを推進しています。

評価と改善

評価と改善

1) 評価方法と改善の取り組みについて

◆当事業体による運営委員会の設置

当事業体に運営委員会を設置し、毎月ごとに実施します。P D C Aに沿った形骸化しない管理運営の戦略・戦術の実現を目指していきます。利用者からの苦情や要望把握、それを基に円滑な運営を実施、その評価や結果を改善し、施設利用にあたってのお客様の利便性の向上、また、次の施策に活かすスキームを実現して時間・費用共にロスの少ない迅速な対応や運営業務を実現していきます。

◆外部指導委員会を実施

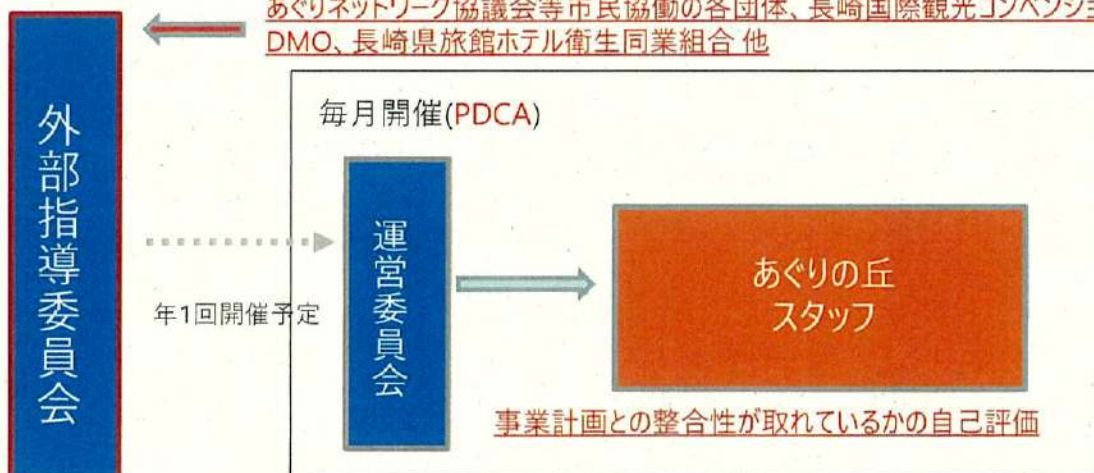
運営委員会による自己評価とは別に、客観的な視点に立った評価として、事業計画立案・施設維持計画案などの方向性をより専門的・広域的・公平の見地から指導を賜ります。

専門的な分野、地域連携といった自治体、市民や団体のそれぞれの立場から運営に必要な情報の提供と地域連携・広域連携に役立て、専門的な技術指導や助言を行うことで、円滑な運営に繋がります。

毎年、実施して指標や目標値に取り組む体制を構築いたします。



諫早市こどもの城、長崎県私立幼稚園・認定子ども園連合会、長崎純心大学
あぐりネットワーク協議会等市民協働の各団体、長崎国際観光コンベンション協会
DMO、長崎県旅館ホテル衛生同業組合 他



評価と改善

2) 業務水準の維持・向上の方策について

◆利用者の要望の把握・改善

利用者のニーズや要望、苦情など、運営する者にとって大事な情報であり、その声に耳を傾け改善することで、利便性が高まり、利用促進に繋がります。主に、SNSによる要望・苦情の把握、アンケート調査の実施による把握、関係諸団体からのヒアリングによる把握により、要望や苦情のデータ分析により改善を図り、利用者へのサービスの向上、利用促進に努めます。

< SNSによるアンケートの実施 >

SNSでアンケートを実施し、単に集計するのではなく、利用者の顕在ニーズ
潜在ニーズに分けて分析し、利用者の利便性向上の取り組みに活かします。



< アンケート調査の実施 >

利用者に対してアンケート調査（CS調査）を実施する予定です。
アンケート調査を聴取して、その結果及び反映状況を長崎市に報告致します。
アンケート調査に関しては実施する度に調査内容を検討し長崎市と協議して実施したいと考えています。



< 日々の業務における改善 >

日々の業務に関しては、日報による報告書を作成します。また、アンケートボックスを設置し、常にお客様の要望・苦情に対して対応して行きたいと考えます。
直ぐにでも改善できることもありますので、日々、お客様目線での対応を心掛け業務に励みます。

< ヒアリングの実施 >

アンケートのほか、利用者や関連団体へのヒアリングを実施し、運営面での利便性向上・利用促進へ繋がります。



◆管理事務所をはじめ、現地スタッフの「OODA」ループ導入

現地の業務水準の向上方策として、「OODAループ」を導入し、スタッフ間のコミュニケーションの機会の増加を図ったうえで、近年のスピード感を求められる情報化社会への対応に努めます。



人員配置

人員配置

1) 組織体制



●管理運営委員会	最高意思決定会議として、事業計画立案、イベント計画立案を含め重要な案件の意思決定を行います。 【出席者：指定管理者の代表者及び構成員、施設長、※内容により各現場責任者を招集】
●外部指導委員会	有識者による第三者委員会。独善的な管理運営とならないよう、意見やご指導を賜ります。 【出席者：指定管理者の代表者及び構成員、施設長、※内容により各現場責任者を招集】
●市民協働関連団体	これまで長年にわたり「あぐりの丘」の運営に携わって頂いている市民団体の方々との連携により、より地域に根ざした施設運営を図ります。
●管理運営協力団体	指定管理業務に係る持続的事業展開、啓発活動及び県内外への周知・誘致活動への助言と協力を賜ります。

人員配置

2) 現地スタッフの採用及び配置について

現地スタッフの配置を次のように行い、安全で確実かつ効率的なあぐりの丘の指定管理業務を遂行して参ります。

(1) 採用と配置について

次の基準により、現地スタッフを採用、配置します。

現在の現地スタッフのうち、希望される方については面接を行ったうえでの継続雇用を原則として採用致します。

部署・職種	担当業務内容	経験・資格等	雇用形態		
			常勤	非常勤	パート等
管理部門	施設長	現地責任者、管理・運営統括	○		
	施設統括	主催・自主事業に関する統括、広報・宣伝・事務、営業に関する統括、利用許可に関する統括。	○		
	施設管理主任	施設・設備の保守・修繕・その他委託業務統括、物品管理に関すること	○		
	窓口主任	現地経理・庶務に関すること、料金徴収所・自主事業各部署の管理統括	○		
	子ども主任	子ども遊戯施設運営	○		
窓口	窓口スタッフ①	窓口業務、料金徴収			●
	窓口スタッフ②	窓口業務、料金徴収			●
	窓口スタッフ③	窓口業務、料金徴収			●
子ども遊戯施設	子どもスタッフ専門員①	子ども遊戯施設運営	○		
	子どもスタッフ専門員②	子ども遊戯施設運営	○		
	子どもスタッフ①	子ども遊戯施設内運営			●
	子どもスタッフ②	子ども遊戯施設内運営			●
	子どもスタッフ③	子ども遊戯施設内運営			●
	子どもスタッフ④	子ども遊戯施設内運営			●
清掃	清掃スタッフ①	日常清掃			●
	清掃スタッフ②	日常清掃			●
	清掃スタッフ③	日常清掃			●
	清掃スタッフ④	日常清掃			●
	清掃スタッフ⑤	日常清掃			●
動物飼育	動物飼育スタッフ①	動物飼育に関すること、除草・灌水・花ガラ積み			●
	動物飼育スタッフ②	動物飼育に関すること、除草・灌水・花ガラ積み			●
	動物飼育スタッフ③	動物飼育に関すること、除草・灌水・花ガラ積み			●

◆事業体各企業内の配置

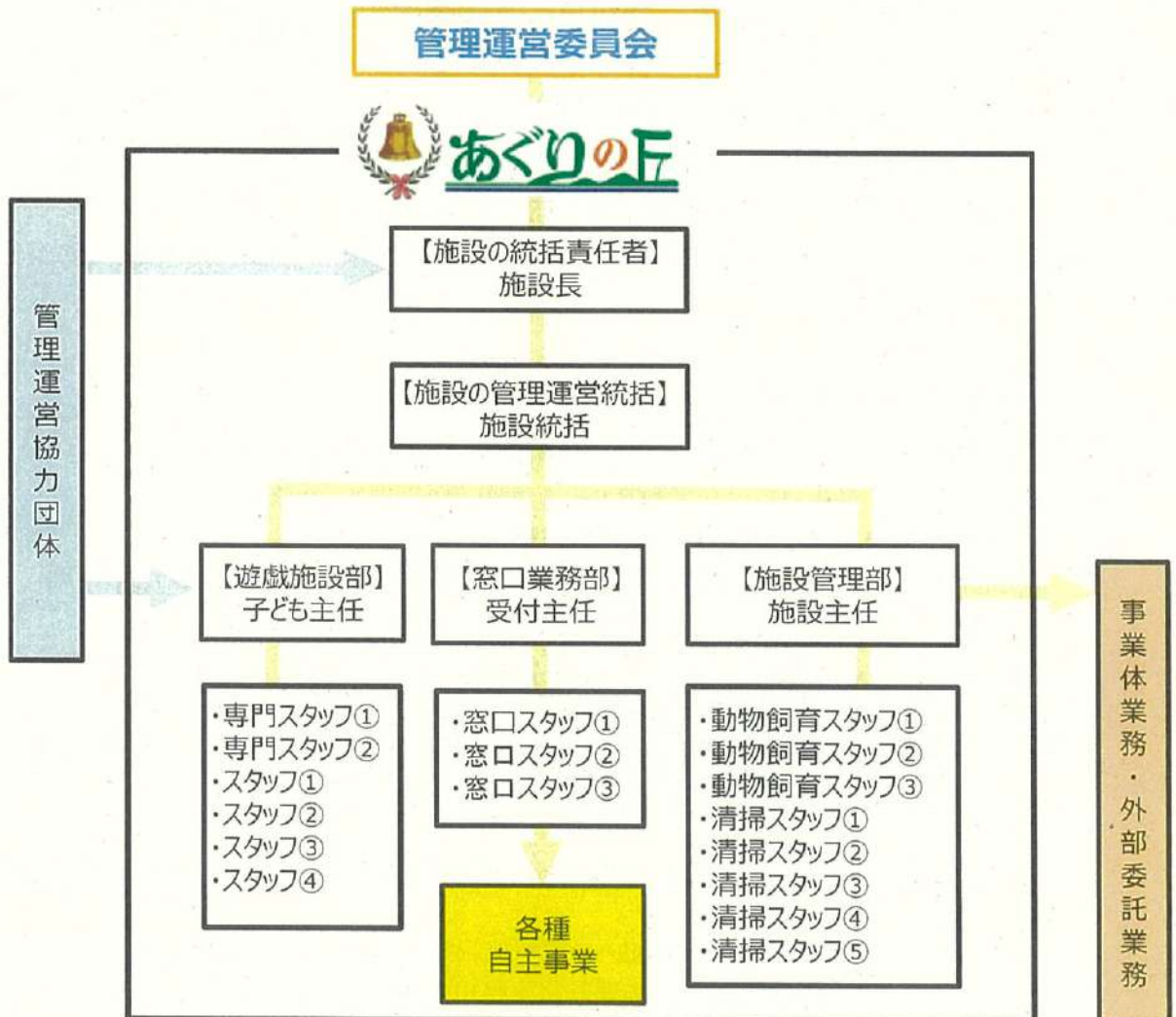
- 代表企業内に経理事務責任者と経理事務担当者の2名を配置し、適切な経理処理が行える体制とします。
- 代表企業・構成体企業による対外的広報とPR活動、積極的な販売営業を行います。
- 定期清掃・池清掃などは年間スケジュールに沿って事業体の清掃担当企業が行い、特別清掃など必要に応じ随時対応いたします。
- 植栽の剪定・草花の植替え・薬剤散布などは年間スケジュールに沿って企業体の造園担当企業が行い、草花の増植や園内イベント等必要に応じ随時対応いたします。

部署	担当業務内容	経験・資格等	雇用形態			
			常勤	非常勤	パート等	
各社	経理課	経理事務統括	○			
	総務課	子ども施設担当	○			
	営業業務	広報PR・販売営業	○			
	清掃業務	清掃業務統括・定期清掃、感染症等対策業務、随時現地調査	建築物環境衛生管理技術者、清掃作業監督者	○		
	造園業務	緑化造園業務統括・整備・定期管理(剪定・花壇)、週1現地調査	樹木医、造園施工管理士1級、造園技士1級	○		

人員配置

(2) 現地組織図

指揮・命令系統を単純化し、報告・連絡・相談、いわゆる「ほうれんそう」を実行しやすい現場組織体系を作ります。情報共有をより迅速に行える体制づくりに努め、お客様満足度の向上を図ります。



業務	職種	業務分掌等	勤務体制	
施設管理統括	施設長	施設全体の統括責任者として、施設全体の取りまとめ及び対外折衝を行います。	常勤	
	施設統括	施設全体の実務の統括責任者として、指定管理業務の取りまとめ及び長崎市をはじめとする関連団体や外部団体との連絡・調整を行います。	常勤	
	施設管理	施設管理主任	施設全体の安全・保守管理、動物飼育や清掃、警備の主任として、事業体内業務・外部委託業務の連絡・調整、修繕等施工時の現地の安全対策・確認を行います。	常勤
		動物飼育スタッフ	総員3名を配置し、動物飼育及び園内軽作業スタッフとして 2～3名/日のシフト制での勤務体制とします。繁忙期等は事業体より応援人員を配置します。	常勤
	窓口	清掃スタッフ	総員5名を配置し、現地清掃スタッフとして、2～5名/日のシフト制での勤務体制とします。繁忙期等は事業体より応援人員を配置します。	常勤
		窓口主任	子ども遊戯施設料金徴収業務及び施設窓口業務の責任者として、現金徴収業務、案内業務の取りまとめを行います。また、各種自主事業の現地管理の責任者も兼務します。	常勤
		窓口スタッフ	子ども遊戯施設料金所及び施設窓口スタッフとして、総員3名を配置し、主任を含めた2～4名/日のシフト制での勤務体制とします。	常勤
		遊戯施設	子ども主任	子ども遊戯施設の運営責任者として、施設内の管理や遊戯内容・プログラムの検討、これらに関して管理運営協力団体ほか外部団体との連絡・調整を行います。
	子どもスタッフ	子どもの遊びに精通した専門員2名を含む総員6名を配置し、主任を含めた2～7名/日のシフト制での勤務体制とします。	常勤	

人員配置

(3) 雇用について

現在の現地スタッフのうち、希望される方については面接を行ったうえでの継続雇用を原則として採用致します。

当事業体の各社は、長崎市に本社を置き、地域に密着した企業活動を行っています。スタッフ採用についての考え方として、地域に根ざした企業活動の促進による安定的な雇用の受け皿づくりに取り組んでおり、地域雇用の採用に積極的に努めております。

また、業務内容に応じ、そのスキルを持った人材を適材適所に配置するなど、業務の効率・軽減化へ繋げ職場環境の健全化に取り組んでおります。

尚、子ども遊戯施設の主任及専門スタッフについては、保育士資格を有しかつ一定の業務経験のある者を配置します。

(4) スタッフ研修について

- ①当事業体の全スタッフへ「おもてなしの心」を培う接客マナー研修の実施
- ②自然・農業・動物・食・幼年期教育など、専門知識を習得する研修の実施
- ③維持管理技術向上のための研修参加支援の実施
- ④危機管理マニュアルを作成して緊急対応（防火・避難・救命）、危機管理研修の実施

次の各種研修や資格習得を推奨し、スタッフの能力向上を図ります。

- ①当事業体の全スタッフが、常に「おもてなしの心」を持って接客対応できるよう、施設管理スタッフ及び管理運営団体のスタッフ全員に接客マナー等の研修を実施します。
- ②自然・農業・動物・食・幼年期教育などの知識を得る講習会等に積極的に参加します。
- ③行政代行能力の向上を図り、行政への理解を深めるためスタッフを専門研修に参加させ、地方自治法等根拠法令、委託・工事の監理監督実務知識の習得に努めます。
- ④維持管理技術向上のため、防火管理者、建築物環境衛生管理技術者等各種資格の取得を奨励し支援します。
- ⑤「危機管理マニュアル」に沿って、個人情報保護や社会状況に対応した研修を実施します。
- ⑥緊急時対応に備え施設等の周知徹底を行い防火施設、避難誘導等の研修を実施します。
- ⑦全スタッフに普通救命講習を受講させ、緊急時に備えます。
- ⑧必要に応じて、その他の研修等を実施する予定です。

※研修・講習予定表は次ページ

人員配置

【研修・講習等予定表】

実施項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	内容
遊び講習	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	子どもの遊びの専門家による講習会、諫早市「こどもの城」・佐世保「中央公園」との合同講習の実施
保育関連の研修	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	絵本の読み聞かせに関する研修、児童福祉研修、乳幼児保育研修、諫早市「こどもの城」・佐世保「中央公園」との合同研修の実施
個人情報保護マネジメントシステム教育	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事業の用に供する個人情報について、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画実施、点検及び見直しに関する教育の実施
実務研修	2回/年			○								○		適切な管理運営を行う為、重要な関係法令についての研修、ミス防止研修の実施
接遇研修	2回/年				○						○			講師を招いての挨拶等のマナー研修、おもてなし等についてのホスピタリティ研修の実施
危機管理研修	1回/年			○								○		危機管理マニュアルに沿った研修、子どもの安全対策研修の実施
防犯講習	3回/年				○				○			○		警備事業部による防犯講習
消防訓練	2回/年			○								○		初期消火、通報、避難誘導の訓練の実施
AED講習	1回/年			○										消防局（救急）による講習の実施
観光講習	2回/年				○							○		市内観光についての講習の実施

※初年度は業務開始前の7月～9月の期間で頻度を増して実施します。

※2年目以降も、必要に応じ随時追加実施致します。

人員配置

(5) 職場環境の改善について

労働者の働く時間やオフィス環境など「働き方改革」により、職場環境が改正されています。労働安全衛生法の第3条に、労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するとあります。今や働きやすい職場を作ることは必須だと考えています。

そのことを踏まえて、下記に挙げる職場環境整備を行います。

■ 職場環境

「労働者就業する職場の下記環境諸条件」の見直し	
気候条件	職場の温度差、湿度、風速、気圧、コピー機などの機械による放射熱など
物理的条件	照明、色彩、振動、粉塵、彩光、超音波、有害放射線など
科学的条件	ガス、蒸気、液体または個体由来の有害物質、においなど
「快適職場指数」の見直し	
作業環境	<ul style="list-style-type: none"> ・綺麗な空気の確保、最適な室温や湿度の維持、明るすぎず暗すぎない調光の設置や整備など ・自然採光ができ、風通しを良くし解放感のある職場など
作業方法	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者への心身の負荷の影響を考え、不自然な姿勢の改善や大きな負荷がかかる力作業の見直し等 ・PCのネット環境・機器やツールの扱いやすさ、ブルーライトによる目の疲れの軽減など
疲労回復支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・疲労やストレスなどを癒せるように、休憩室などの設置や整備など ・健康器具の設置、夏場の熱中症対策や季節に応じた機能性を考慮した制服の支給など ・各個人の健康診断時に、労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェックの実施など



人員配置

(6) 経理事務について

当事業体の企業は指定管理業務の経験から当該経理事務に精通しております。この実績を踏まえ、関係法令及び条例を遵守し、募集要項及び業務仕様書に沿った経理事務を行います。

現場事務所における利用料金等現金の取り扱いや経理事務に関しては、担当者を配置し、当事業体代表企業の経理規定に基づき行います。

また、事業報告等の窓口として、長崎市との連絡体制の円滑化を図ります。

最終的な会計処理については、当事業体代表企業経理担当責任者が行います。

具体的には次のとおりです。

- ①経理責任 当事業体代表企業本社が行います
- ②会計方法 当事業体代表企業本社規定に基づきます
- ③経理業務 現場事務所に経理事務担当者を配置し、日々の業務を行います
- ④決 算 当事業体代表企業本社決算に準じます
- ⑤監 査 当事業体代表企業本社監査に準じます

その他

- ・収支等の報告書の様式及び提出については、事前協議及び協定書のとおりとします。
- ・全天候型子ども遊戯施設の入館料、使用料その他長崎市の収入となる金銭については、別通帳で管理し、所定の期日、所定の口座に確実に入金致します。
- ・主催事業、自主事業とも別会計（別通帳）での経理処置と致します。
- ・長崎市への納付金（自主事業利益の45%）が発生した場合、または修繕料の清算については、募集要項及び協定書に記載のとおりとします。



収支計画

収支計画

1) 主催事業の収支計画について

主催事業の収支計画の考え方

事業体を構成する各業務の専門性を有する企業による無駄を省いた管理体制と運営能力により、お客様の利便性とサービスの向上を図るとともに、あぐりの丘の指定管理者業務経費の削減が可能となります。

長崎市あぐりの丘の管理に関する業務の収支予算書

収入の部		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計(Ｒ4年度～ Ｒ9年度) (税込み)	(単位:千円)
内訳		合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	備考
①指定管理料	各年の修繕料(指定予算)含む	72,645	160,205	154,760	150,479	151,391	147,939	837,419	
②体験プログラム事業収入	参加費(材料費等)	500	816	1,022	1,227	1,432	1,638	6,635	
収入合計(A) ①+②+③		73,145	161,021	155,782	151,706	152,823	149,577	844,054	

支出の部		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計(Ｒ4年度～ Ｒ9年度) (税込み)	(単位:千円)
内訳		合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	合計金額 (税込み)	備考
人件費	給料	12,197	29,272	29,857	30,454	31,061	31,685	164,526	
	手当	968	2,323	2,400	2,400	2,400	2,400	12,891	内訳は令和5年度分
	法定福利費	1,673	4,014	4,094	4,175	4,259	4,344	22,559	
運営管理費	光熱水費	9,396	22,550	23,225	23,225	23,225	23,225	124,846	内訳は令和5年度分
	需用費	7,376	16,198	15,576	15,129	15,148	14,770	84,197	内訳は令和5年度分
	役務費	11,521	24,348	20,650	16,648	15,350	13,040	101,557	内訳は令和5年度分
	賃借料	1,431	3,433	3,433	3,433	3,433	3,433	18,596	内訳は令和5年度分
	事業費	23,682	48,138	45,640	45,140	45,640	45,167	254,407	内訳は令和5年度分
	その他	711	684	640	630	630	630	3,925	内訳は令和5年度分
	修繕料	3,990	9,245	9,245	9,245	9,245	9,245	49,015	
その他	500	816	1,022	1,227	1,432	1,638	6,635		
支出合計(B)		73,145	161,021	155,782	151,706	152,823	149,577	844,054	

収支(A)-(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	--

※別で提出の第6号様式 長崎市あぐりの丘の管理に関する業務の収支予算書 抜粋

●効率と利便性の向上を考慮した計画

全天候型子ども遊戯施設のオープンで一定の注目を浴びる指定管理者初年度、次年度について広告・宣伝費の配分を増加する計画とし、より一層の広告宣伝効果と利用しやすい環境づくりを図ることにより、お客様への利便性の向上に繋がります。

また、PC等の備品は購入と65カ月リースで比較したうえで、メンテナンス費用も考慮に加え、安価なものについてはリースとし、初期投資を極力抑える計画としています。

収支計画

経費縮減の考え方

●包括管理による外注費の削減

当事業体は、各種の専門企業で構成しており、あぐりの丘の管理運営に係る業務のほぼ全てを事業体内業務として行えるため、委託費等外注費の削減を実現します。

●少数精鋭現地スタッフ、協力団体のボランティア活動による人件費委託費の縮減

現地スタッフは各担当業務の専門家または経験者であり、少数精鋭で業務にあたることで余剰人員をなくし人件費の縮減を図ります。繁忙期には事業体からの応援部隊を派遣し対応致します。また、働いて頂くスタッフについては、年数パーセントのベースアップを予定しております。

協力団体よりボランティアの申し出もあっており、運営面での強力な協力となります。

このほか、ほかの指定管理者導入施設を管理運営した実績から

- ・自主広告・協力団体による宣伝効果による利用者増
- ・経費縮減を図りつつ、自主事業収入増を図る施策の実施
- ・自主事業の利益による広告宣伝・イベント・施設整備

等々事業開始後も縮減策と集客策に取り組み、自主事業の利益を施設整備・広告宣伝イベントなど施設の効用を高める項目へ還元してまいります。

●経費縮減により指定管理料も縮減

期間内の修繕料を除く指定管理料 818,516千円を 96.2% に縮減。

額にして凡そ 3,100万円を削減致します。

(単位：千円、税込み)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	期間合計
指定管理料	68,955	150,960	145,515	141,234	142,146	138,694	787,504
修繕料	3,690	9,245	9,245	9,245	9,245	9,245	49,915

収支計画

修繕について

施設内の建物等で老朽化や劣化の著しいものについては、美観や安全性の観点から早急に修繕を行いたいと考えています。また、リピーターとして幾度もご来場頂いている長崎市民の皆様をはじめ、ご来場頂く全ての皆様に気持ち良くご利用頂く為にも、早急に修繕を行いたいと考えていますが、指定予算の修繕料では速やかな対応が十分に行えません。

つきましては、修繕料の配分を次の通りご提案致します。

本修繕は、お客様への影響を考慮し、令和6年度までの計画と致します。また、予算が減少した年度におきましては、緊急対応用の修繕費は確保出来ております。

なお、第6号様式 長崎市あぐりの丘の管理に関する業務の収支予算書では指定予算の額にて提出しておりますが、本提案が可能な場合は、収支予算書の修繕料箇所のみ訂正して再提出させていただきます。

長崎市民の皆様をはじめ、ご来場頂くすべてのお客様の為にも、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	期間合計
指定予算の修繕料	3,690	9,245	9,245	9,245	9,245	9,245	49,915
提案する修繕料	5,500	13,200	13,200	5,500	5,500	7,015	49,915

収支計画

2) 自主事業の収支計画について

考え方

自主事業に係る経費等の支出は、指定管理者業務とは別会計で行い、主催事業からの支出がないよう確実な経理処理を行います。

自主事業に係る経費等の支出は自己負担であり、一定の責任が生じることを認識した上で、実施場所は長崎市有地であり長崎市民の財産であることを自覚し、平等・公平な運営に努めます。

自主事業の収入については、雇用の維持拡大を図るため自主事業の人件費に充てるほか、利益が出た場合は、施設整備または広告宣伝費等の施設の効用を高めるような経費に充当することとし、余剰金については、募集要項に記載の按分で長崎市への納付金と致します。

尚、前述の自主事業計画の内容含め、自主事業については事前に長崎市と協議を行い、承認を得たうえでの実施と致します。また、現状変更及びその他必要な許認可についても、自己負担にて事前に許可を得た上で実施致します。

実施する内容については前述のとおり、お客様の利便性の向上やサービスの向上、施設の効用を高めることに資するものを選定いたします。

具体的な収支については、前述の自主事業の内容含め指定管理業務開始に合わせ準備し、随時、長崎市と協議を行い進めることと致します。

施設管理

施設管理

施設管理についての考えかた

●長年に渡る事業活動の実績と信頼、指定管理者の経験とノウハウ

我々の事業体を構成する各企業は、長崎市内に本社を構え、事業活動を行って参りました。各企業の事業年数を見ても最長は74年間、最短でも35年間と長年に渡り、事業活動が継続できたのも長崎市民をはじめ多くの皆様のご厚情の賜物であります。また、それぞれの専門分野の事業活動で地域経済を支えるとともに、地域活性化や地域貢献の一助となるべく事業活動以外の活動も継続して行っており、いずれの活動につきましても、誠心誠意の活動と実績からご信頼を得ているものと確信致しております。

また、長崎市の公共事業はもとより、長崎市のほかの施設の指定管理者としての実績、経験とノウハウも有しており、本施設の指定管理者として、施設の管理運営につきましても、正確かつ確実に遂行し、必ずやお客様の利便性の向上、満足度向上に資することができると自負しております。

《指定管理者団体》



Growth Pia
joint enterprise group

グロウスピア共同事業体

創業35年

KTN SOCIETY

株式会社 KTNソサエティ



株式会社 **大和総業**

創業41年



まっだきゅうかえん
(株) 松田久花園

創業67年



株式会社 **森谷商会**

創業74年

施設管理

1) 施設管理（花壇・花木、ばらハウス、動物飼育）について

●基本理念

あぐりの丘の景観は美しく、心おだやかにする環境に恵まれています。

このような施設内での「みどりの保全」とは、自然の状態を手付かずにするのではなく、適正で確実な管理のもとで樹木や草花を健康で清潔な状態にし、本来の美しさを維持してあげることだと考えます。

飼育動物も同様に、適切な維持管理の元、施設内全ての「いきもの」について

ふれあいの場の提供

をテーマに施設管理に取り組んで参ります。



価値あるみどりを資産とし保全に努め、子どもや高齢者、障がいの有無に限らず、全てのお客様が穏やかに過ごせる施設を目指し、10年先を見据えた花木・花壇の管理を行います。

施設管理

(1) 花壇・花畑管理

花壇・花畑（ばらハウス周辺花壇含む）については、花木の開花期を考慮し、各年で計画する年間スケジュールに沿った花苗の植栽を行い、都度状況に合わせて補植・土壌改良を実施します。また、イベント開催時にあわせ、お客様自身で摘み取りができる花壇または花畑エリアの設置を検討します。

花壇管理	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	※季節及びイベント等に併せた植替え・補植					
植込・花ガラ	各所	各所	各所		各所	各所
主な花苗	ペチュニア ノースポール	アジサイ ペゴニア	メランボジウム ケイトウ		補植	ジニア バーベ
花壇管理	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植込・花ガラ		各所	各所		各所	各所
主な花苗		補植	ストック ビオラ		補植	チューリップ パンジー 補植



花畑管理	4月	5月	6月	7月	8月	9月
種まき・開花	菜の花 開花			コスモス 種まき		
土壌改良・養生		←→				
花畑管理	10月	11月	12月	1月	2月	3月
種まき・開花	コスモス 開花	菜の花 種まき				菜の花 開花
土壌改良・養生		←→				



施設管理

(2) 芝管理



芝生管理については、仕様書記載の刈り取り等を行うほか、子どもを含めたすべてのお客様が安心して裸足で歩ける清潔な芝生を目指し、都度施肥や養生を行い雑草を繁殖させず弾力のある芝地を保全します。

芝管理	4月	5月	6月	7月	8月	9月
芝刈						
施肥						
芝管理	10月	11月	12月	1月	2月	3月
芝刈						
施肥						



●指定管理者期間開始にあたって

ご来園されたお客様へのおもてなしの一環として、門のエリアの植栽変更を検討します。



施設管理

(3) 樹木管理

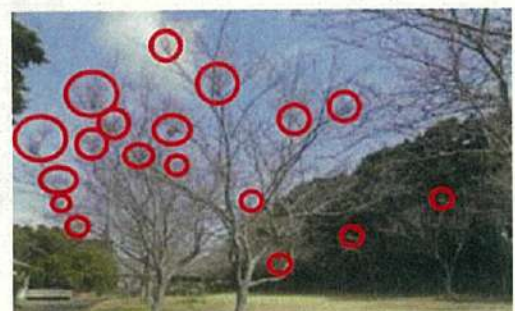
樹木管理については、開花期を考慮した年間スケジュールに沿った管理体制とするほか、病虫害の発生を抑える極力自然な樹勢を維持する管理を心掛け、また、各樹種の花期を考慮した剪定を行います。

樹木管理	4月	5月	6月	7月	8月	9月
剪定工						↔
駆除工	←			適宜		→
施肥						
樹木管理	10月	11月	12月	1月	2月	3月
剪定工	← 中高木・低木 →					
駆除工	←			適宜		→
施肥			←	→		

また、当事業体の樹木医が定期的な現地の巡視を行い、病虫害の発生はもとより、樹勢の弱った樹木の早期発見に努め、資産としてのみどりの保全に努めます。

樹木医巡視	4月	5月	6月	7月	8月	9月
目視巡回	←		1回/月			→
樹木医巡視	10月	11月	12月	1月	2月	3月
目視巡回	←		1回/月			→

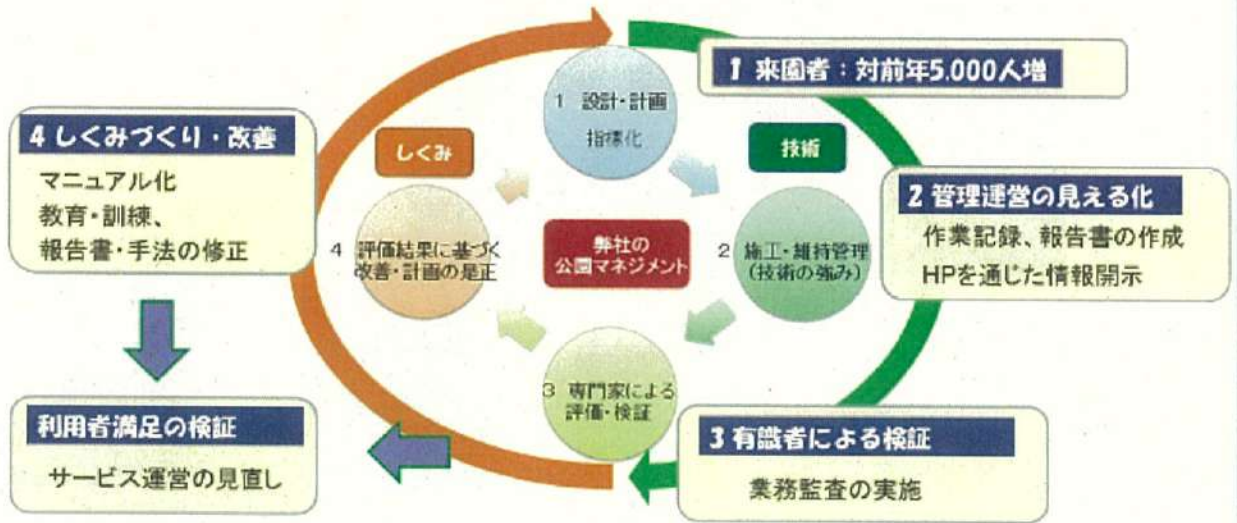
現在も施設内の桜の大部分がてんぐ巣病に罹っており、罹った枝を放置しておくと花が咲かなくなり、やがて樹全体に広がり枯れてしまいます。早期の対処が必要です



施設管理

◆将来を見据えた管理

お客様（利用者）の安全はもとより、みどりを保全する技術によって、10年間緑を楽しむかけを作り、年間を通じてお客様が増加する施設を目指します。



適性な管理による開花



サクラの樹勢回復と
開花時期を延ばす更新



一年を通して花（花木・草花）が楽しめる
花ごよみ



開花場所を示す花マップ

施設管理

(4) ばらハウス管理

ばらハウス管理に関しては、これまで長年に渡って携わって頂いている杉本様との継続した管理と協力体制を構築し、業務にあたります。

ばらハウス管理	4月	5月	6月	7月	8月	9月
剪定 (芽かき・不開花枝処理)	←—————→			←—————→		
防除・駆除	↔	↔	↔	↔	↔	↔
花ガラ摘み 枯枝除去・支柱立て	←—————→			←—————→		
施肥				↔		
ばらハウス管理	10月	11月	12月	1月	2月	3月
剪定 (芽かき・不開花枝処理)	←—————→				←—————→	
防除・駆除	↔					
花ガラ摘み 枯枝除去・支柱立て	←—————→			←—————→		
施肥				↔		↔












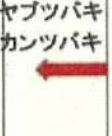




また、ばらハウスの開放（現状年4回）に合わせ、切り花の販売を継続するほか、お客様のニーズにあわせ植物や寄せ植え等の販売や、バラをはじめとする花卉やガーデニング植物の基礎知識講座の開催など、付加価値を高める施策を検討・実施致します。



施設管理

●花ごよみ

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		サクラ ヤマザクラ オオシマザクラ 		アジサイ 				コスモス 			
						アペリア 					
						睡蓮 					
		菜の花 				ランタナ 					
		乙女椿 				サルスベリ 					
	ヤブツバキ カンツバキ 		シバザクラ クルメツツジ ヒラドツツジ 								ヤブツバキ カンツバキ 
						シャリンバイ 					
				水仙 							

●花まっふ



施設管理

(5) 動物飼育管理

飼育動物の管理については、長崎公園の動物管理において実績のある当事業体企業が行うことにより、適切で心身ともに健康な管理が行え、健全な「ふれあい」ができると考えます。

動物飼育	4月	5月	6月	7月	8月	9月
		羊毛刈り取り				
管理		←→				
ふれあい広場	← 随時(エサやり1回/日、タッチング4回/日) →					
動物飼育	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	各種繁殖					
管理	←→					
ふれあい広場	← 随時(エサやり1回/日、タッチング4回/日) →					



また、当該企業は、長崎バイオパークや佐世保森キラとの動物に関する貸借契約の実績や飼育管理に関して指導を受けた実績もあり、ほか施設との情報共有や動物展示の相互協力が可能であり、より長崎市民の皆様をはじめご来園頂くお客様の利便性の向上、付加価値の向上が図れます。

<ul style="list-style-type: none"> ① 飼育設備の整備 ② 飼育設備の点検・点検記録の作成 ③ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ④ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑤ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑥ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑦ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑧ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑨ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑩ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑪ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑫ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑬ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑭ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑮ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑯ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑰ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑱ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑲ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑳ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉑ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉒ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉓ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉔ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉕ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉖ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉗ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉘ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉙ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉚ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉛ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉜ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉝ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉞ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉟ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊱ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊲ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊳ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊴ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊵ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊶ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊷ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊸ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊹ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊺ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊻ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊼ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊽ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊾ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊿ 飼育設備の点検・点検記録の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ① 飼育設備の整備 ② 飼育設備の点検・点検記録の作成 ③ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ④ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑤ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑥ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑦ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑧ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑨ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑩ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑪ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑫ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑬ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑭ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑮ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑯ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑰ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑱ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑲ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ⑳ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉑ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉒ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉓ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉔ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉕ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉖ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉗ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉘ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉙ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉚ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉛ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉜ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉝ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉞ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㉟ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊱ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊲ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊳ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊴ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊵ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊶ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊷ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊸ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊹ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊺ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊻ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊼ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊽ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊾ 飼育設備の点検・点検記録の作成 ㊿ 飼育設備の点検・点検記録の作成
--	--

また、万が一に備え、飼育動物が逸走した場合や、病気等の発生に備えた緊急対応マニュアルを整備します。

施設管理

◆ 獣害対策

長崎市総合運動公園においてイノシシやアナグマといった害獣の対策を講じています。
あぐりの丘でも被害があり、対策に困っているのが現状です。総合運動公園での知識を活かして対策を講じて参ります。

※長崎市総合運動公園での取組み

公園にはイノシシやアナグマといった害獣が侵入し、植栽や広場の芝生に損害を与えます。
またお客様に怪我を負わせる危険性もあります。
そこで侵入を防ぐために、公園に接している山側の斜面などにワイヤーメッシュを敷設。
害獣侵入対策としております。



【イノシシによる芝生や植樹の損傷】



【ワイヤーメッシュを敷設】
損傷箇所がないか、定期的に点検しています。



アナグマ



※捕獲隊は法令で定められた研修を受け、捕獲や罠を仕掛ける際の安全管理など技量向上に努めています。

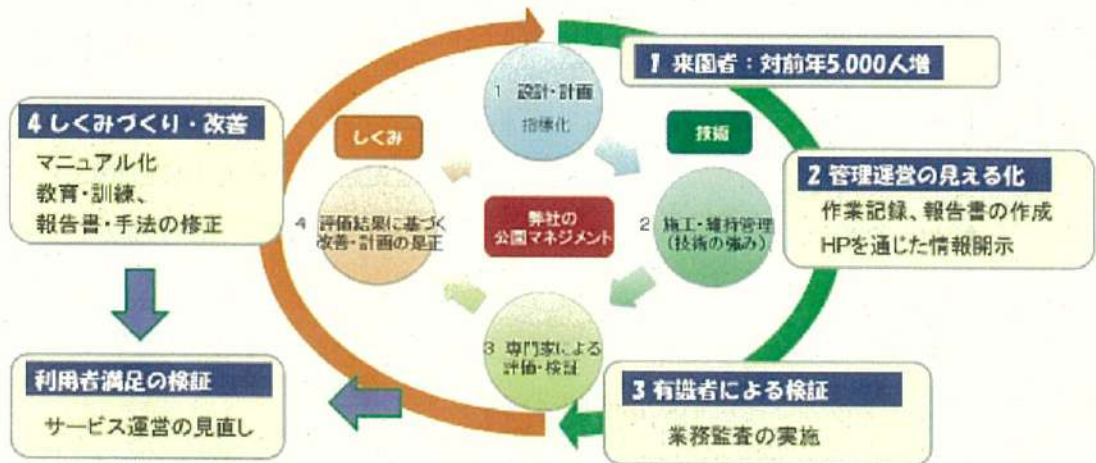
施設管理



(7) 我々がめざすもの

適切で正確な維持管理と安全対策はお客様に安心して頂く「しかけ」でもないと私たちは考えます。

- 安全・安心の「しかけ」 リスクマネジメント (KY活動) ハザードの「見える化」、獣害対策
- みどりを楽しむ「しかけ」 適切な花苗管理と樹木医による樹木管理
- 快適の「しかけ」 一年を通して楽しめる花々 安心して裸足で歩ける清潔な芝管理



私たちが管理運営を行う「あぐりの丘」は、自然、みどり、動植物といったキーワードが文字通り体験でき、誰もが「いきもの」との共生について感じ、考えることができる施設を目指します。



5年後のイメージ

施設管理

2) 施設管理（設備の維持管理）について

施設・設備の維持管理・保守に必要なノウハウとスキルを有する企業による共同事業体を組織することで、施設を一括に管理し、管理運営協力体制を構築することにより、効率的で将来性のある施設の管理運営を実現します。

▶ 考えかた

- ◆利用者へ常に安全・安心・快適を提供できる環境づくりを目指し、満足度の向上を図ります。
- ◆モニタリングによる意見等の収集を行い、改善すべきは改善し、提供するサービスの施設間差をなくし、一定のレベルでの均一化を図ります。
- ◆スタッフには、接遇・緊急対応・衛生管理講習を実施します。
- ◆委託業務、対外的な広告宣伝・営業活動の一括実施による経費削減を図ります。
- ◆感染症対策における基本対応マニュアル、突発的な感染拡大防止におけるガイドライン沿った取組みを行います。
- ◆利用者が直接触れる物（器具、遊具、ロッカー等）、水回り（トイレ、シャワー等）の清掃・消毒作業のマニュアルに沿った徹底管理を行います。
- ◆運営に必要なノウハウとスキルを有する企業による共同事業体を組織することで、施設を一括に管理し、管理運営協力体制を構築することにより、効率的で将来性のある施設の管理運営を実現します。

◆運営に必要なノウハウとスキルを有する企業による共同体の組織体制

グロウспピア共同事業体は、プロダクション事業、総合ビル管理事業、造園・土木事業、建設・産業資機材を取り扱う企業からなり、また複数の企業が「長崎公園」や「長崎市総合運動公園」といった指定管理者施設の管理運営に携わった経験から、運営に必要なノウハウとスキルを有しており、安全はもとより、確実な管理運営を遂行できるものと考えます。

また、子供の「あそび」や農業教育・食育の振興等についても、複数企業及び団体からの多方面での協力・支援が見込まれており、包括的な運営を実現します。



施設管理

(1) 保守・点検について

●基本理念

設備の故障により施設の運営に支障が出ないよう、また、お客様に安全・安心して利用して頂けるように、平常時の点検を実施し、消耗部品の適正備蓄と交換を行い故障を未然に防ぐとともに、故障が発生した場合は、迅速な修繕が行えるよう平時からの準備及びメーカーとの協力体制を構築致します。



●施設の設備点検

① 屋外施設の設備保守点検

実施業務名	実施内容	基準頻度
浄化槽保守点検	保守点検	週1回
	放流水の水質検査	年1回
	ばっき槽の汚泥濃度検査	年1回
	ろ過膜薬品注入洗浄	年3回
	ろ過膜薬品浸清洗浄	年1回
	汚泥引き抜き及び浄化槽清掃	年1回
池水取水設備保守点検	ポンプ、操作盤、他機器保守点検	月1回
噴水設備保守点検	ポンプ、操作盤、他機器保守点検	月1回
	噴水用貯水槽及び循環水用貯水槽清掃	年1回
飲用貯水槽	貯水槽清掃	年1回
	水質検査	年1回
	簡易専用水道検査	年1回
自家用電気工作物保安管理	月次点検	月1回
	年次点検	年1回
消防用設備点検	機器点検	年1回
	総合点検	年1回
屋外遊具点検	日常点検（資格者点検）	日1回
	年次点検（資格者点検）	年1回
空調設備保守点検	簡易点検	1月に1回
	定期点検	3年に1回

施設管理

●施設の設備点検

② 屋内遊戯施設の設備保守点検

実施業務名	実施内容	基準頻度
自動ドア保守点検	日常点検	日1回
	定期点検（メーカー点検）	年4回
空調設備保守点検	定期点検（メーカー点検同等）	年2回
消防用設備保守点検	月次点検	月1回
	機器点検	年1回
	総合点検	年1回
自動券売機保守点検	月次点検	月1回
	定期点検（メーカー点検同等）	年2回
屋内遊戯設備保守点検	日常点検（資格者点検）	日1回
	定期点検（メーカー点検）	年1回

※状況により基準頻度に関わらず点検を実施します。

※事業体による点検（外部委託以外）については、その設備に対する有資格者で点検を実施します。

※機械警備については、警備会社（外部委託）による遠隔監視で機器の点検がされています。



施設管理

(2) 清掃について

施設や設備の保守・メンテナンスに並び衛生管理業務は当事業体の強みであります。日常から清掃衛生業務においては徹底した指導を行っております。

当施設においても当事業体の専門スタッフによる定期巡回を行うなどして指導いたします。

清掃業務を担う私たちは、(公社)日本ペストコントロール協会加入しており、今回の新型コロナウイルス感染症対策をはじめ鳥インフルエンザや豚コレラなどの対策・対応を長年にわって行政機関より依頼される企業です。

ペストコントロールとは
 ペストとは病名のペスト以外にも有害生物全般を意味し、コントロールとは文字通り制御を指します。人に有害な生物の活動を、人の生活を害さないレベルまでに制御する技術を「ペストコントロール」と言います。

清掃には「電解水」を使用

●水と塩を電気分解して生成される電解水は、人にも環境にも優しく安心・安全です。タンパク質や油脂を分解し、洗浄効果があるアルカリ性電解水と、菌やウイルスに対する除菌効果がある次亜塩素酸を含む酸性電解水（次亜塩素酸水）があり、食品や調理器具の除菌、身の回りの清掃・洗濯など、衣・食・住に関わるあらゆるところで活用されています。
 薬品類をいっさい使用しないため、安心・安全です。また、アルコールと比べ手荒れもしにくい為、手指消毒液としても、入園窓口ほか園内各所へ配置します。



◆利用者が直接触れる物（ドアノブ・貸出車椅子等）、水回り（トイレ等）の清掃・消毒作業はマニュアルに沿った徹底管理を行います。 ※以下はマニュアルからの抜粋です

●平常時の消毒方法

場所	使用薬剤	消毒方法
ドアノブや階段手摺等の常時人が手で触れる部分	エタノール（70～73%）液 次亜塩素水	噴霧し拭き上げ



施設管理

●基本理念

当事業体企業は、これまで建築物や屋外施設及び6.3haの公園を含む複合施設の清掃実績があり、そのノウハウがあります。これまでのノウハウを生かし、本施設のように不特定多数の方に利用して頂く施設については、「汚れが次の汚れを呼び、ゴミが次のゴミを呼ぶ」ことのないよう。また、お客様が不愉快な思いをしないように常日頃より施設の美観を維持できるように心がけ、丁寧な清掃管理を行います。



●清掃基準

以下の清掃基準を設け、スタッフ全員が共通認識の元清掃業務にあたります。

①全天候型施設以外

清掃場所	基準頻度	主な内容
便所	～9:30までに全体清掃、それ以外は巡回清掃を日に2～3回実施する。(イベントや季節により多数の来場者がある場合は臨時で作業員を増やし巡回回数を増やす)	便所施設は汚れやすく、また汚れていると利用者に不快感を与えてしまうので、日々の清掃はもちろん巡回清掃により美観維持に努めます。 清掃内容 床、洗面台、鏡、衛生陶器、壁、ドア、ゴミ回収、消耗品の補充 など
屋外建物	建物使用後の清掃はもちろん日1～2回巡回点検又は清掃を行う。	床の掃き拭きやゴミ回収
通路	巡回清掃を日に2～3回実施	ゴミや利用者の歩行等に障害になるものがあれば回収する。
園内	巡回清掃を日に2～3回実施	ゴミや利用者の歩行等に障害になるものがあれば回収する。 また、噴水池や親水広場池は子ども達が水に触れる場所でもあるので特に注意する。また、池の状況により水抜き清掃も実施する。
駐車場	巡回清掃を日に1～2回実施	ゴミや利用者の歩行や駐車等に障害になるものがあれば回収する

施設管理

●清掃基準

② 全天候型施設

日常清掃

清掃場所	基準頻度	主な内容
便所	～9：00までに全体清掃、それ以外は巡回清掃を日に3～4回実施する。	便所施設は汚れやすく、また汚れていると利用者に不快感を与えてしまうので、日々の清掃はもちろん巡回清掃により美観維持に努めます。 清掃内容 床、洗面台、鏡、衛生陶器、壁、ドア、ゴミ回収、消耗品の補充 など
屋内遊戯場	～9：00までに全体清掃、それ以外は巡回清掃を日に3～4回実施する。	ゴミの回収や除菌剤を使用しての拭き上げ
建物周囲	巡回清掃を日に3～4回実施	ゴミの回収及び建物外部よごれ清掃

定期清掃

清掃場所	基準頻度	主な内容
遊び場スペース 授乳室	年12回	硬質及び弾性床は、洗浄・WAX及び塗布 繊維床は洗浄
事務室、会議室、更衣室、玄関、回廊、ロッカー室、廊下、給湯室、便所、洗面、救護室	年2回	硬質及び弾性床は、洗浄・WAX及び塗布 繊維床は洗浄
ガラス 建物外部	年2回	洗浄

※頻度を基準に状況に応じて行う。

※施設内の清掃や巡回において、不審物や不審者にも注視し巡回を行う。またそれらを発見した場合は迅速な対応を行う。



施設管理

(3) 衛生管理について

昨今の新型コロナ蔓延や毎年発生している食中毒等、我々を取り巻く環境には、細菌やウイルスへの対策が必要となっております、その認識も定着しています。

あぐりの丘においても、衛生管理の充実がお客様の安心安全な利用に寄与するものと考え次の事を実施します。

- ①非接触型体温測定器により、発熱がある方の入場を制限する。



- ②施設出入口及び施設内に自動手指消毒器を設置しこまめな手指消毒を実施して頂く。



※消毒薬剤は消毒用エタノール（アルコール）とアルコールが苦手又は使用できない方のために酸性電解水を使用する。

- ③全天候型遊戯施設内に二酸化炭素測定器を設置し、密集や換気の必要性の目安とし、必要に応じ入場制限や換気を行う。



- ④全天候型遊戯施設については、酸性電解水を音波噴霧器で空間噴霧し、気中や壁床モノに付着した細菌やウイルスを常時殺菌します。



（酸性電解水の空間噴霧については、令和3年10月21日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より事務連絡として、適切に使用することを念頭に次亜塩素酸の空間噴霧が認められています）

※また、来場中の利用者の急な発熱等に対しても、テント等を常備し、屋外に臨時養護箇所を設け、他の利用者に拡散しないように細心の注意をもって対応致します。

施設管理

衛生管理業務は当事業体企業の強みです。日常から清掃・衛生業務においては徹底した指導を行っております。また、当事業体企業のグループ企業は長崎県ペストコントロール協会会長を務めており、衛生管理・感染症防止において指導する立場でもありますので、当施設においては専門スタッフによる定期巡回を行うなどして指導を行い、衛生管理の模範となる施設になるよう取り組みます。



●消毒方法 (例)

①日常清掃時

場所	使用薬剤	消毒方法
ドアノブや階段手摺等の常時人が手で触れる部分	エタノール（70～73%）液 次亜塩素水	噴霧し拭き上げ

②感染症発生時又は感染者の来訪が確認された場合

場所	使用薬剤	消毒方法
ドアノブや階段手摺等の常時人が手で触れる部分	エタノール（70～73%）液 次亜塩素水	ペーパーウェスを液剤に浸し、清拭する
室内全域	次亜塩素水 エタノール（70～73%）	床：次亜塩素水に浸した清掃用モップ（消毒専用品）で拭き上げ 炭酸ガスでエタノール液を微粒子化し、空間噴霧し、壁や天井を消毒する。
体育館等の大空間	オゾンガス	オゾンガスを気相により空間と周囲（天井、床、壁）の消毒を行う。

施設管理

③施設利用者への感染対策

サーモグラフィー及び非接触型体温測定機器	来訪者の体温を測定し、発熱がある方の利用をお断りすることで施設内での感染症クラスター発生を予防する
自動手洗いせっけん液の設置	手指消毒を兼ねて全てのトイレに設置し手指からの接触感染を予防する。

④管理者として備蓄及び機材

消毒薬	90%濃度エタノール(使用目的別に希釈して使用) 次亜塩素水生成器 次亜塩素酸ナトリウム(使用目的別に希釈して使用)
消毒機材	ハndsプレー 噴霧器 消毒専用モップ ペーパーウエス スライザー(アルコール液を炭酸ガスで微粒子化し噴霧する) オゾン発生装置(濃度調整可能で人がいる場所でも使用可能)
作業用防護資材	防護服セット(防護服、ゴーグル、グローブ、シューズカバー) N95又はDS2マスク 吸収入りマスク

※資機剤については、事業体企業が常に備蓄しているので緊急時でも即応できる体制をとることが可能となっています。



当事業体企業の衛生管理部門による病院での消毒作業(検査室・床)

施設管理

3) 備品管理について

施設内の備品は、全て長崎市の所有物であり、長崎市民の財産であることを施設の管理運営に関わる全スタッフが認識したうえで、業務にあたります。

今後の事業展開による自主事業とも、使用する備品の棲み分けを明確にし、業務にあたるよう長崎市の備品台帳とは別に物品台帳を整備します。

長崎市の備品台帳では、備品に張られたシールと台帳を照らし合わさなければ備品が特定できません。私たちは写真と品名、長崎市の備品台帳ともリンクした物品台帳を独自に作成・データ化し、スタッフの誰もが備品の照会・整理をできる状態で管理します。

作成した物品台帳は、事業体ではなく、あぐりの丘の所有物と致します。

また、不要物については、お客様の視界に入らない場所で保管し、長崎市と協議の上、処置いたします。



物品台帳イメージ



お客様の視界に入る不要物例

4) 建物・その他施設管理について

現在施設内に点在する建物の多くは、当初の目的からはずれ、廃屋とも言える状態で、子どもやお客様が楽しく過ごす環境からはほど遠い状況です。また、門のエリアと呼ばれる「施設の顔」とも言える入口の建物も、施設内への期待感を損なうものとなっています。私たちは指定管理者期間が開始されると同時に、今後の施設運営で計画される事業の妨げとならないよう、これらの特に外観修繕に取り組んでまいります。



施設管理

5) 警備・保安計画について

警備に関しては、夜間の機械による施設警備を実施。

※何らかの異常発生に関する情報を認知した場合は、警備業法に則り、25分以内に警備隊員を到着させる体制と致します。

保安計画については、後述の「緊急時の対応 危機管理体制」にて詳述致します。

6) スタッフ研修について

- ①当事業体の全スタッフへ「おもてなしの心」を培う接客マナー研修の実施
- ②維持管理技術向上のための研修参加支援の実施
- ④危機管理マニュアルを作成して緊急対応（防火・避難・救命）、危機管理研修の実施

次の各種研修や資格習得を推奨し、スタッフの能力向上を図ります。

- ①当事業体の全スタッフが、常に「おもてなしの心」を持って接客対応できるよう、全スタッフ及び管理運営団体の職員全員に接客マナー等の研修を実施します。
- ②行政代行能力の向上を図り、行政への理解を深めるためスタッフを専門研修に参加させ、地方自治法等根拠法令、委託・工事の監理監督実務知識の習得に努めます。
- ③維持管理技術向上のため、防火管理者、建築物環境衛生管理技術者等各種資格の取得を奨励し支援します。
- ④「危機管理マニュアル」に沿って、個人情報保護や社会状況に対応した研修を実施します。
- ⑤緊急時対応に備え施設等の周知徹底を行い防火施設、避難誘導等の研修を実施します。
- ⑥全スタッフに普通救命講習を受講させ、緊急時に備えます。
- ⑦必要に応じて、その他の研修等を実施する予定です。

※研修・講習予定表は「人員配置」で記載

緊急時の対応

緊急時の対応

危機管理体制について

現地スタッフの緊急時対応等について、管理・教育を行い、より安全・安心な管理体制のもと管理運営を行ってまいります。

あぐりの丘における危機管理の対象は次の区分により対処いたします。

- (1) 自然災害（台風・地震・大雨等）対策について
- (2) 防火対策について
- (3) 不審者・不審物に対する防犯対策について
- (4) 利用者の事故や傷病の対応について
- (5) 感染症の発生時の対応について
- (6) 熱中症について
- (7) 子どもの事故防止と発生時の対応について
- (8) トラブルの未然防止と対処方法



< 基本的な考え方 >

- ◆「危機管理対策会議」「安全衛生委員会」の開催
- ◆「緊急時対策組織」及び、「緊急連絡網」の確立
- ◆「危機管理マニュアル」に沿った教育の徹底、「消防計画」に沿った訓練の実施
- ◆事業体のネットワークを活かした緊急時サポート体制の整備

■緊急時の全般における行動基準

程度に応じた行動基準を定め、緊急時において迅速な対応を行います。

程度	想定事態	対処法(一例)
レベル1	軽度	
事件	不審と思しき人物 不審と思しき物	・不審者、不審物を監視 ・館内放送や掲示物等で利用者に周知
事故	ごく軽度な傷 ごく軽度な病状	・傷病者に対する応急手当 ・必要に応じて負傷者の発生を利用者に周知
レベル2	重度	
事件	不審な人物 不審な物	・警察に通報、利用者を安全に避難させスタッフによる制圧を実行 ・一部施設の供用部の使用中止を検討・実行
事故	軽度な傷 軽度な病状	・傷病者に対する応急手当、必要に応じて負傷者の発生を利用者に周知 ・一部施設の供用部の使用中止を検討・実行
レベル3	重大	
事件	不審な人物 不審な物	・警察に通報、直ちに利用者を安全に避難させスタッフによる制圧を実行 ・全施設の供用部の使用中止
事故	重度な傷 重度な病状	・心肺蘇生(AED)を実行、負傷者の発生を利用者に周知 ・全施設の供用部の使用中止




緊急時の対応

危機管理体制について

■リスクマネジメント

事件、事故により発生しうる様々な危機的
リスクに対して、「低減」「回避」「保有」「転移」
の対策を講じることで安全体制を強化します。

<リスクマネジメント(低減・回避・保有・転移)>
 「低減」 災害等のリスク発生を未然に防止
 「保有」 影響力の低いリスクに対する事前対処
 「回避」 リスク発生の要因を除去
 「転移」 リスクを他の機関(病院、警察等)に移行

想定リスク	対 策	
 不審者	低 減	死角の排除・防犯訓練の実施・地域の不審者情報の入手 等
	保 有	防犯備品の準備・被害情報の入手・関係機関との連携 等
	回 避	犯罪防止の環境整備・定期的な巡回・利用者への注意喚起 等
	転 移	警察への通報・自治体管轄への報告 等
 不審物	低 減	防犯訓練の実施・地域の不審情報の入手 等
	保 有	防犯備品の準備・被害情報の入手・関係機関との連携 等
	回 避	施設の巡回・不審者の立ち入り禁止 等
	転 移	警察への通報・自治体管轄への報告 等
 犯 罪	低 減	死角の排除・防犯訓練の実施・地域の不審者情報の入手 等
	保 有	防犯備品の準備・被害情報の入手・関係機関との連携 等
	回 避	施設の利用停止地域への情報提供 等
	転 移	警察への通報・自治体管轄への報告 等

■防犯・防災についての対処方法について

<施設内における事故などを防止するため、以下の処置を講じます。>

- 消防法所定の防火管理者や危険物取扱責任者の配置し、「消防計画」を作成
- 危険管理担当スタッフの配置
- 災害・自衛消防隊の設置
- 巡回による安全点検の実施
- 利用者への事故防止や安全指導の実施
- スタッフならびに委託業者への危険予知活動、ならびにチェックマニュアルの整備
- 開館時間内の巡回、時間外の機械警備
- 安全教育、安全大会を実施し、防犯・防災意識の向上をはかります。
- 緊急時に備え防火、防災訓練を実施します。
- 他の組織との連携、及び、施設面での防犯・防災対策の強化を図ります。

(実例1)
 盗撮発見→スタッフによる現場確認・通報→警察により逮捕→警察による施設内外の巡回強化と現場での対策
 (実例2)
 盗難→スタッフによる現場確認・通報→警察とのヒアリングと現場での対策

緊急時の対応

危機管理体制について

(1) 自然災害（台風・地震・大雨等）対策について

台風・地震・大雨等の対策については、長崎市作成の「ハザードマップ」、長崎県及び長崎市が作成の「地域防災計画」を踏まえ、強風、大雨等に関する「危機管理マニュアル」を策定します。このマニュアルに基づいて、二次災害を発生させない対策や機を想定した訓練を実施し危機発生時に適切な対応が出来る体制づくりに取り組めます。

◆避難経路の確保を掲示について

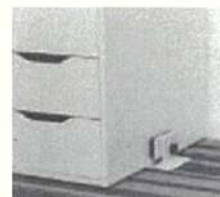
日常の業務の中で避難経路が十分確保されていることを確認します。

避難経路図については高齢者や外国人に配慮し、分かりやすいところに見やすく掲示しています。

◆耐震対策計画について

地震時に収容棚やO A 機器の転倒・落下を防止するため、固定金具やベルトロック等で固定し耐震対策を行います。固定が困難な個所については、対象物の下に免振シートを敷くなど、転倒防止に努めます。

また、定期的に耐震対策の視点に立った点検を行います。



■災害発生前の取組みについて

<情報の収集と周知>

施設利用者の安全・安心の確保を最重要点として雨量情報、風情報、土砂災害警戒情報、地震情報を綿密に収集し、「予測される危機に対する予防的対応」に備えて最新の情報を施設利用者に提供・掲示します。

<施設の一時休館（閉鎖）>

施設の一時休館（閉鎖）にあたっては、市と連絡調整を行ったうえで決定します。

利用者への説明と必要に応じた施設利用の不可措置や帰宅を促します。

<当施設の状況把握>

スタッフ全員で、飛散防止等の状況を徹底的にチェックし、被害の発生・拡大を防止します。

⇒次ページへ続く

緊急時の対応

危機管理体制について

■災害発生前の取組みについて：台風・大雨の予報発表時

<当施設の状況把握>

各建物の雨戸、錠戸を確実に締め、状況によってはロープ等で結束する。雨戸・錠戸の無い窓等には養生テープ等を張り、強化と被害最小化を図る。

<スタッフの待機>

施設担当者は、通過後の現地確認と対応を速やかに行えるよう施設内にて待機する。ほかのスタッフは通過後の安定した状況で速やかに対応できるよう自宅待機とする。

■災害発生後の取組みについて

<災害対策本部の設置>

施設に災害が発生した場合は、施設に「災害対策本部」を設置し、スタッフをはじめ警察、消防、病院スタッフと連携して対策及び災害復旧に努めます。

<災害対策事務局の設置>

当事業体の代表社を「災害対策事務局」とし、関係各所への事務的な調整や取りまとめを行い、「災害対策本部」を十分支援できる体制を作ります。

<関係機関との協議>

災害対策は高所大所からの判断が必要となりますので、詳細については長崎市と十分に協議します。

<災害対策本部を設置するケース>

- ①大雨：長崎市内に大雨洪水警報が発令され、床下浸水などの被害が生じた場合。
- ②台風：長崎市内在風速25m以上の暴風域に入り、被害が生じた場合。
- ③地震：長崎市に地震予報情報が発令された場合又は、地震が発生し建物等に被害の発生や死傷者が発生した場合。
- ④火災：当施設で建物等を延焼する火災が発生した場合や死傷者が発生した場合。

<台風等の災害が解除された後の対応について>

建造物の損傷について、別途作成する施設チェックリストにより徹底した確認を行います。

緊急時の対応

危機管理体制について

(2) 防火対策について

■開園時の火災発生に対する消火対策

- ① 日常の監視や利用者の通報等で火災発生を知った場合は、速やかに責任者へ通報し、利用者の安全第一を考え、事態を正確に把握することに努めます。
- ② 責任者は、利用者の避難が必要と判断した場合は、あらかじめ決められた避難経路に従って、高齢者や子供を優先的に誘導し安全を確保します。
- ③ スタッフは自衛消防隊規程に基づき、初期消火が可能な場合は消火活動を行います。
- ④ 責任者は、自衛消防隊の消火活動と同時に、直ちに北消防署へ緊急連絡し、消火応援を要請します。
- ⑤ 責任者は事実確認後、事案の重要・重大性にかかわらず、緊急連絡体制に従い長崎市をはじめ関係部署へ速やかに連絡します。
- ⑥ 異常事態に備え、自衛消防隊規程を策定し、北消防署の立会いの下に年1回の消防訓練を実施します。

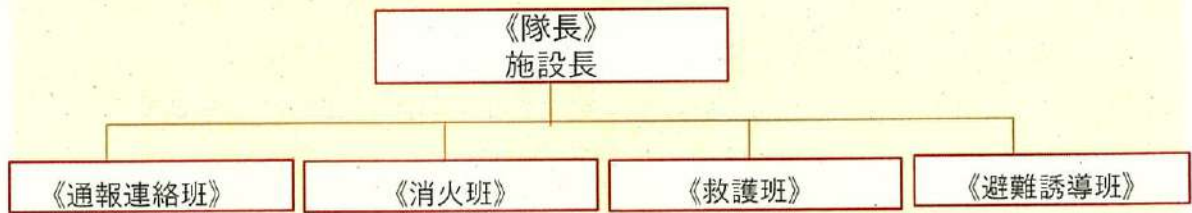
■夜間及び休園時の火災発生に対する消火対策

- ① 夜間及び休館時は、機械警備発報や警備会社の巡回パトロールにより火災等の異常を確認した場合、直ちに当局へ通報するとともに、「事業体代表社：緊急対応者」へ連絡します。
- ② 「緊急対応者」から連絡を受けた責任者は、警備会社と連携して現場状況を把握し、緊急連絡体制に従い長崎市をはじめ関係各所へ連絡し、速やかに対応します。その他の場合は後刻、書面報告とします。

緊急時の対応

危機管理体制について

■ 災害・自衛消防隊組織図



● 任務

《通報連絡班》

- ① 消防・警察その他関係機関への通報
- ② 園内放送・施設長・運営委員会への連絡
- ③ 各部署との連絡対応
- ④ 重要書類等の非常持ち出しを行う



《消火班》

- ① 消火器・消火施設を使つての初期消火
- ② 火災以外の場合は、園内見回り、避難誘導、要救護者の救助、物資調達

《救護班》

- ① 負傷者、救護者の応急処置を行うと共に救護場所への搬送

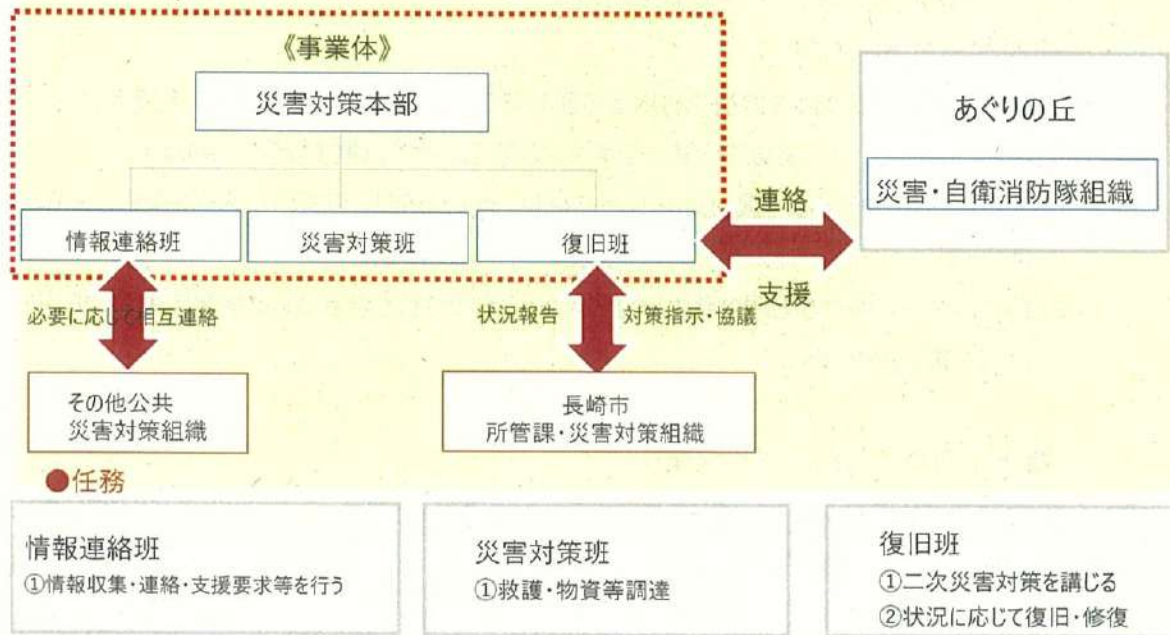
《避難誘導班》

- ① 指示に従い、状況に応じて園内放送及び現場にて入館者を安全に避難場所へ誘導する
- ② 負傷者、救護者の応急処置を行うと共に救護場所への搬送

緊急時の対応

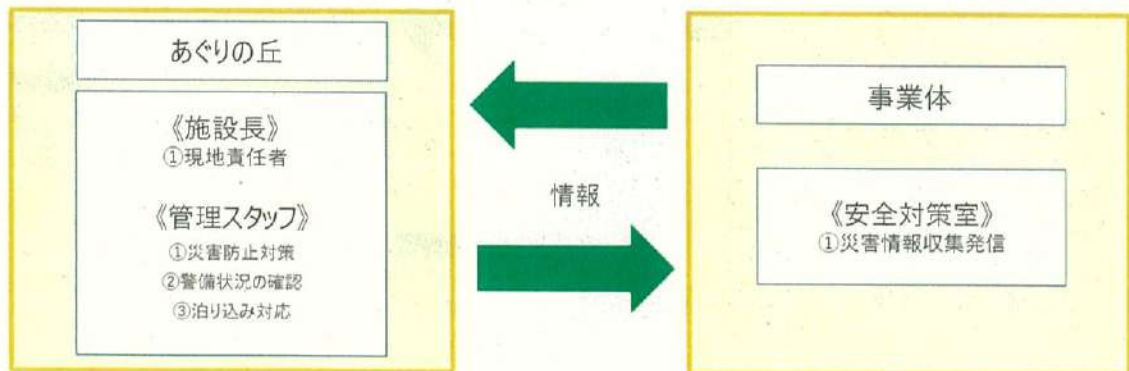
危機管理体制について

■災害対策本部体制



■災害による被害等が予想される場合（台風等）は、以下の様な対応をとります。

- 事業体代表社の管理部安全対策室から災害等の情報が発信されます。
- 安全対策室は災害に関する最新の情報を建設業労働災害防止協議会、新聞、インターネット等から収集し、情報を発信しています。
- 施設では、施設長を責任者としてスタッフが飛散、流出、倒壊防止等の災害防止対策、警備状況の再確認等を行います。
- 利用者の安全を第一に考え、状況に応じて長崎市と協議の上、閉園等の措置を行います。
- 閉園後も災害が予想される場合は、スタッフを必要人数待機させます。



緊急時の対応

危機管理体制について

(3) 不審者・不審物に対する防犯対策について

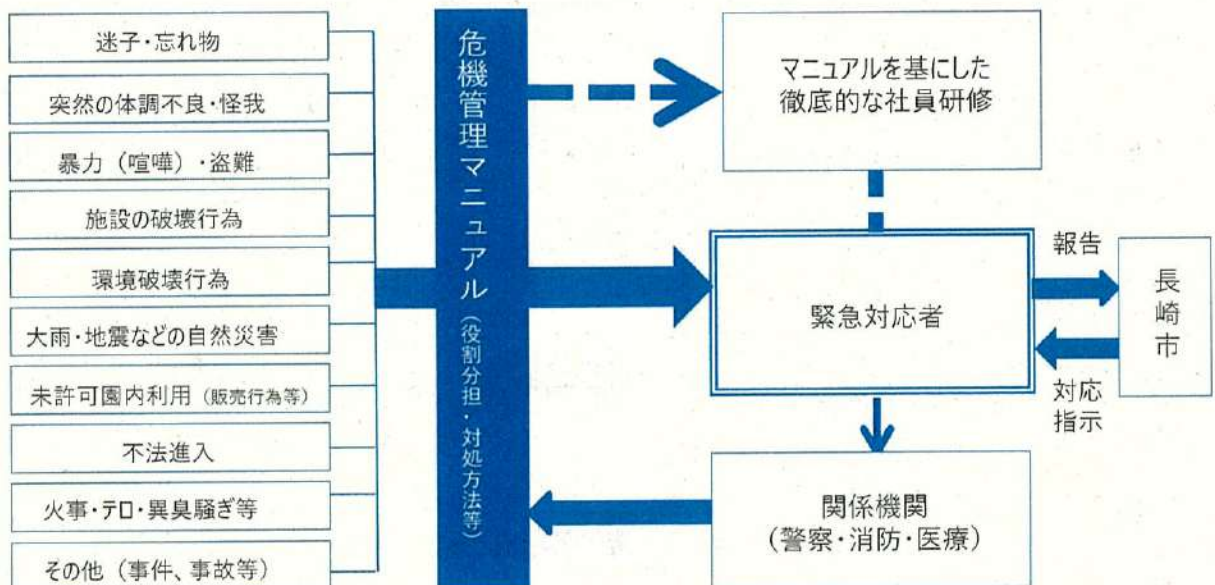
■開園時の防犯対策

- ①開園時にスタッフの園内監視や利用者の通報等で不審者や不審物を発見した場合は速やかに責任者へ通報し、利用者の安全第一を考え、事態を正確に把握することに努めます。
- ②責任者は事実確認後、緊急連絡体制に従い、長崎市をはじめ関係部署へ連絡し、速やかに対応します。
- ③特に刑法等に係わる犯罪の発生の恐れがあると判断される場合は、警察署に連絡し犯罪の予防措置を執る事とします。

■夜間及び休園時の防犯対策

- ①夜間及び休園時の防犯対策として、警備会社に委託します。
機械警備と併せて警備員による定期的な巡回パトロールを行い、異常事態を発見し、重要・重大事案と判断した場合は直ちに当局へ通報し、「事業体代表企業の緊急対応者」へ連絡します。
- ②「緊急対応者」から連絡を受けた責任者は事実確認後、事案が重要・重大と判断される場合は、緊急連絡体制に従い長崎市をはじめ関係部署へ連絡し速やかに対応します。その他の場合は後刻書面報告とします。

《 基本的な対応スキーム 》



緊急時の対応

危機管理体制について

(4) 利用者の事故や傷病の対応について

<被害者の救護>

- ①事故発生のお知らせを受けた場合、すぐに現地に急行し、被害者の救護に当たるとともに救急救命の要請など、被害者の救護を最優先に対応します。
- ②状況に応じては警察への連絡を行います。
- ③傷病者が施設利用時であれば、身元の確認、事故・傷病の発生状況、症状等について把握に努めます。

<速やかな対応と事故報告>

- ①責任者は被害者の救護を迅速に指示するとともに、長崎市や事業体代表社へ事故報告の一報及び処理後の報告を行います。
- ②状況に応じて事業体代表社から対応方法の指示を受け、速やかに適切な対応を行います。

<二重事故防止の措置>

事故発生現場においては度重なる事故が発生しないように、直ちに施設の立入制限や修繕などの措置を行い、再発防止措置を講じます。

<被害者へのアフターケア>

利用者が事故でケガをした場合は、速やかにお見舞いに伺うなど、被害者へのアフターケアを行います。利用者が完全に完治するまで対応を行います。

<事故の再発防止について>

事故が発生した場合、迅速に事故状況の把握及び記録を取るとともに、事故原因を明確にします。記録は当施設が管理する施設全体のデータ集として蓄積、共有し、必要に応じて施設の緊急総点検を実施するなど再発防止に努めます。

緊急時の対応

危機管理体制について

< 管理責任の有無の検討について >

速やかに事故の状況把握と原因究明を行い、指定管理者としての責任の有無を検討して法的責任が生じるときには、司法、行政の指導を受けるとともに、必要に応じて「法律の専門家」に意見を聞き、誠実に事故の処理にあたります。

< 救急救命の研修について >

あぐりの丘に勤務するスタッフがいつでもどこでも一人でも対応できるよう、救急救命に係わる知識と体験研修を中央消防署の協力を得て受講します。

- ① 自動体外式除細動器（AED）の操作の研修
不特定多数の人々が集まる施設であるため、施設に勤めるスタッフはもとより、施設利用の数多くの誰もが自発的に救急救命活動ができるようにAEDの操作研修を行います。
- ② AED設置の啓蒙
AED設置済の施設であることをホームページや地元自治会の回覧板等で徹底的に周知させます。



(5) 感染症の発生時の対応について

< 感染予防策 >

- ① 感染症が大流行した場合、多数の死亡者が発生するだろうと予測されながら、対処療法が確立していない現状においては、感染防止としてマスク着用、うがいの励行、手先の消毒等、最善の予防策を実施します。
- ② 施設においては、施設利用者及び来館者にマスク等を着用するよう啓蒙警戒ビラを掲示するとともに、スタッフに対しても手洗い洗顔、マスク着用を励行する等の予防措置を徹底します。

※パストコントロール協会加入の当事業体企業により、より専門的な感染予防対策を講じます。

緊急時の対応

危機管理体制について

< 防除処理 >

感染症の情報を得たときは、長崎市と協議のうえ、当事業体グループ企業の専門スタッフによる超微粒子噴霧装置（スプライザー）による防除処理を実施した後に、施設を使用することとします。

現在新型コロナウイルスの猛威に苦しめられている日本。

この先、ウイルスや細菌等による感染症にどう対応していくかが問われる現代社会において、持続的な施設運営を行うには、安心・安全なサービスをどのように提供していくかを考える必要があると思います。その為に、我々は、事業体グループ企業内に感染症の対応が可能な専門知識と経験を有する事業者を有し、感染症の予防や発生時の即時対応を可能とし、施設の持続的な運営を行います。

< 感染症への基本的な対応策 >

1. 平常時に行う感染症対策

年間を通じて発生する感染症の種類を把握し、感染症対策が実施されているか確認する。

1-1 施設スタッフの感染症対策

- A. 年間を通じて発する感染症への予防策教育の実施
- B. 予防接種の推奨
- C. 発熱や体調不良がある場合の出勤停止等の処置（健康管理）
- D. 感染症対策のポスター掲示

1-2 施設利用者の感染対策

- A. 施設利用者をサーモグラフィーや非接触型体温測定器により検温を行い基準値（現行では 37.5℃）以上であれば施設利用を避けて頂く
- B. 施設内に感染症予防ポスターを掲示する。
- C. 団体利用の事前予約がある場合は、主催へ感染症の予防ガイドラインを作成し配布する

緊急時の対応

危機管理体制について

2. 突発的な流行に対する感染症対策

公的機関（地域保健所や厚生労働省）より情報収集を行いその指針にそって行動する。また必要であれば施設を臨時休館とする。

3. 感染症発生源となった場合の対策

地域保健所などとの連携し、可及的速やかに消毒作業を実施し、必要であれば臨時休館とする。

4. これから必要となること

現在猛威を振っている新型コロナウイルス。これから新生活習慣として3密を避ける必要があります。あぐりの丘においても、利用者の受付事務や料金支払いといった場面において飛沫防止の亚克力板やスクリーンなど物理的予防策の他に、非接触型決済や券売機を導入した料金支払い、また、施設の込み具合の情報などをWEBで公開し、利用者がスマホ等で確認し密をさける行動をとれるよう早急に対応する必要があると考えています。

5. その他

施設が感染症のクラスターとならないように、スタッフや施設利用者の健康管理と非常時の迅速な対応を可能とするため、共同事業体内に感染対策委員会を組織します。また、予防や消毒に必要な資機材を常時準備するなど人的及び物的資源を確保します。

■新型コロナウイルスに係る感染拡大予防ガイドラインの実践について

「新しい生活様式」を基本とした安全・安心な管理・運営を目指して
 コロナ禍と称される状況により会議等利用率は減少していますが、施設側でのしっかりとした対策を講じ、一定の安全性を周知することにより、安心して利用できる環境を提供することが重要であると考えます。また、利用者はもちろん、スタッフ及び関係者個々人の日常生活における自衛意識向上も図り、「新しい生活様式」の定着を促し、感染拡大防止を図ることにより、市民の福祉の増進の一助となるべく運営を行ってまいります。



①周知の徹底

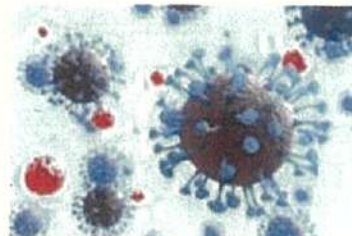
日本国政府や厚生労働省、関連団体等が掲出する『「新しい生活様式」の実践例』などの具体的な方策やガイドライン等の対策を踏まえ、具体的にした各施設ガイドラインの周知の徹底を図り、利用者の感染拡大防止に努めます。

緊急時の対応

危機管理体制について

②ガイドラインの概要

次の内容を具体化し、主催者・利用者・スタッフ等関係者はもとより、周辺地域への安全へも配慮した、既に作成したガイドラインに沿って対応致します。



イ、感染リスクの洗い出し

接触感染、飛沫感染、集客等のリスクについて洗い出しを行い、各リスクに応じた対策を講じます。

ロ、参加者の安全対策

主催者と施設、場合によっては運営事業者も含めた関係者間での感染症対策方針（役割分担・責任範囲）を定め、共有します。延期・中止の基準プロセスを定めるほか、医療機関・保健所との連絡体制等、有事にも備えた対策を講じます。

※有事に備え、対応マニュアルをもとに、救護室の指定や必要備品を準備し関係者への周知するほか、参加者名簿（連絡先）を促します。

また、主催者へは来場自粛基準、マスク着用や対人距離の確保、人数制限の実施、検温や動線の設定など参加者へのアナウンス事項の確認・情報発信を促します。

ハ、関係者の安全対策

「三密の回避」と併せ、個々の自衛努力と感染拡大防止努力が求められています。出勤前の検温や自覚症状の確認を行うなど関係者含め会館スタッフ個々人の日常生活における自衛意識向上も図ります。

ニ、その他

施設内の清掃・消毒、使用機材・備品の消毒、換気頻度、手指消毒液の設置等についてより具体的内容でのガイドラインに沿って対応します。

※ 複数施設の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するガイドライン策定に関わった企業が当事業体の協力団体として参画。



緊急時の対応

危機管理体制について

(6) 熱中症への対応について

<熱中症の発生について>

- ①熱中症は気温の高さなど高温環境によって引き起こされる体調不良の総称と言われています。特に夏季は高齢者が毎年のように命の危機にさらされていますが、季節を問わず、湿度が75%以上で熱が体内にこもり熱中症を発症すると言われています。
- ②あぐりの丘においては、特に高齢者の行動や意識障害について留意します。
- ③施設のスタッフはじめ施設利用者の誰でもが、意識障害の発症者を発見したならば、救急の措置ができるように「対応手順」の掲示物を適所に掲示します。

<救急受診 (※救急対応はマニュアルにより実行します。)>

熱中症の疑いがある場合、意識障害の程度を見極めることが肝要と思われます。急激な血圧上昇から体温が上昇し、その体温を調整しようと血圧が下がり、脳の血流が悪くなって意識障害を起こすといわれています。高温多湿の環境の下で発症したことが明確な熱中症は、命にかかわることが多い為、急措置を施すと同時に119へ通報し、救急搬送の手配を行います。

●万が一に備え企業包括賠償責任保険に加入

当事業体では、日々の業務を通じて何時起きるか分からない各種リスクに備えて、企業包括賠償責任保険に加入することで、各種リスク発生時に適切な対応が出来るようにします。

緊急時の対応

危機管理体制について

(7) 子どもの安全対策について

当事業体では、厚生労働省の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」と消費者庁の子どもの「事故から守る 事故防止ハンドブック」に原則として準じたうえでマニュアルを作成し、全スタッフ共通認識の元、安全対策及び危機管理対策を行って参ります。

目次 事故防止ハンドブック
事故発生時の対応ガイドライン

1. 事故防止の考え方
2. 事故防止の体制

3. 事故防止の対策



■安全対策

子どもの安全対策は、スタッフのみならずお客様（付き添いの保護者）とも共有することを前提とします。

①各所別での対策事項を作成する。

- 例) 遊具広場：固定遊具や乗り物、植物等の扱い方をスタッフ間で情報共有しておく。
水遊び場：十分な監視体制の確保ができなければ、活動中止も選択肢とする。
芝生広場：転倒時の安全と、陽射しを避けるため、常時帽子を着用させる。

②年齢別での対策事項を作成する。

- 例) 0歳児 医学的な理由でうつぶせ寝が必要な場合を除き、顔が見える仰向けに寝かせる。
ベビーベッド使用中は必ず柵を上げ、柵には物を掛けない
寝ている子どもの上に、物が落ちてこないよう安全を確認する。
ミルクを飲ませた後は、ゲップさせてから寝かせる。
誤飲防止のためやわらかすぎる布団、ぬいぐるみ等は使用しない。
定期的に呼吸、体位、睡眠状態を点検し、呼吸停止等の異常を早期発見に努める。
- 1歳児 鼻や耳に小物を入れて遊ばせない、小さな玩具は撤去する。
段差のある所に一人で行かせない。
イスの上に立ち上がったたり、イスをおもちゃにして遊ばせない。
玩具を持ったまま固定遊具で遊ばせない。
トイレ用の洗剤や、消毒液は子どもの手の届かない所で管理する。

緊急時の対応

危機管理体制について

- 2・3歳児 室内では走らせず、人数や遊び方を工夫して衝突を防ぐ。
 遊具の上でふざけたり、危険な遊びをさせないようにする。
 固定遊具の近くで遊ぶ際、勢いあまって衝突することがないように注意する。
 ビニール袋やヒモなどは、子どもの手の届かない所で管理する。
- 4歳児以上 テーブルやイスに立ち上がったたり、揺らしたり逆さにしないよう指導する。
 先が尖ったものを持って歩き回ることがないように注意する。
 トイレや手洗い場、室内、廊下では走らせないように指導する。
 石や砂を投げてはいけないことを指導する。
 滑り台や鉄棒、登り棒などスタッフや保護者が近くにいないときは使わないように指導する。
 フェンスや門など危険な高い場所に上らないように指導する。 など

③施設設備の安全対策

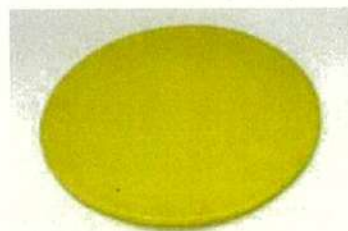
- 例) ・鋭利な尖端・角・縁による危険防止：各部位には安全カバーを設ける。
- ・頭部・胴体挟み込み防止：通り抜け防止の柵等の開口部は100mm未満とする。
- ・頭部・首の挟み込み防止：上向きの55度未満のV字型の開口部は設けない。
- ・指の挟みこみ防止：8~25mmの隙間・穴を設けない。
- ・足の挟み込み防止：歩行する床面には30mm以上の隙間・穴を設けない。
- ・落下防止：高さに応じて落下防止策を設置する。 など

厚生労働省の統計によると、遊具による事故の原因としてもっとも多いのが、「転落・落下」で、事故の半数以上を占めています。

大けがを防止する為、対象年齢の明示と併せ、遊具の設置箇所については、衝撃吸収性能の能力がある素材を設置することを提案致します。



ウレタン吹付クッション
(屋外可)



クッションマット (屋内)

緊急時の対応

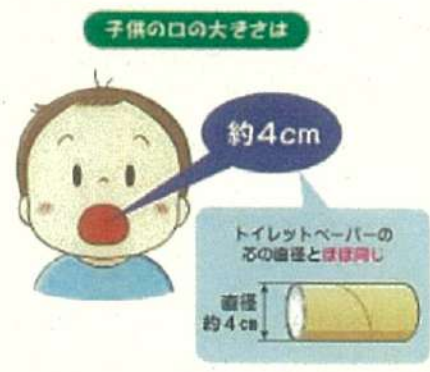
危機管理体制について

④誤飲物になり得る物の管理

右は消費者庁の統計による救急搬データです。
「ものがまる等」での救急搬送0歳～14歳で半数以上を占めています。

「食品」と「食品以外」に分けると「食品以外」の割合は、最も大きい「0歳」の88.0%から年齢が高くなるにつれ小さくなるものの、「7-14歳」でも57.5%と半数以上を占めています。食品以外で主にみられるものは、1歳以下では「タバコ」、「その他の玩具」、「包み・袋」など、2歳から14歳まででは「ビー玉類」、「その他の玩具」などとされています。

当事業体では、子どもの誤飲を防ぐため、施設内の清掃はもとより、子どもの口に入る大きさの物を排除または子どもの手に触れないよう管理を徹底して参ります。



発生時の対応について

前述の「(4) 利用者の事故や傷病の対応について」にて対応する。
付き添い・保護者同伴の場合は、同意を得てからの対応とする。

緊急時の対応

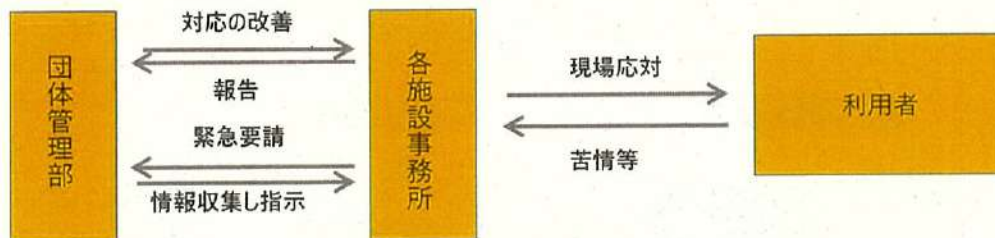
危機管理体制について

(8) トラブルの未然防止と対処方法

<対処方法について>

次のとおり、利用者とのトラブルがクレームへの発展しないよう考慮し、対処致します。

- (a) 利用者から運営に係わる意見・要望・苦情などがあった場合は、誠心誠意をもって聴き取りを行い、直ちに対応できるものについては速やかに対処又は措置を講じます。
- (b) 苦情への対応を迅速に行うために、体制を確立し、当団体独自の「苦情対応マニュアル」を以下のポイントを踏まえ作成します。
 - ①苦情の受付方法
 - ②苦情情報の記入方法
 - ③苦情処理体制や情報連絡体制
 - ④事実関係を徴収するにあたっての留意事項
 - ⑤苦情解決結果の記録と報告
- (c) 内容によっては是正処置まで必要なもの、他部門へ水平展開を行い再発防止を図るものなどに分類し、提供するサービスの品質向上と組織全体の発展のために貢献する要因の一つとして蓄積します。



<具体的対処方法について>

(苦情処理)

冷静に対応し、緊急性が高くトラブルが重大であるほど相手は興奮しているので、これに呼応し興奮して対応をしないこと。落ち着いて話を聞くこと。クレーム内容の把握に努めること。状況を把握し、相手が納得いくまで話をさせ、途中で話を遮ったり、話を変えたりしないこと。

(報告・指示)

クレームの状況を直ぐに報告し、事業体内で情報収集や関係各社へ連絡など出きる範囲での対応を指示すること。

(苦情の評価と調査)

クレーム先から入手した情報を整理しまとめ、集まった情報を整理分析し原因を究明し改善すること。

緊急時の対応

危機管理体制について

◆スタッフの資質向上へ向けた研修の実施

●平等な利用の確保のためのスタッフ研修等

公平・平等な利用の確保のため、スタッフ等に対し研修やミーティングを徹底して行います。

●ホスピタリティあふれる接遇のための研修

相手の尊厳を尊重した『おもてなしの心』（ホスピタリティ）豊かな対応を行うため、スタッフ等に対し次の接遇研修等を実施します。

（接遇研修）

公の施設を管理する立場から、お客様の安全を最優先し、緊急時の対応を熟知し、丁寧な対応ができること。

（実務研修）

関係法令、規則、マニュアル等に精通していること。
各種施設、装置、機械の操作に習熟していること。
施設内の点検、確認、案内、誘導、清掃等が的確に行えること。
関係機関及び利用者への対応が的確に出来ること。
経理、一般事務が的確に出来ること。

（応用研修）

甲種防火管理講習、救命措置講習等の有資格者であること。

（危機管理研修）

避難訓練の実施、緊急救命講習実施

●教育責任者による計画的なスタッフ研修の実施

- ・代表者が指名する教育責任者が中心となって、教育の立案と教育計画書の作成、教育資料の作成を行い計画的なスタッフ研修を含めた教育を実施します。結果については代表者へ報告します。
- ・スタッフ研修の実施後に教育のレビューと計画の見直しを行うとともに、教育に伴う記録の作成と保持を図ります。

●個人情報保護に関する研修

- ・コンプライアンス、個人情報保護方針の徹底と取り扱いを統一するため、全スタッフに対して年1回（新規スタッフの場合は採用時）、個人情報保護担当者を講師として、個人情報保護に係わる研修を実施します。
- ・当施設を実施するにあたり、個人情報保護等の関係法令等の主旨（関係法令のポイントごとに具体的内容）をまとめたマニュアルを作成のうえ、現地事務所スタッフを対象とした講習会を定期的実施します。あわせて、コンプライアンス・プライバシー保護等についても、自主的に講習会を実施します。

●ミスの未然の防止のための研修の実施

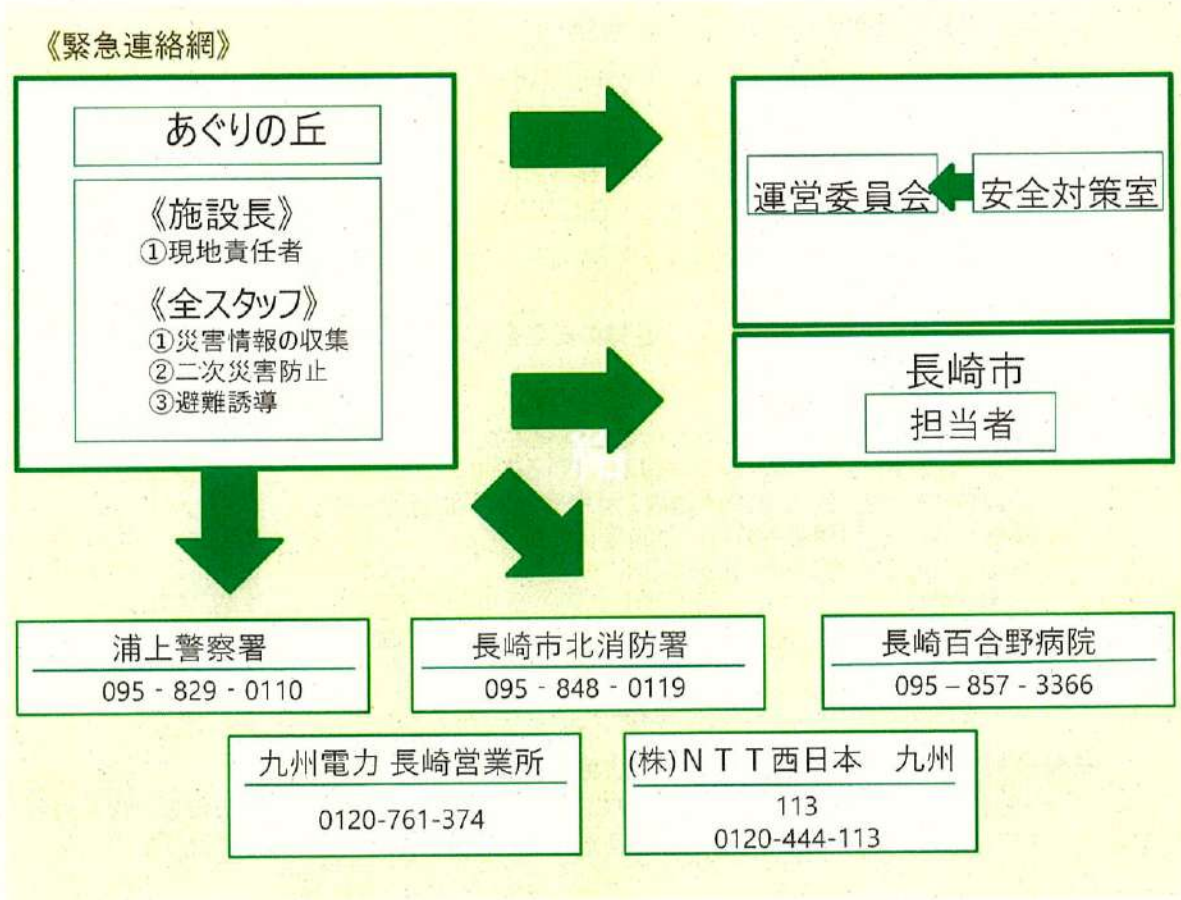
事務処理上のミスの例として、PC等の入力ミス、手書きにより金額を誤った請求書の発行、システム入力の間違い等が想定されます。
このようなミスを予防するため、照合や相互確認などの手順を整理する一方、スタッフに対する未然防止のための研修を実施します。

緊急時の対応

1) 緊急時の連絡体制について

■ 緊急連絡体制図

緊急時には以下の関係各位との連携により速やかに安全性を確保します。



■ 災害程度の取決め

程度に応じて以下のような災害対策本部を設置し、関係機関との連携による事態の収拾に努めます。

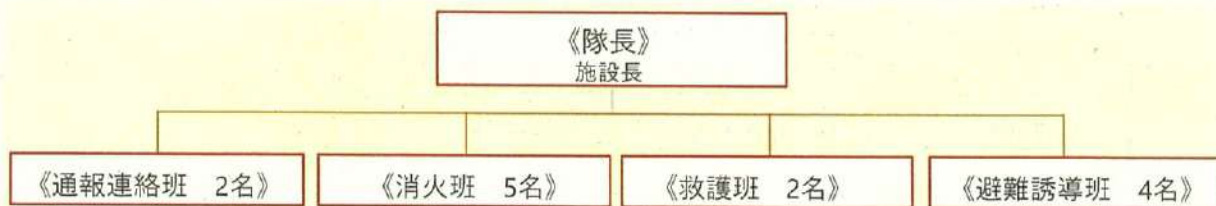
	災害の程度	災害対策本部
危険度 3	・異常事態が発生し、館内にて死者が生じた場合 ・展示物に深刻な被害が発生した場合	事業体組織
危険度 2	・異常事態が発生し、園内にて負傷者が生じた場合 ・特に特異な災害と認定された場合	事業体組織
危険度 1	・気象台が気象警報を発令し、特に警戒が必要と判断する場合	あぐりの丘 自衛消防隊

緊急時の対応

2) 緊急時の組織体制について

緊急時には以下の組織編制により速やかに安全策講じます。

■災害・自衛消防隊組織図



●任務

《通報連絡班》

- ① 消防・警察その他関係機関への通報
- ② 園内放送・施設長・運営委員会への連絡
- ③ 各部署との連絡対応
- ④ 重要書類等の非常持ち出しを行う

《消火班》

- ① 消火器・消火施設を使つての初期消火
- ② 火災以外の場合は、園内見回り、避難誘導、要救助者の救助、物資調達

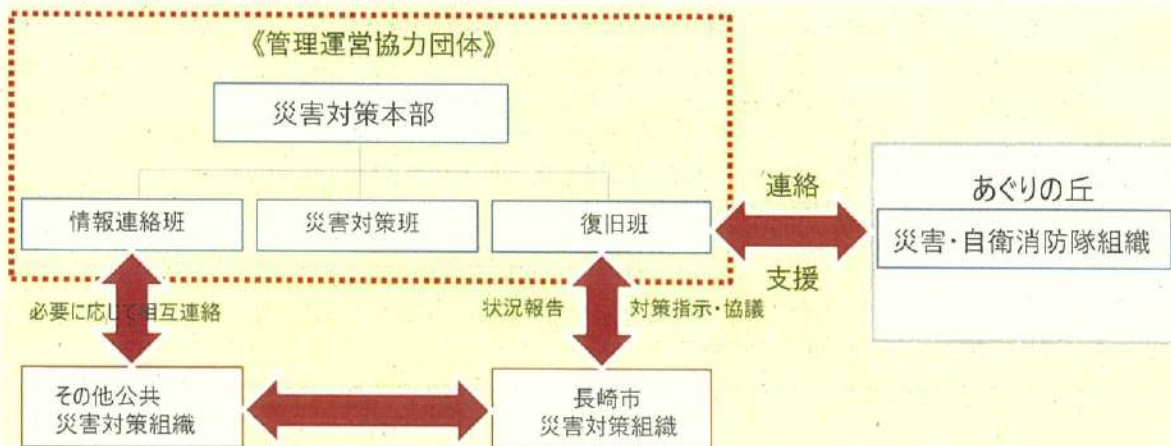
《救護班》

- ① 負傷者、救護者の応急処置を行うと共に救護場所への搬送

《避難誘導班》

- ① 指示に従い、状況に応じて園内放送及び現場にて利用者を安全に避難場所へ誘導する
- ② 負傷者、救護者の応急処置を行うと共に救護場所への搬送

■災害対策本部体制（事業体組織）



●任務

情報連絡班

- ① 情報収集・連絡・支援要求等を行う

災害対策班

- ① 救護・物資等調達

復旧班

- ① 二次災害対策を講じる
- ② 状況に応じて復旧・修復

緊急時の対応

3) 緊急事態の区分と対応方策

緊急事態の区分と対応方策について以下を基本に安全かつ速やかに対処できるよう努めます。

区分	対応方策	外部連絡先
迷子	・周辺で家族を探し、見当たらない場合は所定の預かり場で待機する。 ・館内放送等を利用し、家族を探す。	警察署
体調不良 怪我	・患者を安静にし、体調や怪我の度合いに応じ病院へ移送する。 ・災害・消防組織に準じて対応し119 番通報を行い、対応職員による応急手当を行います。	病院
忘れ物	・管理事務所で管理し落とし主が現れた場合は所定の手続き後、引き渡します。 ・多額の金銭等の場合は直ちに警察署等へ届け出る。	警察署
暴力・盗難	・直ちに事態を収集し当事者、他の利用者に怪我、被害がないか確認する。 ・怪我がある場合は当事者を拘束し警察、病院へ連絡する。 ・盗難発生時は、警備による施設出入口の封鎖ならびに警察への通報後、館内巡回を行う。	警察署 病院
施設の 破壊行為	・破壊場所を確認し、場合により当事者から事情等を伺う。 ・事態に応じ当事者に補償等を求める。	警察署
大雨・地震等 の災害	・利用者の安全確保を最優先とし、安全な場所への誘導を行います。 ・災害発生時は、災害・自衛消防隊をもって対応します。 ・大規模災害の場合は、共同事業体組織へ切り替え災害対策本部を設置します。 (災害対策本部体制組織を参照) また、災害発生時は、周辺住民の避難場所や救護の拠点としての防災機能も考えられることから、応援要求に対しては誠実に対応・協力が出来る体制をとります。	警察署 消防署 病院
未許可館内利用 (販売行為等)	・行為者の拘束後、事情収集を行い必要に応じては警察署へ通報します。	警察署
不法侵入	・行為者を拘束後、事情聴取を行い必要に応じては警察署へ通報します。	警察署
火事・テロ 異臭騒ぎ等	・火災発生時は、119 番通報すると共に館内放送ならびに職員による利用者の安全を第一に避難を開始します。災害・自衛消防隊をもって対応します。 ・発生現場の立ち入り禁止措置を行い現場保存を行います。	警察署 消防署 病院
その他 (事件・事故)	・発生現場の立ち入り禁止措置による現場保存や警察署、消防署などへの連絡を直ちに 行い、事態の収拾に努めます。	警察署 病院



緊急時の対応

4) 緊急時の対応について

■利用者の安全管理

<施設利用者の安全を第一に誘導と指示を行う>

①火災等の突発的な事態が発生すると、パニック状態に陥ることがあります。施設管理者としてはパニック状態にならないよう事態の収拾に努め、利用者が平常心での確な避難行動を行えるよう努めます。そのためには、普段から避難訓練を行い、知識や行動パターンを身に付け、危機管理に備えます。また、施設の廊下や壁に避難経路を掲示し、避難啓蒙をいたします。

②的確な避難放送の実施

統括責任者をはじめスタッフ全員が取り扱うことが出来るよう行います。

■利用者のトラブルの未然防止と対処法

<快適な施設の提供>

①機器・設備の故障による休業又は使用停止は、利用者が一番不快に感じる場所ですので、各種機器・設備に関しては、徹底した保守点検を実施します。

②機器・設備の不具合や故障の早期発見に努め、機器・設備のトラブルによる「休園・休館0（ゼロ）」を目指し、快適な施設を提供します。

<利用者の意見等申し入れに>

①利用者から管理に係わる意見・要望・苦情などがあった場合は、誠心誠意をもって聴き取りを行い、直ちに対応できるものについては速やかに対処又は措置を講じます。

②アンケートによる利用に対する意見を収集・分析し、常に利用者の立場に立った側から適正で柔軟な運営を心がけます。

③トラブルや意見等を改善するにあたり、高額な予算を必要とするものについては、長崎市と協議を行い、
早急な対応ができるよう努めます。

緊急時の対応

4) 緊急時の対応について

< 犯罪性の高いトラブル >

- ① 犯罪性の高い事案については、スタッフ 2 名以上で対応し、利用者からの聴き取りを行います。
- ② 刑法等に係る犯罪の発生の恐れがあると判断された場合は、警察署に連絡し対応をお願いするとともに、再発予防措置を講じます。
- ③ 事案の発生状況と結果あるいは途中経過について、速やかに長崎市へ報告します。

< 危険箇所の事前調査の徹底 >

施設の管理瑕疵が生じないよう、定期的な「危険箇所調査」を実施しています。台風通過後あるいは大雨の後も、適宜、調査を実施し、早期発見と応急補修作業に努めています。

【具体例】

- ① 斜面、法面、階段等の箇所について、雨水による浸食、陥没や土砂の流出の有無崩壊や損壊の有無等について
- ② 歩行可能な箇所の樹木は、大雨時の雨水により表土が流失し根の露出を生じ、つまづきによる転倒の危険性があります。事象の発見時は土砂による被覆作業を緊急的に行うなど、事故発生の未然防止に努めます。
- ③ 強風時の枯れ枝等の落下物や飛散物についても日常巡回・点検により可能な限り除外するよう努めます。

その他

その他

1) あぐりの丘「公式アプリ」と公式Webサイトの併用型運用

情報発信として施設の公式HPの運用は必須であり、HPを通してSNS上で情報発信・拡散を行っております。HPでは、利用案内や予約システム、施設のインフォメーションやニュースフラッシュなどユーザーに対して常に最新の情報提供が行えます。

しかし、近年、スマートフォンの普及で女性やシニア世代、10代のインターネットユーザーが増えたことで、PCからスマートフォンへとデバイスが切り替わり、スマートフォンに対応した情報発信、コミュニケーションツールが必要だと考えます。

私たちは、「あぐりの丘」の公式アプリケーションソフトを制作し運用することで、今の時代にあったSNSへの取組みを行います。

【アプリとWebサイトの利点を活かした併用型運用】

アプリとWebサイトを併用して運動性を高め、相乗効果をもたらす。両方のツールを導入することで、新規集客と高いリピート率を同時に実現することができます。アプリはリピーター向け、Webサイトは新規顧客向けのため、ターゲットが重複することはありません。

両方のツールを上手く使うことによって、集客戦略・リピート率の向上・サービスの向上に繋げることができます。

《アプリのメリット》

- ・ユーザーとコミュニケーションをとれる
- ・表示速度・操作性に優れている
- ・一度インストールすればホーム画面から即座にアクセスできる
- ・常にブランド想起できる

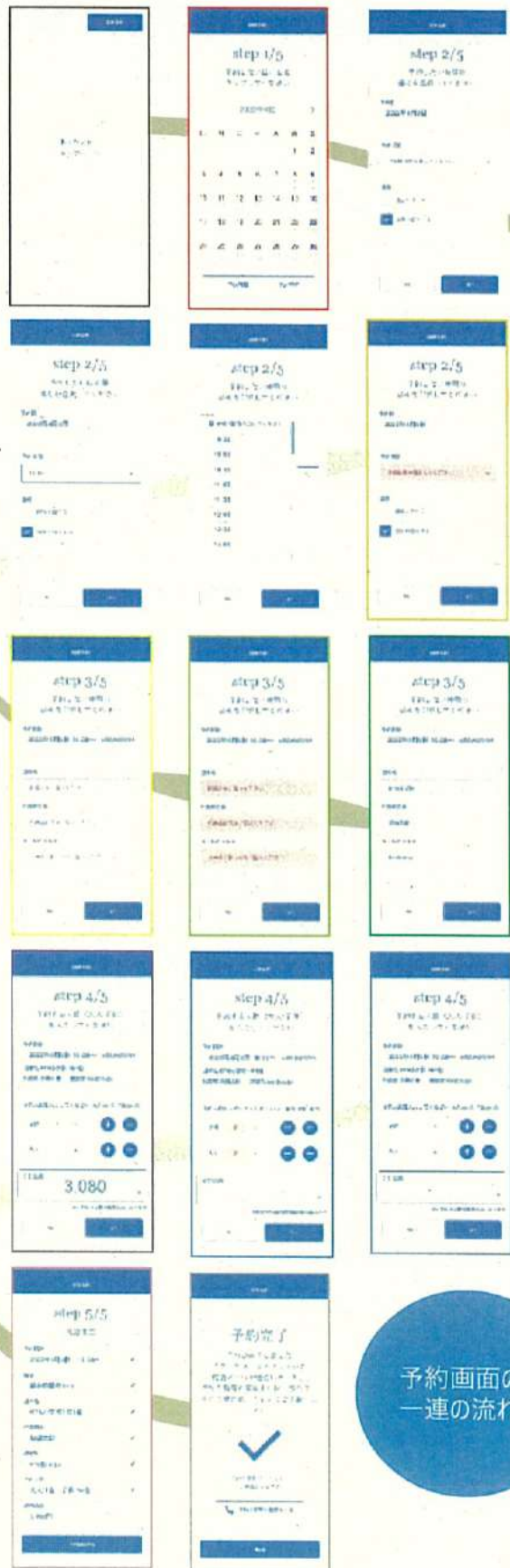
《Webのメリット》

- ・情報量に制限が無い
- ・ブラウザを介しているため常に最新情報を表示できる
- ・インターネット上で検索してヒットすれば自動的にユーザーを得られる
- ・SNSで拡散されやすい

【公式HP】



【公式アプリの予約画面】



予約画面の
一連の流れ

その他

2) SDGsへの取組み

私たち、共同事業体は
SDGs（エスディー・ジーズ：Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）に取り組んでいます。
当施設でもこの取組みについて、啓発していきます。



【あぐりの丘からはじまるSDGs】

SDGsには、17項目の目標と、それらの目標を達成するための具体的な169個のターゲットに加え、さらにその下に232個のインジケータ（指標）があります。

世界各国が、SDGsの期限である15年間で全17項目の目標達成に向けて行動していくことで、2030年以降も「持続可能な社会」を実現させ続けることをSDGsは目指しています。

私たちも、このあぐりの丘から17項目すべてにおいて対応し取組むことで、子どもとSDGsの関係について親子で体験し学ぶ機会を提供したいと考えております。

1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

貧困による不平等が広がれば、経済成長が悪化し、紛争の原因になりかねません。そのため、誰もが健康な生活を送り、必要な教育が受けられる環境を整えるべきなのです。

どうして世界や日本に貧困があるのか、親子で学ぶ機会の場。たとえば、服やランドセルを普段から大切に扱えば、使わなくなったときに寄付することができます。

《フリマーケット・子供の成長とともに使わなくなった洋服やおもちゃ、古本などのリサイクル》



2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

空腹や栄養不足の状態では、人間は元気に活動できません。みんなが十分な食料と栄養を確保でき、心身ともに健康な社会生活を営めるよう、農業を続けられるようにしなければなりません。

家庭では食べ物を残さない、ゴミになってしまう食料を減らす、肉を少なく、野菜を多く食べるようにすれば、食肉用家畜のエサになる穀物が減るため、人間が食べるものを増やすことができます。

《食農教育・市民農園・収穫祭など》



その他

3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

豊かな社会を実現するには、健康に生きるためのサービスを、みんなが受けられるようにすることが必要です。障害の有無に関わらず一緒に遊べるインクルーシブな公園
《ユニバーサルデザインの遊具導入計画》



ユニバーサルデザイン屋外遊具(砵公園)

4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

世界中の人が学べるようになれば、貧困のサイクルを断ちきれます。誰もが健康的な生活を続け、より平和な社会を実現するためにも、教育により不平等を正す必要があるのです。

読み書きができることにどんなメリットがあるのか、親子で話しあう機会を、学校に通えない、貧しい国や地域の子どもの生活についても調べる機会を。

《体験プログラムなどを通じて、いじめ問題や不登校問題、男女の教育格差などスタッフと一緒に親子で考える機会の場合》



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

貧困のない健全な社会を実現するには、性による役割の違いをなくし、すべての女性が男性と同じように役割を果たせるようにする必要があります。性別にかかわらず、みんなが平等に生きられるようにし、それぞれの能力を発揮できる環境を整えることが欠かせません。

「女の子だから」「男の子だから」と決めつけたり、決めつけられたいしない、身のまわりでジェンダーの不平等がないか、親子で探す機会を。

《仕事と子育ての両立、子育て育休などスタッフと一緒に親子で考える機会の場合》



6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

世界中で安全な水が安く飲め、きれいなトイレが使えるようになれば、人々が健康に暮らせるため、経済も成長していきます。水資源を適切に管理することで、気候変動への対策も立てることも可能になります。きれいな飲み水や清潔なトイレが使えなくなったらどうなるか、親子で考える機会を。

《3月22日の「世界水の日」や11月19日の「世界トイレの日」のイベントなど企画など》



その他

7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的な
エネルギーへのアクセスを確保する

安全で手ごろな価格の、自然に優しいエネルギーをみんなが利用できるようなれば、世界全体の経済成長につながります。地球を守るためにも、健康や環境に悪影響のある化石エネルギーではなく、クリーンな再生可能エネルギーを使えるようにしていく必要があるのです。

《園内の太陽光発電や水力発電などについて学ぶ機会を創出》



8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な
完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
《雇用の創出・労働環境改善に努める》



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を
推進するとともに、技術革新の拡大を図る
《インターネット通信などのインフラを整備して、産業の基盤を整える》



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する
不平等があるままだと、社会と経済が発展し続けることはできません。貧困もなくなり、すべての人にとって地球をよりよい場所にするにはできない。身のまわりにある「差別」や「不平等」を親子で探す機会を。

《ユニバーサルデザイン、障がいの有無に関わらず平等利用を確保》



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

都市には、世界のおよそ半分の人が密集して暮らしています。そのため、貧困・気候変動・医療・教育など、人類が直面している課題も都市に集中しています。持続可能な開発を達成するには、都市の問題を解決し、みんなが安心して住み続けられるようにする必要があります。

自然あふれるあぐりの丘で、親子で散策しながら、自分が「よい」と思う都市の姿をイメージなど考え、住みやすい街について考える機会を。

《自然観察教室などあぐりの丘の自然を用いた環境学習など》



その他

12. つくる責任つかう責任



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

余分なモノをつくり続け、捨て続ける生活を改めないかぎり、食品ロスや資源の無駄使いは止まりません。環境は破壊され、人類は地球に住み続けられなくなります。あぐりの丘では、ゴミを減らし、環境汚染を防ぐ工夫をし、来園される方への啓発を行います。

《園内の環境美化に努めゴミゼロ活動を推進。

ゴミを出さない！増やさない！ゴミを持ち帰る運動》

13. 気候変動に具体的な対策を



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる

温暖化の悪影響を最小限に留める努力を、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑える取組を。
《温室効果ガス削減》

14. 海の豊かさを守ろう



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、
持続可能なかたちで利用する

《プラスチックゴミの回収、おもちゃや古本、日用品のリサイクルによるゴミの削減》

15. 陸の豊かさを守ろう



陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の
持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、
ならびに生物多様性損失の阻止を図る

森を守り、陸の生物の多様性を保たなければ、地球温暖化がさらに進んでしまいます。すると生態系が崩れ、水や食料もなくなり、人間の暮らしに深刻な悪影響が生じる。自然豊かなあぐりの丘で体験や学びのプログラムを造成し啓発を行います。

《あぐりの丘の自然を用いた環境学習、「森林伐採」「農作」「生物多様性」など》

16. 平和と公正をすべての人に



持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、
すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆる
レベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

平和で公正な社会が必要です。民族・信条・性的指向に関係なく安心して暮らせる、暴力のない社会をつくるのが求められます。教育プログラムの造成においても、平和・暴力についても意識した啓発を行います。

《「児童虐待」「ネグレクト」「いじめ」問題など、スタッフと一緒に子育て世代と考える機会の場》



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、
グローバル・パートナーシップを活性化する

SDGsの1～16を達成するには、地域やパートナー企業と連携して、より広く様々な課題に取り組み解決していきます。

《市民団体との協働によるシティズンシップ教育の推進、産学官民の連携、協力団体とのパートナーシップ》

わくわく😊どきどき🎡楽しさいっぱい！



遊ぼう！学ぼう！体験しよう！！



Growth Pia
joint enterprise group

**あぐりの丘指定管理者候補者
選定審査会審査報告書**

令和4年4月

令和4年4月25日

長崎市長 田上 豊久 様

長崎市あぐりの丘
指定管理者候補者選定審査会
会長 鎌田 英一郎



長崎市あぐりの丘指定管理者候補者選定審査会における審査結果について（報告）

長崎市あぐりの丘の指定管理者の指定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査結果について次のとおり報告します。

1 指定管理者候補者の名称

第一順位 グロウスピア 共同事業体
第二順位 NBCソシア・シンコー 共同事業体
第三順位 プレイヒルマネジメント 共同事業体

2 選定審査会の構成

会 長 鎌田 英一郎（長崎大学教育学部）
職務代理者 中村 重遠（長崎青年会議所）
委 員 小崎 覚（九州北部税理士会長崎支部）
委 員 田崎 飛鳥（長崎市PTA連合会）
委 員 吉村 正春（長崎市レクリエーション協議会）

3 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容や面接に基づき審査を行いました。

また、施設を管理運営する安定した経営能力を有するかについて、応募団体の財務諸表等により審査を行いました。

なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため、全ての団体名を伏せて実施しました。

4 審査の経緯

回数	開催日	内容
第1回	令和3年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び職務代理者の選出 ・あぐりの丘の概要説明 ・募集要項等の説明及び協議 ・選考方法、選定基準の説明及び協議
第2回	令和4年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察
第3回	令和4年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・書類及び面接審査 ・採点、指定管理者候補者の選定 ・審査報告書の協議

5 申請団体（届出順）

(1) プレイヒルマネジメント 共同事業体

代表団体	有限会社 三季クリエート
構成団体	株式会社 水樹
構成団体	有限会社 緑清園
構成団体	有限会社 あい緑化
構成団体	一般社団法人 長崎市保育会

(2) NBCソシア・シンコー 共同事業体

代表団体	株式会社 NBCソシア
構成団体	株式会社 シンコー

(3) グロウスピア 共同事業体

代表団体	株式会社 KTNソサエティ
構成団体	株式会社 大和総業
構成団体	株式会社 松田久花園
構成団体	株式会社 森谷商会

6 審査結果（採点結果は別紙のとおり）

安定した経営能力については、第一順位、第二順位及び第三順位の各事業体を構成する各団体の財務諸表等により、自己資本、直近の損益、財務状況を審査した結果、各事業体とも施設の管理運営に支障をきたすような経営状況でないと判断できる。

また、各共同事業体の評価については次のとおりです。

(1) 第一順位 グロウスピア 共同事業体

ア 基本事項について

施設の管理・運営については、あぐりの丘の自然を感じるという理念が具体的事例として明確となっており、あぐりの丘の地形、自然を十分に生かした提案と

なっており、高く評価できる。

また、コロナ対策についても専門の業者がおり、安心して施設を利用できる環境が構築される。さらに、集客方法について長けていることに加え、各専門分野の企業協力体制が構築されており、第二順位及び第三順位と比較すると優れている。

イ 事業計画について

施設の設置目的に沿った、年間を通じて、多世代が楽しめる様々な企画が盛り込まれた提案となっており、多くの集客を呼び込む工夫がされ、施設全体を活性化させる提案であり、高く評価できる。また、マスメディアにおける情報の拡散やWeb等を活用した広報・情報発信の取り組みによる施設利用者の増加や1年を通じた花マップの作成などによる利用者のサービス向上を図るための取り組みについても高く評価できる。

ウ 管理運営体制について

全天候型子ども遊戯施設には、保育士資格を有し、かつ一定の業務経験がある子どもの遊びに精通した者の配置や安全安心に遊ばせるための人員確保など、管理運営体制については、各業務の専門性を有する者による運営とし、無駄を省いた管理体制となっている。また、職員への研修・講習の実施によるスタッフの能力向上の取組や花壇・花畑などの施設の維持管理の年間スケジュールの提案がなされるなど、しっかりとした管理運営が期待できる。

さらに、協力団体のボランティア活動による委託料縮減の取り組みが計画されており、高く評価できる。

エ 価格について

指定管理委託料の上限額である 868,431 千円に対し、提案額は 837,419 千円であったことから、31,012 千円の経費削減に努めている。

(2) 第二順位 NBCソシア・シンコー 共同事業体

ア 基本事項について

施設の管理・運営については、施設の設置目的に沿った方針となっており、また、他の公共施設（「長崎市科学館」、「長崎市恐竜博物館」など）と連携した取り組みの提案については将来性を感じさせ、高く評価できる。

イ 事業計画について

施設の設置目的に沿った様々な企画を取り入れたマンスリープログラムは、多くの集客を呼び込む工夫がされた提案となっており、スケールも大きく、ワクワクする内容であるが、幅広い年齢を対象としたプログラムや施設全体を活性化させる提案が不足していた。

情報発信については、WEB等での発信などに取り組み、施設利用者の増加への取組について、高く評価できる。

ウ 管理運営体制について

全天候型子ども遊戯施設に子どもの遊びに精通したプレイリーダーの配置や職員の研修の実施に対する方針が明確に示されており、しっかりとした管理運

営が期待できる。また、あぐりの丘を利用したことがない人への情報発信に努め、心を動かすイベントを実施し、リピーターを増やしていくという取り組みについては評価できる。

エ 価格について

指定管理委託料の上限額である 868,431 千円に対し、提案額は 860,000 千円であったことから、8,431 千円の経費削減に努めている。

(3) 第三順位 プレイヒルマネジメント 共同事業体

ア 基本事項について

あぐりの丘の自然という場を里山ととらえ、四季に応じて緑の中での体験を重視した提案であるが、保育所をメインに集客を考えており、中・高校生なども含めた幅広い世代をターゲットとした集客ができるかどうか懸念される。

イ 事業計画について

事業体の特性を活かした計画であるが、多世代が利用できる取り組み、保育所以外からの集客力を向上させるための情報発信の取り組み、及び自主事業の取り組みの量及び質について、不足している。

ウ 管理運営体制について

自然環境等の管理運営体制について適切であると評価できる。一方、常に保育に携わっている団体が含まれている事業体であることが強みであるが、多世代が楽しめる施設となる提案が少なく、また、全天候型子ども遊戯施設に配置する運動保育士の役割をはじめ、企画・運営について説明できない点があった。

エ 価格について

指定管理委託料の上限額である 868,431 千円に対し、提案額は 859,803 千円であったことから、8,628 千円の経費削減に努めている。

7 審査会総評

(1) 総括的な講評

業務が多岐にわたるあぐりの丘の管理運営を行ううえで、グループを組み、各専門分野のノウハウやアイデアを活用し、業務の効率化が図られるとともに、確実な管理体制の構築が期待される。

各応募団体から、基本事項、事業計画、管理運営体制の具体的な取り組みが提案されたが、第一順位の団体の提案が、第二順位及び第三順位の団体と比較して全ての取り組みにおいて評価が高い又は同じであり、また、価格においても、最も経費の縮減努力が見込まれることから、第一順位の団体である「グロウスピア 共同事業体」をあぐりの丘の指定管理者候補者に選定する。

(2) 選定審査委員からの要望・意見

・あぐりの丘の自然の良さ、ゴーカートなどの人工物の良さ双方のメリットを生か

し、幅広い世代の多くの人が多様に楽しめる運営をやっていただきたい。
・事業計画が多岐に渡っており、事業の絞り込みが必要かもしれない。

(別紙)
採点結果

区分	評価項目			配点			採点					
	大項目	中項目	詳細	各委員	全体	計	第一順位		第二順位		第三順位	
							グロウスピア共同事業体	NBCソシア・シンコー共同企業体	プレイヒルマネジメント共同事業体			
技術点	基本事項	基本方針	・施設の管理、運営業務について、施設の設置目的等にあった基本方針、理念を持っているか ・新型コロナウイルス感染症拡大防止策はとられているか	4	20	60	19	54	17	52	12	36
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	4	20		17	17	11			
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	4	20		18	18	13			
	事業計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られる事業計画（施設の設置目的を達成するためのプログラムの提案を含む）であるか	12	60	120	57	113	54	110	30	64
		サービスの向上	利用者が快適に施設を利用できる取組み、情報発信（広告・宣伝）の取組み、自主事業（整備資産を除く）などが、年間を通じて施設利用者の増加や利便性を高めるための提案であるか	8	40		40	40	24			
		評価と改善	事業の提案に創意工夫や評価・改善体制があるか	4	20		16	16	10			
	管理運営体制	人員配置	職員配置は、施設の業務を行うのに適切か（配置人数、管理組織の構成、施設管理に必要な知識・経験を有する者、全天候型子ども遊戯施設に子どもの遊びに精通したスタッフの配置など人材の確保状況など）	8	40	100	36	84	36	81	26	68
		収支計画	施設の業務に係る収支計画は、事業計画等との整合性が図られているか、また、経費削減の取組みはなされているか	4	20		16	14	13			
		施設管理	施設及び設備の維持管理業務に係る基本的事項（清掃、点検業務、備品管理、職員研修など）は適切に遂行できるか	4	20		15	15	15			
		緊急時の対応	緊急時における、連絡体制等危機管理体制は適切か	4	20		17	16	14			
	技術点 計				56	280	251	243	168			
	価格点	価格	経費	経費は適正か	24	120	95	90	90			
合計				80	400	346	333	258				

長崎市あぐりの丘
指定管理者募集要項

長崎市こども部・水産農林部

令和4年1月

長崎市あぐりの丘指定管理者募集要項

長崎市あぐりの丘の指定管理者の募集にあたって

「あぐりの丘」は自然豊かな里山に抱かれた農業体験施設として、長年、市民に親しまれてきましたが、時代の変化に伴い、近年は屋外遊具エリアを中心に、子ども連れの来園者で賑わいをみせています。

今回、この屋外遊具エリアに隣接した場所に全天候型子ども遊戯施設がオープンすることを契機として、「あぐりの丘」のコンセプトを「農業体験施設」から、「子どもを中心とした全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供する施設」にリニューアルするとともに、民間事業者の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの削減を図るために、新たに指定管理者制度を導入します。

今回の指定管理者公募にあたり、この新たな「あぐりの丘」が、

●自然環境や全天候型子ども遊戯施設等を活かした遊び・体験ができる場

●子どもを中心として、すべての世代が集い、楽しみながら世代を超えた

交流の輪が広がる場

●自然の風や光、季節を体感するとともに、施設を活用しながら心身のリ

フレッシュを醸成する場

として多くの来園者を迎え、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資することができるよう、創意工夫を凝らした様々な事業提案を期待し、事業者を募集します。

1 指定管理者の募集

長崎市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長崎市あぐりの丘条例（令和3年長崎市条例第39号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、長崎市あぐりの丘の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

【根拠法令】

・地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

【根拠条例】

・長崎市あぐりの丘条例第4条第1項

市長は、あぐりの丘の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 施設の設置目的及び概要

(1) 設置目的

本市は、子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資するため、長崎市あぐりの丘を長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町に設ける。

(2) 施設の概要

- ア 名 称 長崎市あぐりの丘
- イ 所 在 地 長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町
- ウ 面 積 23ヘクタール
- エ 設置年月日 令和4年10月28日（金）
- オ 入園料及び駐車場使用料 無料（全天候型子ども遊戯施設を除く。）
- カ 全天候型子ども遊戯施設（令和4年8月中旬に完成予定）

目的	あぐりの丘に、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる施設として、全天候型子ども遊戯施設を置く。
名称	全天候型子ども遊戯施設 ※子どもたちに長く愛され、親しまれる施設としたいため、市民から愛称を公募する。
供用開始日	令和4年10月28日（金）
年間来館者数	約10万1千人（目標）

構 造	鉄骨造平家建
延床面積	1,753.67㎡
施設概要	子どもの遊び場、多目的スペース、ロッカー、トイレ、事務室等 【遊び場に設置する遊具】 大型ネット遊具、クライミングウォール、ボルダリングウォール、空気膜構造遊具、複合遊具×2、木のボールプール、ブランコ遊具
入館料	子ども（小学生まで）：250円、子どもの保護者等：100円 ※入館者及び減免等は仕様書に記載しています。

※その他の詳細は、別に定める「長崎市あぐりの丘指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

指定管理者は、次の業務を行います。

なお、詳細は仕様書に従い実施します。

- ア あぐりの丘の利用に関する業務
- イ あぐりの丘（全天候型子ども遊戯施設を除く。）の行為の許可に関する業務
- ウ あぐりの丘の宣伝及び利用促進に関する業務
- エ あぐりの丘の施設及び設備の維持管理に関する業務
- オ 前各号に掲げるもののほか、あぐりの丘の運営に関して市長が必要と認める業務

(2) 自主事業

指定管理者は、本施設の設置目的に沿い、施設利用者の利便性の向上や施設の魅力を高めるものと認められる場合は、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、指定管理者独自の自主事業を実施することができます。

全天候型子ども遊戯施設と全天候型子ども遊戯施設周辺の既存の屋外遊具の周囲については、子どもたちが安心して伸び伸びと遊ぶ場を提供していくこととしていることから、その機能を妨げる事業の提案はできません。

自主事業を実施する場合は、あらかじめ長崎市に実施計画書案を提出し、長崎市の承認を得たうえで実施してください。

また、自主事業を実施するにあたり、施設の改修等を行う場合は、長崎市から加工承諾等を得て実施してください。

指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、原則として、指定管理者は、自己の負担において速やかに原状に回復しなければなりません。

なお、設備投資や建物建設等（以下「整備資産」という。）を行う場合、竣工後、その設備、建物は市に寄附することが条件となりますが、整備資産は、将来にわたりあぐりの丘の資産となることから、市は、整備資産の構造、規模、用途など事前に市が確認し、あぐりの丘の設置目的に沿ったものであるかなどを総合的に確認したうえで承認し、事前承認した設計内容とおりの整備資産であるかを確認して受け入れる必要があり、全てのものを無条件に受け入れるものでないことから、今回の指定管理者を選定するに当たり、整備資産の有無や内容については、評価の対象外となります。

4 指定の期間

令和4年10月28日（金）から令和10年3月31日（金）まで

5 管理に関する基本的事項

(1) あぐりの丘の開園時間及び休園日並びに全天候型子ども遊戯施設の開館時間及び休館日

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得てあぐりの丘の開園時間及び休園日並びに全天候型子ども遊戯施設の開館時間及び休館日を設定することができます。

あぐりの丘の開園時間及び休園日並びに全天候型子ども遊戯施設の開館時間及び休館日について提案してください。

なお、承認の基準は長崎市あぐりの丘条例施行規則（令和3年長崎市規則第85号。以下「規則」という。）第4条及び第5条のとおりです。詳細については、仕様書を参照してください。

(2) 施設利用等の許可及び制限

条例及び規則等に従って行ってください。

ア 施設利用の許可について

条例及び規則等に従って行います。

イ 施設の利用の制限に関する事項

(7) 条例第10条（行為の不許可）に該当する場合は、行為を許可しないことができます。

(4) 条例第18条（行為の許可の取消し等）に該当する場合は、行為の許可を取り消し、又は行為を停止し、若しくは制限することができます。

(9) 条例第21条（入館の制限）に該当する者については、全天候型子ども遊戯施設への入館を拒み、又は退館を命ずることができます。

(3) 業務の全部又は主要な部分の委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ市長の承認を得た場合についてはこの限りではありません。

(4) 業務の一部の第三者委託又は修繕に係る業者選定

市長の承認を得て業務の一部を委託する場合又は修繕を発注する場合の業者は、原則として、長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿（修繕にあつては長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第11条に規定する有資格業者名簿を含む。）に登録されている者の中から選定してください。選定にあたっては、有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」である者から選定しますが、履行可能な業者がない、又は履行可能な業者が限られ競争性の確保が困難な場合は、「準市内」、「市外」まで順に対象とすることができます。

(5) 備品等の取り扱い

指定管理者は、別途協定書等に定める施設運営に必要な備品を管理します。施設の備品は必要に応じて長崎市が購入します。

ただし、指定管理者自らの判断により施設の運営のための備品を購入する場合、維持管理も含め、指定管理者自らの費用で購入し、その備品の所有権は指定管理者に帰属します。

(6) 関係法令の遵守

指定管理者は、地方自治法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）などの労働関係法令、その他関係法令、条例、規則及び仕様書等を遵守し、業務を履行しなければなりません。

(7) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、長崎市個人情報保護条例（平成 13 年長崎市条例第 27 号）第 37 条及び長崎市特定個人情報保護条例（平成 27 年長崎市条例第 25 号）第 38 条の規定により、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護に留意するとともに、業務の実施に関して知りえた個人情報等について漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止、並びに盗用の禁止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。違反した場合には、長崎市は、損害賠償の請求をすることができます。

また、個人情報等の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報等の適正な管理を図るために、指定管理者は個人情報等の取り扱い規程等を作成するものとします。

(8) 情報の公開

指定管理者は、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）第 25 条の規定により、情報の公開に関する規程等を作成するなど、施設の管理に関する業務に係る情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(9) 秘密保持義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は管理以外の目的に使用してはなりません。指定管理期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

(10) 文書の管理及び保存

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとします。文書等の管理及び保存の期間については、本業務の終了後 5 年間とします。

ただし、長崎市が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、長崎市が指示を行い、引き渡しを受けることとします。

(11) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境に配慮した持続可能な社会形成に向けた取組みに努めるものとします。

- ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出量削減
- イ 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理
- ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入（グリーン購入の推進）

6 経費に関する事項

指定管理者は、長崎市が支払う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）により管理運営を行います。

長崎市が支払う指定期間の委託料の上限額は868,431千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）です。

この上限額を超えて提案がなされた場合は、その時点で失格とします。なお、委託料の上限額は指定期間の修繕料49,915千円を含む総額です。

※本募集要項における経費に関する金額は、すべて税込（消費税率10%）とします。

(1) 委託料

「あぐりの丘の管理に関する業務の収支予算書（第6号様式）」（以下「収支予算書」という。）による提案に基づき、支出（施設の管理運営にかかる経費）額が委託料となります。指定期間中に不足する状況となった場合でも、長崎市は不足分の支出は行いません。

委託料の額は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに定めます。

また、委託料（修繕料を除く。）の支払方法については、前金払いにより四半期ごとに支払うことができます。前金払いで支払う場合は、前金払の履行報告書に關係書類を添えて報告していただきます。

詳細については、長崎市と指定管理者で協議のうえ、協定書に定めます。

初年度（10月28日から翌年3月31日まで）に関しては、11月、1月に分割して支払います。

なお、指定期間内に次の状況となった場合は、協議を行います。

- ア 指定管理業務を追加及び廃止した場合
- イ 「7 責任の分担」に基づく協議が必要となった場合

(2) 入館料等の収入

当該施設における入館料等（全天候型子ども遊戯施設の入館料及び条例第12条の使用料）は、長崎市の収入となります。

(3) 修繕料

修繕料に係る委託料は、会計年度ごとの額を概算払いにて支払い、精算を行います。

指定管理者は、支出の内訳が明らかな書類を添付のうえ精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。なお、精算した結果、残金を生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければなりません。

(4) 施設における自主事業の経費

自主事業の実施に係る経費についてはすべて指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入については指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、すべて指定管理者の負担となります。

なお、自主事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、一定割合の市への納付や利用者への還元など利益の取扱いについても併せて提案をしてください。基準として、利益の10%までは全額指定管理者の収入とし、10%を除いた残りの50%を市への納付もしくは利用者還元にあてることとします。詳細については、協定書において定めることとします。

(例) 自主事業の利益が50万円であった場合

50万円	指定管理者収入	市への納付 又は還元
	折半	
	22万5千円	22万5千円
	指定管理者収入	
5万円 (利益の10%)		
支出	収入	

(5) 管理運営における課税

ア 法人税

指定管理業務は、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条第1項第10号の請負業に該当するため、指定管理者は法人税の課税対象となります。

また、法人格を持たない任意団体も、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第8号の「人格のない社団等」に含まれ、法人税法第7条の規定から収益事業に係る所得のみが法人税の課税対象になることから、任意団体であっても、申告が必要となります。

イ 事業所税

指定管理者制度における事業所税の事業主体(納税義務者)の判定は、収益の帰属により行うこととなります。

事業所税の課税対象となる可能性があります。事業所税の制度については、理財部市民税課にお尋ねください。

ウ 消費税

消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第8号では、課税対象となる「資産の譲渡等」を、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をい

う。」と定義しています。

指定管理料は、指定管理者が事業としてサービスを提供し、地方公共団体はそのサービスの対価を支払うというものであり、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」に該当し、指定管理料全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(6) その他

指定管理業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は指定管理者に指定された団体の負担となります。

7 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。

なお、詳細については、関係法令に基づいて、協定書に規定します。

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
使用料の未収	使用料の未収による収入減	○	
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵(指定管理者の責)による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない(長崎市の責による)施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休園等の運営リスク	○ (責任の範囲については協議する)	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休場等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担			○
運営管理(企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応)			○

項目	長崎市	指定管理者
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）		○ （修繕については、1件当たりの金額が130万円未満のもの）
管理事務所、倉庫等の物品管理		○
有料施設の利用の許可（受付、許可、料金徴収業務）		○
使用許可の受付・交付事務		○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）		○
使用料の歳入	○	
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収	○	
施設の法的管理（占用許可等）	○	
施設の整備、改修	○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等	○	
災害復旧（本格復旧）	○	

※ 指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議します。

<本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議します。>

8 保険

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とします。

(2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第2条（公の营造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。

(3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。なお、長崎市が加入している保険及び指定管理者が加入する保険は次のとおりです。

ア 長崎市が加入している保険

(7) 火災保険（火災及び災害）

・公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済

(4) 全国市長会市民総合賠償補償保険

契約類型			D型
保険金額（支払限度額）	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円
補償保険（見舞金等）	対象外		

※指定管理者が行う自主事業や、指定管理者が所有する車両に係るものなどは、上記の市加入保険の対象外であるため、必要に応じて指定管理者が加入してください。

9 公募に関する内容

(1) 指定管理者の公募及びスケジュール

実施スケジュールは次のとおりです。

ア 募集要項・資料の配布	令和4年1月31日（月）～4月15日（金）
イ 質問書の受付	令和4年1月31日（月）～3月18日（金） ①1回目締め切り 令和4年2月14日（月） ②2回目締め切り 令和4年3月18日（金）
ウ 応募者説明会及び現地説明会の開催	①令和4年2月14日（月） ②令和4年2月15日（火） （説明会参加申込期限：令和4年2月8日（火））
エ 申請の受付	令和4年4月1日（金）～4月15日（金） ※期間中の土日祝日は窓口での受付はできません。
オ 面接審査の実施	令和4年4月下旬
カ 選定結果の通知	令和4年5月上旬
キ 指定管理者の指定の手続き	令和4年6月
ク 指定管理者との協定締結	令和4年8月
ケ 指定管理者による管理の開始	令和4年10月28日（金）

※オの日程、場所等詳細については、後日応募団体に連絡します。

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 募集要項等の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、長崎市指定管理者ホームページからダウンロードできます。また、子育て支援課の窓口でも配布します。

長崎市指定管理者ホームページ URL :

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/760000/764000/index.html>

イ 質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。

質問への回答は、説明会参加団体及び質問団体に電子メール又は FAX にて回答し、併せてホームページにも掲載します。

質問内容は簡潔明瞭に記載されますようご注意ください。

なお、審査における公平性を損なうおそれがあると本市が判断する質問には、お答えできませんのであらかじめご了承ください。

受付期間：①令和4年1月31日(月)～2月14日(月)

②令和4年2月15日(火)～3月18日(金)

※ 受付期間外における質問は受け付けません。

受付方法：公募に関する質問書(第2号様式)に記入のうえ、電子メール、FAX 又は郵送にて送付されたもののみ受け付けます。電話や来訪など、口頭での質問及び受付期間外における質問は受け付けません。

※ 電子メール又は FAX での送付については、必ず通信の確認(電話にて)をお願いします。

提出先：長崎市こども部子育て支援課(長崎市役所別館1階)

担当 山口(さ)、立木(企画係)

〒850-8685 長崎市桜町6番3号

電話 095-829-1270(直通)

FAX 095-829-1275

メールアドレス kosodate@city.nagasaki.lg.jp

ウ 応募者説明会及び現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について次のとおり説明会を開催します。

なお、共同事業体で応募を予定している場合は、当該共同事業体を構成する団体(以下「構成員」という。)を代表する団体(以下「代表構成員」という。)が出席してください。

※共同事業体については、13 ページ「10 応募に関する事項 (3) 共同事業体に関する条件」をご覧ください。

開催日時：①令和4年2月14日（月）14時00分～17時まで
②令和4年2月15日（火）14時00分～17時まで
開催場所：あぐりの丘 管理事務所（長崎市四杖町2671-1）
参加人数：各団体3名まで
申込方法：応募者説明会参加申込書（第3号様式）に記入のうえ、電子メール、FAX又は郵送にて2月8日（火）までに送付してください。
※電子メール又はFAXでの送付については、必ず通信の確認（電話にて）をお願いします。
申込先：上記イ 質問書の提出先に同じ

エ 申請の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和4年4月1日（金）～4月15日（金）
午前8時45分から午後5時30分まで
提出期限：4月15日（金）午後5時30分（必着）
受付場所：長崎市こども部子育て支援課（長崎市役所別館1階）
※ 申請書等の提出は持参又は郵送とします。

10 応募に関する事項

(1) 応募資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体（複数の団体からなる共同事業体を含む。）で、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 長崎市内に事業所又は事務所等（以下「事業所等」という。）を有し、その営業年数が3年以上ある者であり、当該事業所等において従業員を雇用していること。

イ 本募集に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同事業体の構成員である場合を除く。）。

ウ 3年以上の実績を有する（過去3か年分の財務諸表を提出できる）団体であること。

エ 長崎市税、長崎県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限される者でないこと。

カ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

ク 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者でないこと。

ケ 長崎市指定管理者制度暴力団対策要綱（平成 17 年 12 月 21 日施行）第 3 条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当しないこと。

コ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中、並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でないこと。

サ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。

シ 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していること。

ス 長崎市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

セ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

② 参加に関する条件

ア 次の免許又は資格等を有する技術者を雇用していること。

また、共同事業体で応募する場合は、いずれかの団体が取得し、又は雇用していること（取得又は雇用見込みを含む。）。なお、(7)の資格を必要とする業務については再委託不可とします。また、(イ)～(エ)の免許又は資格等が必要な業務を再委託する場合は、再委託の必須条件となります。

	対象業務	免許・資格等
(ア)	建物の防火管理	甲種防火管理者
(イ)	浄化槽維持管理業務	法定点検資格者
(ウ)	自家用電気工作物保守点検業務	法定点検資格者
(エ)	消防用設備保守点検業務	法定点検資格者

イ 本募集に対する申請は、1 団体あたり単独または共同事業体構成員のいずれか 1 申請のみとし、重複して申請することはできない。

ウ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）は、申請時に当該指定管理業務を担当する組員（上記(1)の条件を満たす者に限る。）を定めること。

(3) 共同事業体に関する条件

- ア 共同事業体の名称は、「〇〇共同事業体」とすること。
- イ 構成員の数は5者以内とする。
- ウ 構成員のいずれもが、上記(1)の条件を全て満たすこと。
- エ 構成員間の協定により、代表構成員及び各構成員の責任分担を明確に定めること。
- オ 指定申請書提出後の代表構成員及び構成員の変更は原則として認めない。
- カ 協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合は、共同事業体の構成員になることはできない。

1 1 申請書類

【共通】

提出書類		部数	
		正本	副本
1	指定管理者指定申請書（第1号様式）	1部	—
2	指定管理者指定申請に係る宣誓書（第4号様式） ※「10 応募に関する事項 (1) 応募資格」に示す要件を満たしていることを宣誓するもの	1部	—
3	事業計画書（第5号様式） ※自主事業の提案をする場合は、あわせて自主事業計画書（任意様式）を提出してください。	1部	10部
4	当該施設の管理に関する業務の収支予算書（5年5か月）（第6号様式）	1部	10部
5	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（最新のもの）	1部	—
6	団体の概要書（第7号様式）	1部	10部
7	役員名簿（第8号様式）	1部	—
8	申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書	1部	10部
9	前3事業年度の収支計算書、事業報告書、法人税確定申告書（別表1、別表4及び別表5）その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類 ※法人税確定申告書（別表1、別表4及び別表5）については、税務署の受付が確認できるもの（電子申告については、受信通知の写しを添付すること）。ただし、法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していない場合は、当該申告書に代えて、下記No20を提出 なお、上記「団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類」につ	1部	10部

提出書類	部数	
	正本	副本
<p>いて具体的には、次の法人区分の例により、必要な申請書類を提出すること。</p> <p><株式会社> ※会社法及び会社法施行規則に従ったもの 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、附属明細書、監査報告書</p> <p><公益法人> 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録、監査報告書</p> <p><特定非営利活動法人> ※NPO法人会計基準に従ったもの 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書</p> <p><社会福祉法人> ※社会福祉法人会計基準に従ったもの 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、附属明細書、計算書類の注記、財産目録、監査報告書</p>		
10 法人市民税の確定申告書（第20号様式）の写し（申請直近の決算期で、本市の受付印があるもの）。	1部	—
⑪ 長崎市発行の「長崎市税の完納証明書」	1部	—
⑫ 長崎県発行の「納税証明書（未納がない証明）」又は「納税証明書（税額証明（法人県民税額並びに法人事業税額及び特別法人事業税額等）」	1部	—
⑬ 税務署発行の「納税証明書（その3）」又は「納税証明書（その3の3）」	1部	—
14 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類 ・労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書（直近の1回分）の写し 等 ※雇用保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
15 健康保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書（直近の1回分）の写し 等 ※健康保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
16 厚生年金保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書（直近の1回分）の写し 等 ※厚生年金保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
17 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことについての申出書（第9号様式） ※各種保険加入の義務がないため、上記14、15、16いずれかの提出ができない場合のみ提出してください。	1部	—
18 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認できる書類 ・特別徴収税額通知書の写し及び領収書 等	1部	—

	提出書類	部数	
		正本	副本
19	指定管理者指定申請に係る申出書（第10号様式） ※「12 申請に際しての留意事項（2）応募の制限等」に示す要件を満たしていることを申し出るもの	1部	—
20	法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（第11号様式） ※公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税、法人県民税及び法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合のみ提出してください。	1部	—

【法人】

	提出書類	部数	
		正本	副本
㉑	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1部	—
㉒	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては、同条第12項の証明書	1部	—
㉓	印鑑証明書（法務局で発行されたもの）	1部	—

【その他団体】

	提出書類	部数	
		正本	副本
㉔	<代表者のみ>住民票の写し	1部	—
㉕	<代表者のみ> 身元証明書（本籍地のある市区町村で発行されたもの）	1部	—
㉖	<代表者のみ> 登記されていないことの証明書（法務局で発行されたもの）	1部	—

【共同事業体で申請する場合】

	提出書類	部数	
		正本	副本
27	共同事業体協定書（第12号様式）の写し	1部	—
28	委任状（第13号様式）（代表構成員を除く構成員全て）	1部	—

※構成員全てについて、上記【共通】の4～20及び団体の種類により【法人】㉑～㉓又は【その他団体】㉔～㉖の書類を提出してください。

【中小企業等協同組合で申請する場合】

	提出書類	部数	
		正本	副本
29	中小企業等協同組合 組員名簿及び誓約書（第14号様式） ※指定管理業務を担当する組員について定めるもの。	1部	—

【注意事項】

注1 提出書類は、官公署が発行する証明書等やむを得ない場合を除き日本工業規格のA4版とします。

注2 副本は、審査の公平性を確保するため、団体（構成員を含む。）が特定できないよう団体の名称、住所、電話番号等をすべて伏せて提出してください。

注3 提出書類の番号に丸が付いているものについては、長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限ります。

1.2 申請に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

本件提案に関して、あぐりの丘指定管理者の候補者の選定審査会（以下「審査会」という。）委員、長崎市職員、その他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。応募者が特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは失格とする場合があります。

なお、審査会委員は次のとおりです。

鎌田 英一郎（長崎大学教育学部）

小崎 覚（九州北部税理士会長崎支部）

田崎 飛鳥（長崎市PTA連合会）

中村 重遠（長崎青年会議所）

吉村 正春（長崎市レクリエーション協議会）

(2) 応募の制限等

1 団体が指定期間を重複して指定を受けることができる長崎市の指定件数は6件までであるため、本施設の指定を受けることにより当該件数を超えることとなる団体は応募できません。

ア 複数の施設を一つにまとめて1件の公募として行われたものについては、当該複数の指定を1件とみなします。

イ 共同事業体の構成員として指定を受けている場合、各構成員については1件の指定を受けているものとみなします。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により訂正することができます。

(4) 応募団体以外の者による禁止行為

応募団体の代表者又はその代理人（応募団体（共同事業体の場合は構成員を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）以外が、次の行為を行うことはできません。

ア 事業計画書及び収支予算書の作成（作成に関する技術的な支援を除く。）

イ 審査会の面接審査への出席

(5) 応募者の失格

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(6) 申請書類の完備

「11 申請書類」に掲げる申請書類が揃っていない場合は、申請を受け付けません。

(7) 応募書類の取り扱い

提出書類は返却しません。なお、申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。

ただし、長崎市は指定管理者候補者の選定を行う際や長崎市議会の審議等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(8) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には辞退届（第15号様式）を提出していただきます。

(9) 費用負担

応募に際して発生する費用は、選定の有無にかかわらず応募者の負担となります。

1.3 審査及び選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、審査会において、技術点及び価格点の合計で評価を行い、審査会での審査の結果を踏まえ長崎市において指定管理者候補者を選定後、議会の議決を経たうえで指定管理者を指定します。

(2) 審査の内容

ア 資格審査

提出された書類により、必要資格等の審査を長崎市において行います。

イ 書類・面接審査

応募内容や事業計画の取組み内容などについて、審査会が、書類及び面接にて審査を行います。

面接ではプレゼンテーションを行っていただいたうえで質疑を行うため、応募団体の代表者又はその代理人（応募団体（共同事業体の場合は構成員を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）3名以内で出席してください。

ウ 審査の過程において、必要に応じて、事業所等の視察を行うこともあります。

(3) 選定基準

ア 安定した経営能力については、提出された書類により評価を行います。

イ 上記以外において、審査における評価項目及び配点は次のとおりです。

区分	評価項目			配点	
	大項目	中項目	詳細		
技術点	基本事項	基本方針	・施設の管理、運営業務について、施設の設置目的等に合った基本方針、理念を持っているか ・新型コロナウイルス感染症拡大防止策はとられているか	4	12
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	4	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	4	
	事業計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られる事業計画（施設の設置目的を達成するためのプログラムの提案を含む）であるか	12	24
		サービスの向上	利用者が快適に施設を利用できる取組み、情報発信（広告・宣伝）の取組み、自主事業（整備資産を除く）などが、年間を通じて施設利用者の増加や利便性を高めるための提案であるか	8	
		評価と改善	事業の提案に創意工夫や評価・改善体制があるか	4	
	管理運営体制	人員配置	職員配置は、施設の業務を行うのに適切か （配置人数、管理組織の構成、施設管理に必要な知識・経験を有する者、全天候型子ども遊戯施設に子どもの遊びに精通したスタッフの配置など人材の確保状況など）	8	20
		収支計画	施設の業務に係る収支計画は、事業計画等との整合性が図られているか、また、経費削減の取組みはなされているか	4	
		施設管理	施設及び設備の維持管理業務に係る基本的事項（清掃、点検業務、備品管理、職員研修など）は適切に遂行できるか	4	
		緊急時の対応	緊急時における、連絡体制等危機管理体制は適切か	4	
	価格点	価格	経費	経費は適正か ※上限の範囲内において、一定の基準額までは経費の削減努力を評価しますが、その基準額を下回る場合はサービス水準の低下が懸念されることから、評価が下がります。	24
	合計				80

(4) 失格基準

下記に該当する場合は失格とします。なお、イに該当する場合は面接を行いません。

- ア 施設を管理運営する安定した経営能力がないことが明らかなき
- イ 委託料について、事業者の提案額が、市が設定した上限額を超えるとき
- ウ 各大項目のいずれかにおいて 50%未満であるとき
- エ 技術点の合計点において 60%未満であるとき
- オ 「施設の設置目的と計画」、「サービスの向上」、「人員配置」のいずれかが 0 点であるとき

(5) 選定結果

選定結果については、採択、不採択に関わらず、申請団体に通知するとともに、長崎市指定管理者ホームページ等において、申請者名、順位、点数等を公表します。

指定管理者候補者に決定した団体については、指定管理者決定通知書により通知することとします。

また、指定管理者候補者に決定した団体が、管理の開始までに「10 応募に関する事項」に規定する要件を満たさなくなったときは、すみやかに長崎市に届け出てください。

1.4 指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、地方自治法の規定により長崎市議会の議決を経たうえで指定されます。指定議案は令和 4 年 6 月長崎市議会定例会に提案することを予定しており、議決後、指定団体に通知します。

1.5 協定に関する事項

指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市とにおいて指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議します。

(1) 協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

- ・施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）
- ・指定期間

イ 管理業務の履行に関する事項

- ・業務の範囲に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・職員への教育・研修
- ・利用者等からの苦情への対応

- ウ 施設の利用に関する事項
 - ・入館料等に関する事項
 - ・自主事業に関する事項
- エ 委託料に関する事項
 - ・委託料の金額
 - ・支払方法及び精算方法
- オ 事業の実施に関する事項
 - ・実施計画の実施に関する取り決め事項
- カ 責任分担に関する事項
- キ モニタリングに関する事項
 - ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
 - ・利用者アンケートに関する事項
 - ・事故報告に関する事項
- ク 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 業務不履行時等における違約金に関する事項
- コ 指定期間終了に伴う措置に関する事項
- サ その他必要な事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と長崎市が協議のうえ定めます。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

16 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこととします。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

17 指定の取消し及び違約金

(1) 指定取消し等の要件

長崎市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

なお、指定の取消し等に伴い指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、長崎市はその賠償の責めを負いません。

また、指定を取消した場合において、長崎市に損害、損失又は増加費用があるときは、指定管理者は長崎市に対し、その損害等を賠償することになります。

ア 指定管理者が虚偽又は不正な手段により指定を受けたとき。

イ 指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定を受けた後、業務の辞退や協定書の解除の申し出により本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。

ウ 協定又は関係法令等の条項に違反したとき。

エ 本募集要項「10 応募に関する事項」の「(1)応募資格」に定める要件を満たさなくなったとき。

オ 施設の管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。

カ 著しく社会的信用を失ったとき。

キ その他、市長が必要と認めるとき。

(2) 業務不履行時等の違約金

指定の取消し等で業務不履行となった場合は、違約金として、指定管理者が長崎市に提出した本施設の管理に関する業務の収支予算書における指定期間に係る委託料の額から、長崎市が認める正当な履行部分に相当する額を除いた額の100分の10に相当する額を長崎市に納付していただきます。

なお、「6 経費に関する事項」(1)により前金払いにて支払われた委託料のうち、業務不履行部分に係る委託料については、返還していただきます。

18 その他の事項

(1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は指定管理者に指定しません。

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、すべて指定管理者候補者の負担とします。

ア 長崎市議会での議決が得られない場合

イ 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事項が生じた場合

(2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに長崎市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、長崎市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めるものとし、また、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、長崎市は指定管理者の指定を取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

なお、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、17の(1)、(2)と同様に取り扱い、その旨を協定書に規定するものとし、また、

イ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び長崎市の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と長崎市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、長崎市は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただきます

長崎市あぐりの丘
指定管理者業務仕様書

長崎市こども部・水産農林部

令和4年1月

長崎市あぐりの丘 指定管理者業務仕様書

長崎市あぐりの丘（以下、「あぐりの丘」という。）の指定管理者の業務の内容及び範囲等は、本仕様書により行うものとします。

また、本文中に「条例」とあるものは「あぐりの丘条例（令和3年長崎市条例第39号）」、「規則」とあるものは「あぐりの丘条例施行規則（令和3年長崎市規則第85号）」を表します。

1 目的

本仕様書は、あぐりの丘の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

2 あぐりの丘の概要

(1) 設置目的

子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資するため。

具体的には、次に掲げる場を提供する。

- 自然環境や全天候型子ども遊戯施設等を活かした遊び・体験ができる場
- 子どもを中心として、すべての世代が集い、楽しみながら世代を超えた交流の輪が広がる場
- 自然の風や光、季節を体感するとともに、施設を活用しながら心身のリフレッシュを醸成する場

(2) 施設の概要

- ア 名称 あぐりの丘
- イ 所在地 長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町
- ウ 設置年月日 令和4年10月28日（金）
（平成10年7月18日に設置した「長崎市いこいの里」を施設の設置目的を見直し、「長崎市あぐりの丘」としたもの）
- エ 施設の規模 敷地面積 23ヘクタール
- オ 施設の内容 全天候型子ども遊戯施設（概要は3に記載）
- カ 入園料及び駐車場使用料 無料（全天候型子ども遊戯施設を除く。）
- キ 来園者数 (単位：人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
318,385	309,142	289,664	230,641

※車両台数に、平日：2.2人/台、土日祝日：3.9人/台を掛けて算出した数値

(3) 位置図及び平面図等

- ア 位置図 (P18 参照)

イ 区域図 (P19 参照)

ウ 施設図 (P20 参照)

エ その他

施設及び事業の概要については、あぐりの丘ホームページを参照してください。

<https://aguri-hill.com/>

(4) 備品一覧 別紙 1 参照

(5) あぐりの丘 (全天候型子ども遊戯施設を除く。) の開園時間及び休園日 (規則第 4 条及び第 5 条に規定)

開園時間及び休園日の承認の基準は次のとおりです。

指定管理者は、あらかじめ長崎市の承認を得て、開園時間及び休園日を設定することができますので、開園時間及び休園日について提案してください。

ア 開園時間は、午前 8 時から午後 6 時までの時間帯を基本とし、1 日 10 時間以上とすること。

イ 休園日は、天候の悪化その他やむを得ない理由があるときに限り設けること。

ウ 開園時間及び休園日の決定に当たっては、利用者の利便性等に最大限配慮すること。

エ 開園時間及び休園日を決定し、又は変更したときは、その旨を周知する措置を講じること。

3 全天候型子ども遊戯施設の概要

(1) 設置目的

あぐりの丘の敷地内に、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる施設として、全天候型子ども遊戯施設を置く。

具体的には、次に掲げる場を提供する。

- 天候や年齢、障害の有無等に関わらず、子どもが安全・安心に遊べる場
- 子どもがのびのびと遊びながら健やかに成長できる場
- 子ども同士の交流の輪が広がる場

(2) 施設の概要

ア 名 称 全天候型子ども遊戯施設 (令和 4 年 8 月中旬完成予定)

イ 供用開始日 令和 4 年 10 月 28 日 (金)

ウ 構造・延床面積 鉄骨造平家建 1, 753.67㎡

エ 入館者数の目標人数 年間約 10 万 1 千人

オ 施設の内容

室名等	面積 (㎡)	主な内容・設備
子どもの遊び場	1,067.76	乳児、3-5歳、小学校低学年、小学校高学年用の遊び場スペース
畳スペース	14.97	乳児の遊び場として使用
多目的スペース	72.99	保護者等の休憩・見守りスペースとして使用
授乳室 (1、2)	18.11	入館者の授乳スペースとして使用
多目的トイレ (1、2、3、4)	29.16	子どもの遊び場付近のトイレ
エントランス	51.92	受付、券売機
トイレ	69.56	入口付近の多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレ
ロッカー室	24.12	入館者の荷物の保管場所
回廊	174.45	エントランスから各遊び場や多目的スペースを回廊するスペース
事務室	78.76	指定管理者の事務室として使用 ※給湯室、更衣室 (男子・女子)、会議室を含む
救護室	14.58	体調が悪くなった入館者の休憩スペースとして使用
機械室 (1、2、3)	87.68	機械設備の設置場所
倉庫 (1、2)	28.20	
廊下	8.84	

カ 入館料

入 館 者	入館料 (1人1回につき)	
	個 人	団 体 (15人以上)
子ども※1 (小学生まで) *子どもの保護者等が同伴する者	※2 250円	※2 200円
子どもの保護者等 (保護者又は、満18歳以上の付添人) *子どもを同伴する者	100円	80円
子どもの保護者等が同伴する満18歳未満の者 (中高生等) *子どもを除く。	100円	80円

※1 「子ども」とは、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

※2 1歳未満の者の入館料は無料。

キ 入館料等の減免基準 (規則第10条に規定)

区分	居住地	減免割合
(1) 次のいずれかに該当するもの ア 身体障害者手帳を所持する者 イ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者	市内	10割

区分	居住地	減免割合
ウ 療育手帳を所持する者 エ ア、イ又はウに掲げる者を介護する者（1人に限る。） オ 60歳以上の者		
(2) 前号アからエまでのいずれかに該当するもの	市外	5割
(3) 長崎市に所在する次に掲げる施設等における子ども及びその引率者（その活動のための行事に利用するとき（平日の利用に限る。）に限る。） ア 保育所 イ 認定こども園 ウ 幼稚園 エ 小規模保育事業を行う施設 オ 認可外保育施設 カ 放課後児童クラブ キ 子ども会	—	2割
(4) 市長が発行した割引券を所持する者	—	割引券に記載した額等
(5) その他市長が特別の理由があると認める者	—	市長が別に定める額

(3) 全天候型子ども遊戯施設のイメージパス等（P21～P22 参照）

(4) 全天候型子ども遊戯施設の開館時間及び休館日（規則第4条及び第5条に規定）

開館時間及び休館日の承認の基準は次のとおりです。

指定管理者は、あらかじめ長崎市の承認を得て、開館時間及び休館日を設定することができますので、開館時間及び休館日について提案してください。

ア 開館時間は、午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上とすること。

イ 休館日は、毎週水曜日（学校の休業期間（夏休み等）を除く。水曜日が休日の場合は、その休日以降最初の休日でない日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）とすること。

ウ 開館時間及び休館日の決定に当たっては、利用者の利便性等に最大限配慮すること。

エ 開館時間及び休館日を決定し、又は変更したときは、その旨を周知する措置を講ずること。

4 管理運営に関する考え方

あぐりの丘の管理運営は、次に掲げる項目に沿って管理運営を行ってください。

(1) 子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成

長を育むとともに、市民のレクリエーションに資するという設置目的に基づいた施設の管理運営を行ってください。

- (2) 全天候型子ども遊戯施設は、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる施設として設置しています。
- (3) 公の施設として、市民の平等利用の確保及び公平なサービスの提供を常に行ってください。
- (4) 事業計画等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適切な対応を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めてください。
- (5) 利用者の安全確保に留意するとともに、施設的环境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本としてください。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めてください。
- (7) 個人情報の保護及び管理を徹底するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らすなど、自己の利益のために利用しないでください。
- (8) ごみの削減、省エネルギー、CO₂削減など、環境に配慮した運営に努めてください。
- (9) 施設の利用に支障がない範囲において、長崎市が実施する事業に協力してください。

5 指定期間

令和4年10月28日～令和10年3月31日

6 法令等の遵守

あぐりの丘の管理運営及び事業の実施にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守し、業務を遂行してください。

なお、指定管理期間中に次各号に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) 消防法
- (4) 労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係法令
- (5) 水道法
- (6) 浄化槽法
- (7) 電気事業法
- (8) 廃棄物処理法
- (9) 長崎市あぐりの丘条例、長崎市あぐりの丘条例施行規則
- (10) 長崎市個人情報保護条例、長崎市特定個人情報保護条例、長崎市情報公開条例
- (11) 長崎市暴力団排除条例
- (12) 新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る業種別ガイドライン

- (13) その他、業務を遂行するうえで、関連する法令等がある場合は、それらを遵守してください。

7 職員の配置等について

職員の勤務形態等については、労働基準法など労働関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保やその他の労働環境の整備に努めるとともに、業務遂行上必要な体制を確立し、施設管理や運営に支障がないように定めてください。

なお、日常業務だけでなく、不測の事態や災害等にも迅速かつ的確に対応ができる体制を構築してください。

また、利用者サービス及び利用者の安全性を低下させないよう経費削減ができる効率的な職員の配置についての提案を事業計画書（第5号様式）及び収支予算書（第6号様式）に記載してください。

各業務ごとの配置については、次の点に留意してください。

- (1) あぐりの丘の管理運営全般を統括する責任者としての役割を担う者として、施設長1名を配置してください。
- (2) 施設長を補佐し、施設長不在時に代理する役割を担うとともに、あぐりの丘の維持管理業務等（全天候型子ども遊戯施設を除く。）を行う者及び、全天候型子ども遊戯施設の責任者としての役割を担う者として、それぞれ主任1名を配置してください。
- (3) 業務ごとに必要な知識及び経験を有する者を配置し、指揮命令が統一できるようにしてください。また、専門的な資格、技術等を要する業務については、必ず当該資格者等を配置してください。
なお、全天候型子ども遊戯施設においては、子どもの遊び場エリアにおける利用者の状況把握、見守り、安全管理、遊び方や禁止行為の説明などを行うことができるよう、子どもの遊びに精通した職員（プレイリーダー、運動保育士等）の配置など、施設運営に関する提案をしてください。
- (4) 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施してください。
- (5) 職員は、統一感のある服装や名札を着用するなど、施設利用者が職員と判別できるようにしてください。また、利用者に不快感を与えることがない様、常に身だしなみに気を配るようにしてください。
- (6) 施設長には甲種防火管理者の資格所有者を配置してください。
- (7) 施設にAEDを設置していますので、AEDの操作ができるよう、職員に普通救命講習会を受講させてください。

8 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

ア あぐりの丘の利用に関する業務

(7) 受付・案内、電話対応業務（※この業務は再委託できません）

- a 体験プログラムやイベントへの参加希望者の受付
- b 園内施設の案内
- c 園に関する問い合わせの対応

(4) 開園・閉園業務及び巡回確認業務

- a 入口ゲート及び施設の解錠
- b 入口ゲート及び施設の施錠
- c 施設や設備の安全確認・衛生確認

(ウ) 動物の飼育及び動物広場に関する業務

- a 動物の飼育業務
- b ふれあい動物広場に関する業務
- c 動物の糞尿等の堆肥化業務

(エ) ベビーカーや車イスなどの備品類の貸し出しに関する業務

- ・利用者の要望に応じて貸し出してください。
- ・利用状況を記録するための管理簿を作成してください。

(オ) 来園者の利用実績の記録・集計に関する業務

イ 全天候型子ども遊戯施設の利用に関する業務（※この業務は再委託できません）

個人及び団体の入館の受付、案内、解説及び入館料の徴収を行ってください。なお、高齢者や身体障害者等の入館の補助を希望する利用者に対して、きめ細やかなサービスを行ってください。また、施設内での混雑や新型コロナウイルス感染症の状況によっては、入館制限（人数や時間など）を行い、利用者の安全面が確保できるよう、しっかりと対応してください。

(7) 入館券の発券及び入館料の徴収

- ・個人の有料入館券は自動券売機及び窓口で発券し、入館料を徴収してください。
- ・個人の無料入館券は窓口で発券してください。
- ・団体の入館券は窓口で発券し、入館料を徴収してください。
- ・入館料の管理に関し、必要な帳簿を作成してください。

(4) 予約受付

- ・団体（15人以上）の予約受付を行ってください。
- ・あらかじめ混雑等が見込まれ、入館制限が必要な場合には、予約システムで利用日の前日までの受付を行うとともに、利用日当日に空きがある場合には、窓口で受付を行ってください。

(ウ) 施設の利用に関する助言・指導

- ・利用者に対して利用上の注意事項と遊具の説明を行ってください。

- ・遊具の使用方法等がわからない利用者に対しては、正しい利用方法を指導してください。
- ・遊具を投げる等の危険な行為を行う利用者や不適切な言動の見られる利用者に対しては、保護者、子ども問わず理解を求め、利用者全体の安全と安心を確保してください。
- ・利用者が交錯する場合などは注意するとともに、混雑の場合には別の遊具を案内するなど、利用者全体の安全を確保してください。

(I) 入館者の利用実績の記録・集計に関する業務

- ウ あぐりの丘（全天候型子ども遊戯施設を除く。）の行為の許可に関する業務
 （条例第9条及び規則第8条に規定）（※この業務は再委託できません）
 次に掲げる行為をしようとする者に許可等を行ってください。

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円
	1月	1,613円
興行	1平方メートルにつき1日	18円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円

(7) 行為の許可及び使用料の徴収等

- ・申請書を受付け、行為の許可をしたときは、使用料を徴収し、許可証を交付してください。
- ・使用料は、長崎市公金取扱金融機関へ納入していただきます。

(4) 行為の不許可

- ・条例第10条に基づき、公益上適当でない認めるときは、当該行為の許可をしないでください。

(ウ) 行為の許可の取消し等

- ・条例第18条に基づき、行為の許可の取消し等を行ってください。

エ あぐりの丘の宣伝及び利用の促進に関する業務

(7) 広告・宣伝に関する業務

あぐりの丘の周知を図るとともに、魅力を伝え、効用を最大限に発揮する広告・宣伝の方法及び内容を提案し、実施してください。

- a あぐりの丘のホームページを開設し、定期的な更新作業を行い、最新の情報提供を実施してください。

また、ホームページについては、ウェブアクセシビリティの確保に向けて、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」で定める、JIS X 8341-

3:2016の適合レベルAAに準じた仕様としてください。

なお、作成したホームページは長崎市に帰属します。

b チラシやポスターの作成のほか、各種広報媒体を活用した広告宣伝を実施してください。

(イ) パンフレット作成・配布業務

来園者に配布する、園内案内用パンフレットの作成及び印刷をしてください。

(ウ) 体験プログラム等に関する業務

あぐりの丘及び全天候型子ども遊戯施設の設置目的を踏まえ、既存施設（土地・建物）を活用し、次のa及びbのプログラムを年間52日以上提案し、必ず実施してください。

プログラムの実施日数は、全天候型子ども遊戯施設の「子どもの成長を育むプログラム」については年間12日以上とし、aとbの体験プログラムの合計を年間52日以上としてください。（同一プログラムを年間複数日実施することは可能です。）

プログラム実施に係る必要経費については、指定管理委託料に積算していますので、年間52日は必ず提案・実施してください。

なお、プログラムごとの参加費については、市は委託料に積算していませんので、指定管理者が参加者から、実費相当（材料費や保険料、その他体験に必要な設備の使用料など）の金額を徴収し、指定管理者の収入としますので参加費についても提案に添えて記載してください。

a. あぐりの丘（全天候型子ども遊戯施設を除く）

(a) 自然を活かした遊び・体験ができるプログラム

(b) すべての世代が集い、楽しむことができるプログラム

b. 全天候型子ども遊戯施設

(a) 子どもの成長を育むプログラム

体験プログラムについては、自主事業においても提案可能ですが、その際には、まず当該業務を52日提案した上で、別途自主事業の実施計画案を提出してください。

また、体験プログラムについては、現在活動している市民活動団体と連携して実施することも可能です。（これまで市が推進してきた市民活動団体の活動の場としての提供は令和4年8月末に終了します。）

提案時に団体と連携を希望する場合は、あぐりの丘のホームページに市民活動団体の活動内容や市民協働コーディネーターの連絡先等を掲載していますので、ご活用ください。（<https://aguri-hill.com/siminkatudou/simin/>）

さらに、指定管理者選定後も、市民活動団体と連携を希望される場合は、市が連絡調整を行い、団体と指定管理者との協議の場を設定することも可能です。

なお、令和4年度（令和4年10月28日～令和5年3月31日）の実施回数については、b 全天候型子ども遊戯施設でのプログラムを年間5日以上、aとbの体験プログラムの合計を年間21日以上とします。

（参考）

現在、あぐりの丘で実施している主な体験プログラムについては次のとおりです。

プログラム名	
ガーデニング体験教室	スポーツ体験教室
夏休み工作教室	みそづくり体験
ナイター昆虫観察会	もちつき体験
天体観測会	門松づくり体験

オ あぐりの丘の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ア) 施設の清掃に関する業務

- a 全天候型子ども遊戯施設ほか便所等清掃 別紙の「便所清掃等業務特記仕様書」及び「全天候型子ども遊戯施設 清掃業務特記仕様書」による。
- b aを除く園内のごみ拾いや建物内及び設備等の清掃を行うとともに、定期的に衛生確認を行い、施設全体の美化に努めること。

(イ) 施設の除草に関する業務

別紙の「施設の除草に関する業務特記仕様書」による。

(ウ) 花壇・花木等の管理に関する業務

別紙の「花壇・花木等の管理に関する業務特記仕様書」による。

(エ) ばらハウス及びばらハウス周辺花壇の管理に関する業務

別紙の「ばらハウス及びばらハウス周辺花壇の管理に関する業務特記仕様書」による。

(オ) 全天候型子ども遊戯施設の衛生管理等に関する業務

- a 全天候型子ども遊戯施設の安全点検、遊具等確認、事務連絡などの事前確認を開館前までに完了すること。
- b 開館時間中、トイレや授乳室などを点検し、必要に応じて清掃を行うこと。
- c 開館時間中、設備・遊具・備品などの消毒を定期的に行うこと。
- d 1日の開館時間終了後、館内及び遊具等の消毒、清掃及び点検を行うこと。

(カ) 施設及び設備の保守点検に関する業務

a 浄化槽保守点検業務

別紙の「浄化槽保守点検業務特記仕様書」による。

- b 池水取水設備保守点検業務
別紙の「池水取水設備保守点検業務特記仕様書」による。
- c 噴水設備保守点検業務
別紙の「噴水設備保守点検業務特記仕様書」による。
- d 貯水槽等清掃点検検査業務
別紙の「貯水槽等保守点検業務特記仕様書」による。
- e 屋外遊具定期点検業務
別紙の「屋外遊具定期点検業務特記仕様書」による。
- f 自家用電気工作物保安管理業務（太陽光発電機器を含む。）
別紙の「自家用電気工作物保安管理業務特記仕様書」による。
- g 消防設備点検業務
別紙の「消防設備点検業務特記仕様書」による。
- h 空調設備保守点検業務
別紙の「空調設備点検業務特記仕様書」による。
- i 全天候型子ども遊戯施設における設備の保守点検
 - (a) 自動ドア保守点検業務（全天候型施設の施設）
別紙の「自動ドア保守点検業務特記仕様書」による。
 - (b) 空調機械設備等保守点検業務（全天候型施設の施設）
別紙の「空調機械設備等保守点検業務特記仕様書」による。
 - (c) 消防用設備保守点検業務（全天候型施設の施設）
別紙の「消防用設備保守点検業務特記仕様書」による。
 - (d) 屋内遊具保守点検委託業務（全天候型施設の施設）
別紙の「屋内遊具点検委託業務特記仕様書」による。
 - (e) 自動券売機システム保守点検業務（全天候型施設の施設）
別紙の「自動券売機システム保守点検業務特記仕様書」による。
- (※) 警備に関する業務
 - a 建物内については、機械警備を導入し、夜間及び休館日は機械警備による安全管理に努めてください。
なお、詳細については、別紙の「機械警備業務特記仕様書」に基づき行ってください。
 - b 来園者が多く見込まれるゴールデンウィークやシルバーウィーク、春休み及び夏休みの日曜日等には、駐車場などに警備員を配置する等、安全管理に努めてください。
 - c 事故等が発生した場合は、速やかに被害者の救済、保護など応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処してください。また、必要に応じ

て市へ報告を行ってください。

(ク) 施設及び設備の修繕に関する業務

利用者の安全の確保などのため、施設及び建物の修繕は速やかに実施してください。

a 指定管理者が行う修繕

年間上限額 49,915 千円（税込）、1 件あたりの修繕費の上限額を 1,300 千円（税込）の範囲内で、指定管理者は施設及び設備の修繕に対応するものとします。

b 長崎市が行う修繕

上の a に記載する指定管理者が行う修繕以外の修繕については、長崎市が行います。

c 修繕の執行

修繕の執行（業者選定、見積徴取、契約等を含む。）は長崎市契約規則（昭和 39 年規則第 26 号）の制度に準じて行うようにしてください。

なお、執行にあたっては、原則として、長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 63 年 12 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格者名簿（修繕にあたっては、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 55 年 8 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格者名簿を含む。）に登録されている者の中から選定してください。選定にあたっては、有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」である者から選定しますが、履行可能な業者がない、又は履行可能な業者が限られ競争性がない場合は、「準市内」、「市外」まで順に対象とすることができます。

d 修繕費の精算

修繕費は、実績により精算を行うこととし、支出の内訳を明らかにした精算書を作成し、長崎市が指定する期日までに提出しなければなりません。精算額については、修繕費の年間上限額から実績額を差し引いた額とし、差額については長崎市が指定する日までに残金を返還しなければなりません。

なお、精算については、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額で計算します。

(ケ) 防火に関する業務（※この業務は再委託できません）

a 防火管理業務

指定管理者は、消防法に基づき甲種防火管理者の資格を持った者にあぐりの丘の防火管理を行わせてください。

b 消防計画業務

毎年 2 回消防訓練を実施するとともに、実施結果を検証し、消防計画の必要な見直しを行ってください。

(コ) 廃棄物の処理に関する業務

a 事業系一般廃棄物について、適正に処理を行ってください。

b 産業廃棄物について、適正に処理を行ってください。

カ その他の維持管理

(7) 事務用品等の物品の準備

以下の物品に関しては、指定管理委託料に必要な経費を積算していますので、指定管理者で準備を行うようにしてください。

- a 窓口業務、経理事務及びHPに関する業務等の事務で使用するパソコン
- b 電子複写機、FAX
- c 施設内のWifi環境の整備に必要な無線LANシステム（全天候型子ども遊戯施設及び、周辺3棟の多目的スペースには、Wifi用の配管を行います。）
- d AED（自動体外式除細動器）（2台）

※管理事務所横に1台、全天候型子ども遊戯施設に1台の設置を想定しています。

- e 玄関マット（6枚）

※全天候型子ども遊戯施設の出入口に2枚、管理事務所の出入口に4枚の設置を想定しています。

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、本施設の設置目的に沿い、施設利用者の利便性の向上や施設の魅力を高めるものと認められる場合は、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、指定管理者独自の自主事業を実施することができます。

なお、全天候型子ども遊戯施設と全天候型子ども遊戯施設周辺の既存の屋外遊具の周囲については、子どもたちが安心して伸び伸びと遊ぶ場を提供していくこととしていることから、その機能を妨げる事業の提案はできません。

自主事業を実施する場合は、あらかじめ長崎市に実施計画書案を提出し、長崎市の承認を得たうえで実施してください。

また、自主事業を実施するにあたり、施設の改修等を行う場合は、長崎市から加工承諾等を得て実施してください。

指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、原則として、指定管理者は、自己の負担において速やかに原状に回復しなければなりません。

なお、設備投資や建物建設等（以下「整備資産」という。）を行う場合、竣工後、その設備、建物は市に寄附することが条件となりますが、整備資産は、将来にわたりあぐりの丘の資産となることから、市は、整備資産の構造、規模、用途など事前に市が確認し、あぐりの丘の設置目的に沿ったものであるかなどを総合的に確認したうえで承認し、事前承認した設計内容どおりの整備資産であるかを確認して受け入れる必要があり、全てのものを無条件に受け入れるものでないことから、今回の指定管理者を選定するに当たり、整備資産の有無や内容については、評価の対象外となります。

実施内容については、提案によるものとするので、事業計画書に記載してください。

事業の実施により得た収益については、指定管理者の収入となります。ただし、利益が生じた場合、公の施設を使用するの利益であることから、一定の割合を市へ納付もしくは利用者還元にあてることとします。

利益の10%までは全額指定管理者の収入とし、その超えた部分の50%（利益全体の45%）を市へ納付もしくは利用者還元にあてることとします。

なお、自主事業の実施にあたり、プログラムを実施するにあたっては、現在活動している市民活動団体と連携して実施することも可能です。（これまで市が推進してきた市民活動団体の活動の場としての提供は令和4年8月末に終了します。）

また、物販等を実施するにあたり、既存の店舗等と協調して実施することも可能です。（既存の店舗等については、令和4年8月末に終了します。）

提案時に団体や店舗等と連携を希望する場合は、あぐりの丘のホームページに市民活

動団体の活動内容や市民協働コーディネーターの連絡先等を掲載していますので、ご利用ください。(<https://aguri-hill.com/siminkatudou/simin/>)

さらに、指定管理者選定後も、市民活動団体や既存の店舗等と連携を希望される場合は、市が連絡調整を行い、団体や店舗等と指定管理者との協議の場を設定することも可能です。

9 備品類の管理・調達

(1) 備品類の管理

ア 備品管理台帳

- ・備品類は、長崎市会計規則（昭和 39 年規則第 21 号）に定める備品管理台帳に基づき管理していただきます。
- ・備品類の照合を求められたときは直ちに対応できるよう適正な管理を行ってください。

イ 備品の損傷及び滅失

- ・指定管理上の瑕疵により備品を損傷又は滅失したときは、速やかに長崎市へ報告し、修理又は充当してください。
- ・指定管理上の瑕疵によらないで備品を損傷又は滅失したときは、速やかに長崎市と協議してください。

(2) 備品類の調達

ア 指定管理者による備品類の調達

- ・指定管理者は施設運営上必要がある時は自ら備品類を調達できます。
- ・調達に係わる費用（維持管理を含む。）は指定管理者の負担とします。
- ・指定管理者が調達した備品類は、指定管理者に帰属します。

イ 調達した備品類の管理

- ・指定管理者が調達した備品類は、長崎市から引き継いだ備品類とは別個に管理してください。
- ・指定管理者が調達した備品類によって、あぐりの丘の施設又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者の責任で対処していただきます。

10 収支予算書及び事業報告書提出に関する注意点

収支予算書、事業報告書は、指定管理業務及び自主事業について、それぞれ分けて提出してください。なお、事業年度区分は4月から翌年3月の期間で作成してください。

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

次年度の事業計画書及び収支予算書については、毎年度3月20日までに作成し、長崎市に提出すること。

11 業務報告

(1) 指定管理者は、各施設における管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した業務日誌を作成し、長崎市が指定する期間保管し、求めがあったときは提出すること。

(2) 毎月、業務日誌に基づいて事業報告書を作成し、翌月10日までに長崎市に報告して

ください。

- (3) 緊急事項については、ただちに長崎市に連絡するとともに適切な処置をとり、報告書を提出してください。

12 経費等について

(1) 事業報告

会計年度終了後、30日以内に事業の報告を全天候型子ども遊戯施設とその他あぐりの丘に分けて行ってください。また、共通する経費の按分などについては長崎市と協議してください。

なお、収支報告については、公認会計士又は税理士が作成した収支計算書を提出してください。

(2) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行ってください。

(3) 立入検査について

長崎市は必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととします。

13 その他の業務

(1) 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録の報告

市の環境に関する方針や目標に基づいた施設の管理運営を行うとともに、所定の様式により報告をすること。

(2) 職員研修

業務研修及び接遇研修を行い、安定したサービスの提供及び丁寧な対応を行うこと。

(3) 利用者等からの苦情への対応

利用者からの苦情に対しては、適切かつ迅速に対応し、解決してください。

なお、施設の構造等、指定管理者では対応できない内容の場合は、長崎市と協議してください。

14 モニタリングの実施方法

長崎市が利用者の意見や満足度等を聴取するため、モニタリングを実施する際は、円滑に行われるよう協力してください。

なお、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は実施した事業に関する事業報告書を作成し、月ごと、年度ごとに長崎市に提出すること。

(2) 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか、厳正に評価し検証する観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について長崎市に報告すること。

(3) 担当職員による現地調査

担当職員が、直接施設に行き、管理運営の状況を調査する。

(4) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、業務についての日報や月報等（月ごとの事業報告書）を作成することにより事業計画との整合が取れているか等の自己評価を行い、事業計画との乖離がある場合は、早期に原因究明を行い、対策を講じること。

(5) その他

長崎市は、指定管理者の管理運営状況を把握するため、必要に応じた監視・指導を行うものとする。

15 指定管理者の賠償責任と保険の加入

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。ただし、下記の保険には長崎市が加入します。

ア 公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済

イ 全国市長会市民総合賠償補償保険

本保険の賠償責任保険の内容は次のとおりです。ただし、保険の対象は「賠償責任保険（身体賠償、財物賠償等）」のみであり、「補償保険（見舞金等）」は対象になりません。また、指定管理者が自らの責任と費用において実施する自主事業や、医療行為などの保険の対象とならない業務に起因する事故等によるものについても対象になりません。

契約類型			D型
保険金額（支払限度額）	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円
補償保険（見舞金等）	対象外		

16 指定期間終了後の引継

(1) 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定期間満了前に指定の取消しが行われたときは、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、指定管理に関する業務を遂行できるように引継ぎを行ってください。

(2) 引継ぎにあたっては、引継ぎ内容が不十分であることを原因とした事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分に確認を行うとともに、施設の利用に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく次期指定管理者へ提供するなど、引継ぎに遺漏がないよう十分に留意するようにしてください。

17 業務実施上の注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないでください。
- (2) 各施設の管理運営に係る各種規程・要綱等がない場合は、長崎市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施してください。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、長崎市と協議を行ってください。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、防火管理者を定めるものとします。防火管理者は消防計画を作成し、消防計画に基づく避難の訓練その他防災管理上必要な業務を行ってください。
- (5) 市民の利便に資するため、開館時間、休館日の変更が必要であると長崎市が認めたときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行ってください。
- (6) その他、仕様書に記載のない事項については、長崎市と協議を行ってください。
- (7) 新型コロナウイルス等感染症に対して、国のガイドラインなどに基づき適切な対策を行ってください。

＜参考ホームページ＞

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

- (8) 長崎市において、長崎市の関係者などを参列者として、令和4年10月27日に全天候型子ども遊戯施設のオープニング式典等の開催を予定していますので、その際はご協力をお願いします。

18 協議

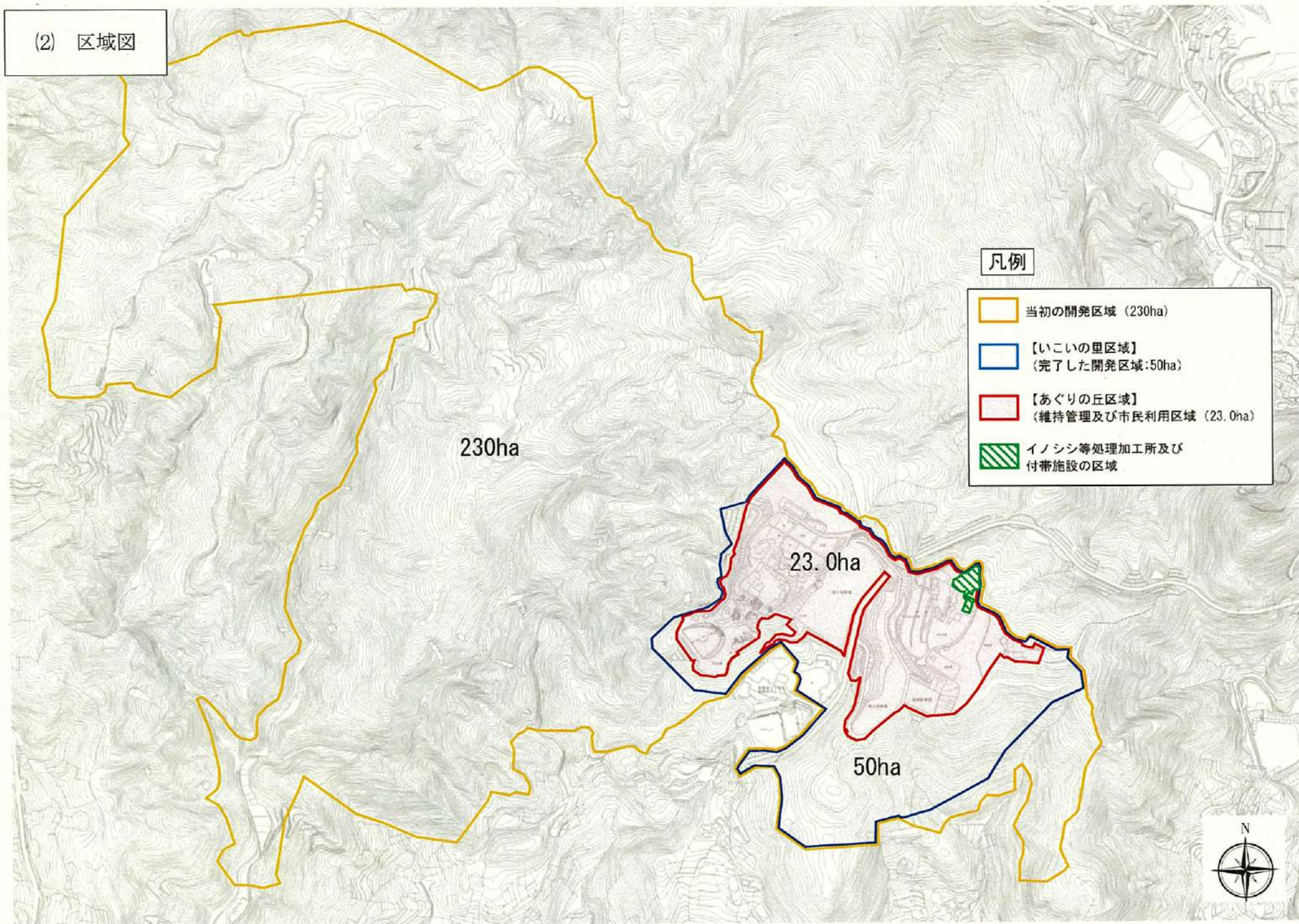
この仕様書に規定するもののほか指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、長崎市と協議し決定します。

19 位置図等

(1) 位置図



(2) 区域図



(3) 施設図

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
1	管理事務所	231.44
2	体験館 (旧農産物直売所)	103.20
3	休憩所	35.00
4	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	57.60
5	旧店舗 (売店)	14.90
6	旧店舗 (雑貨屋)	97.56
6'	授乳室	32.78

全天候型子ども遊戯施設

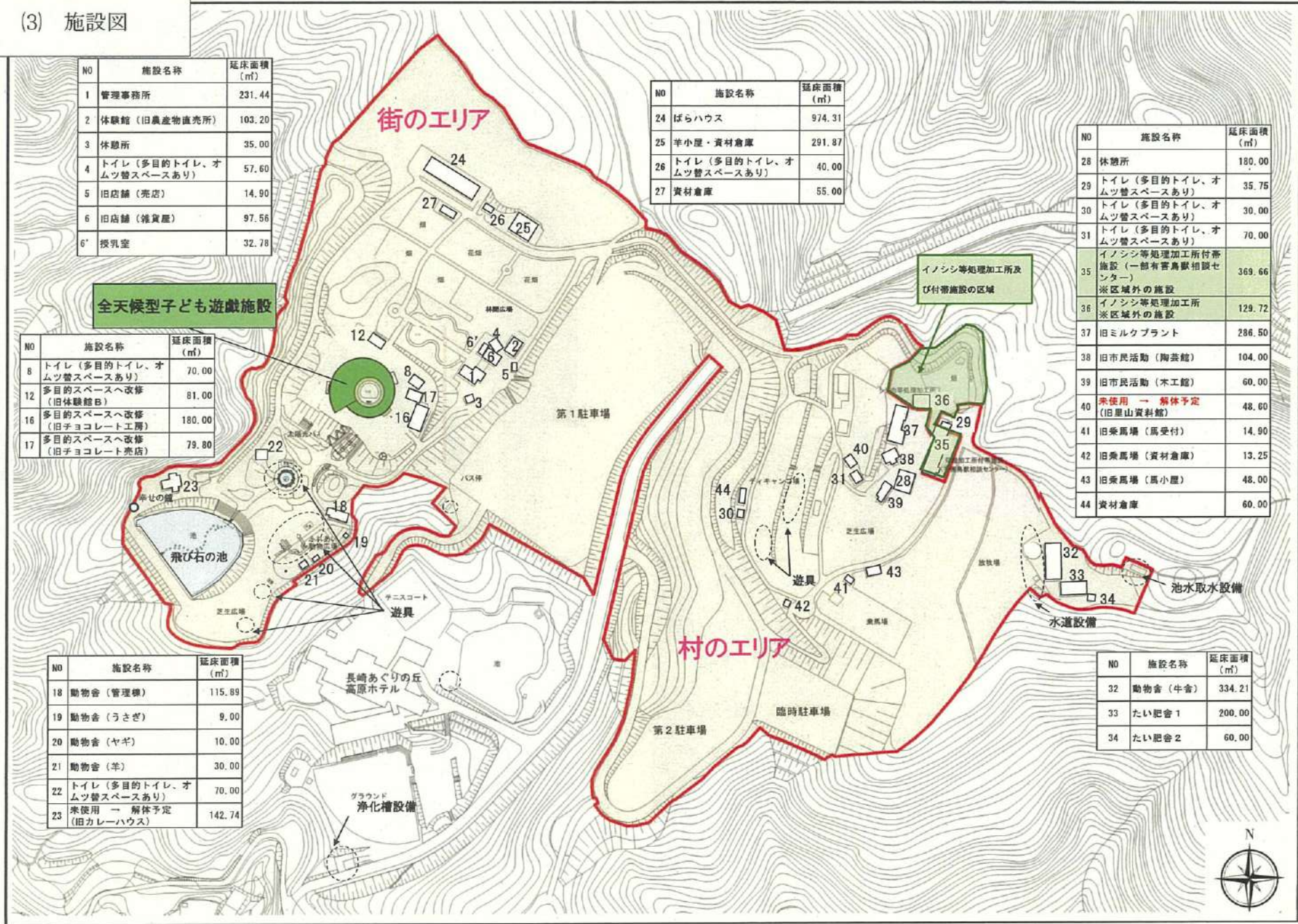
NO	施設名称	延床面積 (㎡)
8	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	70.00
12	多目的スペースへ改修 (旧体験館B)	81.00
16	多目的スペースへ改修 (旧チョコレート工房)	180.00
17	多目的スペースへ改修 (旧チョコレート売店)	79.80

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
18	動物舎 (管理棟)	115.89
19	動物舎 (うさぎ)	9.00
20	動物舎 (ヤギ)	10.00
21	動物舎 (羊)	30.00
22	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	70.00
23	未使用 解体予定 (旧カラーハウス)	142.74

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
24	ばらハウス	974.31
25	羊小屋・資材倉庫	291.87
26	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	40.00
27	資材倉庫	55.00

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
28	休憩所	180.00
29	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	35.75
30	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	30.00
31	トイレ (多目的トイレ、オムツ替えスペースあり)	70.00
35	イノシシ等処理加工所付帯施設 (一部有畜鳥獣相談センター) ※区域外の施設	369.66
36	イノシシ等処理加工所 ※区域外の施設	129.72
37	旧ミルクプラント	286.50
38	旧市民活動 (陶芸館)	104.00
39	旧市民活動 (木工館)	60.00
40	未使用 解体予定 (旧里山資料館)	48.60
41	旧乗馬場 (馬受付)	14.90
42	旧乗馬場 (資材倉庫)	13.25
43	旧乗馬場 (馬小屋)	48.00
44	資材倉庫	60.00

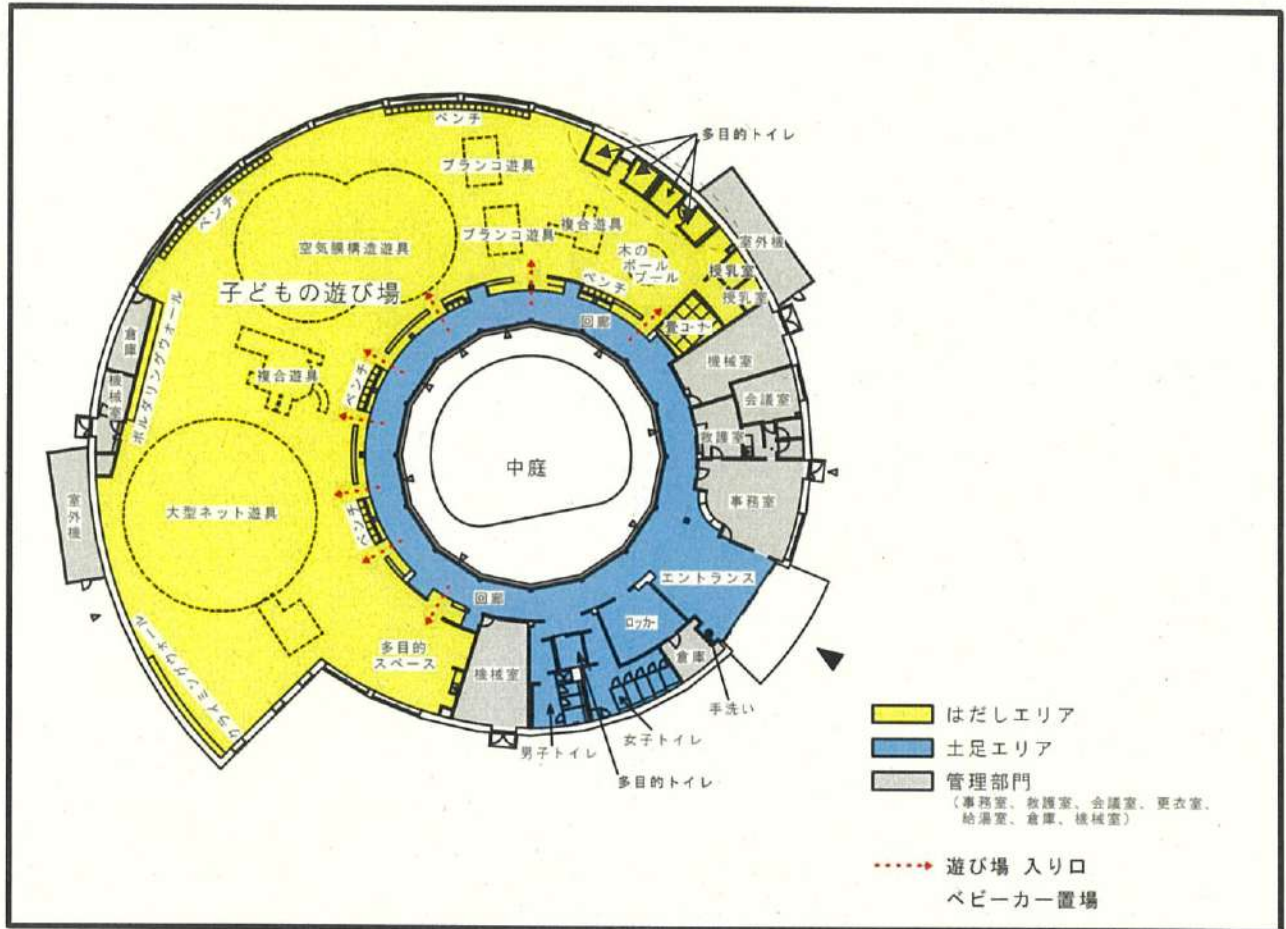
NO	施設名称	延床面積 (㎡)
32	動物舎 (牛舎)	334.21
33	たい肥舎1	200.00
34	たい肥舎2	60.00



(4) 全天候型子ども遊戯施設のイメージパース等



(5) 全天候型子ども遊戯施設平面図



子どもの遊び場に
設置する遊具

- 大型ネット遊具
- クライミングウォール
- ボルダリングウォール
- 空気膜構造遊具
- 複合遊具 × 2
- 木のボールプール
- ブランコ遊具

